

一、直納熊野炭御用代御前貸相濟候付、御挨拶被遺物及取計候事。

仙臺平袴地十反

阿部伊勢守  
御使土佐守

此度直納熊野炭御用代御前貸の儀、被御内談候處、御厚御舍御取扱相濟み被致大慶候。依之仙臺平袴地十反被致進入度旨被申付候事。

仙臺平袴地五反

御勘定奉行石川土佐守

右之通被遺の儀及取計候事。

以手紙啓上仕候。殘暑礫兼候得共、彌御安靜被成御勤奉拜賀候。然此度直納熊野炭御用代御前貸の儀に付ては、彼是御取扱も右之の趣申納言殿被致承知満足被存候。依之甚薄少には御座候得共、仙臺平御袴地五反被相贈候。此段小子より宜得御意旨被申付、如此御座候との趣。

(三) 二歩口役所 二歩口は小物成中の税目にして封内の要所々々に百二十ヶ所の役所を設け、役人を置きて輸出入の物品は國の内外を問はず、物の公私を論せず、嚴重に検査して、輸出品に二歩の税金を賦課徴収す。故に又口銀或は口前と通稱し二分口役所を一般に口前所と唱ふ。而して其の收納したる金額は凡て藩の金庫に入る。其の金額年々異動あれども安政三年より慶應元年に至る十個年を平均するに、一年に四萬參千兩に達し、慶應元年十月より翌二年九月迄滿一箇年の收納高貳萬八千五百參拾八兩に及べり。右徴收高の内本郡に屬する内譯は不明なれども、本郡は林産に富み、漁獲も豊富なれば、二分口税金も多額なりしなるべし。南紀徳川史により熊野關係の條項を左に抄録す。  
二歩口の制遠く慶安の昔に創り紀律嚴格、國の内外を問はず、物の公私を論せず、苟も輸出に關する物は必ず徴收し、犯す者は其物品を沒收す。御勘定奉行の下に二歩口奉行あつて一切を統理し、役人手代と稱する小吏、各所に駐在、監査徴收に服事し、收納の銀兩は皆國庫に致す。其額異動あるも、大凡一歲金貳萬八千兩より四萬餘兩に及ぶ。

一、記中口銀定額は多くは御仕入大帳に據る。御仕入方は官設と雖も、二歩口役所の定法に従ひ、一般と同じく納税す。故に其筆記幸に存せる也、然れども遺漏なきを保しかたし。

一、二歩口役所控なるものは、恐らく手代輩の手簿なるべし。各役所の所在地、物品の種類、船舶漁具の數、口銀の定格、乃至受負の大略等見るに足るべし。受負は地方財産を有するものを選び、物品出入の多寡、平均の豫額を定め、以て口銀を負担納せしめ、荷主より直接徴収せざるをいふ。是等の地には役所を設けざる也。

一、紀州封内二歩口役所の數百二十三ヶ所、役人手代亦數百人、皆薄給の輕輩也。二百年來の慣行に馴致、胥吏數年の練熟により、百般之物品之質、個數、價格、鑑定の識別等、一目厘毛を誤らずして、荷主舟子敢て眩惑し得ず、又能く國法たるに服従せしむ。

二歩口役人品附申立格

(御勘定所帳)

文化三年に申極、此帳合を以、勤人共精切取調申立候事。

給銀六十目 年數に應じ給、扶持其儘并役人代炊に申付。

一人半扶持 并役人代炊、同斷給扶持、其儘并役人代に申付。

并役人手數に應じ、給銀二十目相増役人に申付。

并手代 同斷、給銀三十目増手代に申付。

金役勤之儀は、年數に應じ都て給銀四十目に相成、金役勤にて給銀二百目以上之筋、又は大役所にて精勤之者は浦廻り手代格に申付。尤其節半扶持相増二人扶持に被成下、金役之外、平手代にても、四五十年も相勤候者は、半扶持相増、二人扶持特に申立取扱の筋も夫是有之

浦廻り手代格より、都て給銀五十目、又は御切米一石増被成下尤金役之筋等。

浦廻り手代格金役 御切米五石。

給銀二百五十目 又は三百石よりは三百目にて、二人扶持被下有之筋、六石に被成下候事。

文政九戊午八月極同上

一、二歩口勤人實に病氣に付難相勤旨願出、悴等入替の儀願出候節は、二十年以上相勤候者は、給銀附に相調御達申上候事。

一、有田密柑方口銀若山直納之管申付候處、小前も難澁候に付江戸納に被成下候様願出候。左候は、極月廿日限り江戸御金藏へ相納候様



申付候所、去暮不相納、上を欺候姿に付、急度御咎被成可然との事。

天明三卯二月初御仕入方大帳

一、小色川役所口銀定 新宮領高芝口前所改

板類尺一枚に付 八厘 九ノ割 小割物束に付 一分五厘 九ノ割 炭一俵に付 二分 九ノ割

一、周參見役所

板類尺一枚に付 八厘替 九ノ割 小割物一束に付 一分五厘替 同 炭一俵に付 二分替

右寛政元酉十二月小野藤右衛門殿證文

天明五巳年十一月極同上

所々御仕入方出色物御口銀定

一、高津尾役所 炭一俵に付代六步替九ノ割判代百目に付五分 一、大野役所 右同斷六分元代九ノ割判代百目に付八分

一、江住役所 炭一俵に付代三分替九ノ割判代百目に付八分つ、 一、高川原役所 炭一俵に付代四分替九ノ割判代百目に付八分

一、宮戸役所 炭一俵に付七分五厘替小炭一俵代四分替四ノ割判代百目に付六分

右は當分本宮役所仕出并口銀月に右之通相納候答。

寛政四子年七月丹羽傳四郎殿證文同上

一、本宮役所 炭一俵に付代五分五厘替 板尺一枚代二分替 貫大小二丁掛一丁代一分二厘替 松二寸角一本代一分替 檜繩柿杉一把 代一分八厘替 右何れも八ノ割判代百目に付六分

一、同 所 材木二間百材に付八ノ割代一匁 伊丹丸一丸に付九ノ割代二匁四分三厘

一、木本役所 板百間に付代百四十七匁 大貫百丁代二十二匁 中貫百丁代十九匁 小貫百丁代十一匁 九ノ割判代

一、寺谷役所 炭一俵に付代三分五厘替 板間に付代四匁四分七厘替 九ノ割判代百目に付六分五厘つ、

一、新鹿役所 炭一俵代三分五厘替 板尺一枚代二分五厘替 貫大中一丁代三分二厘五毛替 小貫一丁代一分五厘替 九ノ割判代百目に付六分つ、

一、尾鷲役所 炭一俵代三分替 板一間に付代一匁五厘替 九ノ割判代外に杉丸皮共口銀見付九ノ割

寛政五丑年五月佐野彦太郎殿證文同上

伊丹丸御口銀二分五厘見付へ

一、長島役所 炭一俵代五分五厘替 小炭一俵代八厘替 二材千杷代三十替 椎木千杷代十二匁替 九ノ割

一、江住役所

板類尺一枚に付八厘替 炭一俵に付三分替 貫小割物類一束に付一分五厘替 苦百枚に付五匁六分六厘替 九ノ割

寛政六寅年二月佐野彦太夫殿證文同上

一、眞砂役所仕出物御口銀定 炭一俵代二分替 板尺一枚に付八厘替 小割物一束に付一分五厘替 九ノ割

文化十二亥年四月三日二歩口奉行より申来る。同上

口熊野在々難澁所御仕入方より取計候場所々々左之通口銀相納候答

一、椎皮十貫目に付 口銀三分六厘五毛 一、桃梅皮十貫目に付 口銀六分六厘七毛

一、抹香皮同 同 二分九毛 一、紙草 同 同 一匁三分三厘四毛

一、杉皮 同 同 一分四厘三毛 一、苦百枚に付 同 一匁四分二厘三毛

一、檜繩十把 同 三分五厘六毛 一、茶一本に付 同 五分三厘四毛

一、しゆる皮百枚に付 同 一分七厘八毛 一、蜜一貫目に付 同 八分

一、諸木流材木百材に付 同 一分七厘八毛 一、杉丸太一本に付 同 六厘一毛

一、掛木十貫目に付 同 五厘四毛

文化十三年七月六日同上

一、兩熊野在々推葺仕出し御仕入方にて取計候付、口銀納定推葺一斗此山元代銀二匁五分但九ノ割。

文政五年六月廿五日同上

一、樽木棍、御仕出し御口銀納、二歩口役所承合候所左之通

一、樽木 一丈より一丈三尺迄 賣方口銀 一匁取 御仕出口銀 三分六厘取

一丈四尺より五尺迄 賣方口銀 一匁三分五厘取 御仕出口銀 四分八厘取

一丈五尺餘より六尺迄 賣方口銀 一匁八分取 御仕出口銀 六分四厘取

一丈七尺より二丈迄 賣方口銀 四匁取 御仕出口銀 一匁四分三厘取

一、漁船棍 賣方口銀 二匁取 御仕出口銀 七分二厘取

一、廻船棍は見附取賣方口銀高へ、法三五五四七を掛けて、御仕出口銀取立候事。

右者口熊野古座川丈けに限り、御仕入方へ仕出し之儀都て難澁所之儀に付分けて御達も有之候故此通相極候事に御座候以上。

天保十三寅年六月十二日同上

一、新鹿御仕入方新規仕出し伊丹底共口銀左之通納候答。



伊丹一丸に付 新規仕出し 元代二匁四分三厘九ノ割内納  
底一束に付先年仕出し候跡方通り 元代五分四厘 九ノ割納

嘉永五年五月同上

一、寺谷大俣御仕入方役所を、二歩口役所へ引渡候付、是迄御仕入高にて、仕込貸等銀高左之通、御仕入方受取。  
銀百四十八貫四百六十七匁一厘 寺谷より 銀八貫六百九十六匁四分九厘 大俣より

嘉永五年十二月御仕入方より二歩口奉行へ同上

一、口熊野高川原へ出候炭、和歌浦へ持出候は、村方稼方相増、便利に相成旨、依頼同所へ持出させ候答、就ては口銀之儀、高川原同様相納させ候様可被申付事。

浦方へ出候節、炭に限り高川原井口銀に取計、炭之外御仕出之色物之儀は、定法通り納に相成候様仕度事。

一、口熊野和深御仕入方仕出之炭、場所寄江田浦へ持出候は、村方稼相増、便利に相成旨依頼同所へも持出させ候答。就ては口銀之儀和深浦同様相納させ候答宜可取計事。

和深御仕入方、炭一俵に付代四分九厘九ノ割、百目に付八分。

一、安政二印年正月、水野土佐守、安藤飛騨守の浮置上げ米を被免、城附に不限、都て村々手前限り仕置取計、諸物成運上等所務可仕旨被仰付候節、二歩口は是迄之通り被仰付。

一、同年八月安藤飛騨守、田邊領浦々口銀之儀、是迄五厘減にて受負の處、内存之品に付向後五分通にて受負被仰付。

二歩口役所控

(本郡に關するもののみを掲ぐ)

□鵜殿浦

(新宮附浦)

役所より三間四方、杉皮ふき、新宮川口勤人新宮より詰。

地引網二帖 漁舟四艘

□井田

(右同)

役所無之、同所五郎右衛門と申者あつけなく、鵜殿より兼務。

地引網九帖 漁船十四艘

内聞

西井田、家數百軒、右内地引五帖、小網一帖、飯網一帖、漁舟十八艘  
重に作方稼  
東井田 家數三十軒、地引四帖、小網二帖、漁舟八艘

□阿田和

(右同)

役所四間半に二間半、杉ふき、家數百五十軒程。

地引網十三帖、漁舟廿六艘、網主十一人

内聞

家數二百軒程、地引十三帖、大漁網五帖、漁舟十八艘、重に作方

□市木浦

(木本附浦)

小き番所有之、山方物も出る。地引網二帖、舟二艘、

内聞

家數五十軒程、網は無之、木之本より出張漁。

□志原

(右同)

役所無之網も無之作方一通也山方物少々出る。

内聞

家數五六軒、漁舟五艘、網船五艘、地引網四帖

□有馬

(右同)

小き番所有之漁事有之節は木本より出張相改候由、網も無之山方物少々出る、新宮より木本迄一圓の濱にて是を三濱と云。

七里之間濱に無之地引網引に宜き場所なり都て木本の漁事は右之濱へ出張地引致事也。

内聞

家數七十軒程、地引網四帖、漁舟五艘、重に作方

□木本浦

(受負 西川松藏)

役所五間に六間、瓦ふき借家にて一年金參兩、高三百石程、家數九百軒程、漁事地引計に候へ共、濱大きく宜き場所なり。山方物北山筋より枚類多く出て舟積出す、川は無之片浦なり、炭も多出る。

網數 大六帖、小二帖、漁舟廿九艘

内聞

漁師二百人程、地引八帖、小網七八帖、大漁網七帖、漁舟三十程  
當所の定銀百貫目に近き所去亥年は百五貫目程上り候事。

□大泊

(木本附浦)

役所三間に二間半、杉皮ふき、家數四十軒程、漁師無之、山方計板類多出る、作方を重に稼所也、受負より勤人一人差出あり。

□古泊

役所三間に二間、杉ふき、高九百石程、家數九十五軒、村方漸百石餘之所にて、漁事重に致所に候へば、浦不漁之時は達者成者他所へ雇加手に參り候由。

漁舟十二艘、平敷網四帖、細魚網一帖、傳馬五艘

□波田須

(新鹿附浦)

役所無之、預け口に致有之、一箇年預り人甚六へ銀二十五匁遣す、山方物少々出る、漁事多し、家數四十三軒程、

□新鹿

役所四間半に四間、杉ふき、網三帖、小船三艘、さつは三艘  
當所浦方は少々にて山方計也、板類、小割物、杉丸太、木地物諸事多く出る。

家數二百軒程、地引網三帖、小網三四帖、漁舟三艘、小舟二艘、山方物、杉丸太、杉板、薪出る。右は三四里も奥より仕出す。

□遊木

(受負當所久左衛門)

役所四間に三間、杉ふき、家數九十軒餘、近年不漁。



内閣

家數百軒程、漁師百二十人程、細魚網三帖、餌網三帖、釣舟九艘、細魚舟四艘、山方物少々出る。

〇二 木島

役所四間半に四間、杉ふき、家數百五十七軒程、高百十五石餘、山方浦方共出候へ共、近年山々伐出し、此節出物少々之由。

〇里 浦

鯉舟小艘、同六舟六艘、細魚網三帖、地引網一帖但餌網平、なき網三帖

如せるに依り省略す)

二分口税は、明治維新以降も繼續して徴收し來れるが、明治五年二月先づ陸産物の徴收を廢し、海産物は追つて輸出取締を一定する迄存続することとせり。かくて明治九年に至り捕魚採藻税を制定せらるゝに及び、二分口税の名は全く廢止せられたり。

二分口役所は現物に依り税金を徴收するものなれば係り役人の意見に依り二分口税金の高下も容易に行はれ兎角私曲の行はれ易きものなれば、役所の取扱向に就きては嚴重なる内規あり、又其係り役人に對しても平素心得へき個條を示し、神文誓紙を徴するを例とせり。

御口前定書並神文前書寫

覺

- 一、浦々口前所々にて取立の日帳に金錢をつけわけ縦ひ一錢二錢の義にても帳に付置、商人の判形を取り其帳面を以て御勘定可被相立事。
- 一、所々口前に取候諸色拂物の儀諸魚等は其所の手代相場直致致吟味。可拂之材木の類炭、薪、茶、鹽等の義も少之時は手代吟味にて可拂之、過分に有之時は口前所より其方迄相違差圖受拂候様に可被申付事。

- 一、所々にて口前を掠め、ゆけ荷物有之候は、其被申す荷物の分は只今迄の通致取上、相應に過料可申付、若し他國之廻船被荷物は取上過料の儀は其浦の船宿に可被申付候、次に右被荷物見付候ものには吟味の上相應に褒美とらせ可被申事。
- 一、所々口前手代役人食鹽并に元ノ手代ともに扶持方一日に一人に米七合五勺、雜用銀一分五厘宛勘定可相立、然上は鹽味諸色右の内にて可賄之、次に浦廻り手代御用にて浦々廻り候時は只今迄の通り小者共二人宛口前并に扶持方雜用勘定に可被相立事。
- 一、所々口前破損入用并に帳紙、筆、墨、薪、油、蠟燭、さし松、魚の鹽口前所に可入諸道具、かよい船入用共に勘定可被相立事。
- 一、所々口前所之内所に依り濱の機様并に川筋替り先年より有之口前所勝手惡敷罷成候跡も可有之儀に候、又今迄有之口前家を止め、向後預ヶ口杯にいたし、或は所に寄り新規に立て可然處も可有之儀に候間、其方見聞次第可被申付候。次に取立の多少に依、口前人數増減の儀も其時々見合可爲尤事。

一、所々口前手代役人共面々請取の場をあげ不申様に可被申付、病人又は在所へ參候はで不叶義有之節は口前用事欠け不申様に差圖を受け候様に可被申付事。

一、所々口前手代役人被申付候節は元ノ手代立合勘定は不及申請色相改請取渡し仕候様に可被申付事。

一、公儀唐船造の御船通候節何れの浦にても舟懸り致し薪又は舟具等相調候儀有之候口前取不申様に可被申付事。

右之通當已年相改如斯に候。尤も勘定之儀は一年勘定に可被相勤者也。  
延寶五年巳十月  
天野七郎右衛門 九鬼半右衛門 遊佐彦左衛門  
右之御定事今度我等へ出之候間則寫し指越候條所々口前に寫置此旨急度相守可申候以上。

延寶六年十二月	岩橋重之丞	河面六左衛門	吉田筆平
天和二年戊三月	勝六左衛門	中島傳之右衛門	桑原吉左衛門
貞享四年卯霜月	堀田與次右衛門		同十二年卯九月
元祿三年午五月	深美由太夫		同十五年正月
同十四年巳八月	小出才太夫		同五年子七月
寶永二年酉四月	飯田甚助		享保五年子九月
同六年丑三月	山田佐次郎		同十二年未霜月
同九年辰八月	綾居善右衛門		

(南輪内村賀田橋本氏藏)



覺

- 一、公儀御法度の趣并に口前の儀萬事御定書の通常々無油斷相守り可申候。
  - 一、口前より漁師、商人、百姓、諸廻船之者に對し少も權柄かまじき儀堅く致間敷候。
  - 一、口前所に御用無之者は從親類好身たりといふも一宿も致させ申間敷候。
  - 一、手代役人食燒等迄口前用事無之に獵に漁師、百姓、商人の家に立入申間敷候。
  - 一、於口前所盤上其外遊興かまじき儀堅く無用に候。
  - 一、口前近所若し火事出來申候か、又は大水風波の節は不及申候へとも相防不叶時は御取立帳目録并に金銀無油斷取出し必ず面々無調法に不成様に可相心得事。
  - 一、口前金銀帳目録の筋常々役人食燒等にも爲致合点、縦ひ手代罷違候共跡にて勘定の埒明候様可相心得候。
  - 一、口前所切支丹改之義例年の通元々手代方より判形を取り尤本々自分の判形をも致し勿論何も寺手形共年々指越可申候。
  - 一、口前金銀上納の儀向後年々四月、七月霜月右三ヶ度に和歌山へ登せ候筈に兼々相心得居可申候此外急細用之節は可爲各別候間常々に銀實懸等末遠に不成様に可有合点候。
  - 一、口前家屋敷井に通ひ船破損繕の義少の破損は本々手代見計ひ繕せ可申、及大破候は、本々も立合入用の員數工數以下積候て此方へ相斷り可受差圖候。
  - 一、手代役人食燒等迄病人又は在所へ參候はては不叶用所有之候は、御定書にも有之通口前用事欠け不申様に可受差圖、尤も所に依り其時々此方へ相斷申儀成間敷儀に候間本々方迄相違し本々方より日限等相應に可受差圖、若斷り無く在所へ參候歟又は日限相延候は、本々方より急度逢吟味委細此方へ可申越候。
  - 一、手代役人食燒等迄給分之儀年々三月、七月、霜月右三ヶ一宛三度に本々手代より差圖にてかゝり可申候。
  - 一、御用にて何れにても口前所廻り候時分少も難佐かまじき儀堅く致す間敷候。右之通常々相心得油斷有間敷候。
- 延寶六年午二月  
浦々口前中  
岩橋重之丞 河面六左衛門

覺

- 一、延寶五巳極月御奉行所より出申候御定書の趣彌相守可申候。
  - 一、同六年午二月河面六左衛門方、岩橋重之丞方覺書の通是又常々無相違様に相勤可被申候。
  - 一、口前手代并役人食燒まで切支丹改手形判形を年々組々元々手代見候て致させ可申候。本々手代同改手形判形浦廻り手代中見候て致させ可申候。何れも寺手形共年々和歌山へ差越可申候。
  - 一、浦々にて若し火事の節口前所より火元遠近に不限役所明け見廻り申間敷候。乍去口前所手形諸道具等に至る迄かたづけ氣遣無く候は、早々火元へかけつけ隨分火消し候様に肝照可申候。
  - 一、口前の儀に付御爲に成候品及見又心付候は輕き義にても不差置、無遠慮早々可越候。鹽口年々不足に相見え候間心付可申候。
  - 一、口前所屋敷廻り堀垣にても破損候は、浦廻り手代參候迄繕差延置只今迄堀にて候處も生垣等に仕り可然處も可有之、且又只今迄垣にて口前迄より見越隣家之者迷惑仕義も可有之、個様の處は堀にも兎角相談の上にて致し可申候。
  - 一、申迄無之儀に候得共神文の前書片時も失念有間敷候。口前所墨、紙、筆、薪、油、蠟燭、壺所諸道具に至迄少も費無之様に可相心得候右之通常々心に懸け少も油斷有之間敷者也。
- 貞享四年卯霜月  
勝 六左衛門 堀田與次右衛門

前書の事

- 一、御口前所へ御奉公仕候内公儀御法度の儀は不及申請事被仰付條々の儀少も失念不仕相背申間敷事。
- 一、御奉公無油斷仕り隨分精に入れ可申事。
- 一、御口前に取立候諸魚、鹽、茶井切木、薪類、諸色材木類有浦山方物右取賣高賣共少の儀にても、鹿畧に不仕帳面に委細に書記し金銀米錢少にても鹿畧に不仕具に御勘定を遂げ可申候事。
- 一、浦方山方共御口前改并に船改等の節他人之儀は不及申親類好身にても少も依帳員仕間敷候。勿論鹿畧に無沙汰成儀仕間敷候事。
- 一、御口前帳は押申す漁師、商人、舟主、百姓さも印判の義銘々儘に念入帳面に押させ可申候。勿論右印判押切合帳共に御口前所は不及申私共自分の方にも預置申間敷事。
- 一、御口前御取立の諸費者、鹽、切木、薪類、材木類并金銀米錢何にも少の物も自分に取遣ひ私慾仕間敷候、併何にても自分の手廻し商居浦にては勿論他所にても堅く仕間敷事。
- 一、御口前の諸色金銀米錢御斷り不申達、自分の心得にて借し申間敷候。若し借し被成候はては不叶儀有之候は、其段具に御斷り申達し御差圖を請け可申候。尤も自分に被下候御切米銀御扶持方雜用銀等も無斷少も取遣ひ申間敷事。
- 一、萬事無作法并に獵に女狂仕間敷候。博奕の義は不及申上一錢の儀にてもかけ勝負仕間敷事。
- 一、御口前にて何方よりも何にても調候様に頼れ候共御口前の金銀米錢少も取替詭物調遣し申間敷事。



一、諸色何事に依らず御爲悪しき儀毛頭も仕間敷候。勿論御爲宜敷義存寄候はゞ其段窺候て御差圖を請可申候。御口前にか、はり少しの音物禮物等も受申間敷事。

一、傍輩の内にても御爲欠け候義御後くらきもの有之候はゞ不隠置早々ひそかに可申達候、尤も悪心を以て他なき、へ申間敷事。

(南輪内村賀田榎本彌惣兵衛氏藏)

覺

一、口前之儀前々定書之趣彌堅く相守別て抜口無之様入念見廻り相改候様に可被申付事。

一、浦廻り手代廻り候節勘定改の儀は不及申能く取極諸事細心を付致吟味書付を以て口前奉行へ可相達事。

一、船中改に役人參候節彌入念改め可申事。

一、口銀延銀に仕間敷候。但材木、炭、薪等船一上下三四月迄の内は相應の質物或は儲成請人を取り延し遣し可申事。

一、給扶持加増褒美とらせ候義其品々奉行所へ達之指圖請可被申事。

一、手代役人在所へ遣候節其所の遠近を考へ廿日前後の内日限いたし遣し役所不明様に可致候但無據子細有之者は其時に至り了簡可有之事

一、手代役人召抱候節隨分可達吟味候。役所へ好身在之者は猶以念入可申候。手代の儀は達奉行所、抱へ可被申事。

一、口前之破損繕ひ輕くいたし不入所は崩取可申、諸道具、油、薪、紙、墨、筆に至る迄細心を付費無之様に可被申付事。

一、取立金銀集次第に早々御藏へ納可被申事。

右之趣兼々申渡候通彌無油斷可被申付事。

元祿三年午六月

玉川伊右衛門 彦阪儀左衛門

右之通今度被仰渡覺書出し候間則寫し差越候諸事彌無油斷相心得可申候以上。

口前所中

吉田 筆平 深見 由太郎

覺

一、浦々二分口役所相動候手代役人共之儀新規に召抱候ものを勢州、奥熊野下浦邊の役所指遣し置き年數の勤次第に上浦筋和歌山近き浦方

へ所登致させ候儀先年より右之通に致來候この儀にて今に共通り被申付由に候。自今は右之年數の順に不構手代役人共之勤方次第に上浦

方勤之者下浦へも遣し同役所に年數久しく置不申様諸事勤方之様子委く致吟味段々くり替候様に御申付可有之候。

一、手代役人之内永々相煩ひ本復難有もの、又は年寄痛所など有之役所の勤難有ものも有之候はゞ相改願等も出させ相應成もの入替候様に

且又常々勤方不宜者も有之候哉無油斷吟味可被申付候。

一、浦々口前役所諸色調物入用筋之儀先年より致來り不構諸事輕く成候様に可被申付候。

一、所々預け口取立之儀十ヶ年の内毎年の銀高不同の儀吟味可有之候。

一、浦々二分口役所手代役人指置候儀人數多き所々も在之候はゞ彌相改減候様方取立の浦方夏の内は手代役人共多無之候ても可相濟義に候間左様成る所は夏向取立多き役所へくり替り可申候旨惣本浦廻り手代浦元共へ致吟味候様御申付可有之候以上。

寶永七年寅極月

桑嶋喜左衛門 大嶋伴六 長坂儀兵衛

右之通今度御奉行衆より被仰渡候間寫し遣し候紙面之通相心得常々無油斷相務可申候。

一、手代役人所替之儀自今は勤の年數不限上浦より下浦へも所替可申付事。

一、病人之儀、三十日に及び相煩候はゞ如何様の病症にていつれの醫師に懸り養生致候この儀書付出し元々かたより差越可申候。尤もはか

しく本復も難成病症にて候はゞ暇を願ひ養生可致候。

一、口前所の買物等念入聞合相調諸事入用彌減し候様に可致事。

寅極月(寶永七年)

飯田 甚助 山田 佐次郎

(南輪内村賀田榎本彌惣兵衛氏藏)



### 第三章 藩政時代商業制度

藩政時代に於ては商業上煩雜なる規定ありたり。左に之を掲ぐ。

#### (一) 材木業者の規定

定 (寛文二年)

- 一、山中より材木下し申客人宿替申候は、右之宿へ萬事差引算用濟候か断候而、出入も無之申候共右之宿へ様子申候而、宿可仕候若断も無之宿仕候而、右之宿より其客人に算用相口入銀御座候と申來候は、後宿より急度濟し可申候并主は不參材木參候を右之宿に借銀候而断申候は、材木は後宿にうちせ代銀控へ置、兩方の出入濟候而代銀渡し可申事。
- 一、筏にても上ヶ木にても預け申間屋之名付御座候は、其間屋に合点致賣買仕候。材木主頼候共其間屋に無斷賣買仕間敷事。
- 一、筏流出候は、見相次第に肝煎留可申事。

右之通爲相背申間敷加判仕候。爲後日依而如件。

慶安元年八月十六日

- 一、先年連判之壁書近年懈怠候様に存候。彌先年之壁書相守可被申候。若於相背は急度可申付候間、何も加判いたし可被越候。爲後日依如件

寛文二年寅極月 日

野村彦右衛門

- 一、余人と客人銀子かり申度と頼申候共、人之客人に銀子にても少しも借し申間敷候。其仁我宿へ様子申候得共、宿は才覺成不申候間、かし給へと申候者、其者之宿へ断申候而家主合点仕候は、相談にてかき可申候。就其銀子借り申處へ材木參り候は、本宿よりのかき有之時は、本宿之借し銀皆々濟し候て、殘銀へは指引可被申候。若無斷内證にてかき、間屋之衆儀相背候は、廻船中又は旅船之宿へ断申候間屋の材木買不被申様に相談仕究申候事。

寛文二年寅極月八日

定 (貞享二年)

- 一、山中へ仕入材木有之候を、外より後か仕り材木仕出參候時は、元仕入の者に支配致させ殘銀有之候は、材木主へ相渡し可申事。
- 一、仕入材木山奥にて外の者買下し候共、當地にて見付け断を立て申候は、元仕入主へ相渡し則ち元仕入の者請取支配可仕候。縦ひ途中

- にて材木賣買候て買手下し參候共元仕入有之材木にて分明に知候は、先仕入方へ請取支配可致事。
- 一、間屋へ材木付候を商人買申節、外よりかき銀、仕入銀有之由断り申時は、其材木は間屋方へ戻し可申候。併代銀間屋へ相渡し濟申上者は買手方へ申分有間敷事。

- 一、元間屋の客人、名をかへ、黒印をかへ、外の間屋へ材木付け候時、後日に知れ候は、其材木元間屋へ渡し可申候。若し賣候は、賣立銀にて相渡し支配に致させ賣手銀元間屋へ取可申事。
- 一、材木下し間屋へ預け申節、外より仕入銀有之と申し、其間屋へ断を立て預け申時は、其材木賣申間敷候。若し木主出合相談の上にて賣候は、則賣立銀にて間屋仲間へ預け置き出入濟次第に可時方へ相渡し可申候。惣て出入材木有之候は、間屋仲間へ断り出入に及び申す時は、其材木の賣手銀は間屋仲間へ帳紙代に取可申事。
- 一、毎月一度宛間屋仲間寄合諸事衆議可申候。并新規に材木仕入致候は、其寄合場にて前仕入無之哉と相尋無之候は、自今已後仕入候段申断り組頭方の帳に付け可申事。

右之通り前々間屋の法書衆議有之候へ共度々出入出來候に付如此個條條書加へ出候間自今以後先々の法書同意に可相守者也。

貞享二年丑極月 日

衣笠佐次右衛門 鈴木與五兵衛

定 (元祿二年)

- 一、間屋仲間可心得義は、新規に材木送り參候は、先づ不請取間屋仲間へ披露いたし、自分も成程念を入れ外間屋構い無之に究候は、預り支配可仕候。仔細は先間屋の借銀を掠め名を替へ黒印を替へ下し申に付後日に借し方のもの聞付け改出し各黒印を替へ申す段明白に知れ候は、前廉間屋仲間へ断立候共預り申し間屋へ急度可申付候。前方仲間へ断を立て候共其の譯は不立事。
- 一、當分の徳分を考へ他領の者と肌を合せ、當地一所の間屋を倒し其上出入等取結び、御公儀の御苦勞に罷成候に付、此度急度被爲仰付候一、炭間屋右同前の事。

右之趣毎月寄合ひ此旨相守可申候已上。

元祿二年巳二月朔日

定

- 一、只今迄借家にて間屋仕來候者は其通に差置可申候。自今以後借家がりのもの新規に間屋望み候共仲間に入申間敷候。但家屋敷持候て間屋仕來候者、若し勝手不如意にて家屋敷賣り借家がり候て間屋仕候分は各別の儀に候間不苦事。



- 一、新規に問屋を望候者有之節、縦仲間合点仕候共大年寄中へ断を立て指圖を可請事。
- 一、養子は各別名代にて問屋仕間敷事。

元禄二年巳四月

(二) 炭問屋の規定

(享保十九年六月)

熊野炭の賣買は、新宮領主の直營なりしことは既に記せる所なるが、享保十九年第五代忠昭公の御時、江戸鐵砲洲新宮屋傳九郎なるもの、之が問屋となりて賣買のことを幹せり。當時の炭問屋規定なる者左の如し。

- 一、鐵砲洲傳九郎に、炭問屋被仰付、則ち家名も新宮屋と相改め、其上勅帳御渡被成候趣、左の通り
- 一、此度其方へ炭問屋被仰付候に付覺帳一冊相認渡候。覺左之通
- 一、御船に積來候炭送り狀、御船毎に二通宛、新宮より相認差越可申候間、御勘定方組頭名宛に送狀は御船頭早速御屋敷に持參可申候。
- 一、賣手宛に時々運賃附送り狀は、始終問屋に留置可申候。
- 一、廻船に積來候炭送り狀は、賣手宛にて差越候間、送狀は炭請取仕舞候上にて御屋敷に船頭持參可申候。其内江戸へ着致候は、手形表之炭并運賃銀共書付、早速船頭持參爲致可申事。
- 一、御船、廻船共積來り候炭請取候て請取認め様左之通

請取申炭之事

合 何 千 俵

内 何 千 俵

本 俵 角 大

何 程

散 俵

右之通誰船より請取申候以上

問屋 誰 印

月 日

當時炭支配人 誰 殿

右之通請取相認船頭へ持せ可遣候。

附、散俵之儀は、雜部屋役人より通帳へ付け可遣候間、誰乘御船散俵員數高書付、小討々々に取可申候間、内書に何俵と相記し、問屋控帳面に付問屋押切印致可遣候。請取仕舞候は、不殘相渡候儀奥書致可申候。且又散俵渡り切候は、本俵の内相渡其品具に帳面に記置、重て勘定に相立可申候。尤本俵受取候節は御勘定所元へ役より指圖可申事。

- 一、御船積來候炭、潮時に寄品川より瀨取可申旨御船頭より申出候は、炭高に應じ瀨取船雇可遣候。尤誰乘炭何俵瀨取候趣、帳面に記、問屋控帳に付、元へ附何艘瀨取との儀吟味の上押切印致勘定所へ差出可申事。

一、品川瀨取百俵に付 三 匁 二分

一、内川瀨取百俵に付 一 匁 七分

- 一、瀨取貨只今迄は右之通に相極爲瀨取候へ共、瀨取貨之儀は時々高下有之候間、少しにても下直之方へ申付爲瀨取可申候。折々此方より聞合せ可申候間、其元にも無油斷聞合可申事。

一、御船に積來り候炭、本俵に難成候分は撰出御臺所炭に相渡可申候。且又廻船に積來候炭之儀は、只今迄之通散俵間届不申候間、散俵に成候様に成炭一切請取申間敷候。船頭共と相對指引可申事。

一、炭藏詰に致候節は、店に差置候元へ附之者と手代と申合せ、俵數念入相改紛數儀無之様に致し藏詰可申候。勿論賣拂候節は一戸前宛封印切賣拂可申候。藏詰之炭賣拂候刻、口々を立て紛數も仕間敷候。尤も其時々何程づ、藏詰に成候との義、御勘定所并に元へ書付可申事。

一、藏敷之儀、炭藏詰之月より賣渡候日迄帳面に記置、元へ附證據判を以て藏敷賃相拂、追て炭代金にて差引可申事。

附、藏敷之義只今迄千俵餘より千三百俵迄入候藏、一箇月に一藏に付金一分二朱づ、の積を以て借來候。

- 一、炭之儀に付諸色相調入用も有之候は、其時々御勘定所并元へ役へ相斷可申事。

一、炭賣付差出帳左之通

何 月 何 日

一、炭 何 百 俵

代 何 拾 匁

問屋 誰 印

兩 に 何 十 俵 替

右之通賣帳に付置、三日程づ、に賣高之書付御勘定所元へ方へ差出可申候。

一、炭賣帳并に元へ帳、押切印致候藏敷帳、瀨取帳、共に十日切に御勘定所迄差出可申候。尤も炭賣帳は一箇月切に仕替、帳面炭支配人方へ相渡可申候。

一、炭賣方之儀、先年より現金に拂來候間、自今迎も右之通に相心得、代金無滞取立、元へ方より差圖次第上納可申事。

一、賣金上納之節、御納戸元役へ金子相渡、炭代上納通帳へ付、時々御納戸役預印形取可申事。尤も御勘定所より差圖を請納可申候。勿論何程納候との書付、元方にも相斷可申事。

一、炭仕切勘定之義は、其年一箇年分之炭賣切之上にて勘定可致候。併盆前と暮と兩度中勘定致し差出可申候。其節目録仕立様御勘定所よ



り差圖可申事。

- 一、炭直段之義、時々世上賣買を相考上げ下げの相場に氣を付、替り申す品有之候はゞ、早速可申出候。高下差圖可申事。
- 一、御家中取次炭之儀は、炭支配人より切手に元方裏書致し判形可致候間、右切手を以炭相渡し可申事。  
附、炭支配人方へ金子請取候との切手遺候は、右切手請取炭相渡日々賣帳に付、重て切手持參御納戸役預り印形取、切手戻可申候。且又問屋迄代金請取、炭相渡、日々の賣帳に付け直に切手戻之可申候。
- 一、店にて随分費無之様可申付候。御用有之御屋敷より人遣候節、萬一支度等爲致不申候て不叶節は、其入用追て勘定に相定可申候。酒一切出し申間敷事。

- 一、炭賣方其外之儀、共に開合度品も候はゞ、無遠慮御勘定所并に元方へ開合可申候。其節指圖を請可申事。
  - 一、炭一件之儀は、元方附之者へ申開け相談に及可申事。
  - 一、第一炭拂方之義に付勘辨有之儀に候間、随分相考へ何事によらず店に差置候元方附者に相談の上相極、諸事間違無之様に可致事。
  - 一、賣手金之儀、金一兩に付一匁八分宛可被下候事。
  - 一、店にて費無之様可仕候。尤も常に入用并小拂共、日記に留置き一ヶ月切に帳面仕立て御勘定所へ指出可申事。
  - 一、諸役人中音物一切仕間敷候事、最も金錢取替之儀、毛頭仕間敷事。
- 右之通書付を以て可申渡旨御年寄衆被仰渡候間、右條々堅相守可申者也。

享保十九年寅六月九日

岡本市之進 前田又八

新宮屋傳九郎殿

### (三) 廻船及難船制度

熊野は地勢上海國たるべき運命に在り、且つ日本商業の二大中心たる江戸、大阪の中央に位するを以て廻漕業は自然に發達せり。初め元和五年泉州堺の人西牟婁郡富田浦に於て二百五十五石積の一船を借りてこれに大阪より木綿、油、綿、酒、酢、醬油其他の商品を搭載して運送したり。其の船垣楯の筋をひがきにする故菱垣船の稱あり。寛永元年大阪北濱町泉屋平右衛門江戸積問屋を起し、同四年毛馬屋、富出屋、大津屋、塩屋の數戸又この業を開き、これより海運の業大に開けたり。同十三年太地崎に燈明を置きて廻船の標準とな

せしも亦江戸廻航の漸く頻繁となりしに因るものなるべし。又從來出羽、江戸間の航路は、先づ出羽を發し北陸諸國の沖を過ぎて敦賀に至り、此より陸路琵琶湖北岸の鹽津若くは海津に出で、湖水を渡りて大津に着き、再び陸路伊勢の桑名に出で、更に遠州灘、相模灘等を超えて江戸に至りしものにして其の間少くも五度荷物の揚げ卸しをなし、其の不便名狀すべからず、然れば奥羽より東都に達するまでには往々にして一年有餘に亘り、其の間船舶覆沈の患極めて多く、幸に達するも米穀は糜爛して殆ど用をなさず、甚だしきは船主水夫途中の覆沈を名として積荷を盗む者ありたり。然るに寛文十年河村瑞賢徳川幕府に擧げられ陸奥、出羽海運の事を掌るや、出羽よりの航路は北陸、山陰の海上を過ぎり、下ノ關を迂回して瀬戸内海に入り、大阪より和歌山、田邊、富田諸港を経て本郡大島港に寄港し、東海に出で江戸に達すること、定め、羽州酒田より相州三崎に至る十四ヶ所(紀州にては大島)に漕務場を設けたり。此に於て從來年餘を費やしたる航路は、僅に三ヶ月を出でざるに至り、而かも覆沈糜爛の患殆んどなく、半粒も失ふことなくして、江戸に達するを得るに至れり。爾來北國並に關西地方の貢米及び江戸藩士の俸米即ち所謂御城米は、皆此の航路によりて運漕せられ、従つて熊野海は東西交通の中心點となるに至れり。

舊記を案するに越後等北國筋の船舶が熊野の沖にて難船せる記事ありて、今日より見れば何故北國の船が熊野に來りしかと不思議がるものあるべきも前記の事情を詳かにするときには永解する所あるべし。

御城米廻漕は政府の最も重要視せる所、従つて廻船につきては夫々嚴密なる規定あり。當時廻船業の弊とする所は、船積以上の荷物を積みて(帆待積と稱す)船頭が運賃を私すること、船中に於て積荷を竊取すること(拔荷と稱す)及び難船の際土地の者と相結託して不正を働く事等なりとす。これ等の弊を防止せんが爲め、破船或は荷打(難船の際積荷を海中に投すること)の際は、其處の浦役人に報告し其の證文を受け、江戸着の



上掛り官に示し其の承認を得るに非ずんば罪科に處せらるゝの規定あり。又難船したる浦に於て難破の始末を完了したるときは、双方手形を取替せ、船頭に於ても何等曖昧の行爲なく、浦役人に於ても不都合なる取扱を爲さざりしを明瞭にし、以て後日取調べの證據書となせり。

條々

- 一、公儀之船は不及申、諸廻船共に遭難風候時は、助船を出し船不破損様に、成程可入精事。
- 一、船破損之時は、所ちかき浦之者、精入れ荷物船具等取揚へし。其場所の荷物の内、浮荷物を二十分一、沈荷物は十分一、川舟に浮荷物三十分一、沈荷物二十分一、取揚る者に可遣之事。
- 一、沖にて荷物はめる時は、着船の湊において其所の代官、庄屋出合途穿鑿、船に相殘荷物、船具等之分可出證文事。
- 附、船頭浦之者と申合盜取候てはれ申す由、偽申においては、後日に聞さいふさも、船頭は勿論申合輩悉可被行死罪事。
- 一、湊に長々船を懸置輩あらば、其子細を所之者相尋、日和次第早々出船いたさすべし。其上にも令難漕は何方の船も承り、其浦之地頭代官へ急度可申達事。

- 一、御城米廻之刻、船具水主不足之惡船に不可積之、井日和能き節於令船破損は、船主、沖之船頭可爲曲事、惣て理不盡之儀申懸之、又は私曲於有之は可申出之、終雖爲同類、其科をゆるし御褒美被下之、且又仇を不成様に可被仰付之事。
- 一、自然寄船并荷物流來においては、揚置之べし。半年過迄荷主於無之は、揚置之輩可求之若右之日數荷主雖爲出來不可返之、

覺

(延寶三卯二月二日)

今度新規に被仰出候御條目の寫

- 一、御城米船自然遭難風、米海中へ於打込は精を入れ可取揚之、其務所之米大濡にて御用に不立分は於其浦以入札賣拂之、代金は酒井左衛門尉并に松平清兵衛、佐野平兵衛へ可渡之、少しの濡米は之を干し別の俵へしめり移らす様に可仕旨船頭に可申付事。
- 一、御城米船之義に付て難計義於有之は羽州酒田町奉行敷又は於江戸松平清兵衛手寄次第旨趣申届可請差圖事。
- 一、羽州之外何の國より相廻候御城米舟たりといふさも風波の時分は無滞様に近邊の浦々の者さも入精候様に可申渡之、若御城米船より酒肴杯にても役人方へ遺候さも一切受用不仕様に可有御申付之事。

二月二日

水野對馬守殿  
安藤帶刀殿

徳山五兵衛印 杉浦内藏太印

覺

(延寶三卯二月四日)

- 一、羽州最上筋御城米江戸運送之事、酒井左衛門尉并松平清兵衛、佐野平兵衛此三人被仰付候間紀州周參見浦、勢州體柄浦兩所に一人宛其所之者爲城米役人被申付置、諸事無滞致沙汰候様尤に候。勿論此以前より被仰出候御條目之通念入可被申付候。自今以後御城米相廻候年々は御維持方五人宛被下之候間右三人より請取候様に可申渡候此の義は御勘定奉行より差越之候以上。

延寶三卯三月四日

水野對馬守殿  
安藤帶刀殿

播磨 但馬 大和 美濃  
(以上古江庄司平三郎氏藏)

雖然其所之地頭代官差圖を受へき事。

一、博奕惣て賭之請勝負彌堅く可爲停止事。

右條々可相守此旨、若惡事仕においては申出し急度御褒美可被下之、科人は罪の輕重にしたがひ可爲御沙汰者也。

寛文七年閏二月十八日

公儀御高札之趣、堅可相守者也。

奉行

水野對馬守  
安藤帶刀

前々より浦々高札相建、公儀船は不及申、諸廻船共猥成儀無之様に被仰付候處、遭難風候節も所のものごも船の助に不相成、却て破船候様にいたし、還て荷物を削させ、或は上乘船頭申合不法之儀共有之様に相聞え不届候。御料は御代官、私領は地頭より常々塗吟味て不埒不仕様に急度可被申付、若此上不埒之儀於有之は、後日相聞え候共、其ものはいふに及ばず、所之者迄可被行重科、其上其所の御代官地頭迄可爲越度事。

一、御城米船、近年破船多候付、今般諸事相改、別而大切に可仕旨申渡、船足儀も深く不入様に、大阪船は大阪奉行、其外國々之船は其所支配に御代官より、船足定の所、極印を打、船頭水主之人數を不減少様に急度申付候。依之湊に寄候船之分は、船頭、水主人數、并船足極印の通無相違哉、送狀に引合急度相改め帳面に記置、上乘船頭印形致させ、右書物其所に留置、御料は御代官、私領は地頭に差出し、御代官并地頭より、御勘定奉行迄可被差出候。且又極印より船足深く入候船有之候は、積候俵數委細に改之、御城米之外船頭私之運賃を取、他の米穀或は商賣之荷物に積入候敷又は水主人數定之内令減少候は、私に入候荷物其所に取揚置、水主人數不足之分は其所にて儘成水主を雇はせ爲致出船、其上にて右之譯早速御勘定奉行へ可訴之事。



一、破船有之節、浦のもの出合荷物船具等取揚候刻、盜取候歟、又は不届之仕方有之は、船頭より不隠置、有鉢に早速可訴之事。右之條々急度可相守、若違犯之輩於有之は、詮義之上可被行罪科、不吟味之子細も候はゞ、其所支配之御代官又地頭迄可爲越度者也。

辰八月(正徳二年)  
右之趣此度從

公儀被仰出候間堅可相守者也。

正徳二年十一月 日

置手形之事

水野淡路守  
安藤帶刀

一、豫州野間郡新町村直乘船頭信次郎、水主、炊共十五人乗、此度江戸表にて、松山様御家中御荷物、長持、駕籠、箱物等積入江戸表出帆浦賀へ入津、五月十五日同所出帆、十七日志州大尾崎と覺候山見受、翌十八日、御當國御濱沖まで乘通り候處、俄に長已風烈敷吹起、大兩高浪に相成、陸近く吹寄候付、碇四頭にて掛置、緒々凌方相働候へ共、次第に風波強く所詮元船難持堪存候付、船中一同相談之上、上陸可仕と、同日午刻頃みなく橋船に取乘、地方へ漕寄候得共、灘濱之儀、浪あらく中々上陸難出來彼是仕候内橋船へ浪打込之水船に相成、終には橋船破れ水主共不殘被打流、三四人は橋船之舳に取廻り流れ居り候處、水主長五郎、炊松藏兩人有馬村前濱へ浪に被打上助命殘のものごも如何相成候哉存不申候處、御當浦へ兩人流寄候由、一人は死骸、一人少し息有之趣、長五郎等乗組之者に無之哉見分に參り候様御知らせ被下候付、早速炊松藏罷出見分仕候處、最早一人も息絶有之候得共、乗組に相違無之、一人は伊助と申、一人は名前不存旨申上候由、然る處同日申刻風浪少し和らき候付、御當浦より漁船二艘御出見届に御遣と被下候處、元船無難に持堪有之候付、翌十九日御當浦より漁船へ炊松藏乗組漕方被成下候處、水主長五郎儀も有馬村之船にて參り、松藏兩人元船へ乗組、續て御當浦御役人代、并漕船之乗中も乗組俱に見分仕候處、元船無難に候へとも、碇四頭指入候内、三頭綱摺切れ保候一房も全程摺當り有之、四尺餘も入有之候に付、右漕船衆中口引兩并に海へ落か、り候帆等引上げ、御骨折被下、長五郎、松藏等水主共手道具相片付罷在候内、御當浦古泊浦より漕船御出被下、都合十二艘にて、同日申刻頃古泊浦へ御漕入被下候。夫より右木本浦へ上り候死骸之内、一人は炊松藏名前存不申に付、長五郎見分仕候處、岩藏と申すものに有之、其段申上、葬方奉願上候處、御當浦寺内へ假葬被爲成下、右之趣大阪問屋竹屋太兵衛へ飛脚を以知らせ被下、尙當御支配御役所へ御達被成候付、御役方樓出張船中御見分、始末御尋に付、前條之通長五郎、松藏等より申上候。付ては松山様御家中御荷物、并水主共手道具へ繩張封印御掛、水主代り三人御履被下候上、番人足殿重に御付被成、長五郎、松藏等不自由之儀無之候、船室へ世話可致旨御付被下雖有存罷在候處、古泊浦も片濱同様之場所付、二木島へ漕廻り、御浦御役元へも御頼合に付毎夜番人足御出被下、諸事御手厚御苦勞に相成候事に御座候。然る處日々追々に死骸六人流寄候に付、拾ひ上させ被下候得共、數日海底

に沈み候儀に付、誰々と申儀爾と相分り不申候へ共、當邊に外に難船溺死人も無之候付、乗組に相違無之と夫々前同様葬方被成下、是又難有奉存候。右浦仕廻して船主代鐵右衛門初水主五人間五月廿四日二木島浦へ參看、尙又役人代直右衛門外水主五人、六月四日參着仕候付、荷物御封印御渡被下候御願申上候處、御引渡に相成、夫々相調候處、左之通

表之間に積入候分

- 一、蓮包六十六品 一、箱物二十品 一、樽に桶十四品 一、長持三つ 一、遊紙包八つ 一、葛籠一つ
- 一、七島包八十三品 一、大たらい二つ 一、張籠一つ 〆百九十八品
- 一、櫃之間に積入候分三十二品 但皆濡傷有之候付其儘致置

物見之間へ置候分

- 一、刀一腰 一、小箱二つ 一、櫛之柄一本 一、火鉢一つ 一、大徳利一つ 〆五品
- 兩はさみ之間に置候分

一、蓮包小箱障子共十七品 但植木共 一、駕籠一挺 一、水主所持之品三十五品 都合二百八十八品  
右之通夫々御引渡被下候付、役人代船主中請取申候。

船具流失左之通

- 一、橋船一艘 一、碇三頭 一、か、す綱二房 一、棕櫚網一房 一、櫓四挺 一、打かひ六丁 一、大かひ一丁
- 一、細綱四房 一、矢帆不殘 一、往來箱一つ 一、錢箱一つ 一、なた一丁 一、斧一丁
- メ 一、金壹兩貳歩也 大阪行飛脚賃指出申候 一、同七拾壹兩也 浦方漕船人足賃其外諸雜用金指出申候。

右之通荷物相改、役人代船主人被請取、船具流失之分等御當浦諸雜用金相渡候處、相違無御座候。誠に此度は不存寄違難事、御役方様初、所之衆中迄、聊無御非分、厚く御苦勞被成下、忝少しも申分之品無御座候。依之手形爲取替、當浦出帆可仕候。爲後證置手形如件。

安政四年巳六月廿九日

豫州野間郡大居浦三軒屋 昌福丸信次郎代 同國風早郡奥居島 鐵左衛門 印

友六、幸作、久七、勘次郎、岩藏、松左衛門、幸五郎、榮太郎、佐七、吉藏

先乗水主 長五郎印 同炊 松藏

紀州牟婁郡木ノ本浦庄屋 彌平次殿 嘉藏殿 善助殿  
右之通相違無之候

豫州野間郡三軒屋 役人代 直右衛門印



定

(寛政年中)

浦々にて難船有之節、所役人は勿論所の者ども相互の儀に付、實意に世話可致遺儀、猶又難船之荷物船具等何れに寄らず沖合浦邊へ流來候筋は拾ひ次第早速有体に可訴出管。兼ての御定に候處、相背き不實不埒の取計致候浦方も有之趣、粗ぼ相聞へ不届の至に候、此以後右体の義相聞候は、吟味の上重く相告可被仰聞候條、此旨浦々の者共へ行届可申付置候。但早速正實に訴出候ものには御褒賞被下答。

覺

(享保五年十二月)

- 一、下田は港口よりさらさらの付、風波の節難乗入、或は船破損におよび其上乗おさしの船も多く旁諸廻船之者共難儀仕候由相聞候付、年來被建置候御番所々替被仰付かたき事には候へ共、今度御吟味の上浦賀港に御番所被仰付候事。
- 一、浦賀御番所において改之義は、下田御番所にて改之は少々違候事も候條、御法度之趣船頭共は勿論水主迄も能々覺候様に急度可申聞事
- 一、御法度之趣急度相守、萬一御法度背候類は言に不及、何事にては様子見出聞出候は、早々浦賀役所又は支配の役所へ可申出、急度御褒美可被下事。
- 一、御法度を背候者、其品存ながら申出さるるにおいては、急度罪科に可被行事。

定

- 一、諸國往來大小之船、向後相州浦賀港にて改有之間、江戸港出入之船は不及言、沖を直通仕間敷事。
- 附、漁船并出送り之小船魚荷計積候分は改に不及、外之荷物積候時は問屋え不及届、御番所へ直に着改請可申候。空船之分は改無之直に乗通申可事。
- 一、豆州下田より江戸迄之内、東之方へ乗候船は只今迄改無之候得共、自今は右の船共浦賀にて改有事。
- 一、東廻し船之分も、登り下り通船共、向後浦賀港へ乗入改を請申可候、井安房、上總、下總、常陸より江戸又は下田迄之内を往來致候船は、只今迄改無之候へ共、是又浦賀にて改有之事。
- 一、諸廻船浦賀にて改不濟舟、福不川、浦賀之間、暫もか、るべからず、尤荷物、傾船人揚おろし堅く停止たり、若風波之節船が、りいたし候は、其所の庄屋證文を取、相賀にて差出可候事。
- 一、浦賀にて改濟候船、風波の節福不川浦賀之間にか、り候は、浦賀改濟候手形差出し庄屋に可相改事。
- 一、福不川より浦賀迄の間浦より出入之荷物登り荷物は積候は、浦賀へ乗參改可請下り船は先直浦賀へ乗入改濟候上浦々へ可乗入事。
- 右之條々堅く可相守、若相背おいては爲曲事者也。
- 下田にては來已二月朔日より改無之浦賀おゐて二月朔日より改有之答也。

享保五年十二月廿一日

御評定所にて被仰付候。

(四) 城米船定書

(檢地條目廻米定規)

定

- 一、於船中御城米無沙汰に仕間敷候。萬一納米澤手欠米等准之少々にても認候て隠取候は、後日聞ると云共、御穿鑿之上船頭水主之儀は不及申、品に寄諸親類共可被行罪科事。附、船中火之要心堅相守也。諸賭勝負仕間敷事。
- 一、御城米船積之節、碇、網、碇、糧米、諸道具に至迄海中にて可入分不殘積之若日和無之船逗留致糧米不足之時は於何之浦に相調其趣之者より證文可取也。自然糧米に准し、賣買於積は念慮曲事可申付事。
- 一、遭難風打米不仕して不相叶時は糧米不殘拾其上御城米捨之可申候。自分之穀類類於殘置は可召上事。
- 一、澤手米有之候は、□□□□り海中にて船具折不足に於ては着船の湊にて可相調事。
- 一、於江戸御城米不相渡以前糧米餘分無断して陸へ上げ申間敷事。
- 右條々相守可申候。若相背族於有之は訴人に出べし。
- 縱同類たりと云共其科をゆるし御褒美可被下候且又仇を□□□□様に可被仰付候。自然隱置腸より相聞候は、船頭は勿論水主頭に至迄悉可被行罪科也。

寛文十三丑年二月

右條目之趣堅可相守候已上

奉

行

年號月日

御代官

何 誰

御廻米積船頭水主頭等へ申渡之趣並請書之事

- 一、今度江戸御城米何國何湊にて積渡候付、寛文十三丑年被仰出候御條目寫相渡之候間、艫之間に張置船頭水主頭上乘之者堅相守可申事。
- 一、御城米送狀舟積之代に相渡候書面通無相違様江戸着船次第早速納手代方へ可届之候。着岸水揚之節、儀數相違亦は俵印無之御米其外木米鼠喰等有之候は、船頭辨米可申付事。
- 附、無謂格別□□有之内拵之節飛差有之候は、不足米分辨米可申付事。
- 一、潮還り日和待之節浦々にて送狀見せ入津出船逗留子細手代より渡置候間日帳案分之津々庄屋共に爲認印形取之江戸へ至り右日帳送狀相添納手代方へ可差出勿論日和能候は、片時成共湊逗留仕間敷事。



一、着船の浦々にて逃荷物一切積申間敷候調候いて不叶品有之は上乘之者へ申達差圖を受水主頭之内一人陸へ上調物仕舟乗可申事。  
一、船頭水主頭前之不届之儀有之候ても大勢之者故難防上乘之者其分に致置候様相聞候。以後不埒之儀有之は不及用捨江戸着之節有林に可申聞事。

右條々急度可相守者也

年 號 月 日

右之通被仰渡承知仕奉畏候若相背候は、何分之越度可被仰付候。爲其連判差上置候仍如件

何國何郡何村 船頭 印 水主 印 頭 印

何 誰 様 御 役 所

御廻米積船上乗へ申渡並請書之事差上申證文之事

一、今度江戸御城米上乘段拙者へ被仰付候上は御米大切に仕御米船へ賣買荷物一切爲積申間敷候。船足は御定之通御極印極可申候御後圖儀一切仕間敷候。

一、自分之儀は勿論船頭水主と申合御米差取申間敷候。若船頭水主密々にて盜取候歟又は疑敷致方見聞及候は、手帳に記置明江戸可申上事  
一、逢難風上荷勿候歟亦は何れの浦へ舟寄候共、隨分請入御米不濡様に可仕候若濡米に成候節船中人數は不及申其所の役人中へ申觸取揚申候而大濡中濡等撰り分御改役人御參着御改之節手支無之様申仕候。勿論右林之儀有之節は其所の役人中へ申達早速御注進可仕事。

一、浦々逗留之節船より上り日數を數じ、或は遊女狂ひ等仕間敷事。

一、御廻米之内密に賣亦は致飯米江戸にて買納に坏致候儀は仕間敷候事。

附、船中は勿論江戸其外何方にて悪米取換申間敷事。  
一、御米舟江戸着仕候砌は不及申其外共一人成共外之者舟中に入申間敷候。尤水揚不致内は船中に罷在如何様之用事有之候共、舟中立退不申念入御達相守可申候。御藏所へ御米揚置候節も、諸事入念彌大切に仕紛失等無之様可仕候。爲其證文差上申處仍而如件。

何國何郡何村 上乘 誰印

何々誰様 御役所

年 號 月 日

何國何郡何村誰船 仲船頭 誰

船 中 日 記 月 日

(是は横帳にして右之通上書する也)

覺

一、御城米元舟に日の丸の舟印相立何國何湊より江戸迄平生之雨風は無差別立詰に可仕候何れの浦にても潮還り一夜成共逗留仕候は、其所の主方へ相斷津出舟之日付刻付帳面等に書載印形取置可申事。

一、日和待潮還りにて逗留之子細其所之御番所へ相斷日帖付置可申候。尤類船無之一艘乗仕間敷候其浦泰之者へ還相談不苦由申候共隨分相考日和見定出船可申事。

一、浦賀御番所へ船を付、御改添證文可差出候間、右證文取也日帖と一所に納手代へ可差出候事。

附り、何れの浦々にて竹木堅伐取申間敷事。

年 號 月 日

何國何湊出役何々組手代 何之誰

御廻米浦觸之事

何國去々御城米於何國何湊に致積船江戸へ相廻候何れの浦々にても逢難風候節は御料御私領とも其浦々より引船出し御城米凶事無之様可被入念俵人數は別紙送狀に記し候以上。

年 號 月 日

何之誰手代 何之誰印

御 料 御 私 領

名 主 年 寄 中

御城米送狀認方之事

積送申江戸御城米送狀之事

一、米合何千何百俵 但何斗何升入 此石何百何十何石 何國船頭何村 此運賃金何拾何兩水何拾何文 直乘 何右衛門  
何兩水何拾何文三分一貫渡何國何村内何兩 三分二貫渡 外 上乘 何 衛

一、何十俵 但何斗入

一、船梅 五年造 一、檜杉柅檜木楫白檣帆十七端木綿 一、碇七頭内七十貫目、六十五貫目、六十貫目、五十五貫目、五十貫目、四十貫目、四十貫目 一、綱十二房亭二房、檜四房、皮二房、藁四房 一、端船一艘此外走り道具有り 一、船四寸 但極印限

上乘船頭水主 根米



一、寛文十三年被仰出候御條目寫一通 一、船中日記帳一通 一、浦觸帳一通  
 右は何國何郡去何御年貢江戶御城米於何國何湊何村何右衛門船へ積立船足相改出船申付候書面之相違無之通候へば御請取殘金御渡可被下候。爲其送狀仍而如件。

年 號 月 日

所 付

何國何郡船積出役

何之誰手代

何之誰印

何之誰手代

何之誰殿

御廻米出船注進書認方之事

覺

米 何 千 石

右は何國何郡去何御年貢江戶御城米於何國何湊積立今幾日何刻日和能時湊出船申付候之間爲注進如此御座候以上。

何々月幾日

何國何湊舟積出役

何之誰印

何之誰殿

右之通相認早速飛脚を以江戶留守居手代の方へ遣す江戶にて右注進之趣を請御勘定所へ出帆御注進致す也。最も積所□より御代官御座候は陣屋にも注進する也。右は陣屋詰御代官之形也在府成は其心得を以て認方てには少々違ふべし。

一、右御廻米之儀、初發御廻米積船積請負人の方へ船催促致し請負人方より何國何村直乘誰舟か又は誰船沖船頭誰何百石積何年造船具何々船頭水主何人乗さ申儀書付差出候上右空船江戶より積湊へ遣す船ならば江戶にて船檢其外吟味等手代元船へ罷越相改極印を打遣す。極印は五六寸四方の板へ焼印を居へ特參し船縁より御定法之寸法を(六寸なり)金さしにてさし右板之焼印之上端さ寸の留さすり拂に釘にて四方打付る也。亦陣屋最寄より出船ならば陣屋手代右改に出候事。も有之、右空船江戶川口幾日出舟さ申儀を定早速陣屋へ申遣陣屋より積所へも通達する也。江戶改成れば其旨陣屋へ申遣上陣屋より積所へ申遣す也。積所の場所に寄いづれにも手廻し能く早速通達有之様に兼て申合す也。一概に必得べからず、時宜に寄へし。

御廻米船御運賃相渡候以後異變有舟定法

法

一、空船之破損(御前賃三分一三分改候上は同前)公儀御失墜於湊破船共  
 一、空船にて途難風痛舟に成御米不積時は御前賃上□一之内半分被下也。

一、御米積候上破損は御運賃三分一被下候事。  
 一、破船にて濡米に成取揚候而所拂に成候分亦是海中に捨て米に成候も御運賃の内三分二被下候事。  
 一、浪還り又は垢あり濡米に成其所にて干立候分は御運賃不殘被下候事。  
 一、澤手之儀御運賃に構らし納候節、船頭并米空法有之事。  
 一、御米數減の事空船積湊へ着之上御米高減候へ共、御前賃御運賃三分割之一分被下候事。  
 一、江戶御廻米に出帆積湊へ着以後大阪廻し相成候節は、前賃後渡之分に江戶廻之御運賃被下之中賃は大阪廻し之御運賃被下之事。

御廻米濡澤手船頭並米定之事

一、皆澤一俵に付三升五合 一、大濡手一俵に付二升一合 一、中濡手同一升五合 一、小濡手同九合  
 一、鼠喰一俵に付減候分 四分納名主 六分船頭

廻船請負人數金之事

一、往古は落札之國米高を積立其運賃金三分一數金御取立有之候事。  
 一、中古より御米一萬石に付百兩づ、御取立之事。  
 一、當時は御米一萬石に付、六拾兩づ、最も家賃も御取被成候事。

破損有之節書上之事

一、破船打米有之候節は御勘定所へ注進後着船之節吟味之趣。書付猶又御内寄合にて御吟味被下候様にま申文言にて御勘定所へ書付出す其上にて御内寄合へ出候人數銘々へ半切に書付無印にて是又差出す事。  
 一、御内寄合にて右御吟味有之候節は前日御米高并捨米右數船頭水主上乘之名所書付御内寄合有之御勘定奉行御屋敷へ差出帖面に付候事。  
 一、淺草御藏にて撰出俵澤手米等御拂之節之事。

一、御廻米之内撰出米澤手米等於御藏庭に相拂候節御藏手代御代官より出役之者さ立合再應入札□落札之趣委細書付入札相濟御藏奉行衆へ差出し御藏奉行中より書付相渡を出役手代受取罷歸り御代官より御勘定所差出方へ出す差出方にて右直段御吟味有之吟味判居り相應之由にて御代官へ通る右書付亦御藏へ持參致し御藏奉行へ上る、其上にて落札之者へ米引渡引取其節は御門切手を取出す也。右入札之節より納名主をも爲立會金子受取候は、當日手代へ受取標落札人より勘定之書付印形爲致取之金子をも御代官へ差出す。御代官より右書付共に金子納名主へ相渡、但是は當分は御代官預り置御藏納相濟候上にて渡候也。納名主右書付を以在所表之勘定之印とする也。右之御勘定取拂に不立當分之事ゆへ右之通にて事濟也。重而納不足金納何之節、右拂直段を以何事に候間、右之通也。



淺草御藏番數之事

(落丁あり略)

五里外駄賃之事

一、御城米積所迄之付出道法五里は國性にて高付致候御定法也。五里外は其里數に従ひ御米一駄一里錢二十四文、被下候也。

海船川水相替之事

一、支配村方に有之川舟、海舟等古に成相替度旨村方より願出候節は右船何年以前相替候哉、年并船破損之次第委吟味之上猶亦見分吟味とて手代差遣彌相違無之に於ては舟方役所への願書爲差出、最舟主并大工其村之名主印形相 右願之奥、右之通致吟味相違無之候間、舟出來いたし下候。御極印被仰付可被下候旨奥書致御代官印形にて船方御役所へ差出す。若御代官御用に付無御居合節は右之趣を以元々手代印形致渡遣也。

一、出來致候節川方へ差出極印願證文にも吟味相違無之候間、御極印可被下旨奥書印形如此にて渡す。

一、右證文船方御役所へ差出候節古船の極印とも切拔差添舟方役所へ差出也。新造極印申受其段地方御役へ舟主申達儀也。

海上流荷物揚御定法之事

一、浮荷物は二十分一取揚御定之事。

一、沈荷物は十分一取揚候者へ被下也。

右之通被下也。若隱置後日顯候は、御仕置可被候之間、御觸之通右取揚荷物早速支配へ注進之上乗置落主相待候ても半年にも不參候は、返濟支配へ同下知を得べき事。

川舟流荷物之事

一、浮荷物は三十分一 取揚之者へ被下也

一、沈荷物二十分一 取揚之者へ被下也

(文言前同斷)

第四章 明治初年の財政

(一) 租 法

新宮藩租稅收徵の方法

正租準範 明治四年十一月新宮縣を廢せられ和歌山縣へ引き渡したる文書に據る。  
従前取扱候租稅方法並雜稅名義取調書

正租方法

元新宮縣

一、田畑反畝歩 一步は曲尺六尺三寸四方 一反は三百歩  
一、石 盛 但管内にても村に依て地位上々にて上より低く石盛を附又地位低く石盛高きも有之候得共慶長の比檢地改の節より右の通成來り候事。

上々田	一反に付	高一石七斗五升より一石七斗まで	上 田	高一石六斗五升より一石五斗まで
中 田	高一石五斗五升より一石四斗まで	下 田	高一石一斗より一石まで	
下々田	高八斗より七斗まで	見付田	高七斗より三斗まで	
屋 敷	高一石四斗より一石三斗まで	上山田	高一石二斗	
中山田	高一石一斗	下山田	高九斗	
下々山田	高五斗	上々畑	高一石六斗より一石五斗まで	
上 畑	高一石五斗より一石四斗まで	中 畑	高一石三斗五升より一石二斗まで	
下 畑	高八斗より七斗まで	下々田	高四斗より三斗まで	
見付田	高三斗	切 畑	高二斗	
中山畑	高七斗	下山畑	高四斗	
下々山畑	高二斗五升			



漆 十匁に付 高六升五合  
 桑 一束に付 高一升  
 上新田 一反に付 高一石五斗  
 下新田 高一石  
 下新田 高八斗  
 新屋敷 高一石四斗より一石三斗まで

楮 一束に付 高一升  
 茶 一斤に付 高八升より七升まで  
 中新田 高一石一斗  
 下々新田 高八斗  
 下々新田 高四斗

一、免合

毛見所村々々豊凶検見の上田畑作物出来高を積六公四民の法を以て田畑毛付免を現し諸荒高の外口に毛付高に石毛付免を掛け惣貢米を積り村惣高に割合草免を極め免定書下け遣し十一月限り皆納の苦、従前仕來候事。  
 一、免所は依願十ヶ年又は十二三ヶ年の内至て凶年の低免を省き一兩年残り平年の免定を概し草免を立其村に因り三ヶ年又五ヶ年の期限を極め年々免定書を下け遣し毛見所同様納申付候。右年限済の上にも猶是迄の免定に據置願出候は、前同様取計候。最右年限中にて凶年毛見願出候は、素免概し之節凶年を除き割出候故毛見取計猶又早敷、水災、風蝗等にて難澁願出候は、見分の上傷の畝高を計り村高に割合免の内用捨免に下げ遣し候事。  
 一、洪水にて堤切れ砂入床堀等の節は見分の上田畑破損の輕き筋は其年限り又荒手に應じ五七年及十五六年の當毛荒にて相立甚敷は永荒にも相立前件の振合にて用捨免に取計遣候事。  
 一、正租の内三十八石四斗一合村柄に因り居屋敷の外田方等無敷場所故に候哉従前畑方米と唱へ一石に付三匁下けにて代銀納に取立來候處當時は通例の銀納に相成候事。  
 一、新田畑は開發の後三ヶ年を過四ヶ年目に地所見方反畝を積り其他に因り各所の高并免を立置稅納申付候事。  
 一、出穀免の外は其村々の免定にて稅納申付候事。  
 一、正租雜稅共都て代銀納は其時の市中相場を目的として石替相立候事。  
 雜稅名目  
 一、差米 正租米一石に付二五升合宛是は四斗俵一俵に付爲差米一升宛別段藏入に納させ來候事。  
 一、口米 正租米一石に付二升宛是は元代官所費用、手代給料當として別段藏入に納させ來候事。  
 一、糠藁代米 高百石に付一斗九升宛是は馬飼料糠藁最新田并諸引高には不掛高掛に納させ來候事。  
 一、郷役米 是は一分三厘米と唱本田高掛に取立池川堤防溝井關隨其他營繕費用に當て置右にて不足米は官費に相成候事。

一、新宮入津旅米買入稅石に付銀四匁其時々取立候事。  
 一、新宮入津旅雜穀買入稅石に付銀二匁其時々取立候事。

浦方入津旅米買入稅取立の定

一、銀二貫七百二十匁 三輪崎浦 一、銀七百五十匁 宇久井浦 一、銀一貫目 下里浦  
 一、銀六百八十匁 浦神浦 一、銀五十匁 森浦 一、銀二貫五百目 勝浦  
 一、銀二貫五百目 天満浦 一、銀二貫三百四十目 太地浦

右の通相定有之年々増減無之七月十二月兩度に取立候事。  
 一、新宮入津旅酒買入稅一樽に付銀二匁年々七月十二月兩度に取立候事。  
 一、新宮入津旅酢買入稅一樽に付銀二匁年々七月十二月兩度に取立候事。

浦方入津旅酒買入稅取立の定

一、銀一貫七百目 三輪崎浦 一、銀四百四十目 宇久井浦 一、銀二百五十目 天満浦  
 一、銀一貫五百目 勝浦 一、銀二百目 森浦 一、銀百八十目 下里浦  
 一、銀六百七十目 太地浦 一、銀九十目 浦神浦

右の通相定有之年々増減無之七月十二月兩度に取立候事。

浦方匏取稅取立の定

一、銀三十目 三輪崎浦 一、銀三十目 宇久井浦 一、銀四十三匁 太地浦  
 右の通相定有之年々十二月取立候事。

諸株稅取立の定

一、他管内製藥受賣稅金十七兩二分年々十二月取立候事。  
 一、管内藍玉買入稅一俵に付銀二匁年々十二月取立候事。

諸株稅取立の定  
 一、米問屋株 一ヶ年稅銀一貫百目 一、米仲買株 一ヶ年稅銀六貫六百目  
 一、材木問屋株 同 六貫六百目 一、旅船問屋株 同 十貫目  
 一、諸產物株 同 十一貫百目 一、質屋株 同 四貫八百四十七匁六分二厘  
 一、古着屋株 同 一貫二百五十目 一、川原小問屋株 同 三貫七百目



一、綿坐株 同 同 三百五十八匁三分二厘  
 一、煙草間屋株 同 同 二貫目  
 右の通鑑札下遺し有之稅銀年々五月十月兩度に取立候事。

船稅取立の定

一、商船五十石積以上稅金御布告の通取立候事。  
 漁船、磯波、川瀬取、川船 一艘銀二匁宛  
 一、船稅年々十一月廿日限取立候事、  
 一、十一月廿日より翌年四月晦日迄の内解船致候分取立不申候事。  
 一、五月朔日より十一月廿日迄の内解船又は解船致候共定の通稅銀取立候事。  
 但管内にて船々賣買致候は、持主并買取候者共稅銀取立候事。尤管外へ賣渡或は管外より買取候共一艘分取立候事。  
 一、五月朔日より十一月廿日迄の内新造致し古船相捌候共二艘分稅銀取立候事。  
 右の通相定有之候事。

帆別米取立の定

一、帆一反に付稅小升二升 此納升一升六合六勺六才余 但時の相場を以て代銀にて取立候事。  
 右は新宮川入津の船々より取立候事。

帆形定法

一、二百石積以下	三反帆	かいの口なし矢倉なし	警小船たりとも矢倉村の分は四反帆へ繰上候事。
一、三百石積より三百九十石積まで	四反帆		一、三百石積より三百九十石積まで
一、四百石積より四百七十石積まで	六反帆		一、四百八十石積より五百五十石積まで
一、五百六十石積より六百二十石積まで	八反帆		一、六百三十石積より七百石積まで
一、七百石積より八百石積まで	十反帆		一、八百石積より八百五十石積まで
一、八百六十石積より九百三十石積まで	十二反帆		一、九百四十石積より千石積まで

但其余は右に準じ取極め有之候猶又極小船百石以下の分は橋船瀬取同様の船にも有之候事。

藪年貢取立の定

一、六本結より十本結まで 一束に付 一升四合  
 一、三十五本結より五十本結まで 同 五升六合  
 一、苦竹藪八十本結 同 二升四合  
 一、川笹藪八十本結 一把に付 四合  
 一、十二本結より三十本結まで 一束に付 七升二合  
 一、小唐竹藪八十本結 同 二升  
 一、川竹藪八十本結 同 一升

右藪年貢盛附の儀は其藪はへ惣竹三ツ割一分は地主へ遺し一分は其藪の種竹一分は年貢米に取立候事。  
 一、藪年貢米代石に付銀五十目替を以て年々八月限取立候事。 但銀兩替の儀は時の相場事。

此他諸港運上所の稅納定あれども錯雜なるを以て略して録せず。

新宮川口運上所收稅

定則

筏一束に付巾八尺の事。  
 一、一間材より五間材まで床巾八尺稅永五十文 一、帆柱木一尋一束と改 一、床外の材惣て駄物に準ず 一、辨甲一本に付 但五尋より七尋まで最七尋以上尋尋に付稅永二十五文。  
 一、舟板割物一組 稅永五十文 但五尋より七尋迄最七尋以上尋尋に付稅永二十五文  
 一、竹筏二束一束 駄物一駄に付稅永六文七分  
 一、炭一駄六俵 一、鍛冶炭一駄六俵 一、棧棚炭同六丸 一、樽丸但五百枚一丸と見て同四束 一、蒟蒻玉同三十六貫目  
 一、串柿同六束 一、杉、檜、榎、松、板、但長一間より二間迄同四束 一、杉、檜、榎、但長一丈二間同四束 一、糞但一九六貫目と見て同六丸 一、松煙但一俵三貫目と見て同十二俵 一、横繩同五丸 一、松脂同六籠 一、太平但一俵三貫目と見て同十二俵  
 一、杉葉粉但一俵十貫目と見て同四俵 一、柿粉同六丸 一、楊梅皮但一丸六貫目と見て同六丸 一、蕎麥木但長三尺より六尺迄打込同六丸 一、椎皮但右同斷同六丸  
 一、杉皮同十二束 一、葛籠藤但一丸六貫目と見て同六丸 一、蕎麥木但長三尺より六尺迄打込同六丸 一、横繩但一丸三貫目と見て同十二丸 一、鳥籠但一樽五貫目と見て同七樽 一、杉箸但一丸五千膳と見て同四丸 一、横樽一駄四束 一、松才但一把一本給と見て同六把 一、饅頭木同三十本 一、茶同實但一丸五貫目と見て同七貫 一、藥種同五貫 一、線香同二十四貫 一、鱧木同四挺 一、同腕木同十二挺 一、杉酒樽同十二枚 一、大小檜繩同五十四把 一、河葦、椎葦、岩葦同二俵 一、大小檜笠但一丸五十枚と見て同六丸 一、榎入子木同二十四本 一、葛藪粉同六籠 一、蜜柑同六籠 一、數木同八挺 一、木地同六丸 一、杓子同八丸 一、澁但四斗五升宛入同二挺 一、紙類同十八貫 一、下駄木但一丸十五足



右の外惣て三十六貫目を一駄と見積り口税月々取立候事。  
 一、入津鹽陸揚の上百俵に付十五俵取立候事。  
 一、地引網諸魚一割六歩取

右の通  
 新宮藩田租檢見其他租税に關する方法新宮縣官より和歌山縣官に告はるものに據る。

一、檢見方法 右檢見所村々毛附濟届出させ追て菊旬届出候はゞ役々派出見分の上坪刈致し田畑作物出來高を見積り六公四民の法を以て田畑毛附免を現し諸荒高を除き外口々毛附高に右毛附免を掛け貢米を積り村總高に割合草免を極め免定書下渡十一月限皆納の答御前の仕來に候事。  
 一、定免の法 右極く凶年を除き十ヶ年平均を以て定免に取極め候事。  
 一、檢地の法 檢地の儀は曲尺六尺三寸竿を以て丈量の上四方の畔井道を除き畝歩を定め候事。  
 一、打竿石盛等の法 右打竿は曲尺六尺三寸の二間竿を相用候。石盛の儀は上々の田畑にて十七半の盛下々田畑にて四の盛に有之尤村に因て地位は上々にて石盛上より低きあり。又地位低く石盛高きも有之候得共慶長年間檢地改の節より右の通り成來り有之候事。  
 但新田の儀は三ヶ年除稅四ヶ年目檢見の上石盛相定候。新畑の儀も三ヶ年除稅四ヶ年目より近傍に比較石盛相定候事。  
 一、枚納俵入并仕立方等 右俵入は四斗一升を以て四斗の納に相立候。仕方は二枚抵にて内外三所結に有之候事。

新宮藩の先水野忠幹領地五個年平均租税の數明治二年四月辨官へ開申せし數なり。

領知高並現石五ヶ年平均雜稅共取調書

水野大炊頭

領地高 三萬五千七百四十三石一斗四合 紀伊國 牟婁郡 日高郡 有田郡之内 名草郡  
 外 六千五百九十九石五斗七升九合八勺 新田  
 本田新田合 四萬二千三百四十二石六斗八升三合八勺 元治元甲子より 明治元戊辰まで 五ヶ年平均  
 正租高 一、米壹萬五千九百九拾石六斗三升壹合六勺 一、米參百七拾九石七斗六升五合七勺六才 差米  
 一、米參百五石貳斗壹升壹合六勺四才 口米 一、米七拾貳石七斗貳升八合五勺 糖藁代米  
 合 壹萬五千九百四拾八石參斗參升七合五勺 外 米三拾九石七斗四升二合 雜稅米納高  
 金九千六百七拾八兩貳步參朱 錢拾九貫五百九拾貳文 雜稅金錢納高 此金壹兩永九百五拾九文貳分 但金壹兩錢拾貫文替

右者元治元甲子年より明治元戊辰年迄五ヶ年平均一ヶ年調高如斯御座候以上

明治二年四月 民部官御中

水野大炊守

新宮藩所轄郡村六個年平均租税の數明治四年二月民部省へ開具せし數なり。但明治五年五月六個年租税の數と五ヶ年租税の數と差遣を生ずる故に精微調査すべき大藏省の命を以て更に六ヶ年平均租税の數を改竄し進呈したり。然れども今其稿散佚して見えず故に前に進呈したるものを擧ぐ。

牟婁郡

紀伊國名草郡之内郷村高帳

日高郡  
 有田郡  
 名草郡  
 牟婁郡

新宮藩

一、高合三萬五千七百四十三石一斗四合 百四十ヶ村  
 子年 此物成米一萬三千五百九十九石一斗三升二合 丑年 此物成米一萬四千三百三十七石八斗七升四合  
 寅年 此物成米一萬二千九百二十九石四斗五升九合 卯年 此年成米一萬四千四百八十九石一斗二升八合  
 辰年 此年成米一萬三千六百二十石七斗二升九合 巳年 此物成米一萬二千九百七十七石一斗八升七合  
 去る子より巳迄六ヶ年平均 此物成米一萬三千六百二十一石四斗一升八合  
 外 三百四十四石五斗三升五合 指米  
 七十四石六斗三升九合 糖藁代  
 一、新田高合六千六百二十石五斗二升六合七勺 丑年 此物成米千四百四十六石三升一合  
 子年 此物成米千四百四十二石九斗四升八合



寅年 此物成米千四百三十三石五斗六合  
 卯年 此物成米千四百四十一石七斗八升一合  
 辰年 此物成米千四百三十一石四斗七升  
 巳年 此物成米千四百四十九石六斗三升六合  
 去る子より巳迄六ヶ年平均 此物成米千四百四十八石八斗九升五合  
 外 三十六石二升二合 指米 二十八石八斗一升八合 口米  
 五百四十七石八斗三升五合 失米 但石六十目立にて銀納の事。  
 銀二十五貫九百七拾九匁職役米代 銀七貫四十目米仲買冥加銀 銀一貫百目米問屋冥加銀 銀十貫目材木問屋冥加銀 銀三貫七  
 百目木場問屋并薪問屋冥加銀 金二十兩銀三貫目茶并煙草問屋冥加金 銀一貫三百目鹽問屋冥加銀 銀十一貫百目諸産物仲買冥加  
 銀 銀一貫二百五十目古手株冥加銀 銀一貫目旅船問屋冥加銀 銀五十目緋屋冥加銀 銀六貫百四十七匁質屋株冥加銀 銀二  
 貫百六十目船床銀 銀七百八十五匁甘庶運上 銀五十九匁砂糖精茶小賣運上 金十七兩二分賣藥師冥加 銀四十三貫五百八十四匁  
 細方米代 銀百二十目蠲運上 銀三百四十一匁酢造藍玉冥加 銀八十五匁新宮入津旅酢冥加 銀八貫二百四十五匁新宮并浦々入  
 津旅酢冥加 銀三十四貫六百十二匁同旅米冥加銀 金七千六百八十二兩三朱 銀四貫九百二十三匁諸運上 錢七貫二百五十八文銀  
 六十八貫二百二十五匁二分五厘村々加子役米代 林八十三ヶ所 藪二千六百九十九ヶ所 此稅三貫三百四十七匁四分  
 往還並木合九里二町半十三間 三十三ヶ所  
 右之通御座候也

辛未二月 民部省

新宮藩

(二) 楮幣

新宮藩の先水野忠幹の藩主たりし時明治元年八月地方頻年凶荒下民困窮甚しきを以て一時其急を濟したために  
 始て鐵預切手を製造し其領地内に通用したり。其數錢札拾五萬貫文(金壹萬五千兩に當る)其種類三つ曰三百  
 文札四萬貫(金四千兩に當る)曰二百文札五萬貫文金五千兩に當る曰百文札六萬貫文金六千兩に當るなり。然  
 るに此製造のことは嘗て朝廷へ奏請せしことなかりしが明治三年四月に至り楮幣造出の所由及其數を大藏省  
 開へ申したるに果して維新の後の發行に屬する故を以て楮幣通用を停止すべき旨を命せられたり。(明治三年

四月十四日大藏省への申牒)依て此楮幣を收復せんとするに固より金銀の支消に供する準備はあらざれば爲  
 すべきの術なく遂に立用手形を製し従前の楮幣を交換するに至れり。

〔綱明治四年辛未八月立用手形錢貳拾七萬九千貳百七拾五貫文を製出す〕此立用手形なるものは一種の楮幣に  
 して以て従前の楮幣と交換したり。(此時に従前の楮幣は交換し斷截に付したる旨を大藏省へ開申したるも實  
 は否らず只舊楮幣を交換するに此立用手形なるものを以てし新舊四月を異にするのみにして楮幣の民間に流  
 通せしは依然たるのみならず猶其數を増加したり。明治四年八月八日大藏省への申牒)本是を立用手形と稱  
 する所以は元來凶荒頻至民田租を完納する能はず逋欠年々積推したるが故に藩用の缺乏を致すものなれば此  
 逋欠の完納を目的として貨幣に代るものを發行し官民燒眉の急を逃れんとするものにして縦へば逋欠は則準  
 備と云ふが如きの意なり。故に立用手形の印文に(錢若干立用申候追て引替可申候也會計所郷市長氏名殿)と  
 したり。自然郷市より徵納すべき錢貨を預領したるに似たる意を含有せり。而逐次逋欠の完納するに隨て漸  
 を以て此立用手形を交換消却せんとするの主意なりと云ふ。然るに此立用手形を製出したることは亦嘗て朝  
 廷へ上奏せず唯曖昧に従前の楮幣に代へたるものなるか後新宮藩並に縣を廢せられ明治五年三月其政を和歌  
 山縣へ告る際に及んで始て隱微の處分なること自ら發露するに至れり。故に其原由を推問して大藏省に稟し  
 て之か處分をなしたり。(明治五年九月和歌山縣より大藏省への申牒)

其立用手形の數如左

- 一、立用手形錢二十七萬九千二百七十五貫文 内五千七百貫文 五十貫文札 十一萬四千四百四十貫文 十貫文札 七萬五千七
- 百五十貫文 五貫文札 四萬九千九百三十貫文 二貫文札 一萬八千九百四十五貫文 一貫文札 一萬八千九百六十貫文五百文札
- 四千五百貫文 三百文札

右立用手形の内外郡内關係の分は左の如し。



川ノ内組郷長 無音覺左衛門宛  
 五十貫文より五百文迄 北山組郷長 山口九吉次郎宛  
 五貫文より一貫文迄 合三百十八枚 此錢八百十八貫文  
 三ノ村組郷長 西小十郎宛  
 十貫文より一貫文迄 合三百三十枚 此錢千十貫文  
 淺里組郷長 尾崎角平宛  
 十貫文より一貫文迄 合千九十四枚 此錢三千七百二十貫文

相野谷組郷長 松尾善十郎宛  
 十貫文より五百文迄合二千九百九十八枚此錢五千三百二十八貫文  
 尾呂志組郷長 眞砂又十郎宛  
 五十貫文より五百文迄 合千三百八十五枚 此錢六千二百九貫文  
 有馬組郷長 竹内儀市郎宛  
 五十貫文より五百文迄合三千四百五十三枚此錢七千三百二十貫文  
 成川組郷長 太地喜八郎宛  
 五十貫文より五百文迄 合千七百十五枚 此錢四千六百貫文

### 第五章 縣治時代の財政

(一) 地租改正 地租改正は維新後の大業にして人民の休戚に關すること最も大なるものあり。改正實行に當り種々の故障起りたるも固より當然の事なりとす。而かも此の改正に依り封建の制度を一變し、從來永代賣買を禁止せられて國有視せられたる土地は人民の所有權を認められ土地制度を確立したるは一大進歩なりといはざるべからず。

明治五年政府は地租改正の議を定め翌六年七月地租改正の布告あり次て太政官第二百七十二號を以て地租改正條例を發布し其準據する所を知らしめたり。此の改正法は土地の價格を算定して之に賦課するものにして其地價算定方法は左の如し。

田一反歩 此收穫米一石六斗 此代價(検査石代)四圓八十錢 但一石三圓の割  
(右の收穫米に就きては各地に於て高下あり、又検査石代については各地とも大に異論ありて改正實行の一大障礙となりしものなれども茲には政府の大体方針に依りて掲ぐ)  
 内 種子肥料代七十二錢 石代の一割五分 差引純收入四圓〇八錢 内六分自作收入

内譯 四分地主 土地に對する利子 二分農業利潤 小作料に相當す  
 四分 公課内譯 三分地租 二分地方稅

此の地租改正に於ける地價査定に依れば地租改正は土地を資本化したるものなり。土地より生ずる穀物の收穫を貨幣價値に見積り其中より費用及び公課を控除したる純收入を一定の利率にて還算し貨幣價値を以て資本としたるものなり。

今迄は農業者は市場と遠かり居りしが此の改正に依り家族内に消費すべき者の外は皆市場に販賣せざるべからざることをなしたるに依り收穫物を多く販賣せんが爲めに土地の耕作に努め土地の改良を圖り營利の念を増長して從來の土地に對する觀念に變化を與へ、土地其物より生ずる利益即ち收穫物を賣りて得べき貨幣を重んずるに至り貨幣を蓄積せんとするの思想を愈増進せり。

四年十二月地券法の施行と、五年二月地券規則及び七月に於ける地券規則の改正とに依り地券狀を賦與せらるることとなり領土に於ける行政權と土地の上に於ける所有權との間に明確なる區別立ちて純然たる土地所有權は確認せられ、永代土地賣買の禁は解かれて耕作物は自由に所有者の決定に任せる等從來の制限は悉く解除せられ、又其地券狀は殆ど有價證券の性質を帯びて之に依て土地は賣買せられ讓渡せられ抵當權も認められ、土地の資本化したることを發露し居れり、實に土地制度の一大變化なりといはざるべからざる也。

而して三重縣に於ては明治八年三月を以て地租改正の業に着手し、同九年四月に至りて之を終了し、八年の租稅より改正法に依て之を徵收し且つ地券を頒てり。但し市街地及山林原野等の如きは九年より改租することとなりたるも事業整頓するに至らざりし。又度會縣に於ては三重縣と同じく改租に着手したるも、未だ完了に至らざる内九年四月三重縣に合併するに至り、其業も之を三重縣に引繼ぎたるが、其完了せしは同十年なりとす。

(二) 縣 稅 本縣に於て縣稅を創設せるは明治九年四月十八日にして大藏省に伺濟の上課稅施行せり











(六) 郡費決算

(一)

(四以下略) 自明治三十年至四十二年

科目年度	入				科目年度	出			
	雜收入	町村分賦額	繰越金	縣補助金		會費	教育費	勸業費	組合事務管理費
明治卅年度	二四八	七五一	九六	九六	五四一	三四四	一〇五	七	九六
同卅一年度	一、三九二	七四	一、四六	一、四六	三五八	二八四	二一三	五〇〇	一、三三一
同卅二年度	一、五九	一九三	一、〇一	一、〇一	二八三	三三五	一六四	三二	一、一五
同卅三年度	一、五〇	五七	二〇一	二、一三	三二四	二六二	五七三	一〇	二、三三六
同卅四年度	一、六八	一、〇三二	二、七五	二、九〇五	二九四	一、〇〇九	七八八	五〇	二、三三六
同卅八年度	二、〇五九	一、〇六九	五〇〇	三、六六六	六三一	四五四	一、三六	五〇〇	四、六六六
同四十年度	四九二	二、八三六	四、五〇	四、六六六	九五五	一、三九六	一、三六三	五〇〇	四、六六六
同四十一年度	三〇九	四、四四一	四、四一	四、六六六	七〇	二、二二四	一、一六八	五〇〇	四、六六六
同四十二年度	二七四	四、七三二	四、五〇	四、六六六	七四	二、〇六	一、一八三	五〇〇	四、六六六

科目年度	入				科目年度	出			
	會費	教育費	勸業費	組合事務管理費		雜費	郡會議員選舉費	郡吏員費	郡費取扱費
明治卅年度	五四一	三四四	一〇五	七	九六	三四四	一〇五	七	九六
同卅一年度	三五八	二八四	二一三	五〇〇	一、三三一	二八四	二一三	五〇〇	一、三三一
同卅二年度	二八三	三三五	一六四	三二	一、一五	三三五	一六四	三二	一、一五
同卅三年度	三二四	二六二	五七三	一〇	二、三三六	二六二	五七三	一〇	二、三三六
同卅四年度	二九四	一、〇〇九	七八八	五〇	二、三三六	一、〇〇九	七八八	五〇	二、三三六
同卅八年度	六三一	四五四	一、三六	五〇〇	四、六六六	四五四	一、三六	五〇〇	四、六六六
同四十年度	九五五	一、三九六	一、三六三	五〇〇	四、六六六	一、三九六	一、三六三	五〇〇	四、六六六
同四十一年度	七〇	二、二二四	一、一六八	五〇〇	四、六六六	二、二二四	一、一六八	五〇〇	四、六六六
同四十二年度	七四	二、〇六	一、一八三	五〇〇	四、六六六	二、〇六	一、一八三	五〇〇	四、六六六

科目年度	入				科目年度	出			
	衛生補助費	基本財産造成費	財産費	郡費取扱費		郡吏員費	郡會議員選舉費	雜費	組合事務管理費
明治卅年度	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六
同卅一年度	一、三三一	一、三三一	一、三三一	一、三三一	一、三三一	一、三三一	一、三三一	一、三三一	一、三三一
同卅二年度	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
同卅三年度	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一
同卅四年度	二、三三六	二、三三六	二、三三六	二、三三六	二、三三六	二、三三六	二、三三六	二、三三六	二、三三六
同卅八年度	二、三三六	二、三三六	二、三三六	二、三三六	二、三三六	二、三三六	二、三三六	二、三三六	二、三三六
同四十年度	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六
同四十一年度	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六
同四十二年度	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六	四、六六六

郡會は明治三十年九月を以て本縣に施行せられ、本郡にては同年十月十五日より郡會を開きて其組織を了り翌十一月二十二日より豫算會議を開きたり。故に三十年度豫算は當然三十年十月より三十一年三月迄六ヶ月分を計上すべき筈なるに全年度の豫算を擧げたり。右は本郡にては未だ郡會の設置されざりし以前に於て郡内各町村組合の設けありて郡會類似の組合會を設け年々其豫算を附議決議せり。故に郡會は此組合會を繼續して三十年度の豫算を議したるものなり。

郡費決算(二)表に示せる大正十一年度歳入出は前年度の四萬八千六百六拾參圓に比し著しく減額せるは郡制は已に十一年度限りにて廢止となるべく確定し從來の郡費支辨事業は夫々其歸屬を定めざるべからざるに依り同年度に於て高等女學校費は町村學校組合の經營に移し、其他の事業も本縣又は他の團體等に移管し郡の事業を縮少したりしに依るものなりとす。

郡費決算 (二)

科目年度	入				科目年度	出			
	雜收入	町村分賦額	繰越金	縣補助金		會費	教育費	勸業費	組合事務管理費
大正十一年度	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
同十年度	六、〇	六、〇	六、〇	六、〇	六、〇	六、〇	六、〇	六、〇	六、〇
同九年度	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	四、三
同八年度	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
同七年度	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
同六年度	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七
同五年度	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七
同四年度	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
同三年度	三、九	三、九	三、九	三、九	三、九	三、九	三、九	三、九	三、九



入		同三年度		同四年度		同五年度		同六年度		同七年度		同八年度		同九年度		同十年度		大正七年度	
繰越金	1,170	658	784	491	3,232	1,993	732	1,993	3,232	3,232	3,232	3,232	3,232	3,232	3,232	3,232	3,232	3,232	3,232
縣補助金	4,472	2,579	2,855	2,855	2,855	2,855	2,855	2,855	2,855	2,855	2,855	2,855	2,855	2,855	2,855	2,855	2,855	2,855	2,855
寄附金	3,747	1,666	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533
縣交付金	4,705	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666
繰入金	9,333	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339
合計	24,427	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499

歳		同三年度		同四年度		同五年度		同六年度		同七年度		同八年度		同九年度		同十年度		大正七年度	
會議費	1,079	677	944	677	677	677	677	677	677	677	677	677	677	677	677	677	677	677	677
郡吏員費	1,555	508	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518
土木費	6,295	4,287	4,287	4,287	4,287	4,287	4,287	4,287	4,287	4,287	4,287	4,287	4,287	4,287	4,287	4,287	4,287	4,287	4,287
教育費	2,374	1,991	1,991	1,991	1,991	1,991	1,991	1,991	1,991	1,991	1,991	1,991	1,991	1,991	1,991	1,991	1,991	1,991	1,991
衛生費	1,288	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833
郡會議員選舉費	7,077	2,333	2,333	2,333	2,333	2,333	2,333	2,333	2,333	2,333	2,333	2,333	2,333	2,333	2,333	2,333	2,333	2,333	2,333
勸業費	60	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
郡費取扱費	60	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
郡統計費	60	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
財產費	60	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
神饌幣帛料費	60	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
諸稅及負擔	60	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
郡吏員臨時手当	60	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
郡吏員臨時手当	60	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
下戻金	70	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
合計	24,427	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499

出		同三年度		同四年度		同五年度		同六年度		同七年度		同八年度		同九年度		同十年度		大正七年度	
過年度支出	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
土木補助費	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
教育補助費	3,675	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
教育費本支出額	50	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
衛生補助費	50	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
勸業補助費	6,900	881	881	881	881	881	881	881	881	881	881	881	881	881	881	881	881	881	881
勸業補助費	3,333	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275
地方改良費	2,874	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
國勢調査費	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
軍人聯合會補助	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
積戻金	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
財產造成費	500	945	945	945	945	945	945	945	945	945	945	945	945	945	945	945	945	945	945
合計	8,500	3,933	3,933	3,933	3,933	3,933	3,933	3,933	3,933	3,933	3,933	3,933	3,933	3,933	3,933	3,933	3,933	3,933	3,933

郡費歳出累年比較表 (三) (決算額に據る)

年	歳出額	年	歳出額	年	歳出額	年	歳出額	年	歳出額	年	歳出額	年	歳出額
明治三十年度	9,990	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同卅一年度	12,633	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同卅二年度	11,155	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同卅三年度	11,600	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同卅七年度	2,977	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同卅八年度	2,700	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同卅九年度	4,142	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同四十年度	4,243	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同四十四年度	15,787	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同四十五年度	10,635	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同四十六年度	11,081	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同四十七年度	11,600	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同四十八年度	26,593	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同四十九年度	24,449	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同五十年度	33,993	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同五十一年度	33,993	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同五十二年	33,993	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同



同 卅四年度	二、三六	同	四十一年度	四、九八	同	四年度	一、二四八	同	十一年度	八、六八
同 卅五年度	一、三〇	同	四十二年度	六、四五	同	五年度	一、七三四	同	十一年度	
同 卅六年度	二、一三	同	四十三年度	七、八〇	同	六年度	一、四六七			

郡費決算 (四) 町村分賦額

町村別	明治卅三年度	同卅三年度	同卅八年度	同四十年度	同四十七年度	大正三年度	同五年度	同七年度	同八年度	同十年度	同十一年度
木本町	九七	九五	一三三	二四四	三九九	八〇一	九九七	一、四七八	一、八七五	四、一三	四、五
北輪内村	三〇	三〇	三九	五五	九四	一五二	一五一	二三三	二六四	五七三	五五
南輪内村	四〇	四〇	五四	七七	一三〇	二二九	二二二	二九一	三九七	八〇三	八二
荒阪村	三三	三三	三〇	四五	八〇	一六七	一六〇	二二二	二五〇	四九二	五六
新鹿村	六	六	八五	一一	一八七	三三	三八八	五三〇	六三三	一、四三八	一七二
泊村	三	三	三	三	七〇	一一	一〇	一五六	一九五	四一八	四
有井村	一六	一五	二〇	二二	四九	七四	七五	一、〇一一	一、四三	三、三九七	二六三
市木村	一八	一八	一五	二五	三〇	五八	五〇〇	七四二	九二	一、七一一	一八二
神志山村	二二	二二	一四	一五	三〇	四七	四七	六七四	七三二	一、六三四	一五五
阿田和村	一八	一六	一四	一四	二九	四七	四七	七五五	八八〇	一、六九四	一七七
井田村	七	七	一〇	一〇	二九	三〇	三〇	四三三	五三〇	一、〇三	一一四
鶴殿村	五	四	六	八	一五	二六	二四	三三四	三三四	四三六	七五
御船村	一〇	一〇	一四	一四	二九	五九	五八	七九九	一、〇八一	一、九八四	一九九
相野谷村	一八	一六	一四	一四	二七	四七	四三	七二九	八六七	一、七八〇	一九五
尾呂志村	一六	一三	一四	一三	三三	五二	六三	九二	九一	一、四七三	二五七
上川村	二六	二六	二四	三二	一〇一	一三二	一三二	二二五	三二七	五五〇	六八

(七) 諸税負擔表 (大正十年度)

町村別	國稅	縣稅	町村稅	町村別	國稅	縣稅	町村稅
入鹿村	五〇	四九	六六	相野谷村	三三五	四九九	九四八
西山村	三三	三三	七五	尾呂志村	一七七	二九五	七三〇
神川村	五七	五五	一〇九	上川村	三九八	五七四	一、九〇八
五郷村	四一	四〇	一〇〇	入鹿村	三九二	四七〇	一、五九八
飛鳥村	五七	五九	一三二	合 計	六五〇	七三六	二、五五九
合 計	一、五〇三	一、四〇一	三、三六八		一、八三三	二、五五九	五、〇

町村別	國稅	縣稅	町村稅	町村別	國稅	縣稅	町村稅
木本町	四、三九	四、〇六	三、〇七九	相野谷村	六、八九四	一、三三三	九、五九
北輪内村	二、六六一	六、〇三	三、七七三	尾呂志村	九、四五	一、五二八	一〇、六九八
南輪内村	二、五七二	三、三八	六、〇三三	上川村	二、七六	四、〇七	二、一四七
荒阪村	二、〇八八	五、四一	八、三三九	入鹿村	五、三九	六、六一	五、四三七
新鹿村	九、八五四	一、五八三	一、一五七	神川村	六、四七	九、九一	三、六六九
泊村	一、二一〇	四、二〇	二、九九九	有井村	一、三、六二	二、七、三三	六、九五九
有井村	一、〇四九	一、〇二七	一、〇七八	合 計	一、九、四一	一、五、七〇	一、〇、九七〇
神志山村	七、三〇〇	一、一六四	一、二八九	飛鳥村	三、五、〇五	三、九、三三	一、〇、九七
市木村	一、八二二	一、四、六〇	一、六、九一	合 計	一、五、七〇	一、六、八四	一、三、三、四五
阿田和村	六、五四〇	一、〇、四〇	一、一、九〇	大正九年度	一、五、七〇	一、六、八四	一、三、三、四五
井田村	四、三三四	一、〇、二〇	一、一、七、九一	同八年度	一、五、〇六	一、五、一六	一、二、四、二七
鶴殿村	四、一四六	九、九〇	一、一、八、四九	同七年度	一、八、七、二二	一、五、〇六	一、八、四、二七
御船村	九、九八五	一、五、二六	二、〇、三、七	同六年度	一、五、八、八八	九、九〇	七、四、九、一七







(十) 銀行會社

政府は明治二十三年八月新に銀行條例を改正公布し二十六年七月を以て實施することとなり、爾來各地に私立銀行の簇出を見るに至りしが、本郡に於ても明治二十七年七月株式會社北山銀行の創立を嚆矢とし、同三十年には合名會社五郷銀行起り、同卅二年に至りては新鹿銀行、荒阪銀行、上田銀行、紀南銀行相次で起り各地に支店又は出張店を設け、又三十年四月には尾鷲銀行は北輪内村に出張店を設け、本縣農工銀行は大正十年十二月木本町に支店を設置し、那智銀行は同十一年一月西山村長尾、飛鳥村佐渡に支店を設置せり。

郡外に本店を有する銀行

株式會社尾鷲銀行輪内出張店 北輪内村 同 三重縣農工銀行木本支店 木本町  
同 智那銀行長尾支店 西山村長尾 大正十一年一月廿六日開業 同 佐渡支店 飛鳥村佐渡 同 十一年四月廿八日開業  
郡内に本店を有する銀行、會社左の如し。

銀行會社調

株式會社北山銀行

一、業務 銀行業 一、所在地 木本町 一、設立年月日 明治廿七年七月 一、設立當時資本 拾萬圓 一、増資金額及年月 拾萬圓 明治三十年十月 一、同拾萬圓 同四十二年十一月 一、同貳拾萬圓 大正三年八月 一、支店設立年月 明治廿七年九月 一、同所在地 和歌山縣東牟婁郡新宮町 一、出張店設立年月 明治卅八年九月 一、同所在地 尾呂志村栗須 一、拂込資本 五拾萬圓 一、未拂株金 一、預金總額 九拾四萬八千八百貳拾五圓 (大正十一年末) 一、現今従業員數 廿三名 (重役ヲ除ク)  
一、創立發起人氏名 西村伊作、西村繁之助、東富藏、倉谷新十郎、山口要九郎、奥村淺太郎、山口敏亮、浦木清十郎 一、創立當時ノ重役氏名 (取締役) 西村繁之助、浦木清十郎、松江武次郎、倉谷新十郎、東富藏、奥川吉三郎、尾崎作次郎、山口要九郎、岡本正夫、山口敏亮 (監査役) 森本佐右衛門、泰地文兵衛、中瀬古傳一郎、奥村淺太郎 一、現在重役氏名 (取締役) 倉谷新十郎、西村伊作、上田熊之助、森本丑太郎、西村繁之助、岩本武助、山口敏夫 (監査役) 西田芳太郎、山口安治郎、山本徳之助

合資會社五郷銀行

一、銀行所在地 五郷村大字寺谷千七七番地 一、設立年月日 明治卅二年十二月十一日 一、設立當時資本 壹萬圓也 一、増資金額及年月日 増資金貳千圓也 (大正二年十二月廿日) 一、拂込株金額 壹萬貳千圓 未拂株金額ナシ 一、大正十一年十二月末預金總額 參萬貳千六百拾圓 一、現在重役氏名 業務擔當社員頭取山本徳之助 業務擔當社員山本徳之助  
備考 當行ハ大正二年北牟婁郡相賀村ヨリ移轉シタル者ナルモ其以前設立ハ長野縣下高井郡上木島村ニ存立シタルモノニシテ設立當時ノ重役及發起人氏名ハ不明ナリ。

株式會社荒阪銀行

一、業務 銀行事業 一、所在地 荒坂村大字二木島浦七百五十一番地 一、設立年月 明治卅二年三月 一、設立當時資本 金參萬圓也 一、拂込金額 金參萬圓也 一、大正十一年十二月末預金總高 四萬八千五百〇參圓拾錢 一、創立發起人氏名 片岡政吉、濱口八十郎、倉谷莊五郎、竹内作松、加田重兵衛、牧戸平四郎、片岡定助、 一、創立當時重役氏名 取締役頭取片岡政吉、取締役兼支配人濱田彌之助、取締役倉谷莊五郎、同竹内由松、同加田重兵衛、同牧戸平四郎、同片岡定助、監査役濱口八十郎、同牧戸金兵衛 同片岡清左衛門 一、現在重役氏名 取締役頭取倉谷莊五郎、取締役竹内長大夫、同片岡清左衛門、監査役加田重兵衛、同竹内一郎次

株式會社新鹿銀行

一、業務 銀行業 一、所在地 新鹿村大字新鹿 一、設立年月日 明治卅二年七月 一、設立當時資本 四萬五千圓 一、増資金額及年月日 明治卅九年二月廿七日資本金ヲ拾萬圓ニ増加(五萬五千圓増資) 大正八年八月十八日資本金ヲ貳拾萬圓ニ増加(拾萬圓増資) 大正十年五月廿日資本金ヲ五拾萬圓ニ増加(參拾萬圓増資) 一、支店又ハ出張店所在地及設立年月日 飛鳥支店 飛鳥村大字小阪 明治卅九年七月二日設立 南輪内派出所南輪内村大字賀田 大正十年七月四日設立 北輪内派出所北輪内村大字三木里 同日設立 一、拂込濟資本金額貳拾七萬五千圓 未拂込資本金額貳拾萬五千圓 一、預金總額 拾八萬四千八百貳拾圓六拾參錢 (大正十一年十二月末現在) 現在従業員數 男十二名 一、創立發起人氏名 鈴木長九郎、大橋定文、井本長藏、和田彦一郎、井本末吉 一、創立當時重役氏名 取締役鈴木長九郎、同井本長藏、同大橋定文、同和田彦一郎、同井本末吉 監査役井本爲美、同下野半六、同池田忠寛 一、現在重役氏名 取締役鈴木長九郎、同大橋定文、同大壺元吉、同中田傳三郎、同杉村久左衛門、同和田秀之助、監査役小杉親藏、同森倉藤十郎、同北口甚三

株式會社紀南銀行



一、業務 銀行事業 一、所在地 木本町百五十五番地ノ一 百五十六番地ノ一 一、設立年月 明治廿二年十一月 一、設立當時  
資本金拾八萬圓也 一、增資金額及年月 明治四十三年七月金拾貳萬圓也 大正九年七月金壹百七拾萬圓也 一、支店又ハ出張所所  
在地及設立年月日 鶴殿支店南牟婁郡鶴殿村明治四十四年三月 神川支店同郡神川村神上同廿四年三月 五郷出張店同郡五郷村寺谷同四十  
一年五月 入鹿出張店同郡入鹿村小栗須大正十年一月 飛鳥出張店同郡飛鳥村神山同六年六月 一、拂込金株額 金七拾貳萬五千圓也 未拂  
込株額金壹百貳拾七萬五千圓也 一、銀行預金總額七拾八萬四千六百八拾八圓 現在從業員男二十六人 一、創立發起人氏名 大畑吉二郎  
小林信太郎、小林功、奥川吉三郎、前川佐左衛門、田垣内乘吉 一、創立當時重役氏名 取締役頭取大畑吉一郎、取締役小西正一、同奥  
川吉三郎、同前川佐左衛門、同小林信太郎 監查役浦木清十郎、同小林功、同畑中松右衛門 一、現在重役氏名 取締役頭取小林功、  
常務取締役奥川覺五郎、取締役前川佐左衛門、同大畑吉一郎、同奥川吉三郎 監查役加田久一、同中谷久吉、同齋藤均治

### 株式會社 上田銀行

一、業務 一般銀行業 一、所在地 南牟婁郡木本町 一、設立年月日 明治廿二年十一月 一、設立當時ノ資本金 金五萬圓也 一、增  
資金額及年月 金五萬圓也大正三年三月 一、支店又ハ出張店所在地及設立年月日 南牟婁郡相野谷村大字大里 相野谷出張店明治四十  
年五月 同郡神志山村大字金山 神志山出張店同四十四年二月 同郡市木村大字下市木 市木出張店同四十五年二月 一、拂込金株額拾萬圓  
也金額拂込済 一、大正十一年十二月末預金總額金貳拾九萬參百九拾五圓也 一、創立發起人氏名 明治四十三年營業權買取ニカ、リ不  
明ナリ 一、設立當時重役氏名 同上 一、現在重役氏名 取締役頭取上田熊之助、取締役上田喜代治、同上田直藏 監查役上田友之助

### 南紀自動車株式會社

一、業務 旅客、貨物運送 一、所在地 木本町一九八番地 一、設立年月 大正四年十一月 一、設立當時ノ資本金 七千圓  
一、增資金額及年月 大正十年六月 壹萬四千圓増資 同十一年三月 七萬九千圓増資拂込金額 一、金額拂込拾萬圓 一、最近一ヶ  
年間ノ乘車運賃 大正十一年金七萬三千六百廿參圓六拾錢 一、現在從業員數 男二十九人 一、創立發起人氏名 清水萬太郎、福  
田壽一、田畑鶴市、中田傳三郎、新谷茂、奥田與四郎、西田芳太郎、尾崎正、山口伊之助、上村兼治郎 一、創立當時重役氏名 清水  
万太郎、福田壽一、倉谷晉三郎、西田芳太郎、中田傳三郎 一、現在重役氏名 南爲太郎、前川佐左衛門、奥川覺五郎、山本縫之助、  
大畑吉一郎、坪井半三郎、杉本喜代松

### 五郷自動車運輸株式會社

一、業務 旅客運輸 二、所在地 五郷村大字桃崎四百八十五番地 一、設立年月日 大正十一年八月九日 一、設立當時資本金參

萬圓 一、拂込株金壹萬貳千圓 未拂込株金壹萬八千圓 一、大正十一年中收入金額四千四百四拾參圓九拾錢(自八月九日至十二月  
卅一日) 一、從業員數 男五人 一、創立發起人氏名(宇治山田市尾崎鐵之助ノ營業權ヲ買取ナシタルモノ) 一、設立當時重役  
山本縫之助、尾崎鐵之助、山下槌市、奥川覺五郎、大森胤臣、岡山勝藏 一、監查役田垣内乘吉、同大橋市松 一、現在重役氏名 設  
立當時ニ同シ

### 尾呂志水力電氣株式會社

一、業務 電燈及電力供給 一、所在地 尾呂志村大字栗須百番地 一、設立年月 大正六年八月 一、設立當時ノ資本金 一〇、〇  
〇〇圓 一、增資金額及年月 增資金額一〇、〇〇〇圓 大正九年九月 一、拂込株金一四、四三八圓 未拂込株金五、五六二二圓 一、  
最近一ヶ年間收入金額三、二九〇圓 現今從業者男五人(從業者ハ毎日從業セルモノノミヲ記ス) 一、創立發起人氏名 森本丑太郎、森  
本駒次郎、宇戶平正壽、山口貞一、東亥之壽、山田保久、尾崎爲吉、眞砂莊市郎 一、創立當時重役氏名 取締役森本丑太郎、森本駒次  
郎、宇戶平正壽、東亥之壽、山田保久 監查役東爲作、眞砂知次 一、現在重役氏名 取締役森本丑太郎、森本駒次郎、宇戶平正壽、  
西村繁之助、阪江覺太郎 監查役東爲作、有城理一郎

### 熊野無盡合資會社

一、業務 無盡業、金錢貸付業 一、所在地 木本町一七六ノ一 一、設立年月 大正元年十月廿日 一、設立當時資本金 壹萬貳  
百圓也 一、增資金額及年月 貳萬四百圓也大正五年六月七日 一、代理店及出張所所在地及設立年月 尾鷲代理店北牟婁郡尾鷲町大  
正七年十二月六日 長島代理店同郡長島町同十年一月十日 九鬼代理店同郡九鬼村同五年十二月六日 錦代理店同郡錦村同十年十二月十日  
輪內代理店南牟婁郡輪內村賀田同二年五月廿七日 五郷代理店同郡五郷村寺谷同元年十一月十一日 神川代理店同郡神川村柳谷同二年一月  
十七日 太地出張所和歌山縣東牟婁郡太地村同三年十二月十五日 神川代理店出張所奈良縣吉野郡下北山村桑原同三年二月廿日 一、拂  
込金額壹萬參千四百圓也 一、拂込未済金額壹萬七千貳百圓也 一、現在給付契約高 百貳拾五萬五千四百五拾圓 一、現今從業  
員數男九 女六 一、創立發起人氏名 山東壽、田垣内乘吉、奥川覺五郎、谷川儀市 一、創立當時重役氏名 齋處敬一 一、現在  
重役氏名 奥川覺五郎、齋藤敬一、齋藤均治、前川万之助、福島修三

### 鶴殿挽材株式會社

一、業務 製材請負業 一、所在地 鶴殿村二千二百廿一番地 一、設立年月 明治廿一年十一月 一、設立當時資本金 壹萬九千  
圓 一、增資金額ナシ 一、支店又ハ出張店ナシ 一、株金拂込済 一、最近一ヶ年間製材請負金額 金壹萬七千壹百貳拾壹圓



一、現在従業者數 男廿六人 女一人 一、創立發起人氏名 安田秀岳、笠野吉次郎、井上金次郎、川村傳衛 一、創立當時重役氏名 發起人四名 一、現在重役氏名 取締役安田寛省、同市川兼五郎、同關戸龜太郎 監査役中谷久吉、同山田幸十郎

株式會社大久保織物工場

一、所在地 市村大字下市木 一、設立當時資本 八万円也 一、拂込金額 四万八千圓也 一、大正十年度製品賣上高 金拾万餘圓也 一、従業員數 男五名 女四十名 一、創立發起人 大久保万太郎、大久保兵次郎、崎久保享一、山本光夫、畑林五郎松、笹之内伊三郎、西垣戸菊五郎、中西鐵次郎 一、創立當時重役氏名 專務取締役大久保万太郎、取締役奥田安次郎、同崎久保享一 監査役大家寛、同山本光夫 一、現在重役氏名 右二同

三芳索道株式會社

一、本所及出張所所在地 本所ハ三重縣南牟婁郡木本町 出張所同郡有井村停車場 同郡同村芳谷停車場 同郡神川村三瀬停車場 同郡同村神上停車場 同郡同村花知停車場 奈良縣吉野郡下北山村不動峠停車場 同縣同郡同村小口停車場 一、設立年月日 大正十一年六月廿四日 一、資本金參拾五万円也 内參拾壹万五千圓拂込金 參万五千圓未拂金 一、創立發起人名 木村清、林安繁、松尾四郎、前川佐左衛門、中西源吉、朽尾九兵衛、奥川覺五郎、齋藤均治、中西惠次郎、前川万之助、加田久一、西村繁之助、米本常松、坂亦清次郎、山下壽松、上田米吉、朽尾茂次郎、糸川悦之助、岡室留三郎、渡上重之助、小西利雄、田中昌徳、新屋紘、山口藤七、山口安次郎、山田秀若、新吉太郎、平伊三郎、平兵三郎、古關貫朗、山本勝次郎、田川淺次郎、河井米三郎、谷川儀市、奥田安次郎、大畑種太郎、西村金之助、西川澄、小林功、小林信太郎、畑中李之助、福本虎次郎、平井俊三郎、上平金之助、平忠三郎、杉本麗景、西尾爲次郎、古屋敷秀松、永井專三、柴田勉治郎、南爲太郎 一、現在重役 取締役社長南爲太郎、取締役松尾四郎、永井專三、山口藤七、平兵三郎、大畑吉一郎、奥川覺五郎、齋藤均治、朽尾九兵衛、監査役柴田勉治郎、山口安治郎、西尾爲次郎、岡室留三郎、中西惠治郎 一、經營事業ノ概要及將來ノ計畫 目下工事中ニ付記事ナシ

第七編 産業

第一章 農業

舊時の農業

我邦古來農業を以て立國の大本とし民生の必需品たるの關係上、拓地、墾田、稼穡を獎勵し、開池、鑿溝、水利を計るは歴代帝王の勸むる所なり。而して紀伊國は南方溫濕の氣盛んに地味農饒なるを以て農業は夙に發達せり。然れども熊野の地、山岳重疊して平地少く、耕作に適するの地少なし。紀伊續風土記に「山中の諸村に至りては田畑の益少く、大抵皆梯田、斜田にして大さ盆盂の如く農を専らとしは活計なしがたし、多くは穀食せずして蹲芋の類を常食とし、草芽菓實を輔とするもの比々皆これなり」と記し、十寸穂の薄中にも「熊野山中の人里芋を割乾して貯へ置き年中の糧に充つ、餅に作る」云々とあり。藩祖頼宣に至り親く領内を巡視し、土地の宜しきを相し殖産の法を授け、新田を開墾し、山林を保護し、勸農に意を用ひ、熊野に養蜂、製蜜を勸め又朝鮮人參を試植せしめたり。吉宗公又深く新田の開墾、殖産の發達に留意し、勸農政策の見るべきものあり。次代宗直公の時農業益々發達し、幕府より拜領の朝鮮人參苗を熊野に試作せしめ(元文三年)後朝鮮人參一箱を將軍に献上するに至れり(延享二年)郡方手鑑には奥熊野二鄉村移植有之、人參生立の様子、自今折々相達可申とあり、斯の如く歴代藩主悉く農政上に意を用ひたるが、明治維新の際に至り凡百の制度更改するに及び農政は一時弛緩するに至りしが、其後明治政府は農政は國家經濟の重要事業たるを悟り指導誘掖に努むる所ありて大に其面目を一新するに至れり。

職業別戸數

本郡の生産業は農業を以て首位とし全郡戸數の約四割二分を占む、之に次ぐは種々の雜業



に従事するものにして又之に次ぐは商業、漁業なりとす。今之を戸数順に記する時は左の如し。(大正十年調)

農業	其他雑業	商業	漁業	工業	林業	交通業	自由業	教育者	公務員
四、八四五	一、八九一	一、四四五	一、〇九〇	九〇一	五〇五	四二一	一七五	二六四	一五五

農業地と見做すべきは有井、神志山、市木、阿田和、井田、御船、相野谷、入鹿、尾呂志の各村にして商業地は木本町なり。漁業地雑業地と見るべきは北輪内、南輪内、荒阪、泊各村なり。農業者多数を占むるも商業雑業者も相当あるは新鹿、有井、阿田和、上川、神川、五郷、飛鳥の各村にして、鶴殿村は雑業者、農業、工業、商業等殆ど相平均し、西山村は雑業者多数を占め農業之に次ぎ工業、商業又之に次げり。

此の比例は年に依りて増減ありと雖も其の趨勢は之に歸着するもの、如し。

耕作地段別 田の一毛作は一千九百七町五反、二毛作は一千〇五十二町一反なれば約半数は二毛作なるを知るべく、又田の自作地は二千二百九十三町四反、小作地は六百七十六町二反なれば約七割七分強は自作農なり。又畑の自作地は八百三十五町にして小作地は百二十八町一反なれば約八割六分強は自作地なりとす。其耕作地反別表左の如し。

年 別	年 別			計	年 別			計
	自作地	小作地	不作付地		自作地	小作地	不作付地	
大正十年	三、二八四 <sup>反</sup>	八、四三三 <sup>反</sup>	三、九三三 <sup>反</sup>	八、九	同	同	同	同
同 九 年	三、二五七	七、八八	三、九四五	六、〇	同	同	同	同
同 八 年	三、三三八	八、四九九	三、九八七	五、五	三、二五五	八、四四二	三、九九七	五、七

肥料の變遷 古の農民は施肥の觀念に乏しく山間の農民は雑物を焼きて灰を得、海濱の農家は自ら獲得

せる魚肥を以て唯一の肥料とせり。而して當時郡内に蟠結せる原野は多く部落民の共有たりしを以て早春の交年々之を焼拂ひ、春夏の候其の青草を刈來りて或は秣草に資し或は堆積肥料に供したり。即ち當時の山野は無盡の肥料供給所たりしなり。然るに殖林事業の盛んなるに従ひ、此等の原野は追々植林されて原野の面積縮少し、從來獲得したる肥料の根源は茲に漸く杜絶するに至れり。本郡耕地地方の疲憊は此頃に至り其極に達せるものは全く此の施肥の關係に基くものなり。其後農民の自覺により盛に施肥の必要を唱へ年々全肥を施すもの多くなり、生産力の乏しき本郡耕地に全肥を施すは農家經濟上甚だ不利益なるを悟り緑肥堆肥の必要を唱導するに至り近時盛に緑肥を栽培するに至れり。

緑肥は主として紫雲英にして本郡農會に於て共同購買の斡旋をなせり。大正十一年中の紫雲英作は反別は百十五町五反にして其收穫高五十八萬一千八百四十五貫、價額壹萬四千五百九拾六圓なり。内最も多額に栽培せる町村左の如し。

有井村	作付反別	收穫高	價額	飛鳥村	作付反別	收穫高	價格
新市有	一七、三 <sup>町</sup>	一五、七〇〇 <sup>貫</sup>	三、二四四 <sup>圓</sup>	尾呂志村	二、八 <sup>町</sup>	三、九〇〇 <sup>貫</sup>	七七 <sup>圓</sup>
市木村	一七、〇	一〇一、〇〇〇	二、〇〇〇	尾呂志村	二、七	三、九〇〇	一、三五八
新鹿村	一三、六	八、六〇〇	三、六四四				

正條植の普及 正條植の普及は本郡井田村、神ノ内の西徳次の盡力に依ること多し。明治十五年春新宮町瑞泉寺に於て東南牟婁兩郡有志勸業會を開きたることあり、當時西徳次出席して大に正條植の利益と除草車の有益なるを説明したり。參會者の一人東郡那智村、田原圓作、下太田村大野長平の兩人は大に其説に感ぜ、田原圓作の如きは自ら井田村に行き同人より除草車一臺を請ひ受け之を見本として除草車を造り農家を



して使用せしめたり。是より東牟婁郡内に正條植と除草車使用普及するに至れり、明治三十年元大阪農學校長井原百介(後代議士となりしことあり)東牟婁郡を視察し大に正條植の普及を激賞し、歸來人に語つて曰く「正條植の効果を見んと欲せば東牟婁郡に行くべし」と、而して東牟婁郡に斯の如く正條植の普及せしは本郡を見習ひたるものにて其の唱導者は實に西徳次なりとす。大野辰平の日記に曰く

明治十五年春、新宮瑞泉寺に於て東南兩郡勸業有志會を開き新宮熊野地及他地方の農家出席多、南牟婁郡神ノ内村西徳次氏外一人、東郡南筋にては田原圓作、大野辰平參會せり。其席上西氏の發言に從來田の植方疎雑なるに依り除草の困難一方ならず、米作改良に就ては移植に際し網張を立て一人つ、兩端に在りて網を引張つ、苗を植うるに在り、此の法に依る時は田面一様整盤の如く空氣よく流通し稻株の發育平等なるを得、且つ此の法に依り移植する時は、器械に依り除草することを得、大に努力を省き、且つ害虫發生の時驅除をなすにも便利なり我が縣に於て此法を施行したる結果凡そ十五万圓の利潤を増すに至れり。聽く者大に感動し翌十六年より實行したり。現今何れの地方に至も之が實行を見ざるなく田面井々として立派なるのみならず、移植より秋耕に至るまで苦勞を省き收穫を増し農業上洪益を興へたるは全く西徳次氏熱心の功なり。

東牟婁郡内に正條植の行はれしは全く西徳次の誘掖指導に依れり。而して本郡内の正條植も亦同人の首唱に依り普及するに至れり。今同人に就き其狀況を質すに其動機は左の如し。

明治五年同氏十九歳の時、家業の樽丸商用にて愛知縣に行きし時、知多郡大谷村に七八畝の田一枚のみは、井々として植付あるを見て大に之を奇とし、村民に問へば同村東平三郎の田なりと云ふ。同家は酒造家にして相當の資産家なり。即ち往て同家を訪ひ其植方を尋ねたるに同主人は雇人を呼び集め其庭前に於て植付方の眞似を爲さしめたり。原祭神内は農事に熱心なる地にして田植の如きは最も注意し、植付に上手な女を嫁に貰へといふ如き地なれば、西氏は此の井條植を見、大に体裁の宜しきに感じ歸來父に語り、翌六年には父平左衛門と二人にて網を引き之を試植したるも風の爲め網動搖して其照準を定むる能はず植付の手傳人等も徒らに時間を空費するを以て一種の好奇心に依るものさなし之を冷笑するものさへありたりき。然るに之を實驗するに空氣の流通宜く、害虫驅除に便益に且つ除草器械を使用するを得る等幾多の利益あるを發見し之を完成せんとし、種々苦心を重ねて之を實驗し明治十五年に至り初めて完全なる植方を發表するに至れり。同時に除草器も發表せり(此の除草器は其後改良を加へ四五年後にして現今の者となり)十五年八月本縣勸業講習會々員を命ぜられ上縣の際縣廳内にて正條植の實習を爲せり。又其除草器は其翌々年の十七年に岩手縣開催の勸業展覽會に出品したるに大に好評を博し左の褒狀を

授けられたり。

褒狀

水田草取器械

西徳次

右審査員の申告に依り之を授與す

明治十七年六月四日

岩手縣知事從五位勳四等 石井省一郎

此除草器は明治廿五年東京の内國農具改良會員當地に來り專賣特許出願を勸誘されたるも同氏は改良農具の普及を主眼とせしものにて之に依つて利益を得る如きは其素志に非ずとて之を拒絶したるに依り、發明人は西氏とて專賣特許は同會が之を獲得し、各地に向つて多數の販賣を爲せりと、現今の車付除草器は西氏の除草器を更に改良したるものなり。

又短冊形苗代は神川村尾川の高梨十右衛門氏の創意に成れるものにて是は縣廳などの督勵以前の事なり。

又近時漸く普及しつ、ある筋付植方は神川村長尾の人士後金之助氏外一人の創始にして今より十四五年にして、神内の人粉所にて之を發見して其法を眞似たるは十年前なり、是は神川地方は稻の實蒔を爲す習慣ありて之を植け居りしに、大和の人來り之を見て實蒔を爲すは斯の如く筋付をなして植うるを便利とすして其法を教へ且つ従前の前進植付より後進植付を可とす語られしに基き種々考案の末、終に苗植にも之を用ふるに至り、漸次各地に普及せるに至れるものなり。此法は同じ正條植なるも少人數にて植付を爲すを得るの便益あり云々。

右に依り本郡に正條植普及するに至りし沿革を知るを得べきなり。

短冊形苗代 短冊形苗代は縣の督勵に依り近時は一般に普及するに至れるが、前項西徳次氏の談話にもある如く本郡神川村尾川の高梨十右衛門氏の創意に成れるものなるが、同村育生校大花重義氏の調査に依れば高梨氏は文久年中に於て已に短冊形苗代及び正條植の有益なるを發見し自らも之を行ひ他の者にも之を勧めたるも當時の人は其煩雜なるを厭ひ迂愚の説なりとて冷笑に附したりしも、後に至りては大に其有利なるを認め之を實行するに至り、後本縣の督勵に依り一般に普及するに至れるものなり。

伊勢 錦 改良米種伊勢錦は本縣多氣郡の人岡山友清の苦心して改良せるものにして、天保弘化の交不二孝心講を組織して其の普及を圖り、其の間尙ほ研究を重ねて終に萬延元年に至りて大成し、自ら松阪に



出で參宮道者に頒與すること七年、新宮領主水野忠幹友清を召して普く各村を巡回して其の選種、栽培法を講説せしめ、紀州藩主もまた之に倣ひ管内を巡講せしめたり。(人物誌參照)之より我が熊野各地競ふて伊勢錦を栽培するに至れり。而して伊勢錦の大成は萬延元年なるも、伊勢錦の名に依りて世人に頒布したるは遠く天保、弘化の際に在りたるものにて和歌山縣那賀郡地方には安政元年既に之を試作せしものありて、其の優良種たるを認め左の如く管下人民に栽培を勸説せり。

晚中稻伊勢錦 第一收實多し 風雨に強し 藁長し 米至て良し 段一割余ふ

右稲種の儀は我等授り候てより當年にて十三ヶ年作り見るに近年内年の年柄にても取劣りなく三百坪一反に付三四斗位つゝも余慶に有之、近村にても追々相弘め何れも右同様に取實有之候付、御國益にも可相成由相心得御國報謝のため世に施し弘るものなり。但し少々貝こぼれ致候得共少しつよめを刈候得ば左程の事も無之候。依て能くほし能つき上白に致候へば風味至てよろしく候。風にあたりても株元強く半分より向ふじたり米傷まず凡一種に概二百七八十より三百粒位有之粒皮薄く六合摺りなり。

安政七年(文久元年)正月

施主 某

右稲二分分名草郡より那賀郡中江苗にて申請候答に御取計被成下候事。尤山手且は平地并に泥田向き等にて大庄屋にて作見る様にも被仰聞。

右の如く施主某の證明を添へ那賀郡代官より領内大庄屋に向つて試作をなさしめたるものなり、同年冬更に種籾二俵を取寄せ同郡内各組へ配付せり。

伊勢錦と申す稲種取實有之趣に付、海士、名草兩郡にて植付試候。宜しく取實有之儀に付此度右種籾二俵下げ遣し候間、夫々頭書の通り組々大庄屋共に種能く配當取計ひ當年秋穫様委細に達出の儀御達置候様、尤も右稲種は海士郡同役にて受取答候間御取計可有之候。

右は直接本郡に關係なき文書なるも、伊勢錦は此の如くにして和歌山藩各地に普及さるゝに至りしものにて當代の農作は只舊套を墨守し因習を守り年々同一の事を繰返すに過ぎずして農業上の改良などは思ひも寄らぬ際なりし折柄なれば改良稲種普及の如きは當時の農政策としては一段の進歩なりといふべきなり。

農業上施設 本縣にては農事上の改良發達を圖る爲め施設經營する所少からず。殊に左の四項に就きては最も留意し、或は強制的に或は實地誘導に保護獎勵を加へたり。

- 選種 (澁水選種、拔穗選種、共同採種)
- 苗代 (短冊形苗代、共同苗代、病害虫防除)
- 正條植
- 肥培 (堆積肥料、綠肥)

本郡に於ても從來農事の改良に注意し、明治三十一年に郡費を以て農事巡回教師を置き、或は實地指導に或は講話に夫々努力する所あり。同四十年より農業技術員を常設して益々農事の改良に盡せり。病蟲害驅除に關しては明治四十年度に初めて病蟲害驅除費を計上し爾來年々之を繼續して病蟲害の撲滅に従事せり。

明治三十年郡制實施以後勸業上の施設經營左の如し。(四十三年度以降は財政誌の部を見るべし)

勸業費 (自明治卅年至同四十二年)

	明治三十年度	同卅一年度	同卅二年度	同卅三年度	同卅八年度	同四十年度	同四十一年度	同四十二年度
養蠶傳習所補助	100	四	四	四	五	四	四	四
水産博覽會出品補助	五	三	三	四	六	五	五	六
漁業組合補助								
農事巡回教師費		一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
郡農會補助								
共進會補助								
水産講習會補助								



項目	大正十一年	同十年	同九年	同八年	同七年	同六年
七郡聯合品評會費						
水産巡回教師費						
講習生獎勵費						
農業技術員費						
水産技術員費						
林業技術員費						
病虫害驅除費						
蠶業獎勵費						
林業講習會費						
畜産講習會費						
蠶節改良教師費						
種牡牛購入補助費						
産業獎勵費						
合計	一〇三	一三三	一五五	一、三六	一、八三	一、四〇

郡農會 本縣にては農業上の改良進歩を圖らんが爲め明治二十一年三重縣農業協會を創立し爾來常に千有餘名の有志會員を以て斯業の改良に盡す所ありしが、會大日本農會に於て系統的農會を組織すべきを唱導するに至り縣下有志は之に動かされて更に二十八年三月系統的農會を組織せしが、三十一年四月農會規則の發布に依り茲に初めて三重縣農會を設立し其下に各郡に郡農會を設け、次で三十三年九月農會令の發布せらるゝや更に繼續の認可を得以て今日に至れり。

本郡農會もまた此際に組織せられ、明治三十一年度より年々郡費より補助金を交付せられ、稻芫品評會、農事試験、農事講習會、農談會、農事視察、産業組合獎勵、病虫害驅除、堆積肥料倉、共同苗代、果樹園藝等

の獎勵指導に従事せり。又本年よりは新に蠶業技術員を置き大に獎勵を加へんとせり。最近の歳出入決算左の如し。

郡農會決算費

入 歳		出 歳	
項目	金額	項目	金額
雜收入	七八	事務所費	六八
補助金	七三	會議費	七九
繰越金	八九	事業費	一、六一
會費	二、四四	財產費	一、六一
合計	四、七四	雜支出	三、三六
		合計	三、三六

米作收穫高累年表

年度	收穫高 (石)	收穫價格 (円)	一反步收穫高 (石)
大正十一年	四、五、八九	一、五九七、三九八	一、五九
同十年	三、四、九三	一、四〇九、八九九	一、一七
同九年	四、〇、三五	一、二九三、二五九	一、三五
同八年	四、六、九〇	一、四九五、三三〇	一、五七
同七年	三、七、一六	一、四七三、八〇三	一、二四
同六年	三、一、八七	七、九、七、八	一、〇九
同五年	四、七、六八	七、七、五、一	一、五七



年 度	收 獲 高	收 獲 價 額	一 反 步 收 獲 高	年 度	收 獲 高	收 獲 價 格	一 又 步 收 獲 高
同 四 年	四、〇五八	五二、九九九	一、三〇〇	同 卅 八 年	三九、七七四	五八、九六〇	一、三〇〇
同 三 年	四、九八八	六〇、七三三	一、六〇〇	同 卅 七 年	三七、七三三	四九、九三二	一、〇〇〇
同 二 年	四、六三〇	九九、八六四	一、五〇〇				

麥作收穫高累年表

年 度	收 獲 高	收 獲 價 額	一 反 步 收 獲 高	年 度	收 獲 高	收 獲 價 格	一 又 步 收 獲 高
大 正 十 一 年	八、二六八	一三五、四六〇	一、三三八	同 元 年	三三、〇四	一四九、六六四	一、一〇〇
同 十 年	七、〇九二	一〇六、三二一	〇、八五八	同 四 十 四 年	三三、六五五	一一、六六七	一、一〇〇
同 九 年	九、三三五	二五、三六七	〇、九八	同 四 十 三 年	一一、三九	九五、〇三	一、〇〇〇
同 八 年	二、四八一	二八五、八七	一、二七八	同 四 十 二 年	二二、三九	一三、〇四	一、一〇〇
同 七 年	三、五二一	三二七、四九	一、三三九	同 四 十 一 年	三三、四一	九五、七四	一、一〇〇
同 六 年	一〇、五六	一九、九三三	一、〇七四	同 四 十 年	三三、〇三	九一、五七七	一、〇〇〇
同 五 年	九、八三二	七、七四三	〇、九七二	同 卅 九 年	二〇、六一	七四、九七	〇、九二〇
同 四 年	一〇、一四	七、七四三	一、〇〇〇	同 卅 八 年	一〇、八五	九四、三八	一、〇〇〇
同 三 年	一〇、三三五	八、六三七	一、〇〇〇	同 卅 七 年	一〇、八七	九四、九四	〇、九二〇
同 二 年	一三、三九	一五、七九五	一、一〇〇				

第二章 副業

(一) 副業の奨励

封建時代に於て自給自足の原則としては、勢ひ必需品たる食料に重きを置かざるべからず。故に米は唯一の作物として百姓の殆ど全部は専ら米作に従事せり。而して租税は米納にして藩士の俸祿も現米支給なれば、

若し米作にして凶荒なる時は即ち府庫の實收に影響し、一藩の財政に龜裂を生ずるを以て、嚴に他作に制限を加へ米作専農の方針を執りたるも亦止むを得ざるの状況なりしなり。されば農家副業としては茶種、草綿茶、藍の如き日常必需品を栽培するに止まり、これすら只傳統的に舊套を墨守するのみにして何等進歩の跡の見るべきものなかりき。

然るに安政以來外國交通の初まりしより、生産品の加工如何により貿易上に至大の關係あるを知り國産増殖に意を用ふるに至れり。従つて副業奨励の如きも漸次此の時代より行はるゝに至れり。慶應四年(明治元年)二月物産奨励に付本藩より口六郡兩熊野代官へ左の通達を發せり。

口六郡、兩熊野代官宛

- 一、御國産厚く御世話振有之下々豫増に相成候との御趣意にて追々相達候事候。然る處茶井に椎茸製造の儀左の通り仕立て候へば直段十分可宜趣に付早々在通の儀宜く取計候事。
- 一、茶外國に好み候様の製法に致候は、捌にも能く直段も進み候趣に付以來専ら右の製法に仕立可然哉の事。
- 一、椎茸御國製は竹串相用候故、竹穴明き有之、交易に相成候は、直段引下げ候趣に付右は向後竹串代り針金の類を用ひ製候は、直段宜敷に付尙申見させ可被相達事。
- 一、皇國の富業多年苦慮罷在候得共一向の良考も無之候。付ては廣く村内の衆才を集め御爲筋勤考仕度本意に御座候間猶亦御同僚方宜く御應援被成下、上下二分の策相立候様御助勢の程奉懇願候。
- 一、桑苗植付且培養之儀精々御盡力奉願候。當分の處は肥じ等も相用候様御申付被下度候。實は戸毎へ割付御下げ庭中にて養立候様致度位にて御座候。
- 一、諸郡へ買入の米麥干鱈高如何程に可有之哉一應御取調被下度候。
- 一、此程上席より御談に及び候郡産物出來高の儀何分早々御調相成様御申合被下度候。

以て漸く産業振興に意を用ひたるを知らるべきなり。

明治維新以降農政一時弛緩し地力の消耗、耕地の荒廢、副業の衰頽等により農民の困憊其極に達したり。幸



に本郡は林産に富み、材價の昂騰に連れ材木、製炭、運炭、運板等の勞働に依り、小農民は僅に悲慘の状況を脱するを得たり。日清、日露兩役を経て國民生活の變化と諸稅負擔の増加とに依り農民の經濟狀況は悲況に陥りしを以て茲に集約的農業の發達となり、農業技術の改良進歩となり、二毛作獎勵に依りて食料の増加を圖り、養蠶、養蜂の改新、産牛の改善、製茶改良、柑橘栽培、蔬菜栽培、養雞養鯉、苗木仕立等の副業獎勵となり殆ど普遍的に副業の發達を見るに及べり。

各種農産物中米麥を除きて其收穫價額壹萬以上(大正十年中)に上るものは

漬菜 一八、六四〇 蘿蔔 四、三四〇 葱 一五、四七〇 蓮根 三、三五〇 葉藍 一五、八三〇  
大豆 三、九〇〇 甘藷 三六、二〇一 青芋 二四、五五一 茄子 一五、六六五

にして各種農産物合計價額は五拾八萬參千八百拾壹圓に達せり。大正六年以降の累年額左の如し。

大正十一年 五三、八二二 同九年 四四、九〇六 同八年 五三、〇三三 同七年 三〇、三三〇 同六年 三九、六二〇

## (二) 養蠶

熊野に於ける養蠶の創始は何れの時代に在りしか、之を詳かにする能はざるも「十寸穗の薄」には「文化年中加州金澤の知見禪尼なるもの佐野村(今の東牟婁郡三輪崎町大字佐野)に初めて養蠶の業を起したり」とありて、絹を熊野の一産物として記載せるより見れば文化時代より追々發達したるものなるべし。和歌山藩にては文化十四年治寶公養蠶方を設け栽桑をすゝめ費を郡村に給して桑苗を植むしめ、同年五月養蠶方より大庄屋に向ひ

當年在々にて養蠶をなすものは初年の事に付何角物入等これある由相聞は此の處養蠶場所教女一人前雇料の内へ銀二百目づゝ貸下げらるる右銀子は四五箇年を経て百姓並利益嵩みたる上にて上納致すべき旨仰せら

れたるに付養蠶の事相互に申合せ精々勵むべし。

と達せられ、相應に獎勵に努めたるものゝ如しと雖、其後儉約令嚴重になり、田、畑を潰して桑苗を植らるを禁し、又身に絹布を纏ふを制したると、又一方には熊野は米穀を他より仰ぐの地なれば、農民は米麥の收穫に力を盡し養蠶業には無頓着にて其の發達は著しからざりき。天保の頃に至り本宮村の阪口金十郎大に養蠶を獎勵し、安政年間には絹布袖等を織出すに至り、本宮仕入方にも其事業の有望なるを認め其發達を圖り、安政六年桑苗二千本を作りて所々に植付けしめ、慶應以後も同仕入方にては桑苗を下附し生糸を購入する等種々の方法を設けて其の發達を圖りしが故に飼育者も漸次増加するに至り、熊野にては本宮方面に於て斯業發達し、延て近村に及ぼせり。而して和歌山藩に於ては時々獎勵の布告を出しけるが、慶應元年十一月司農府より口六郡及び兩熊野の代官に宛て

蠶業の儀は先達ても仰出の御趣意も有之婦幼専らの職業に付き右養蠶傳授爲致候はゞ御國産一端にも可相成哉就ては山林不毛の地又は野山、山端等へ此節より桑苗御植付させに相成候に付蠶業望の者候はゞ早々申出候様猶巨細の義は御仕入方へ承合の申旨在々達の義宜敷可被取計事。

と通達し、同四年(明治元年)二月復た口六郡へ桑苗二萬本宛、兩熊野へ同一萬五千本宛總計十五萬本宛を以て下附し且つ

養蠶の義は多分利益相立候業柄に付追々世話振可有之、不取敢桑苗被下候間、植付並に培養方銘々行届候様可相達事桑苗植付且つ培養の義精々御盡力奉願候當分の處は肥等も相用候様御申付下され度候實は戸毎へ割付け御下げ庭中にて養立候様致度位にて御座候。

と達したるより見れば如何に養蠶業の幼稚なりしかを知るべきなり。



斯の如く本藩よりの奨励と、本宮村の好成绩とに鑑み熊野各地とも養蠶に意を用ひるに至り、本郡にても飼育するもの漸次増加し、就中市木村、和氣村、楊枝村の如きは最も盛んにして終に熊野に於ては本宮村と相並びて養蠶の二大地たるに至れり。

然るに明治維新以後官民の養蠶を奨励する所ありしに拘らず飼育法の不完全なるため従業者何れも失敗を招きたりしに依り、斯業一時衰頽を來せしが、明治三十年頃より其有利なるを認め漸次順調に發達し來り、明治三十年度には養蠶傳習所を設け郡費より其經費を補助し三十一年度も繼續したりしが、其後は中絶し、四十一年度以降また隨時講習會を開けり。

大正十年中の各町村産繭産額中、其最も首位を占むるは有井村の壹萬壹千參百拾九圓にして、之に次ぐは市木村の七千六百四拾四圓、上川村の七千五百七十六圓、井田村の七千五百六拾六圓、神志山村の七千貳百四拾壹圓、南輪内村の六千〇五拾圓にして最近の各町村の總生産額は左の如し。(春蠶、夏蠶、秋蠶合併)

年 度	收 繭 量	繭 價 額	年 度	收 繭 量	繭 價 額	年 度	收 繭 量	繭 價 額
大正十年	二、六六九	七、八六四	同 四 年	六九五	二四、〇三八	同 四十二年	四九二	二、五五
同 九 年	三、七六五	八、五七一	同 三 年	五八〇	三、九二一	同 四十一年	五三二	一、九、六二
同 八 年	一、五、三四三	一、五、四〇四	同 二 年	五七八	二、四、四三	同 四十年	六四	三、九、九
同 七 年	三、〇三二	八、九、九三	同 元 年	五、六	三、六、三	同 卅九年	六六	二、五、〇〇
同 六 年	一、一、三〇〇	六、九、七一	明治四十四年	五、五	三、三、三九	同 卅八年	五八九	二、〇、七四
同 五 年	七、七五	三、七、九三	同 四十四年	五、九	二、四、五二	同 卅七年	六〇二	一、七、三五

又大正十年中の各町村養蠶表左の如し。

町村名	收 繭 量	繭 價 額	町村名	收 繭 量	繭 價 額	町村名	收 繭 量	繭 價 額
木 本 町	一八	七、六	市 木 村	一、六四	七、六四	入 鹿 村	四四	二、三三
北 輪 内 村	四五	二、七三	阿 田 和 村	八〇三	五、〇〇三	西 山 村	三三	一、四九
南 輪 内 村	九四	六、〇五〇	井 田 村	一、二九九	七、五、六	神 川 村	二四三	一、三、九
荒 阪 村	二三八	一、六、六	鶴 殿 村	一	一	五 郷 村	三二	二、〇、三
新 鹿 村	三七二	二、三、六	御 船 村	五〇	三、二、九	飛 鳥 村	九	四、八
泊 村	一	一	相 野 谷 村	五三	三、〇、一	合 計	二、六、六	七、八、六
有 井 村	一、九、五〇	二、三、九	尾 呂 志 村	三三	一、四、七			
神志山村	一、三、〇六	七、三、四	上 川 村	一、六、九	七、五、六			

桑 畑は桑園百二十六町七反、桑園以外散在の桑株(山野自生を除く)十八町九反合計百四十五町五反にして其の内重なるもの左の如し。

(三) 柑 橘

有井村 三、九、九 神志山村 一、五、九 阿田和村 一、六、五 市木村 二、四 上川村 九、六 南輪内村 一、三、〇 井田村 八、五

本郡に在りては神志山村大字久生屋の柑橘名あり。其由來を聞くに古來防風の用を兼ね橙樹を家屋の周圍に栽植し又今を距る百年前、唐蜜柑を同様の目的を以て栽植せしに相當の収益あり。漸次畑地の畦畔等に栽植し其後九年母、文且、朱欒、金柑、佛手柑等を栽植せしも其數僅少なりしが明治三十年頃より夏蜜柑、温州蜜柑及びネーブル柑を栽培するもの年々多きを加へ、今や畑地の全部及び用水に乏しき田地は總べて柑橘栽培地たらんとするの趨勢を呈せり。又相野谷村阪松原は紀州蜜柑を栽培す。何れも百年以上の老樹にして舊藩時代に在りては最も盛んなりしが、近年漸次衰頽し明治三十九年の如きは殆ど平年の三分作にして收穫約二



千貫此の價格四百圓内外に過ぎず販路は重に和歌山縣新宮町なりとす。

紀州蜜柑 蜜柑の野生は古くよりありたるも、之を栽培するに至りしは、天正年間紀州有田郡系我村の人伊藤孫右衛門なるもの九州より圓蜜柑の苗を齎らし歸り之を栽植したるに初まる、所謂紀州蜜柑なり。然かも其の産額多からざりしが、頼宣公入國に及び大に柑橘の栽培を奨励し、江戸にて地を貸し與へて之を販賣せしめしに、其風味は大に江戸人の間に賞美せられ、紀州蜜柑の名聲頓に揚りしより郡民争ふて之を栽培するに至り、延て紀州各郡に普及するに至れり。後世に及びては新宮城主水野土佐守柑橘栽培を奨励し、新宮町の廣角に廣大なる柑橘園を開きたるが、其の盗み取らるゝを憂へ、廣角には甘諸の栽培多きを以て、蜜柑と甘諸とは喰合せなりとの謠言を放ち盜難を豫防せりとの逸話あり。本郡各村に盛んに栽培するに至りしも此の前後よりの事なるべし。

温州蜜柑 目今蜜柑中の王と呼ばるゝ温州蜜柑は紀州蜜柑より遅れて栽植されたるも今を距る百四五十年前即ち明和、安永の頃蜜柑の先進地たる有田地方に已に栽植されたるも紀州蜜柑の如く普く栽植するに至らず、味の良好ならざる紀州蜜柑が盛に栽培され且つ販路も廣きに反し、甘味好良なる温州柑の普及せざりしは販路の狭少なるに基くものにして、又其の販路の狭少なりしは、全く温州蜜柑が無核なるよりして「核無し」は不吉なりと之を自家田畝に栽培するを忌み、且つ吉時の宴會に使用するを嫌ひたるに依るものにて最初江戸に販賣するに當りても核無し者は不吉なりと傳稱され顧客少なきに依り、これは九年母の變化せしものにて「金久」と稱し中々目出度ものなりと言ひ觸らしたり。而も之を試食するに甘漿美味到底普通蜜柑の及ぶ所に非ざりしを以て漸次顧客を増し終に今日の盛況を呈するに至りしものにて今日にても東京にて温州を金久と稱ふるは之が爲めなりと云ふ。

ネーブルオレンジ ネーブルオレンジも亦和歌山縣地方より移植し來りしものにして、其の濫觴は明治二十三年三月那賀郡の堀内仙右衛門、堂本秀之進の二氏温州橘を米國に輸出の爲め渡航せる際、彼地にてネーブルを發見し其の優良種たるを知り同種苗木二本を得て齎らし歸らしめ、二本の内一本は枯死し、残りの一本を堀内氏が栽植し、之を母樹として漸次栽植を試みしに、其味佳良なりしにより漸次各地に傳播し終に本郡にも入りしものなり。

夏 橙 夏蜜柑は長州を以て元祖とす。同地にては從來橙として食用酢の代用となせしに過ぎざりしが、或る家に採取期を誤り、偶然翌年春季まで放置し之を食したるに味佳良なりしに依り、是より食用に供するに至り長州蜜柑として販賣するに至れり。其の和歌山縣に入りしは明治九年、同地の人林英吉同縣勸業課長たりし際、苗木を取寄せ試植せしに初まり、其成績良好なりしに依り漸次各地に廣まりしも今日の如く盛況に至らず。明治十七年東牟婁郡那智村の宮本教藏、田原瑛平治の兩人、播州池田の苗木商より苗を求めて栽植せり。是れ東郡に於ける夏橙栽培の嚆矢なりとす。其の發育善良にして果實豐漿美味にして且つ採取期は各種蜜柑の悉く品切となり時季も夏季に際せるが故に大に人の嗜好に適しける故本郡内に於ても盛に栽植するに至り、販路も廣くなるに至れり。

(附けて云ふ、紀州一國は本郡を初めとし地味能く柑橘に適し、従つて蜜柑の甘味豊漿なることは普く世の知る所なるが、元來紀州は柑橘とは餘程因縁の深きものあり、一千八百五十年の普垂仁天皇の御宇に田道間守が常世國より橘の種を齎らし歸りし時之を植えたる地は和歌山縣海草郡加茂村大字橘本にして現に同地の篤農家前山虎之助は先年同地に田道間守の碑を建設したり、以て紀州と蜜柑との因縁淺からざるを知るべし)

柑橘苗圃 本郡は其地味柑橘に適し其栽培も逐年盛況に向へるも柑橘樹苗の供給潤澤ならざるに依り本郡農會にては明治四十二年より神志山村に柑橘苗圃を設け約八反歩に母樹を栽植し樹苗を養成して之を當業



者に供給し其母樹よりも相當の收穫あり。

柑橘園 近時柑橘業の有利なるを認め柑橘園を經營するもの漸く増加し來れり。市木村山本松盛は、市木村下市木字萩内に於て二十年前柑橘園を開き目今約一町四反歩に及べり、之に續きて木本町加田利八、山口幸之助兩氏また神志山村久生屋に柑橘園を經營し目今各約三町七反歩に栽培し漸次好成绩を呈しつゝあり。又新宮町脇村市太夫經營の柑橘園は神志山村大字志原字赤崎に在り、其面積約五町歩なり。同所は元は新宮領主水野侯の調練場なり。明治維新後舊新宮藩十河野彦九郎開墾して楡樹を栽植せり、故に楡山といふ。後區有となり小松原たり。脇村氏之を買求め戊申書換發記念事業として明治四十年十一月温州蜜柑を栽培し大正二年より賣り出せりと云ふ。紀州特産改良金久切目屋精製の銘を以て東京、名古屋地方に輸出す。大正十年十一年中の柑橘産額左の如し。

温州蜜柑 ネーブルオレンジ	大正十年		大正十一年		大正十年		大正十一年	
	收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額
	七四、六〇	一五、〇二六	一五、〇七三	四、〇三〇	一七、一八六	四、〇四五	一七、〇四三	四、〇三二
	二、四九五	八、六三三	三、九四三	一、四六七	七、二四〇	一、九九二	三、八九五	四、三二
夏橙 其他								

又柑橘以外の果實にして年産額一ヶ月以上のもの左の如し。(大正十年)

梅 日本梨	收穫高		價額		桃 食用柿	收穫高		價額	
	收穫高	價額	收穫高	價額		收穫高	價額	收穫高	價額
	七、三三	二、一〇六	五、八四七	二、二二三		二、三三	一、四一五	一、四一五	二、九七〇
	二、一〇六	一、一〇六	二、一〇六	一、一〇六		五、四五			

(四) 畜産

(1) 熊野牛 本郡初め東牟婁、西牟婁郡に産する畜牛は古來熊野牛として世上に聲價を認められ盛に伊勢大和地方に輸出されしものなるが、何時しか畜産業衰退して明治維新前後に至りては却て他より輸入を仰ぐに至れり。元來本郡を初め熊野の地は山岳重疊するが故に牛馬を使用して貨物運搬の用に供する能はず、又肉食の需用未だ開けざりしが故に、春秋二季の耕耘に使役すると、厩肥を得る目的の外に何等の用途もなく且つ其犢牛も奸商のため殆ど無價同様に賣放す有様なりしかば、普通農家にては一頭の畜牛すら不經濟となしたる程にて其蕃殖の如きは敢て念とする所に非ざりしなり。然るに近年肉食の盛んなるに従ひ屠牛の需用を生じ、又道路の開通と共に牛車の使用も漸く多くなり、奸商取締の嚴なるに従ひ犢牛は勿論成牛の價値を生ずる等當局の畜産奨励と相待つて畜産熱大に旺盛なるに至れり。

元來熊野牛は體軀小なれども強健にして殊に四趾の力に富み(是れ地勢の結果に依るものか)且つ粗食に甘んずるが故に中農以下には極めて經濟的なり、即ち當郡産のものも亦此の特長を有するが故に地方農業に好適の畜牛なりとす。今本郡の畜牛は約三千五百頭内外にして内牝牛二千八百頭、牡牛八百頭の割にして目下は使役を主眼とすれども將來は育成地として生産を圖らざるべからず。今本郡一個年の輸出牛は大抵七百頭内外にして外に郡内屠殺約百頭合計八百頭の減耗となる。而して年内生産高三百五十頭内外なれば差引四百五十頭の不足を來し此の不足額は和歌山縣地方より輸入を仰ぐが故に需用供給の不調和となり農家の爲め甚だ不利益なりとす。故に育成地として犢牛の生産を盛んならしめ輸出入の平衡を圖らんがため本郡に於て十數年來種々畫策する所あるなり。



本郡よりの輸出先は約九割は伊勢地方にして一割は新宮地方なり。伊勢地方にては本郡よりの輸出牛を半歳若くは一年位肥育の後屠殺用に供するものにして但馬牛よりは寸尺の割合に肉付き良好にして好評を博し居れり。兎に角本郡産牛は熊野牛として種々の特長を具備するが故に使役牛としても肉牛としても將來有望のものなり。

(2) 種牡牛 産牛の改良を圖らんとすため郡費補助を以て明治三十九年五月但馬牛を兵庫縣より購入し、又縣郡費補助を以て四十一年にはブラウンスキップ種を廣島縣より翌四十二年には同種を兵庫縣より購入し現在にては有井(縣有種借入)市木、尾呂志、西山、上川、北輪内六個村に六頭の種牡牛を有せり。

(3) 畜産組合 本郡にては畜産奨励に就きては深く意を用ひ、先づ第一に種牡牛購入に補助金を給與して購入せしめたるが、明治四十二年より畜産技術員を置きて指導奨励の任に當らしめ四十二年、四十三年には畜牛品評會を開き、又四十二年に去勢術を施し百頭に施術せるが爾後年々之を行ひ毎年約五十頭に施術し居れり。かくて畜産熱漸く旺盛なるに至りしかば畜産組合創設の必要を感じ大正九年十二月初めて南牟婁郡畜産組合を組織し從來郡に於て經營したる畜産業は多くは組合事業に移せり。組合にては大正十一年に畜牛品評會を開き、同年よりは神志山常設家畜市場を買収して其經營の下に置き臨時市場を各所に開き、又畜牛共済規程を設けて斃死せし畜牛に共済金を補助して畜牛者の便を圖れり。

(4) 家畜市場 神志山村にては大正元年より村營を以て神志山常設家畜市場を設け成牛馬の交換又は糶賣の便を圖りしが、大正十一年四月より南牟婁郡畜産組合にては之を買収して之を經營し外に有井、尾呂志阿田和、井田(隔月に一回)入鹿、西山、御船、相野谷(年々三四回)の各村に臨時家畜市場を設け組合員生産の糶牛は必ず此の臨時市場の評價に附することとせり。

大正十一年中の定期家畜市場成績左の如し。

入場頭數(牛)	一、八三頭	賣	一、八三頭	同價額	二六、七五圓
入場頭數(馬)	二二頭	賣	一七頭	同價額	五九、五圓

(5) 舊時の博勞 藩政の頃は攝津天王寺村に石橋孫右衛門なるものあり。古くより牛博勞を渡世とし幕府の許可を得て攝津、河内、和泉、播磨四個國を初め都て上方通行の牛は其員數に對して口錢を徵集するの特權を附與せられたり。故に諸國より但馬地方へ出買の爲め上方を通行するものは必ず其員數の切手を天神橋奉行所に持參し奉行所よりは更に孫右衛門に通達して其都度口錢を徵するの慣行なりしが、獨り紀州藩に限りては領内に入るべき牛馬は運上口錢等を出さず又員數切手をも示さざるの制なりしかば、他藩の博勞商も紀州藩に入る牛なりと稱して其の改查を免れ口錢を出さざることあり。所謂拔牛の弊續出するに至りしかば、天保七年孫右衛門は本藩に請うて紀州領より牛買出しに出るものは其員數を定め員數切手を天神橋奉行所に差出さしむることとせり。然るに其後も拔牛の弊止まず、他國の奸商等名を本藩人に借り口錢を免れんとするもの續出せしかば、孫右衛門は再び本藩に請ひ(萬延元年)豫め博勞出牛員數の通知を受け、天下茶屋に出張所を設け、牛數を改め通告の員數と對照せんことを以てせり。然れども牛馬買入は時價の變動に依り賣買數に異動ありて豫め其數を一定すること能はざるに依り、爾來は本藩の博勞商に大庄屋より鑑札を下附し天下茶屋通行の節は其鑑札を孫右衛門に示さしむることに改め、此の制は明治維新迄繼續せり。

畜牛累年比較表

明治	廿六年	廿七年	廿八年	廿九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	大正	元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
四〇七七	四〇七三	三、七七八	三、二四三	三、七三三	三、四〇〇	三、二七七	三、二八六	三、五五七	三、五六一	三、五五四	三、七三三	三、六五三	三、五五六	三、四九三	三、四九三	三、四九三	三、四九八	三、五五三	三、六六六	三、五五七	三、四六二



家畜表

牛	大正十年	同九年	同八年	同七年	同六年
馬	三、三〇〇頭	三、五七〇頭	三、六六〇頭	三、五五〇頭	三、四九〇頭
豚	四〇〇頭	七〇〇頭	五〇〇頭	二〇〇頭	一〇〇頭

養豚數町村別 (大正十一年末)

木本町 一戸二十頭 荒阪村 二戸(成豚なし) 新鹿村(成豚なし)  
 有井村 一戸七頭 五郷村 五戸十三頭 計 十戸  
 牝三十三頭 牡七頭 計 四十頭  
 山羊飼育者  
 神志山村 一戸二頭 阿田和村 一戸四頭 計二戸六頭

(五) 家禽

家禽飼養戸數は合計三千百九十三戸(大正十一年調)にして内五十羽以上の飼養者は木本町一、有井村二、神志山村一二、市木村三、阿田和村五、鶴殿村一、上川村一、合計二十五戸にして大正十年末の五十羽以上二戸に比すれば大飼養家の漸次増加しつゝあるを見るべし。其累年統計左の如し。

飼育戸數

十羽未満	大正十年	同九年	同八年	同七年	同六年
十羽以上	二、六六七戸	二、三三三戸	二、〇六六戸	二、一七七戸	二、四四〇戸
計	三、三〇四戸	三、〇六六戸	二、一三二戸	二、二七七戸	二、八八〇戸

(六) 養蜂表

北輪内村	飼養戸數	箱數	蜂數量	蜜價格	蜜數量	蜜價格	蠟價格
南輪内村	五戸	六箱	二、一〇〇羽	二、五〇円	一、五〇羽	二、〇〇円	二、〇〇円
新鹿村	二〇戸	三三箱	六、〇〇〇羽	四、〇〇円	三、五〇〇羽	三、〇〇円	二、〇〇円
御船村	二戸	七箱	四、一〇〇羽	二、五〇円	一、〇〇羽	一、〇〇円	二、〇〇円
相野谷村	一戸	三箱	三、五〇〇羽	二、四〇円	一、〇〇羽	一、〇〇円	二、〇〇円
尾呂志村	六戸	八箱	七、〇〇〇羽	三、五〇円	三、〇〇羽	三、〇〇円	二、〇〇円
合計	二四戸	三六箱	一八、〇〇〇羽	三、三三円	四、一八〇羽	三、〇〇円	二、〇〇円

第三章 林業

(一) 林業沿革概説

上古の林業 當地方の業は上古に創まれり。神代にありて素盞鳴尊、五十猛命木種を分布して紀伊國に渡し奉り、熊野の地最も早く樹木繁茂せり。國を木ノ國といひしも之が爲めにして、熊野といふも亦樹木の鬱蒼たる義に取れるものなること時代史中に述ぶる所の如し。熊野は上古より大幹巨木、鬱々蒼々として所在に轟立し後人口の増殖に伴ひ伐採の必要を生じ、多年の經驗に依り之を斫伐すべき柚業の發達を見るに至り熊野柚組なるものを生じたり、熊野柚組は後美濃、信濃に移りて森林の伐出しに従事したりと云へば其の起源の古き事を知るべし。

藩治時代の林制 藩祖頼宣公は山林の保護經營には頗る留意せり。元來徳川幕府が義宣を尾張に封じ、頼宣を紀伊に封じたりしは政治上の意義は固より有りなるも、一面に於ては木曾山林及び熊野山林保護の深意をも含みたりと稱せらるゝ位なる故に、頼宣公が林業保護に留意せしも亦故なきに非ざりしなり。寛永十三年の奥熊野山林定書には奥熊野にては田畑開墾の場所、柴蒔場、肥草場等を相當に除きたる外、村中に



て相應の留木山(禁伐林)を作るべき旨記載ありて詳細に其の保護法を示せり。又留木、留山の制ありて郡奉行讀聞書に

松山制道の儀入念可申付候。夫々御制禁の儀能く相守り御留木、御制木は勿論、たまひ悪木たりとも少しも鹿末に致間敷候。御指山、鎌留山等制道入念、能生立候様可致候。

とあり、又正保二年に仰出されたる百姓教訓にも

山林竹木先年より御定の通伐取申間敷候。尤竹の子一本抜き申間敷候。山野にてかくい堀申間敷候。井に野山むさぎ焼き申間敷候。先年より御定の通り杉、檜、栂、榎、楠、松此六木御留山は不及申上何れの山にても伐り取り申間敷候。

とありて山林保護は百姓の心得べき重要事業の一たり。歴代藩主皆此制を遵守せしが、宗直公の時寛延の末年財政の急亡を救はんがため時の勘定奉行の議を用ひ國內の松林を伐採しける事ありて長く民害を残したりといふ。

留山、留木 前記の如く藩政時代には留山、留木、留敷の制ありて嚴重に取締られたるが留山とは伐採を禁止する山林にして官有地あり、民有地あり、其場所は藩廳より之を指定し「此山はやし置候條松木は勿論下草にても一切刈取申間敷候若し猥りに刈取候は急度可申付者也」この表札を建て、之を取締れり。留山には年限を附せるあり、又年限を附せざるもありて一定せず。留敷の制も留山に同じく軍界上必要の地、又は軍用公用の竹を保護せしものなり。

留木とは杉、檜、栂、榎、楠、松の六木の伐採を禁せしものなるが、兩熊野にては慶安三年より杉、檜、松の三木は留木を免せられ、寛永の定書には熊野にては楠、栂、榎は大小立木枯木一切伐出すべからず、杉、檜松は七八尺廻り以上は伐採すべからずとあり。此等の留木は係官にて如何なる深山にても悉く之を調査して帳簿に記載し之を御制木、又は御附木と稱し、木にも附しを附け置き必用の場合には帳簿と引合の上之を伐

採せしめたり。

留木の解除 以上留木は元祿の頃よりは運上銀を出して伐採を許さるゝものもありしが、後世に至りては一般に運上銀を徴し期限を定めて其伐採を許可せらるゝに至り、又寺社境内にある樹木は寺社の支配に屬し、若し制禁の六木を伐採せんと欲する時は寺社奉行に申告し、寺社奉行は勘定奉行に報して其許可を受けしめたり。

保護の理由 山林藪澤は軍路上頗る重要視すべきものなるを以て之を保護するは封建社會の存立上忽かにすべからざるは勿論なるが、其他平時に於ては水源涵養、土砂捍止、風潮除等國土保安の爲め、又戦時に在りては築城造船、攻撃防禦等軍事上の必要より出でたるものにして、海岸地方に在りては又漁附場として之を保護せり。寶曆三年の覺書にも

浦山方々山林伐荒し、浦方は別て伐荒し草野山に致し、諸木生立不申處も有之趣に候。右は漁事にも障り、或は穰にも相成不申事候。能々相心得此上随分諸木生立黒みに相成候様相心得可申事。

とあり。

留木の弊 留山留木は以上の如き必要より生じ山林保護上緊要なりしには相違なかりしも俗吏の餘りに法を墨守するよりして種々の弊害を生じたり。熊野に於ては栂、楠、榎は殆ど其の伐採を許可されざりしが故に、人民は甚だしく此留木を危介視し、留木の繁茂の爲め他の有用材の生育を害し、又誤りて留木の幼木を伐採する時は嚴罰に處せらるゝを以て留木のある山には自由に立ち入る事を恐るゝに至れり。故に自己の所有地内に留木の幼芽幼木の發生を見付くる時は其係官に發見せられざる内に竊かに伐り去りて他の樹木の養成を務むるに至り留木の制に依り保護せられたる樹木は却て減少するに至る奇現象を呈するに至れり。



(制木記載の例及び制木解除に關する請願書は後に記載す)

材木の取締 熊野山林の利用發達は元祿の頃より創設されたる御仕入方の制度に依り大に面目を一新し山林業は御仕入方の活動によりて其基礎を固うし交通不便の熊野地方が林産物に於て世上の聲價を博するに至りしは主として此の制度に基因するものなるも、其は財政誌中藩營事業に詳述せるを以て茲に省略すべし。材木の取締に就ては北山御材木奉行ありて北山御材木を管轄し公儀御用材伐出の時、其品質數量等を調査せしめ、又流木奉行を置きて北山川、新宮川に於ける材木、板材等の流失の際刻印を査定の上之を當人に引渡し不明のものは入札拂下をなし其代銀を二分に役所に納附せしむることせり。尙ほ山林管理に關する織制に左の如きものあり。

仕入方頭取 山林事務を綜理し伐木奉行を兼務し其下に松山方元役及手代を置く。

山廻役四名 一郡に二名宛を置き留山及び制木を保護す

留山締方 留山所在地に置き山林を監守す。

山林違反處罰

山林取締違反者に對しては和歌山藩にては左の處罰をなす。

森林犯罪中重罪には三十日乃至五十日間入牢、輕罪は五日乃至二十日手鎖と罰金、且損害を賠償せしむ、失火罪は十五日間戸締謹慎、但し民林は罪を問はず。

熊野山林に關する定書及制度に關する文書及び制木に關する記載帳の例、並に制木解除願に關する文書を左に掲ぐ。

奥熊野山林御定書並に先年の壁書

一、奥熊野在中の山林、相應に留林申付候間、村中に可致制道、大庄屋組切に可仕候。尤帳面に附出可申候。往々山林之所は持山は其者に可被下候。村山にても御用之外は村中へ可被下候。

一、自分之山林有之場所、并に切畑致、又柴蒔場、牛飼場、田畑之肥に可致所、相應に殘置可申事。

一、前々より被仰出候通、猥に山燒之事堅相止可申候。切畑牛飼場田畑之肥に致候場所燒不申さて不叶處は、庄屋、肝煎、小百姓立合榜示極、長横何程之場所燒申度さの書付を大庄屋へ出し、指圖を請山燒可申候。留林に火不移様に蒔伐番を付置燒可申候。榜示之外へ若し火移候は、村中にて消可申候。若申合置消兼候は、見合次第隣郷より手傳可申候。風強時は燒申間敷候。油斷致留山へ火移り候は、庄屋肝煎は不及申、村々之者さも可爲越度候。

一、大庄屋指圖致候外、手過にても若山燒候は、村過料又は品により急度可申付事。

但山燒申度よ書付出し候へば、大庄屋手前之帳面引合見吟味之上相應に山爲燒せ可申候。

一、右山手前落火にても燒候へば書付申候。若山へ達過料可付付、取立路銀藏へ納添目録入可申候。

一、楠、栢、楓大小木、枯木さも一切出し申間敷事。

一、杉、檜、松立木、目通りにて七八尺廻り迄、御免附黒印木之外にても、大きな分は堅留山之事。

一、杉、檜、松者大小によらず、古木にて可切分御免之事、若立木にて切候もの、儀不及申、相談にて願候共可爲同罪事。

一、船端に於て生木古木之穿鑿之儀、山廻りの者時之庄屋以百姓、立會吟味之上にて古木之分は無間違出させ可申事。

一、杉、檜、松にて押上角木長三間にて一尺二寸角、二間に一尺三寸角、大鋸引六寸四つ割、但しかわつきなり候は、無相違出させ可申事

一、杉、檜、松坂本口にて両かわつき、巾二尺迄、松間切両かわつき一尺七寸迄、御免之事。

右之條々於相背者、山廻りの者不及申、山本庄屋頭百姓曲事可被仰付者也。

寛永十三年子十二月

一、紀州勢州在々山の空地は百姓自由に柴草蒔取り申候。松、杉、楓、楠、檜、柏の六木は御留木にて御座候。

一、兩熊野は六木の内栢、楠、楓の三木は御留木、杉、檜、松は八十年前より御免にて百姓自由に伐取り申候。(一本に慶安三寅年あり)

一、日高郡山中兩組は六木の内松木は先年より御免にて御座候。

一、有田郡山中保田組は、廿二年以前亥年より依願運上銀十三枚つ、年々納め、松、杉、檜此の三木御免にて百姓伐り取り申候。

一、在々山軒の内に、先年より百姓持傳の山林御座候。地持株は持主より柴草伐り取り全く支配仕り候。尤も右持株にても右の六木は御留木にて御座候。

一、紀勢州共小松木は山野何方にても能く生立ち申候。竹藪の義は他國に引合ひ少き方にて御座候。

一、在々百姓所持のなよ竹藪は全く百姓の支配に候。唐竹藪は其邊御普請御用等には伐り遣ひ、其の外は百姓自由に伐取り申候。但百姓新規藪を拵へ候者は、御普請御用にも伐り取り不申筈に近年申付候。



但山野共百姓一分の籤は其の者許り伐り取り、勿論其の場所賣買とも仕り候。村中として、はやし立て候場は、村中の助成に仕り候。在々にて新籤拵へ候義も勝手次第にて御座候。

一、安藤帶刀殿、水野對馬守殿、三浦遠江守殿、久野丹波守殿知行山林竹木共、全支配にて御座候。其の外の御年寄衆并に諸士知行所は松山奉行、郡奉行支配仕候。

但帶刀殿、對馬守殿、遠江守、備後守殿知行所の内、御藏入并に相知有之村々は、右四人へ付け候。百姓支配の竹木は右四人の支配其外村中支配の節共に、御藏より支配仕り候。(紀州田畑之書)

寺社境内の竹木

一、在々寺社山境内竹木の儀、急度御寄附との儀は無之候得共、境内の竹木は御用には伐り取り不申、其寺社より支配仕候得共、御制木の六木伐取候節は其品願申出候。

但寺社へ買得之山林は百姓持山同様にて六木も郡奉行山奉行支配仕候。

一、寺社入用に境内に有之六木伐候儀は寺社奉行へ申來、寺社奉行も奉行所へ申來、願之品吟味上、無據筋は松山奉行に申渡、奉行組足輕見分に遣し、願相應に其寺社付之六木之内を被下候。且又風折枯木等有之段斷出候得は、右同斷に吟味の上其木之分不殘其寺社へ遣し申候。尤品重き願之儀は御年寄共へ相違伺候筋も御座候。

紀州松山支配

一、松山制道之儀は、毎度郡奉行申付、山廻り共山々打廻り、奉行組足輕をも松木代渡之節は、勿論折々山々見分にも出し、制道之儀申付候。

一、右役人共山見分仕松木盜伐、或末木枝葉を伐取候を改出候へは、其村庄屏肝煎吟味仕盜株に極候は、其段書付取郡奉行へ申出、郡奉行伐主吟味之上伐主相知、或は伐主知不申越奉行所へ相違候付、猶又委細吟味之上伐主相知候は、例を以て、輕きは過料、或は追込、重きは牢舎にも申付候、伐主知不申筋は村中へ過料申付候。尤庄屋肝煎共にも過料申付、或は追込申付候。

但六木盜伐之節は何れも右同斷に申付候。

一、在々池川御普請入用木、其外御用之松木伐候分、并御納所藏木百姓に被下候家木、且又小松山すかし伐、或は御手山等之松木受拂、右品々一年切に松山奉行御定仕上げ申候。

但松木枝葉其所にて賣拂候直段之儀、銀一匁に何束替ま前々より村々に極直段之山下百姓共に賣拂候。此直段は山下故御用捨有之趣に御座候。

一、右御勘定に相立候松木伐渡之儀、在々より願書出候得は、見分吟吟申付、松山奉行受込奉行組足輕を在々へ差遣、伐渡申候。

一、山廻りは郡奉行支配にて松山制道之儀申付、山々廻り申候。松木伐渡候節は奉行組にも立合、伐所等之儀も吟味仕候。

一、在々草山に松木生立、初て枝打候をひりかき申候。此枝葉は無代にて山下之百姓に被下來候。是は松木生立候褒美と相聞候。

一、小松多生立候得は松之生立惡敷候付、すかし伐を仕候。并二番枝より上の枝打仕候節々、伐人足は山下之百姓を遣ひ、賃には伐候松木枝葉之内分一として所に寄二分通より四分通まで所々極有之、無代にて遣し殘所は賣拂代銀納申候。(在方覺)

制木調帳

寛政十一年未六月 奥熊野北山組在々の内 御制木調帳 小阪村

飛鳥大明神社 寺社境内同制木調

- 一、槻一本 長二間半 廻一丈一尺五寸 末口三尺 一ノ枝長一間 末口一尺八寸 二ノ枝長一丈 末口一尺五寸
- 但末三ツ又三本共長一丈廻凡四尺位
- 一、槻一本 長三間 廻九尺 末口二尺 但末二タ又 仰がみ木
- 一、槻一本 長一間半 廻六尺五寸 但しうさう
- 一、槻一本 長一間半 廻五尺四寸 末口一尺五寸 但し末二タ又
- 一、槻一本 長三間 廻五尺五寸 末口一尺五寸 但し末二タ又

御制水生増調帳

合木數七十九本 内三十九本柏 三十六本槻 四本楠 小阪村 (一本一本に付詳細記述しあるも畧す)

惣木數合八十四本 内三十九本柏 三十六本槻 (是は生増の筋) 五本槻 (是は社木也) 四本楠

右は奥熊野北山組在々の内楠、栢、槻三木以前より御附木の外當時生増社木の分私共相改申候間數尺廻し等如斯御座候以上

寛政十一年未六月

御制木願書

鎌田宇佐衛門  
河野彌右衛門  
奥熊野山廻り 小澤十右衛門  
曾根浦帶刀人 曾根次郎八



奉願上御事

先達て御改被仰付候奥熊野在々御制木の儀御改増夥しき事にて右三本の内には五十年百年立置候ても成木難仕筋も多く右成木仕り難き木程一株より數本小ばえ等出て四方へはびこり、在々にて御納所上納の手當に可仕才木山、炭山等に多く御座候に付入札拂に仕候ても右制木を恐れ買人も少なく、自然と下直に相成り上納筋の手當ても相違仕り其上右御制木はびこり候程難木相減候に付ては山手金も附き不申様罷成り買手も無之様可相成哉と歎數奉存候事に御座候。猶又柴山野山等に多く御座候に付女子供柴薪を伐出しに罷越候節、若し不存寄箱込参り申事も無之やと心ならず候付制道仕候得共大勢の者ごもの事に付日夜に制道仕候ても万一行届兼候事も御座候哉と村役人共義も難達仕り罷在候事に御座候。耕作の肥に可仕草杯年々野焼不申捨置候ては柴山等に相成り右肥し可仕草杯を絶候様相成可申候得共、右御制木を恐れ、態と焼不申在杯も有之旁差支難達仕義に御座候。勢州御領、同口熊野新宮領杯は御願申上、右御制木御改無御座由、右に就ては私共組下百姓ごも義外領の通り御願申上候得ば御改を請不申候ても相濟可申義を、個様に難達に相成候ては大庄屋始村役人下々の難儀を何共不思故杯内々にて大きに恨申義にて私共義も百姓共に向ひ一言の答も難申位の義に御座候。右之通り日熊野新宮領杯は御願申上げ御改は無之との御事に存候者、奥熊野のみ個様夥數御改増候て難達仕候様罷成候ては百姓共氣形にも抱り申儀御座候間乍恐此段御懽察被成下、何卒御慈悲の思召を以て御見分の上悪木小木其外田畑木蔭に相成候品々格別百姓共の難達に相成候節は御伐拂被仰付被下候様仕度候。右の品是迄追々書付を以て御禮申上候何ごも何等御取扱無御座甚だ難達仕候何卒御取扱偏に奉願候依之書付差上申候以上。

西二月(寛政十三年即享和元年)

七組大庄屋連印

中村新十郎様  
福田兵部様

乍恐再應御願

去る寛政午年以來御改被仰付候奥熊野在々御制木の儀才木山、炭山、野山等に多く有之難達仕り其外田畑の蔭に相成候筋も多く旁々百姓共難達仕候に付悪木小木其外格別百姓共難達に相成候節は御見分の上御伐拂被成下候様追々書付を以て御願申上儀に御座候。夫に付先達て御改の節にも郡不殘御改に三四年相掛り右に付て道の案内人足其外遠山の儀は其日歸りの御改出来不申故右場所へ小屋懸等仕り御改を請候故余程の失費有之、此上再び御見分請候ても右の通りにて過分の失費有之難達に御座候間可相成儀に御座候得ば御慈悲を以て右御改の内五尺廻り以上御立置、其以下は不殘御伐拂被仰付被下候様仕度奉願候。右の内にて格別の悪木は別段御願申上候間御見分の上是亦御伐拂被成遣候様仕度奉存候。尤も五尺廻り以下の木にても木筋宜敷御用に相立候分は相殘候様可仕候。右の通取計申候へば御改帳に有之候五尺廻り以下の數本よりは木數相増可申奉存候。左候は御爲にも宜敷下々難達も無御座旁々以て御救に相成候義に御座候。右の段宜敷御取扱奉願

上候依之又々書付を以御願申上候以上。

西四月(享和元年)

七組大庄屋連印

御代官御宛

奥熊野在々百姓共持山井に所々に有之候御制木段々生茂り田畑日影に相成候場所所有之改後其賣山等に夥數株相増買人等も少く自然と下直に相成段方に差支候に付悪木小木伐除之儀願出候由再三御達の事に候。右畑日影に相成作方差支の場所并糞仕出し無據ヶ所の者一通見分取計せ候筈に候間此段村方へ相達し見分ヶ所委細に相認差出候様大庄屋共へ御達し可被成候以上。

六月十三日

田中良左衛門

中村新十郎様

(以上飛鳥村倉谷源一即氏藏)

殖林の創始

元來本郡の森林は暖帯林の中央に位し氣候温暖にして濕氣に富むを以て杉、檜の類到る處に成育を遂げ奈良縣吉野地方に隣接して造林の好良なるを以て名高く、吉野杉熊野材の名に依て盛んに各地に輸出せらる、吉野杉は木理通直、硬軟宜しきを得て液體滲出の患なきのみならず適當なる木香を有するを以て古來酒樽となして酒味を醇良ならしめ且つ固有の色を保たしむるの効あるを以て灘地方の酒造家の賞用する所なり。其の殖林の創始は之を詳かにする能はざるも、先進地吉野森林の植栽を見習ひ漸次殖林するに至れるものなるべし。

吉野山林の造林は三四年來の事に過ぎずと云ふ或は其良種を薩摩、土佐より傳へたりと説き川上村の杉檜栽培を文龜年間に起るとなすものあり。然れども川上の五社峠の三本杉は各周圍二丈其大さ牛を蔽ひ其壽四五百年を下らず。蓋し吉野の山谷古より天生の杉檜なかりしに非ず、造林の術亦自ら此に出でしのみ

(大日本地名辭書)

吉野森林の起源は今を去る四百年前三輪、春日の兩山に天然生育せし神代杉を移植せしに創り後漸く擴張して慶長年間に至りて京都離宮造營の用材となり寛永年間には又多くの杉種を隱岐に分與するに至れりと



云ふ今吉野林業全書に依り吉野郡に於ける杉、檜植栽創始の年を掲ぐれば、

川上郷 四百年前(文龜元年) 十津川郷 二百六十年前(寛文年間) 北山郷 二百九十年前(寛永年間) 西奥郷 寛永年間  
 國標郷 元祿年間 中庄郷 寛永年間 黒瀧郷 慶安年間 池田郷 元祿年間 小川郷 元祿年間 龍川郷 安永年間  
 然るに或る一書には (大日本地誌)

二百九十餘年前寛永年間に至りて初めて人工林の端緒を開いた、當時は杉のみに限られて居たが、杉樹の生育不良の個所には扁柏と混じて混淆林として森林を作るの利益あるを悟つて嘉永元年以來今日の人工林となつた

と記せるありて吉野森林の殖栽創始時代には種々の説あるも其人殖林として普及するに至りしは近代に在り。本郡が之等の人工殖林を模範として殖栽せし時代は到る處樅、榎の天然林蒼鬱として茂生したりしも當時黒木材利用の法今日の如く開けざりしが故に、所謂卷枯しの方を用ひて枯死せしめ其跡に人工林を施したるものなり。

## (二) 近代の林業

藩政時代には不完全ながらも留木留山の制ありて山林の濫伐を禁止され居りしも明治維新後舊制は打破せられて留山の制解け而して新林制は未だ布かられず濫伐の弊此に於て起れり。明治五年五月大藏省布達を以て官林拂下の令あり。従來留木せる山林は總て入札を以て拂下げ伐木開墾勝手の處置を爲し得ることとなり、明治六年には「私林に生立有之松、杉、檜、楠、栂、楓の六木は願濟の上に無之ては伐木不相成候處向後願出に不及勝手に伐木差許候事」と達せられたり。此に於て留山、留木の制全廢されて互に伐株を競ふに至れり。殊に絶對禁止木たる楠、栂、楓の三木は従來人民は其の私有林に生立せるを甚だ厄介視せる折柄なれば今之

を伐採せずして他日又留木の制に復するあらんには其の迷惑一層甚だしかるべしとの考より競うて之を伐採して他日の禍根を斷んごしければ當時本郡に生立せる楠の大木は此の時を以て大半伐採せられ、明治八九年頃には土佐地方より多數の樟腦業者入り込み來り廉價にて之を買占めて樟腦を製するに至り、私有林の楠樹は殆ど其の跡を絶つゝの状況となれり。斯の如く官林は拂下げられ私有林は競うて濫伐に陥り林業の荒廢甚だしきに及びしかば、政府は十一年三月内務省布達を以て森林の經國に緊要なる所以を述べ植林の急を説き部分木仕分條例を公布せり。然れども濫伐の弊尙ほ止まず所有林を伐採し其跡地は植栽を怠りし以て林野大に荒廢し、殊に濱海の地は満目唯禿山を以て覆はれたり。明治十六年伊澤修二が文部省書記官として本縣及和歌山縣の海岸地方の教育を視察せることありしが、到る處禿山の多きを見て「由來紀伊國は本國として樹木の鬱茂せるを以て名高き地方なりしに今や山林は不毛の地に變せんごす、誠に慨嘆の至りならずや」と語られたることあり以て當時の状況を察すべきなり。

本縣にては大に茲に着目し大に山林保護取締の必要を感じ明治十七年三月民有山林取締準則を定め之を公布せり。其前文に

山林の國家經濟に至大の關係を有すや論を竣たす今や之が保護繁殖の道を設くるは實に緊要の事に有之、抑も管下山林を通觀すれば地積の廣潤なる其民林に屬するもの無慮二十余万町の多きに居れり。故に之が取締の方法を改良し蕃殖の益を計畫し其事業の伸暢を促すは誠に易々一擧手の事業に非ざるなり。然るに比年蕃殖の業之を昔年に較ぶれば稍々歩を進め保護の法亦緒に就けり。雖樹木未だ盜材の跡を絶たず、山未だ火災の痕を免れず豈遺憾ならずや。苟も方法にして其宜きを得ば蕃殖其の利益を完うと盜火其痕跡を絶ん依て民有山林取締準則に基き取締方法相設け速に實踐し改良進歩の實功を奏し可申此旨論達候事。

とあり。此の準則に據り本郡に於ても、また南牟婁郡山林保護申合規約書を定め郡内居住者は必ず之に加盟すべきこととなせり。其規約書は今日より之を見れば甚だ幼稚なるを免れずと雖も林政荒廢の當時に在りて



兎にも角にも山林保護の規程を定めたるは當時他府縣に其の例を見ざりし所にて林政沿革史上大に參考となるべきものあるを以て次に其申合規約の全文を掲載す。

明治二十三年頃より當業者漸く殖林の急務たるを自覺し當局亦大に督勵を加ふる所あり。二十七八年日清戰役の際材價昂騰し林業界非常の盛況を呈するや益殖林の有利なるを知り、殖林熱俄に勃興し原野荒蕪地變じて林地となるに至り、政府は又三十四年四月法律を以て森林法を發布せり。是實に現今森林制度の基礎にして明治維新以來壞廢せる森林制度を恢復し更に大に其改善を企劃するを得るに至れり。

南牟婁郡山林保護申合規約

第一章 總 則

- 第一條 此規約ハ三重縣南牟婁郡ノ人民共同シテ專ラ民有ノ山林ヲ保護スルノ要旨ニアリ
- 第二條 從來ノ慣行ニ因リ耕地ノ肥料ニ充ツル草山ハ此規則ノ範圍外ニアリトス
- 第三條 新ニ樹林ヲ立ントスル場所ハ總テ此規約ニ從フヘシ
- 第四條 此規約ニ用材林ト稱スルハ家屋器械其他工事ノ用材トナスニ足ルヘキ杉檜玄木ノ林ヲ云フ
- 第五條 此規約ニ雜木林ト稱スルハ薪炭製造ノ資ニ充ツヘキ自然生數多ノ木種ヲ以テ立タル林ヲ云フ
- 第六條 此規約ハ明治十八年一月一日ヨリ履行スルモノトス
- 第七條 郡内ニ現住スル者ハ男女ヲ問ハス總テ此規約ヲ遵守スルモノトス故ニ戸主或ハ後見人ハ渾テ此規約ニ調印セサルヲ得ス
- 第八條 他郡ヨリ當郡内ニ山林ヲ所有スル者又ハ其引受人ハ此規約ニ記名調印セサルヲ得ス
- 第九條 此規約ニ記名調印シタル者ハ何レノ地ヲ問ハス民林監守人ヨリ事實ノ質問ヲ受ケタル時ハ眞實ニ應答ヲナスヘシ
- 第十條 山林保護ノ要務ヲ辨セシメ各村落ニ一名ノ民林監守人ヲ置キ俸給旅費職務取扱費ハ其村落適宜ニ之ヲ定ムヘシ
- 第十一條 此規約中民林監守人ニ報告シ又ハ其承認ヲ受ケヘキ書面ハ總テ二通ヲ出スヘシ監守人ハ一通ニ認印ヲ押捺シ其承認ヲ與フルモノハ之レニ其旨ヲ明記シテ報告人ニ返戻スヘシ
- 第十二條 此規約書ハ每村落ニ備エ其村落限リ記名調印シテ民林監守人保管スルモノトス
- 第十三條 此規約ノ條款中將來頒布セラル、所ノ法律規則ニ抵觸スルモノハ其實施ノ日規約ノ効チ失フモノトス

第十四條 此規約ヲ改正補除セントスル時ハ郡内協議ノ上ニアラサレハ其効チ有セス

第二章 山林調査及植樹伐木等

- 第十五條 各自所有ノ山林ハ明治十八年一月一日ヨリ同年六月卅日迄ニ用材林ハ字反別木種木數雜木林ハ字反別ヲ民林監守人ニ報告シ爾來五年毎ニ報告スヘシ
- 第十六條 山林ノ伐木ニ着手セントスルトキハ其以前民林監守人ニ報告スヘシ但シ其報告書ハ用材林ハ其字反別木種木數ヲ詳記シ雜木林ハ其字反別ヲ詳記スヘシ
- 第十七條 用材林燒失シタルカ又ハ枯木損木ヲ發見シタル時ハ燒失ニ係ルモノハ其字反別木種木數ヲ詳記シ枯木損木ニ係ルモノハ其字木種木數ヲ詳記シテ速ニ民林監守人ニ報告スヘシ
- 第十八條 用材林ヲ伐採シ又ハ燒失シタル跡地ハ五ヶ年以内ニ苗木植付ヘシ若シ自然生ノ樹木ヲ以テ雜木林ニ立テントスル時ハ又之ヲ爲スコトヲ得
- 第十九條 用材林ノ苗木植付ヲ爲サントスル時ハ字反別木種ヲ民林監守人ニ報告シ植付後一ヶ年ヲ經ハ更ニ成育シタル木種木數ヲ報告スヘシ
- 第二十條 自然生ノ樹木ヲ以テ雜木林ニ立テントスルトキハ民林監守人ノ承認ヲ受ケ且ツ民林監守人ノ指圖ニ從ヒ伐採ノ年限ヲ定ムヘシ但從來ノ雜木林地ハ此限リニアラス

第三章 取締

- 第二十一條 伐木運搬及ヒ其他ト雖モ獵リニ他人ノ山林又ハ等敷ニ立入ヘカラス其共有ノ山林藪等ニ於ケルモ亦同シ
- 第二十二條 炭籠ヲ構造シ及ヒ鍛冶炭ヲ燒ク場所ハ必ス周圍ニ防火線ヲ設クヘシ
- 第二十三條 官民林ニ對スル犯罪者アルヲ認ムルモノハ犯罪地ノ戸長又ハ警察署ニ告發スヘシ但シ告發シタルト否トニ拘ラス速ニ其地戸長及ヒ官民林監守人ニ通報スヘシ
- 第二十四條 山林内ニ於テ火ヲ焚クハ勿論山林近傍ト雖モ故ナク火ヲ焚クヘカラス
- 第二十五條 明治十五年本縣甲第六十號布達ニ因リ山野ニ出入セントスル時ハ民林監守人ニモ通報スヘシ
- 第二十六條 自己所有ノ山林ト雖モ日没ヨリ日出マテ故ナク立入コトヲ得ス
- 第二十七條 官民林失火ノ際ニ當リ最寄村落ニ於テハ一統速ニ該地ニ馳付警察官戸長及ヒ官民監守人村落總代ノ指圖ニ從ヒ消防ニ盡カスヘシ

第四章 違約等處分



第廿八條 故ナク第十五條ノ報告ヲナサ、ル者ハ壹圓以上參圓以下ノ違約金ヲ出サシム

第廿九條 第十六條ノ報告ヲナサシテ着手シタル者ハ民林監守入之ヲ中止セシム若シ其中止ヲ肯セサルカ又ハ報告ヲナサシテ全ク伐採シ終リタル者ハ參拾錢以上五拾錢以下ノ違約金ヲ出サシム

第三十條 第十七條ニ違フ者ハ民林監守入之ヲ説諭シ其説諭ニ服セサル者ハ拾錢以上貳拾錢以下ノ違約金ヲ出サシム

第卅一條 第十八條ノ年限以内ニ於テ故ナク植付ヲナサ、ル者ハ其地價三分ノ一以上二分ノ一以下ノ違約金ヲ出サシム若シ七ヶ年以内ニ於テ故ナク植付ヲナサ、ル者ハ其地所ヲ所屬村浦ノ共有ニ歸ス但シ其地價ハ同村浦五名以上ノ者ヲ民林監守人特撰シテ評價セシムヘシ

第卅二條 第十九條ニ違フ者ハ民林監守入之ヲ説諭シ其説諭ニ服セサル者ハ每報告ニ就キ貳拾五錢ノ違約金ヲ出サシム

第卅三條 第二十條ノ承認ヲ受ケサル者ハ貳拾五錢ノ違約金ヲ出サシム其用材林ノ變更ニ係ル者ハ壹圓以上貳圓以下ノ違約金ヲ出サシム又伐採ノ年限民林監守入ノ指圖ニ從ハサル者ハ貳拾五錢ノ違約金ヲ出サシム

第卅四條 第廿一條ニ違ヒ共有ノ山林藪等ニ等ニ立入ルモノハ民林監守入之ヲ説諭シ其説諭ニ服セサルモノハ五錢以上拾錢以下ノ違約金ヲ出サシム

第卅五條 第廿二條ニ違フ者ハ郡内ニ於テ一月間營業ヲ許サス

第卅六條 民林監守人心得概目第三條第五條第六條ノ本文ニ違フ者ハ七拾五錢以上壹圓五拾錢以下ノ怠務金ヲ出サシム

第卅七條 此規約書ニ掲クル地所ヲ所屬村浦ノ共有ニ歸シ又ハ違約金怠務金ヲ出スコトヲ肯セサル者ハ相當官衙ノ處分ヲ乞フモノトス

第卅八條 前條ノ事件ニアラスト雖此規約ヲ守ラサル者ハ相當官衙ノ處分ヲ乞フコトアルヘシ

第卅九條 民林監守入ノ違約ニ係ル處分ハ其村浦二名以上ノ總代之ヲ擔任シ怠務金ハ民林監守入ニ引渡スヘシ

**第五章 民林監守人選舉**

第四十條 監守人ハ各村浦ニ於テ之ヲ選舉スヘシ

第四十一條 監守人タルヲ得ヘキモノハ其村浦内ニ定籍住居シ年齡滿廿五歳以上ノ男子ニシテ爲人正直身體健全且ツ稍讀書算術ニ通シ旁ヲ銃技ニ慣ル、者ニ限ル但シ左ノ各款ニ觸ル、者ハ監守人タルコトヲ得ス

第一 風癪白痴ノ者 第二 刑法上總テ人身財産ニ關シタル者及公權ヲ剝奪セラレタル者 第三 官吏及學務委員戸長役場筆生 第四 身代限りノ處分ヲ受ケ未タ其辨償ヲ終ヘサル者

第四十二條 監守人ヲ選舉セントスル時ハ所屬戸長ニ於テ十日以前必ス其村浦内ニ廣告スヘシ

第四十三條 選舉ノ投票ハ豫定ノ日之ヲ所屬戸長役場ニ出スヘシ其投票多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トシ同數ナラハ年長ヲ取り同年ナラハ

陶ヲ以テ定ム

第四十四條 投票終ルノ後所屬戸長ハ當選人ノ當否ヲ査シ若シ不適當ナルカ又ハ其選ヲ辭スル者アルトキハ順次投票ノ多數ヲ得タル者ヲ取ル

第四十五條 所屬戸長ハ其當選人ニ當選狀ヲ渡シ當選人ハ其請書ヲ出スヘシ

第四十六條 監守人ヲ選定セハ戸長ニ於テ其族籍氏名ヲ縣廳及郡役所ニ届出ツヘシ

第四十七條 監守人ノ任期ハ二ヶ年トス但シ前任ノ者ヲ再選スルコトヲ得

**第六章**

**民林監守人處分順序**

第四十八條 監守人ノ事務ハ明治十七年三月十七日本縣號外諭達民林監守人心得概目及ヒ以下ノ各條ニ據リ取扱フモノトス

第四十九條 監守人ハ戸長勸業委員ノ指圖友縣廳郡役所ノ指揮ニ從ハサルヲ得ス

第五十條 監守人官山林ニ於テ盜伐竊取シタル者ヲ發見シタル時ハ心得概目第四條ノ急報ト同時ニ其筋ニ告發スヘシ

第五十一條 監守人ハ一郡内又ハ數村浦聯合シテ會議ヲ開キ山林保護ノ要務ヲ協議スヘシ

第五十二條 監守人山林ヲ巡視スルトキハ必ス證票ヲ携帯スヘシ

第五十三條 監守人山林ヲ巡視シタル時ハ其郡度戸長ヲ經テ郡長ニ報告スヘシ

第五十四條 監守人ニ於テ山野火入ノ通報ヲ受ケタル時ハ四隣村浦ノ民林監守人ニ通報スヘシ

第五十五條 監守人ハ總テ違約ニ係ル處分ヲ擔任シ違約金其他ノ出納ヲ掌トルヘシ

第五十六條 監守人ノ出納ハ六月十二月ニ決算シ其村内ニ廣告スヘシ

第五十七條 違約金及怠務金ハ其村内協議シテ山林保護ノ費途ニ充ツヘシ

第五十八條 監守人違約者ヲ處分シタルトキハ其住所氏名及ヒ違約ノ事由等四隣村浦ノ監守人へ通知シ且ツ其村浦内二十日間揭示スヘシ

第五十九條 監守人ハ左ノ雜形ニ據リ證票ヲ調製シ戸長役場ノ檢印ヲ受クヘシ

表

第何號  
南牟婁郡何村浦  
**民林監守人之證**  
南牟婁郡何村浦何番屋敷  
何ノ某

裏

何村外何  
何村戸長  
ケ村  
役場  
年月日

但用材檜

堅 三寸五分  
横 二寸五分  
厚 三分



(1) 明治維新後の林政

(三重縣林業要覽摘要)

維新以前に在りては各藩共相當制度の下に山林の保護取締を行ひ尙ほ水源涵養、土砂桿止、風潮除、魚附、回船の目標等に必要なる森林に對しては今日の保安林に於けるが如き制度を存したりしが、維新後一時林制弛廢して未だ新制度の設けなかりし間に於て文化の進運に伴ふ木材需用の激増は殆ど官民林を問はずして濫伐暴採の弊に陥り、到る處森林の荒廢を極め國家經濟上並に國土保安上頗る寒心すべき慘狀を呈するに到れり。縣下に於ても比較的甚だしき荒廢に至らざりしは僅かに土地僻遠なる南北兩牟婁郡に過ぎず、此に於て爲政者は漸く之が恢復に努むるに至りたるが、爾來其沿革の要領を摘録せん

明治十一年四月 山林火入に關する件を布達す

山林の火入は林野荒廢の一原因なるを以て政府は明治七年内務省第三號を以て取締の布達を發せられしも未だ一般に行はれず、依て縣に更に此令を布けり。

同年 水源に關係ある山溪の草木等伐採せざる様注意方を諭達す。

同十四年三月 山林の保護植栽に關する布達あり。

同十五年九月 町村をして共有山林繁殖保護申合規則を定めしむ、其要旨左の如し。

一、共有山林は其町村の共有財産にして毎戸の財産にあらざるものとす。

一、共有山林は毎戸一萬本を目的とし毎年毎戸百本つゝ、さし向ふ百ヶ年間植込の事。

一、共有山林は植付年より百ヶ年を経れば假令如何なる事故ありとも決して伐採するを得ず、満期後百一年目より順次輪伐跡地植付をなすべし。

一、町村内に新戸出來候とも此法に従ひ植樹をなさしむべき事。但轉籍するものは其日より共有の權なきものとす。

同十年十月 山野火入規則を發布す

同十七年三月 民有山林取締準則及民林監守人心得概目を定む

同十八年十二月 縣下の官林は農商務省直轄に歸し農商務省三重山林事務所を津市に設置せらる。

同十九年六月 三重山林事務所を廢し三重大林區署を置かる。

同二十年十二月 民林有の内國土保安に關係ある個所取調方訓令す。

同廿一年二月 山林取締規則及同規則取扱手續を制定し又縣令第十號を以て山林火入規則を改正す。

同廿二年十一月 三重大林區署を廢し大阪大林區署を置かれ縣下の官林は同署の管轄となりて今日に至れり。

同廿一年二月 森林法施行上甲第六號を以て森林開墾及保安林に於て土石樹根の採掘等出願の場合調査に關する件訓令す。

同 年三月 森林原野火入規則を改正す。

同廿二年 森林法の施行及積極的林業獎勵の必要を認め縣廳に初めて林業専門の技手を置きたり。

同廿五年三月 縣令第十四號を以て森林法施行規程を制定す。

同廿六年九月 杉、扁柏、種子採取及販賣取締規則を發布す。

同 年 公私有林植林獎勵のため苗木無代下付の目的を以て縣下七個所に苗圃を設置せり。

同廿八年一月 市町村基本財産林造成規程、公有林野整理規則を制定す。

同 年七月 樹苗配付規則を發布す。此年又縣苗圃一ヶ所を増設す。

同廿九年二月 森林火内規則及焚火取締規則を制定し從來の火入取締規則を廢す。本年初て縣設苗圃養成苗木の無償配付を行ふ。

同 年 縣下十ヶ所に戰役記念として縣設模範林を設置す。又明野縣有林へ薪炭材模範林を設く。

同四十二年二月 公有社寺有山林開墾取締規程及公有山林整理認可申請書式を定む。

同四十二年六月 公有林野造林補助規則を制定す。

同四十五年六月 從來縣の林業事務は内務部勸業課に屬したりしが新に獨立の一課を設け林務課と稱す。

大正元年八月 特殊樹種獎勵規則を制定す。

同 二年十月 害虫驅除豫防法施行規則に基く害虫敵菌の種類及驅除豫防方法中杉赤枯病に關する一項を追加し其驅除豫防方法を告示す。

(2) 熊野地方林業

(三重縣林業要覽摘要)

縣下熊野地方は所謂木ノ國の一部にして古來林業を以て著はれしが、維新以後に於て長足の進歩をなせり。其經營の方法尙未だ舊套を脱せざるもの少からず、又改良せられざる森林少なしとせざるも現時吾國に於て



屈指の林業地として數ふるに足るべし。

熊野地方は地勢概して東南海洋に面し同温泉十五度十六度間にありて且つ暖流の影響を受くるを以て氣候殊に温和にして各月の平均温度八度以上二十八度以下に在り。森林植物帯は大部分暖帯に屬し、唯大和國界に於ける山頂僅に温帯を留むるのみ。故に冬季間に於ても霜害甚だしく従つて苗圃事業の如き殆ど霜覆を要せず、降雨量多きことも全國稀に見る所にして毎年四千耗乃至五千耗を通常とす。此の如くなるを以て林木の生長極めて迅速なり。

現今の樹種はスギ、ヒノキ、クロマツを主とせるが、他の雜木林は往昔モミ、ツガ、クロマツ、アカマツ、トガサハラ等を主木とし樹齡は百年を超ゆるもの多く鬱蒼たる美林なりしが、維新以來材價昂騰に連れ漸次伐採せられ跡地に人工造林を行ひしもの、外は雜木之に代れり。然れども尙雜木中にモミ、ツガの殘存するもの少からず、現に板材として伐採中に屬せり。又雜木林は人工更新に依り漸次スギ、ヒノキ等に代り追年其面積を縮少しつゝあり(略)

同地方林業の沿革を稽ふるに往古は遼として識るべからずと雖も、夙に天然の美林に富みたりしことは今日より之を推想することを得べく、樹木は天津神の賜として愛護し來りたるの口碑を存し、愛林思想の發達見るべきものあり。而も其當時に在りては山林はお手入らずと稱へ單に天然林を撫育するを以て唯一の營林方法とし嘗て人工を加へたるの跡なく、初めて人工造林の起りしは元和年代以降なるが如し。元和三年徳川頼宣新に紀勢の兩國に封せられ和歌山に居城するや、地方行政の刷新、産業の發展に努め普く封土を巡視して督勵を加へ百般の治績見るべきもの頗る多く地方林業の發達したるも亦全く施政の宜しきを得たるに因るものと謂ふべし。即ち林業の奨勵に就ては唯天然生の育成のみを以て甘んぜず、地方の土性氣候等に鑑み初め

てスギ種子を九州より求め、其後ヒノキ種子を木曾より採りて茲に人工造林の端緒を啓きたることは舊記の傳ふる處なり。而して當時の植栽樹種はスギ、ヒノキに限られ漸次競うて之を新植するに至れるはマツが御留木として伐採を禁せられたるもの亦一動機たりしもの、如し。即ちマツは之れを植栽するも自己の所有と認められざりしを以て人工造林をなす者なく、其造林を見るに至りしは遙に後の年代にあり。而して新に松山方なる森林官を設け庄屋之に隸屬して以て森林監督を掌り、又令達約百ヶ條を制定し奉行職をして各村邑に就き捧讀せしむ、之を百個條の讀み聞かせと謂ふ、此令達は施政の大綱を示したるものにして、倫理道德を説きて人道を明かにし、勤儉治産を勧め産業の發達を促したるものにして其林業に關するものを摘録すれば左の如し。

- 一、御留木御制木は勿論譬へ悪木たりとも少しも疎末に致問敷候。
- 一、御差留山、鎌留山等制道入念能く生立候様可致候。
- 一、山中筋は少しの處にても稼方等に可相成個所隈りに焼拂申問敷候。
- 一、在々松山さいへとも疎末に仕問敷候。小松の生立べき所は随分生立候様可致候。
- 一、山林隈りに伐取問敷候。生立ち黒みに相成往々稼にも相成様可致候。

(編者云以上徳川氏時代の令達は時代史及び本編中に詳記す参照すべし)

又管理上注目すべきは私有林を除くの外は凡て之を「押領」と稱へて町村の所有に屬せしめ、林地の賣買讓與は固く之を禁じたり。此に於て年季賣買なるもの起りて今日の地上權と略同様の權利關係を見るに至れり。此年季賣買は主として町村と個人間に行はれたるものなるも、總て組頭庄屋及び大庄屋の承諾連印を要し(私有林の賣買も亦庄屋の承諾連印を要す)若し此の手續を履行せざるものは曲事として制裁あり。而して其期間(當時年賦といふ)は毫も一定せず、甚だしき長期のものは九百年の賣買證書の現存するものあれども多くは五十年内外なり。又同様の手續に依りて増年期又は轉賣することを得たり。其後制度漸く弛び安政以後に



於ては往々永代賣却、即ち全く所有權の移轉を見るに至り、更に降りて明治八年地租改正當時に際し若干の補償をなして舊約の年期を削り、若くは所有權に改めたるもの少からず、維新以來急激なる木材需用の増加と價格の昂騰に伴ひ林地の獲得を競ふの結果年季賣買著しく増加し又別に地賃山なるものを生せり。年季山は其代金を一時拂とするものなるも地賃山は賣買手期間中或年間を定め毎年支拂ふものにして所謂年賦拂なり。其拂込期間は十ヶ年乃至二十ヶ年のもの多く、又年季間毎年地代を徴することあり。以上の權利關係は民法施行と共に地上權として認めらるゝことゝなれり。此の如く同地方に於て夙に借地制度の發達したるは確に林業の發展を助長したること多大なるべし。又舊藩時代に於ては山林に對し毫も課税したるの跡なく、唯産出したる木材及び木炭に對して價格を評定し百分の二を徴したり。春を二歩口と稱へて口前役所なる稅務官衙に於て徵收せり。右の外「山一割」なる村稅あり。是は甲村の土地を乙村住民の所有する場合に賦課するものにして產物賣却代金の十分の一を甲村に徵收せり。

同地方に於ける現今の主林木各占領面積はヒノキ七、スギ三の割合なり。然れども林地中往々從來の取扱粗放にして著しく地力を衰退せしめたるもの、又は傾斜方向等の關係上甚しく乾燥し、或は多量に砂礫を混じたる瘠惡地の如きスギ、ヒノキの生育に適せざる林地に對しては専らクロマツを植栽せり。近年海濱温暖の地にクスを植む深山寒冷の場所にケヤキを植うるに至りしも其面積は未だ數ふるに足らず、尙ほクス、ケヤキは多くスギ若くはヒノキと混植せり。

伐期は從來スギは四十年、ヒノキは五十年を通常とせしが、近來次第に之を短縮せり。是主として木材需用の激増と林業擴張に伴ふ資金運轉の關係に基因すること勿論なるが、特に同地方の特色として運搬極めて至便なる勢小用材の供給を促すこと急なるもの主因たらん。即ち現今の伐期はスギ二十五年乃至三十五年、ヒノキ三十年乃至四十年なり。但し一面大用材の需用に應じ得らるべき森林も亦決して乏しからず。マツは薪炭若くは用材の目的に依りて伐期を異にせり。薪材とするものは凡そ二三年を以て皆伐し用材を目的とするものは四十年を伐期とす。其用途は薪材八、用材二の割合なり。又マツの伐採跡地は地味甚しく瘠惡ならざる限りはヒノキ林に更新するを常とす。畢竟マツは地力増進の爲に一伐期間之を育成するに過ぎざるを以て其占領面積は漸次縮少せり。

林地の面積を稱ふるに本數を以てするの習慣あり。古來目測により一町歩一萬本を標準として植栽し來りたるを以て面積を稱ふるに一千といはゞ一反歩を意味し、一萬は一町歩を指稱するが如し。地拵其他の請負の場合に於ても千に付或は萬に付幾何として結約す。現今の植栽本數は一町歩普通八千本に減せるも尙ほ往古に於けるが如く一萬本以上を植栽するものあり。

運材の方法には種々あり、主なるものは陸運にて修羅運搬、鐵索運搬、車輛運搬、木馬運搬等水運にて管流筏流、瀨取船運搬、和船及び汽船運搬等なり。修羅運搬に二様あり。一を「引修羅」と調ひ、一を「飛し修羅」と稱す。引修羅は伐採地の最低場所より集積せんとする場所迄適當の勾配を以て伐採木を用ひ一の棧道を造るものにして横三尺内外毎に丸太材を藤蔓又は針金にて支柱に結び付け、木材の滑路とし棧路の一方には丸太材數本を縦列して運搬夫の通路とし以て木材を曳出すなり。飛し修羅は木材の重量に依て自然に落下せしむるものにして等しく伐採木を用ひて溝狀の滑路を造る。其勾配は木材の落下し得る程度迄急勾配たらざるべからず。此方法は修羅用木材は素より落下材を損傷すること他の運搬法に比して著しく且つ設置費を要すること亦多きを以て鐵索運搬之に代り近來殆ど此方法に依るものなきに至れり。鐵索運搬は伐採地と集積地間に適當の勾配に依て鐵索を架し木材の重量に依て自然に落下せしむ。車輛運搬は急峻ならざる道路に行はれ



木馬運搬は一割内外の勾配に道路を開鑿するか、又は在來の林道を利用し二尺毎に枕木を横たへて木馬道を造る。

水運に在りては筏流を主とし、管流は多く行はれず、是れ管流は材木を損傷すると、且往々流失することあればなり。筏流は一人の運材量は約五百貫の定めなり。

### (3) 樹苗圃

林業の進歩を圖らんとせば、必ず先づ樹苗の供給を豊富ならしむるの方法を講せざるべからず、然るに本縣に於ける從來樹苗養成の事業は甚だ振はずして其需用に伴はざること久しく毎年愛知縣及び奈良縣より少からざる輸入を仰ぎ以て補足し來りたるが、氣候風土を異にせる地方に於て養成せられたる樹苗は植栽後の成績不良なるのみならず、運搬中の損傷多く且つ高價なるを免れず畢竟本縣に於ける樹苗養成の振はざるは技術上の知識に乏しきこと主因なるを以て即ち之が養成の方法を實地に示すと共に最も荒廢せる縣下公有林野に植栽する樹苗を供給するの目的を以て明治三十六年度に於て縣下樞要地七ヶ所に縣營苗圃を新設し、後三十八年度に一ヶ所、四十一年度に二ヶ所を増設し都合十ヶ所とせり。而して養成したる樹苗は公共團體へ無償下付を行ひたりしが、縣經濟の關係上四十一年度より無償下付を改めて時價約半額の有償下付とせり。本郡にては神志山村の民有地を賃借し、四十一年度縣營苗圃を設置せり其面積左の如し。

四十一年度	一町〇八畝十四歩	四十二年度	三町六反六畝廿四歩	四十三年度	三町六反六畝廿四歩
四十四年度	三町六反六畝廿四歩	大正元年度	四町六反六畝廿四歩	同 二年度	四町六反六畝廿四歩

斯の如く縣設苗圃設置以來多數の樹苗を供給したりしが、爾後民間に於ける樹苗養成事業は著しく進歩して模範苗圃としては殆ど成效の域に達したるを以て此上永く縣設苗圃を存置するの必要なく且つ縣經濟上の關

係もあり、大正二年以降は毎年二個所宛を廢止することとなり神志山苗圃も亦大正四年を以て廢止せるに至れり。

縣設樹苗圃廢止されたりと雖本郡林業の狀況に鑑み樹苗供給の途を講ずる必要あるを以て郡の事業として神志山村に於て別に地を相し約一町五反歩に郡有樹苗圃を設け引續き之を經營したりしが、郡制廢止に伴ひ大正十一年度よりは之を郡農會の經營に移せり。

### (4) 郡有林

郡有林は明治四十三年一月の郡會に於て議決せられ、同年より御船村大字淺里に設置されたるものにして前年の郡會に於て郡基本財産造成及び管理方法を改正し基本財産は之を造林費に充つることを得ることとなりたるを以て之に依り郡有造林の計畫を立て確實なる基本財産を造成すると共に、造林の模範を示し植林の獎勵をなさんとしたるものにして、其當局の計畫は左の如し。

面積五十町歩に對し七個年計畫を以て造林を行ひ五十年を以て伐期とし初年と終年とは五町歩、中間の五個年は八町歩の植栽を行ひ、七個年間の経費は四千七百四拾參圓にして其後の所要金額は約四千八百九拾貳圓、總計九千六百參拾六圓の支出となり之を五分利計算とし重利法に依り算出する時は支出の元利總計金八萬八千參百餘圓となる。而して其収益は八拾七萬四千四百餘圓に該當し、此中土地所有者に交付すべき二分五厘の歩合金廿壹萬七千八百餘圓控除する時は郡の純益金五拾六萬五千貳百餘圓なるべし。尙之を一層明細に述ぶる時は植栽の翌年に於て一割五分の補植と下蒞をなす六年目まで下蒞をなし、十年目、十三年目、十七年目、廿三年目の四度に枝打をなし、資金を投じたる時より十五年目に於て五年繼續を以て第一回の間伐を行ひ、爾後五年目毎に間伐をなし、七回の間伐を経て第八回目に皆伐をなすものとす。而して第一回の間伐代金は五拾四圓にして當該年度支出の約半額を補ひ、爾後毎年間伐に依る収入あり廿年目に至り間伐に依る収入金は參百貳拾九圓に上り當該年度の支出金九拾九圓を控除し始めて貳百參拾圓剩余を見るに至り、爾來毎年の収入は支出より超過し五十六年目即ち事業最終の純益金は實に七拾八萬參千貳百圓の巨額に達するものなり。固より五十年の計畫なるを以て多少の齟齬なきを保せざるも、大体に於ては遺漏なきを信するものなり。



以上の如く郡會に於て可決決定せるを以て郡當局は最上の計畫通り着々實行に着手し四十二年には杉二萬本  
檜一萬本を栽植し、爾後引續き植栽し、又補植は四十三年に第一回を施行したりしに杉、檜を通じ約一割〇  
六厘の好成績を挙げたり。而して大正三年度に至り豫定の如く七個年の植栽全部を終了せるが、其成績左の  
如し。

郡有林植栽成績

年次	新植面積		新植樹數		補植樹數		年次	新植面積		新植樹數		補植樹數	
	町	本	杉	扁柏	杉	扁柏		町	本	杉	扁柏	杉	扁柏
明治四十一年度	五	10,000	10,000	0	0	0	同	三	13,500	16,400	3,750	4,500	
同 四十二年	八	16,000	16,000	0	0	同	四	1,000	0	2,500	14,700	3,000	
同 四十三年	同	16,000	16,000	0	0	同	五	1,000	0	2,500	3,000	1,600	
同 四十四年	同	16,000	16,000	0	0	同	六	0	0	0	0	0	
大正元年度	同	19,000	19,000	0	0	同	計	五〇	111,400	136,800	15,550	30,700	
同 二年度	同	23,000	23,000	0	0								

郡林設置に關し本郡役所編製の沿革史中より其要點を摘載して經過を明瞭ならしむ。

郡林沿革史

(摘要)

南牟婁郡役所

明治四十一年度

明治四十一年一月の通常郡會に於て郡基本財産の範圍内に於て殖林を經營せんとし基本財産造營及管理方法  
一部の改正議決を経たるを以て愈郡林經營をなすべく企圖し同年十一月其候補地百町歩の取調方を郡内泊、  
北輪内、南輪内、入鹿、相野谷、御船の各村に照會したるも御船村大字淺里に於ける約五十町の外適當なる

候補地なきを以て豫期の百町歩を變更し五十町歩となすこととし御船村に交渉の末十二月一日其承諾を得た  
り。同月二日實地調査及造林經營計畫の爲め技術員の派遣方を本縣廳に稟申し、同十五日藤枝林業技師出張  
實地視察の上其成案を得たるを以て、四十二年一月の通常郡會に郡林設置規程を發案し其協賛を得、同二月  
より實施することとなり。

かくて林地測定の爲一月二十九日木村林業技手の出張を得、大橋郡書記同行三十日地元村淺里村に至り測量  
に従事すること十六日にして三月十四日結了したり。二月八日明年度植栽用杉、扁柏、移植苗六萬本の配付  
申請書を本縣廳に提出し、同二十日配付許可通牒に接せり。

二月十日林業技手左の通り任命、十二日着任せり。

任南牟婁郡林業技手

勳八等 宮原要太郎

二月十九日郡林業技手地元に出張、郡林地明に着手、同月二十五日終了。  
三月一日付を以て郡林地上權設定契約を締結せり、其要點左の如し。

地上權設定契約書

(要點)

南牟婁郡長小森安太郎は南牟婁郡を代表し郡林造成地として地上權を取得し南牟婁郡御船村長小原純三は土地所有者御船村大字淺里を代表  
し地上權設定の契約を締結す。

反別 七十一町七反七畝三步

實測 四十七町三反一步

地上權者は郡林造成の爲め土地を使用する權利を有す。

地上權の存續期間は明治四十二年三月より六十個年とす、但し當事者合意の上期間を伸縮することあるべし。

三月六日郡林業技手出張、植栽に着手、同月十六日終了、植栽地は宇下山三十六番植栽反別五十歩、苗數杉二萬本、扁柏一萬本、總て坪二  
本の正三角植栽とす。



三月廿一日縣より配付を受けたる杉四万本扁柏二万本受領の爲め宮原林業技手、北牟婁郡相賀、苗圃に出張、苗木受取り、廿六日より神志山縣苗圃の一隅空地に移植せり。移植反別約二反一畝歩にして一坪植込約百四十七本の割とす。

本年度支出額左の如し。

四拾九圓拾七錢六厘	地明費	八拾六圓壹錢	植付費	參拾圓	測量人夫賃	百九拾圓	苗木三万本代
四圓八拾錢	苗木運搬費	壹圓貳拾錢	雜品代	計	參百六拾壹圓拾八錢六厘		

四十二年 度

前年度に於ける植栽は氣候適順なりしを以て活着至良にして枯損苗數左の如し。

杉	枯損 二千六百八十本	扁柏	枯損 五百本
---	------------	----	--------

右は四十三年補植數に依るものにして枯損割合一割〇六厘に相當す。

蓋し杉植栽地にありては其枯損の集團し且丈長き苗に被害の多きを認めたり。植栽の初期にして未熟人夫の混在したると傾斜受風の關係等により被害の集團したるものなるべし。

下刈は第一回新植の初回下刈にして八月四日刈拂に着手し同月十日終了せり。新植は八町歩の豫定にして四十二年十一月二十九日刈拂に着手し十二月四日終了、植栽は四十三年三月一日着手、同十五日終了せり。植栽中は氣候寒冷、時々強風あり、毎日晴天續きにて苗木の疲勞甚しく、活着好良ならざるの恐れあり。郡林保護の爲め左の通り郡林看守を任命せり。

郡林看守を囑託す

(四十二年四月一日)

御船村大字淺里 田中四郎

郡林は五十町歩の豫定なりしも實測の結果五十五反三畝一步の不足ありしに依り字下山既測地の接續地を補充して四十九町九反八畝歩とせり。

本年度内の經費支出左の如し。

百貳拾參圓貳錢七厘	苗圃費	四十二年度分	百六圓廿八錢	同四拾參年度分	四拾五圓四拾壹錢五厘	事務費
百七拾圓四拾七錢	新植費		五拾五圓卅貳錢貳厘	補植及下蒔費	七拾六圓四拾壹錢八厘	地明費
計	五百七拾七圓廿參錢貳厘					

△四十二年 度

第一年目植栽木は發育益好良なり。

第二年目新植の枯損苗數左の如し。

杉 枯損 三千七百本	扁柏同上	一千百本	此枯損割合 一割に相當す
------------	------	------	--------------

下刈は初年度植栽地の第二回、二年目植栽地の初回下刈にして左の三期に分ち之を實施せり。

第一回	自七月十八日至同廿一日	面積約五十町歩	第二回	自八月十日至同十一日	同約四十町歩
第三回	自八月廿八日至同三十日	同約四十町歩			

新植地々明は十一月二十八日着手し十二月四日終了せり。

防火線設置 山麓里道に向ひ上方より斜面を缺取り斷崖となし、又村有地との境界に幅凡そ六尺の防火線を設けたり。

植栽は三月二十三日より着手、四月三日終了せり。

本年度支出額左の如し。

參拾七圓八錢參厘	苗圃費	本春山行分	百拾九圓六拾九錢七厘	同明春山行分	拾圓七拾壹錢	事務費
貳百拾八圓七拾八錢五厘	植付費		九拾參圓五拾五錢	下蒔費	八拾六圓七拾四錢七厘	地明費
計	五百五拾六圓五拾七錢貳厘					

△四十四年 度



前年度に於ける植栽は時期の延引せると、植付中九日間に亘る大旱との爲め枯損頗る大にして左の如く實に三割以上の補植を要したり。

杉 一万二千七百本

扁柏 二千五百九十本

下刈は二十一町歩にして八月十九日着手九月一日終了せり。

新植地地明は十二月八日着手、十三日終了せり。

植栽は三月五日着手十九日終了せり。

△大正元年度

下刈は本年度は二十九町歩にして淺里青年會の受負とし七月二十日着手、八月三十日終了せり。

新植地地明は十二月二十日迄に終了せり。

新植は三月十日着手し十九日終了せり。

△大正二年度

既植地の状況は益々順境に發育し、初年植栽個所は既に枝を交叉し直徑に於て一寸五分長二間餘に達するものあり、其他概して發育整齊せり。

下刈は三十七町歩に施行せり、八月一日着手二十三日終了せり。

地明は十一月十八日着手、十二月三日終了せり。

新植は三月十三日着手し二十八日終了せり。

△大正三年度

下刈は初年植栽の五町歩は其必要を認めむるに至りしを以て之を除き二年以後の分四十町歩に施行せり。淺

里青年會に貳百七拾圓を以て受負はしめたり。

地明は本年は新植の最終年にして五町歩の植栽を以て全部五十町の豫定計劃を終了す之が整地は九月中直營を以て施行せり。

新植は三月三日着手十日終了せり。

△大正四年度

既植地の状況は初年植込地の或る部分は既に鬱閉するに至り又二年目植付の部分も凹地にありては概ね鬱閉し其他各年次の分も順調に發育せり。

下刈は二年目以後の植栽分四十五町歩を十五區に區劃して受負はしめ九月上旬終了せり。

△大正五年度

既植地は本年夏期氣候順調に經過し且つ秋末の温潤なりしに依り樹木成長佳良なり。下刈は二年以後の四五町に施行し地元人民に受負はしめ八月中終了せり。

補植は當初の計劃にては本年度は既に補植の必要なかりしも前年未成品を移植したるものありしを以て之を適宜補植することゝし總面積に涉り扁柏三千本を補植せり。

△大正六年度

下刈は四年目以後の分二十九町に施行し十月終了せり。

一月二十日類焼に罹り約四反歩の被害ありたり。

補植は三月三日前記類焼跡地に補植せり。

△大正七年度



下刈は約八町歩に施行せり。

字下山第二年月植込の部分に就き三月下旬枝打及下拂をなせり。

△大正八年度

既植は生育順潮にして第一年月第二年月植込の一部は既に間伐の必要を認むるに至れり。下刈は必要止むを得ざる部分一町五反歩許を十一月中に施行せり是れ人夫賃の暴騰と労働者の缺乏とに因れるなり。

△大正九年度

字しやノ上、目張、下山鬱閉の部分に枝打及下刈を行ひ且つ生育不良の部分に黒松及扁柏を補植せり。

△大正十年度

字下山初年月及二年目植込の部分は樹木生長により鬱閉過密となりたる部分あり。依て大正十一年三月中此部分に除伐を施し、且同時に後生樹木の刈拂を爲せり。

以上の如く當初の豫定の如く郡林造成を完了せるが今回郡制の廢止に依り郡有財産の整理を爲すに至り郡會の議決を経て該郡林の地上權及び植栽樹木全部を本年二月一日日本町外二十ヶ村學校組合に無償讓與せり、其地目左の如し。

- 御船村大字淺里字下モ山三十六番ノ七 山林十五町五反二十七步 同字三十番ノ一 山林九畝十八步 字目張百四番ノ九
- 山林五町一反七畝廿八步 字しやノ上二百廿八番ノ八 山林五反八畝十步 字鮎越二百廿四ノ一 山林一町一畝廿七步
- 字しやノ上二百廿七番ノ一 山林三反七畝十六步 字多の野二百七十七番ノ三 山林一町六反八畝十六步 同字四百三番ノ六
- 山林九町三反五畝廿五步 字長野四百五番ノ十六 山林五町七反十八步 (以上)

(5) 郡有竹林

本郡にては御大典記念として竹林を造成する計畫を立て大正二年一月通常郡會に提案し其議決を経たるを以て同三年度に於て施行する筈なりしも、昭憲皇太后崩御の爲め御大典も延期したりしを以て大正四年度より實行することとせり。其計畫は初年に淡竹、苦竹、各一反歩孟宗五畝歩、二年目同上、三年目補植の豫定にて同四年八月市木村大字下市木に於て左記の土地を購入し九月所有權移轉登記を了せり。

- 市木村大字下市木四千三百廿五番ノ二 山林二反四畝八步 所有者 濱浦音松 此代金八拾圓
- 同 所四千三百廿八番 山林二反二畝六步 所有者 中村ささ 此代金九拾八圓

同四年十月中に於て本年植栽分約二反五畝歩の開墾を了し、同月二十一日植付に着手し同二十五日終了せり。植込母竹數左の如し。

- 苦竹七十一本 約一反歩 淡竹七十二本 約一反歩 孟宗竹二十九本 約五畝歩
- 淡竹七十本 苦竹百廿一本 孟宗竹廿六本

翌五年中には前年植込の母竹活着佳良にして本春既に孟宗に於て七本、苦竹に於て五十本、淡竹に於て三十本の發筈を見たり。而して本年新に隣地四千三百三十一番山林九畝十四歩を代金四拾壹圓貳拾錢を以て所有者池本吉松より購入し、殘地と共に開墾を了し、十月六日母竹植付に着手し八日終了せり植栽本數左の如し。

其發育佳良にして同十年四月中孟宗筈約五貫目を採收せり。又淡竹、苦竹は發生過密なるを以て八月中四年生のもの約一千五百本を伐採賣却せり。この竹林もまた他の郡有林と同じく郡會の議決を経て大正十二年二月一日日本町外二十ヶ村學校組合に無償讓與せり。



(6) 郡有棕櫚林

棕櫚は暖地の特産にして本郡の風土に適し短期施業として利益大なるものあるも、栽培少く常に他郡より供給を仰ぎて需用を充せり。依て之が栽培の模範を示し併て郡有基本財産を造成せんとし明治四十四年一月の通常郡會に提案し二町歩を三年繼續事業として施行することに決定し四十四年度に於て一町歩を植栽する豫定なりしも注文苗木運着の爲め四十五年度に繰越し施行することなれり。

かく郡會の協賛を経たるを以て林地の決定をなさんとし、監督上の便宜を圖り成るべく郡役所附近に於て選定せんとし、神志山村大字神木字野田谷同村有林内に適當の地あるを發見し同村に交渉其承諾を得、先づ一町一反七畝二十九歩を測量し貸借契約を締結せり。(四十五年三月廿九日測量)

大正元年四月苗木九千本到着せるを以て、同月八日より植栽に着手し同月十一日終了せり。

同元年度新植地として前年分の接續地を借入ることとし同二年一月二十二日九反二畝七歩を測定し貸借の契約をなし、二月二十六日先づ補植より着手し三月四日より新植に着手し五日終了せり。二月二十八日補植

中失火に罹り植栽地約五反歩、苗木四千五百本を焼却したり。依て三月中に復舊造林をなすべく郡參事會に追加豫算を提出し其議決を受け、復舊を了せり。大正二年度以降は補植及下刈の整理を行へり。

この棕櫚林も郡會の議決に依り、本年二月一日日本町外二十ヶ村學校組合に無償讓與せり其地目左の如し。

神志山村大字神木字野田ノ谷二百四十番ノ十五 山林一町一反廿九歩

同字高番ノ十六 山林九反二畝七歩 (以上)

棕櫚造林設置計畫

一金四百參拾圓四拾五錢

總額

内 百十七圓 明治四十四年度分

百三十五圓十五錢 大正元年度分

百四十三圓六十五錢 同二年度分

三十三圓六十五錢 同三年度分

△山林面積表

(大正十年調)

有立木地 三万五千七百七十八町四反

無立木地 三千九百廿九町四反

合計 三万九千七百七十八反

内 竹林地 五十六町八反

△林産物價額表

林産物	大正十年	同九年	同八年	同七年	同六年	同五年	同四年	同三年	同二年
林野産物	二八、七四〇	七三、一四四	一六三、一四〇	一七、一〇〇	一〇七、六七	一、四七、八六	五六、八七五	六〇八、七三二	九七、〇七
林産加工物	二、三〇四、〇三八	二、三三三、九三三	四、三三八、七五	三、九五三、三三	三、三九二、八三	一、四七、七、八六	七、八三五		
礦産物	一六、二五	三三、三三	一四六、二九	二九、二六八	一六、九九三	七五、三四			

音無川流下材積表

管筏流	大正十年	同九年	同八年	同七年	同六年	同二年	同元年	明治四十四年	同四十二年	同四十二年
管	三七、六三	二四、三三二	四、五九九	三三、〇三九	三五、〇九一	三九、二六	五、五〇四	三九、三三	二〇、七七一	二八、七八八
筏	二、八三九	五、六九九	二九、三三	三三、八八一	一〇、八三七	二四三、六〇〇	二〇〇、九九	二九、一九四	三三、四七七	五六、四〇〇

(7) 國有林野

本郡に於ける國有林は大阪大林區新宮小林區の管轄に屬し其面積左の如し。(大正十年度末縣統計に據る)

三千〇四十町三反

而して其林相は老齡の黒木(モミ、ツガ、マツ)雜木及び少許のヌギ、ヒノキを混ぜる天然林にして施業按施



行上、大又、新宮の二事業區に區分せり。内、防風の爲め百八十六町九反は保安林に編入せり。其所在地は有井、阿田和、井田、鶉殿各村の海岸なり。  
又皆伐喬林作業法に依る國有林は飛鳥村大字大又にして、其面積二千八百五十三町四反なり。今其施業要領及び立木地等の面積等左の如し。

作業種別	事業區	
	大又	新宮
施業摘要	黒木、雜木、杉、扁柏の天然林、將來杉、扁柏混清林に年伐面積 三九町二二	黒松、赤松混清林連年作業輪伐齡百年回歸廿年(防風保安林)
總面積	二、六八三町八八	一九二町五一
天然生立木地	一、八一七町五五	一七五町六六
未立木地	一七五町八〇	
人工植栽地	六九〇町五三	一六町八五

大正十年度中の新植面積は四十一町三反にして杉一四九、三四〇本、扁柏三七、三三〇本、經費五、八三一圓を要せり、又同年度中の伐採は用材一七、〇五九石(七四、七〇五圓)薪炭材六六、二〇〇棚(三二、四二二圓)合計價額一〇七、一二七圓なり。而して同年度中の國有林野の收入左の如し。

主産物價額	用材 六一、六八五圓	薪炭材 五、九〇五圓	計 六七、五九〇圓
副産物價額	樹皮 四〇圓	柴草 四九圓	計 八九圓
貸地	一段別 一町三	貸地料 一二七圓	價額合計 六七、八〇六圓

(8) 林業經營者 (三重縣史摘録)

今本縣に於て林業經營者として知らるゝものを見るに南牟婁郡に於ては林業家ならずと雖も鶉殿村の竹原様

一は鶉殿貯木場創設を企て明治二十二年大和十津川、北山二郷の有志と圖り理想的貯木場を作りて林業の發達に資したるあり。五郷村の人山東壽は明治三十四年四月村會議員に當選したる以來、村治に參與し區長、學務委員、助役、村長、郡會議員等に歴任し殖産の事に重きを置き、就中山林事業には最も趣味を有し、之に關する研鑽實に年有り、四十四年十月一切の公職を去るや爾來自己經營の山林監督に専念す。木本町奥川吉三郎は大農林業家として知らる。先代吉三郎は實に赤手能く一代にして巨萬の富を作し一に山林の經營に因りたるもの、現代吉三郎亦思慮頗る深く、遺業に對しては最も熱心に經營劃策怠らず種苗の改良に或は植樹に著々として改善の實を擧げつゝあり。而して一面事業に忠誠なるの外一面に在りては慈善公共の事に盡瘁し里民誘導、村道開鑿借は紀南銀行取締役として金融機關の整理等細大となく留意し地方啓發に資するもの多し、殊に教育事業に熱心にして曾て町立小學校改築に際し多額の寄附を爲したる事ありといふ。尾呂志村の東孫三郎は同地方に於ける門閥家にして代々林業を事とし孫三郎に至つて更に山林の經營、植林開墾等に意を用ひ郷土の模範として家名の大を爲すに至れり。明治四十年小學兒童に愛樹思想を養成せんが爲め山林二町二畝歩並に杉、檜苗五千五百本を小學校に寄附せる外學校の改築、忠魂碑の建設等を圖り、教育基金として亦千貳百圓を提供し其他慈善事業等にも卒先巨費を投じて吝まらず、故を以て四十五年一月縣知事より戌申詔書を授與せられ又大正二年文部省より選賞の榮を蒙る、林業家として名あるのみならず亦篤志家、慈善家として廣く世に知らる。其他南牟婁郡にては森本田太郎、宇戸平正壽、齋藤敬一、山本縫之助、田垣内彖吉、山本徳之助、柚木幸次郎、池田忠寛、小林功、大畑吉一郎、上田熊之助、前川佐左衛門、鈴木長九郎大橋定文、田島半六、中畑榮之助等何れも林業殖林家として數ふべきなり。

(附て曰ふ中西源吉は縣史に記載なきも林業家として前記諸氏に譲らざる功勞者なり)



### 第四章 漁業

#### (一) 總説

本郡は海岸線二十一里餘、暖流近く沿岸を洗ひ岬灣は參差として水族の棲息に適せり。此暖流の注ぐ所神代の昔に於て段に早く民族の發生を見、豊富なる魚介は其唯一の生活資料たり。神代に此地方に蟠據せる高倉下命の一名手繰彦の名あるは其漁獵の法を教へ給へるより起れる名なれば漁方の發達は神代に於て其端緒を開けるものなり。後世に至り漁方益々發達し其方法は傳へて各地に普及するに至れり。土佐の鯨獵及び鯨節製造は共に我が熊野より傳授せりと傳へられ、安房國の或一郡にては鯨節を單稱して今にクマノと稱すること恰も當地方の甘藷をサツマと單稱するに同じこの事なれば鯨節の本場は我が熊野なることを知るべく、静岡縣下の石花菜も熊野より移植したり。斯の如く熊野の水産業は西は四國九州より東は駿遠房總の間に傳播せるものにて我が國の水産史に其第一頁を染むる位置に立てるものなるが、製造貯藏の法甚だ進歩せずして徒らに舊套を墨守し、且交通不便の爲、販路擴張せず終に漸次衰頽に歸するに至れり。紀伊續風土記に

熊野浦々の漁人鯨を捕りて生鮮のものは近に鬻ぎ、鹽藏のものは遠きに售り、又尾と鱈と脊骨を去り其餘全く切破きて醃ひなしたタキと云ふとあるに徴して如何に其製造加工の幼稚なるかを知るべく、熊野の漁業は其漁撈に於ても製造に於ても後世大に退化せるものなりと云ふべし。大正三年八月時の東京大學教授岸上博士は我が熊野の漁業を視察し其感想を語りて曰く

昔から今日迄の熊野の水産業を順序立て、調べて見るに誠面白い、昔から残つた書物に依り、又は人々の言ひ傳へに依りて見るに極めて古い以前の事は列らぬけれども、徳川幕府以前の事は大抵分る。之に依り調べて見るに各地に於て自分處の此漁業は元熊野の人が來て始めたのである、此の漁業も元は熊野から傳つたのだと云ふ様な事が、關東の人にも、關西の地方へ行つても能く聞くことがあります。即ち漁類を捕獲することも、又之を製造することも多く熊野の人が始めたのであり熊野から傳つたのである。故に私は熊野の漁業を視察したならば何にか新しき事も發見するだらうと楽しんで來ましたのであるが、さて來て見ると漁業は甚だ幼稚である、熊野から教へられたといふ地方の方が遙に進んで居る。熊野は其の曾て教へた地方から今は却て教へらるゝといふ位置にあつて新しき漁具漁法は悉く其れ等の地から輸入したもので、其他に何等新しき事が發見せぬ。熊野と云ふ土地は漁業に於ける先進地であり極めて名譽の土地であるに今日の狀態は甚だ遺憾に堪へない事である。

斯の如く熊野の漁業は甚だしく退化せるものにして舊藩時代に於ても捕鯨業の外は藩廳より殆ど何等の施設經營を講せらるゝことなく他の農業林業等が煩瑣なる取締法を設けられあるに反し水産業は自然の儘に放任せられて産業以外に置かるゝに至れり。然るに明治十四五年頃より斯業に着目するもの稍々多くなり。一面政府に於ても十八年水産局を設け漁業取締法の立案に着手し或は水産諮問會を開き、十九年には漁業組合準則を發布する等其改良發達に留意するものあり。當地方の漁業者も大に覺醒するに至り陸産物の發達と共に水産業も亦重要物産の一たるに至り。明治三十四年漁業法の實施に依り當業者は確實に漁業權を享有するに至り各村浦に漁業組合を設けて斯業の發達を圖るに至れり、現在漁業組合左の如し。

盛松浦	三木浦	三木里浦	古江浦	曾根浦	梶賀浦	須野浦
雨母浦	二木島里浦	遊木浦	新鹿浦	波田須浦	古泊浦	木本浦
有井村	下市木區	阿田和浦				

#### (二) 奥熊野の捕鯨業

産業事蹟考に云、熊野捕鯨業は世に聞ゆる所なり。相傳ふ斯業權輿は古昔にありて彼の徐福が當時秦の殃を避け遠く日本に航し紀州熊野浦に着し始めて此地に於て捕鯨の業を行ひ是より後漸く本邦各地に傳播するに至れりと稱す。此の説果して眞ならば捕鯨業は秦代徐氏の遺法にして我邦に於ては紀州熊野浦を以て開始とするは全く謂れなきにあらず、而して其捕鯨の歌は



大島原からよせくるつち(槌鯨)を二十艘秦氏がさしてとる

本邦に於て秦姓を冒す者は總て秦氏の末族と言ひ傳へり。然れば徐氏も秦の人なれば此歌中の秦氏とは或は徐氏のことを云ひしものならんか之を詳かにするに由なし。(以上大日本地名辭書)

右の如く、熊野捕鯨業を以て秦の徐福の創始する所となせるか、元來熊野の産業中徐福の創始に繋るもの多く、那智紙の如き亦徐福の傳授する所となせども、凡て此等の説は之を詳かにするに由なし

熊野に於ける捕鯨業は賴宣公就封以前の慶長十一年に東郡太地村の太地覺右衛門の祖先和田忠兵衛既に之を創めたりしが、賴宣公入國以來益之を奨勵し、且つ兼て之を海防の備に利用したり。親ら田邊湯崎に赴き熊野の鯨船五百艘を連ね隊伍を建て旗幟を設け吹螺を以て號となし、鯨至れば其船を指揮して之を捕へしめて之を觀覽したりしが如きは、其の一例なり。爾後斯業益盛大に赴き、寛文四年に始めて鯨船といふ漆にて五彩に塗り立てたる飛艇箭の如き船を製せられ、又古座浦に鯨方役所を設け、役人を置き、鉆、網一切の器械を備へ常に三百名の漁者を養ひ、是等の費用の爲め米三百石を附せられたるが、一朝捕へ損じたる時は、數百の鉆と數條の網とを鯨に負ひ去らるゝ事ありて忽ち數千金の損失を醸し到底民力の堪ふる所に非るを以て古座捕鯨は藩の經營となり近郷其利に浴したり。而して其の元祖たる太地村に於ては其業益盛大にして後には三輪崎浦に於ても之を開始するに至り、此の兩地は太地氏及び新宮領主の經營する所にして冬鯨は三輪崎太地兩浦にて捕獵し、春鯨は古座浦にて之を占め、熊野鯨の名は有田蜜柑と共に紀州物産の大名を博するに至りしは畢竟賴宣公の企劃奨勵に基きしもの興りて力ありしなり。維新前迄は毎歲冬季には熊野鯨肉を幕府に献上し、其他同族方初め縁故の向々へ進上すること夥だしく、又家中の向々も、夫々手蔓を求めて鯨肉を取寄せ歲且の吸物には必ず之を用ふるの習慣となりしものなり。

熊野に於ける捕鯨業は、太地、古座、三輪崎の三地に限られたる如くなるも、奥熊野長島、尾鷲、二本島に於ても元祿以降明和の頃迄は捕鯨せしこと舊記に存せり。其の記する所に依れば「元祿の初め奥熊野長島組島勝浦に關清兵衛なるものあり。圍浦衆民の窮乏を患ひ、捕鯨業を起し以て之を救濟せんとし、同四年始めて之を官に請ひ允可を得て業を初めたるに、翌五年の季節に至り、數種の鯨鯢、同浦字長江の沿岸に群集し、同六年の捕獲數七頭に及び、大さ七尋乃至十尋ありて其の收利少からず、浦民之を徳とし清兵衛の名大に揚れり。斯の如く天幸を得て起業以來漁事の盛んなること十有餘年に及びたり。然るに寶永四年の大海嘯に遭遇し、漁具漁器一物を残さず海底に沈没し、波靜まるに及び、僅に鉆一二を得しのみにて其餘は盡く流失し、爾來再興の力なく終に廢絶するに至れり。又尾鷲組九木浦に於ては寶曆四年九月、和歌山より役員出張して始めて捕鯨をなさしむ。爾後年々捕獲少からざりしが、明治六年に至りて廢絶せり。其の間十六年間なり。」又「郡方手鑑順在心得書」元文五年の條に「遊木浦、浦母、二本島右浦にては鯨舟を出したれども捕獲少なく、長島組白浦、島勝浦にては少々鯨關取候へども何れも小さき鯨にて收利少なく諸拂に不足仕候由」云々とあり、之に依りて察すれば、奥熊野にては元祿以降寶永に至りては一旦中絶したりしも、元文に至りて再興し、明和の頃迄繼續せしものなるべきか、捕鯨業は大仕掛けにて常に數百の舟子を養ひ、飛舸矛船、羅網等諸器具の備具には巨額の大資を要するを以て到底微力の堪ふる所に非ざれば終に其の業を廢するに至りしものなるべきか。

本郡各村浦に於て捕鯨業の有りしことは、前記の記録に依り之を徵するを得べきも、明確なる記録なきを以て其の詳細を知る能はざるは甚だ遺憾なり。前記々録には輪内灣内の記事見ざるも同地に於ても捕鯨業ありしは口碑に存する所にして現に南輪内村大字梶賀の村社例祭式は鯨突の形を模したるものにして、昔は五



彩塗の鯨舟(今は五彩塗の舟なきを以て他船を以て代用す)を神船に用ひたりと云ふ。又荒阪村郷土誌に捕鯨の事を記して曰く

當地方往古は鯨族の去來頻繁にして九十九浦悉く鯨方ありき。當地亦鯨方を營み、つきさりの漁法を以て捕獲せり。小向横手の地に鯨場あり、一時は多數捕獲せるが如く、宇逢川の地に鯨の供養碑四基あり。

同誌に又曰く

紀州八代の藩主太真入道當浦に來り鯨突取りの漁法を觀覽せり、此時里浦齋藤又吉は鯨に擬して海中に出沒し、入道自ら鉤を探りて鯨に投するが故に危険いふべからず、又吉は僅に船頭の船の操縦に依りて危難を免れたり。入道大に之を快さし又吉に姓を許されたり。(摘要)

太真入道(重倫公)の熊野巡遊は寛政十一年にして、奥熊野捕鯨の中絶せしといふ明和六年を距ること約三十年なり。當時尙ほ二木島に捕鯨業を營み居りしや、又其の遺法の故老の間に存せしものか、尙ほ考ふべきにこそ。

○口碑に依れば、肥前平戸より移住せし平戸某初めて捕鯨せしと、又同村内田平八、及竹内長太夫の祖先は百五十年前捕鯨業を營みしも失敗に歸したりと。

○捕鯨場は荒阪村役場の下に在り、鯨頭大の石あり、鯨の料理場なりと。

○同村正月四日漁場にて祭典あり、串柿を鯨の身とし、大根の皮を油身に形どり献供すと云ふ。

明治三十年東洋漁業株式會社なるもの資本金貳百萬圓を以て下關に起り、専ら朝鮮近海に於て捕鯨に従事せしが、農商務省は日露戦役の當初に露國より分捕せる捕鯨船オルガ丸を該會社に貸下げ初めて熊野沖に於て捕鯨に従事せるが、同三十八年十月より翌年九月に至る一個年間に於て百六十八頭を捕獲せり。其の價格は當時非常なる低廉なる時なりしにも拘らず、參拾八萬圓の巨額に達したり。此の報一たび傳はるや我國各地の捕鯨業者は陸續として熊野沖に向ひ集中し茲に捕鯨の一大競争場たるに至れり。即ち太平洋漁業株式會社は二雙を以て串本町に帝國水産株式會社は三雙を以て太地村に、内外水産株式會社は二雙を以て串本町の西

袋浦に根據を定め、而して東京なる大日本捕鯨株式會社は四雙を以て荒阪村二木島浦に據り、盛んに捕鯨に従事したるが、四十二年五月に至り、此等の諸會社は多くは合同して東洋捕鯨株式會社を組織するに至れり大日本捕鯨株式會社が荒阪村二木島浦を事業場として捕鯨を開始したりしは明治四十年十月にして東洋捕鯨株式會社に合同してよりも尙ほ經營を繼續し大正四年春期に至りて引揚げたり、事業場開始以來捕獲頭數及び價額左の如し。

漁期年度	捕獲頭數	同 價 額	漁期年度	捕獲頭數	同 價 額
明治四十年	一一三頭	二二六、〇〇〇 <sup>四</sup>	明治四十四年	二八頭	五二、〇〇〇 <sup>四</sup>
同 四十一年	七三	一四六、〇〇〇	大 正 元 年	二八	二五、〇〇〇
同 四十二年	四一	八二、〇〇〇	同 二 年	二	二、〇〇〇
同 四十三年	二八	五二、〇〇〇	同 三 年	五	一一、〇〇〇

(備考) 捕獲鯨は地賣は僅少にして大部分は會社直營の運送船にて積出をなすを以て前記價額は會社より提出したる見積價額を記載したるものにして固より正確なるものといふべからず、税金等の關係よりして會社は非常の廉價に見積りたるやの疑ありて、實際の賣上價額は表示金額の二倍乃至三倍に達すべしと云ふ。

又阿田和村に於ける捕鯨業は、明治八年鈴木勇八郎の創設せるものにして、爾來同氏一人の經營なりしが、明治十六年に至り有志と協議の結果、組合を組織して捕鯨會社と稱し今尙ほ繼續營業せり。

(三) 漁 撈 者 及 漁 獲

漁撈者は大正十一年調査に依れば本業とするもの業主男二七八人被雇者男一、三五八人女四二人にして副業とするもの業主男二六一人女一〇人被雇者男五六七人女一三人なり。又製造に従事するものは本業者中業主男九一人女二人被雇者男二二二人女六七人にして副業者は業主男三九人被雇者男二四人女二二人なり。其町



村別左の如し。

町村名	漁業				製業			
	本業者	副業者	本業者	副業者	本業者	副業者	本業者	副業者
木本町	44	0	0	0	0	0	0	0
北輪内村	197	0	0	0	0	0	0	0
南輪内村	23	0	0	0	0	0	0	0
荒阪村	155	0	0	0	0	0	0	0
新鹿村	4	0	0	0	0	0	0	0
泊井村	3	0	0	0	0	0	0	0
有井村	0	0	0	0	0	0	0	0
神志山村	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,000	0	0	0	0	0	0	0
市木村	0	0	0	0	0	0	0	0
阿田和村	16	0	0	0	0	0	0	0
井田村	21	0	0	0	0	0	0	0
鶴殿村	2	0	0	0	0	0	0	0
御船村	5	0	0	0	0	0	0	0
西山村	37	0	0	0	0	0	0	0
五郷村	25	0	0	0	0	0	0	0
合計	271	0	0	0	0	0	0	0

漁船數 郡内漁船數は合計七百〇六艘(大正十一年末)にして内動力を有せざる五十石未満のもの六百四十艘同じく百石未満のもの六艘、動力を有するもの十噸未満九艘、二十噸未満四十九艘なりとす。又同年中の新造船は普通漁船四十六艘價額八千貳百拾六圓、發動機漁船五十艘價額壹萬五千五百拾八圓なりとす。其町村別左の如し。

漁船表

(大正十一年調) (外に普通漁船五十石以上百石未満のもの北輪内村年末六艘)

町村名	動力を有せざる五十石未満			動力を有する十噸未満			同上二十噸未満		
	年內新造	年內現有	年末	年內新造	年內現有	年末	年內新造	年內現有	年末
木本町	3	0	0	0	0	0	0	0	0
北輪内村	1	0	0	0	0	0	0	0	0
南輪内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4	0	0	0	0	0	0	0	0

定置漁業 大正十一年末に於て五ヶ年以上營業を繼續したる定置漁場成績左の如し。

所在地	漁業種別	大正十一年		同十年		平均利益
		收入	支出	收入	支出	
新鹿村遊木	カトラ大敷網	11,000	6,000	3,900	5,000	1,900
同前	竹鼻大敷網	1,600	1,500	1,700	1,500	300
荒阪村二木島	網代網	5,000	1,800	1,500	1,500	400
計		21,600	13,300	7,100	8,000	2,600

水産製造 水産製造物は塩乾を主要とし節類之に次ぎ食品品合計貳拾六萬六千參百八拾參圓、肥料合計壹千百參拾圓、魚油合計百七拾圓、澆海糞合計五百四拾圓にして其總計は貳拾六萬八千貳百貳拾參圓なり、今之を類別する時は左の如し。

水産製造物

(大正十一年調)

節類 七八、四八八圓 素乾 六、三二〇圓 鹽乾 一二九、五五九圓 麥乾 二四、二七四圓 鹽製 二〇、九一八圓



雜類 六、八二四圓 肥料 一、一三〇圓 魚油 一七〇圓 澆海糞 五四〇圓 總計 二六八、二三四  
節類は鯉節、鮪節、小鯉節にして、素乾はスルメ鳥賊を主とし乾製品及雜類は秋刀魚を主とし鯉、鯪之に次ぐものとす。

遠洋漁業 近來益旺盛に赴き大正十一年末に於て普通漁船六隻、乗組員六十一人、發動機漁船六十七隻乗組員一千二百六十四人にして、其漁獲高百〇一萬八千二百九十四貫價額四拾七萬貳千六百四拾八圓にして當業者は木本、北輪内、南輪内、荒阪、新鹿、泊、阿田和の七町村なり、漁獲高は前年に比し約八十萬貫價額に於て拾貳萬貳千餘圓激増となるは主として秋刀魚の増獲に依るものなりとす其町村別漁獲價額左の如し

種別	鯉	鯉	鯖	鮪	鯛	鯪	秋刀魚	其他	計
木本町	八、九五	六、〇〇〇					三、五〇〇		一、五〇〇
北輪内村	一七、六二	二、一五〇					一、八〇七		二、〇〇〇
南輪内村	三、七五四	九、二六〇					五、〇〇〇		一、五〇〇
荒阪村	五、〇二二	二、一五〇					一、四〇〇		一、〇〇〇
新鹿村	七、五九〇	三、七五四					一、四〇〇		一、〇〇〇
泊村							三、三三四		一、〇〇〇
阿田和村							一、二六〇		一、〇〇〇
合計	三、六三三	三〇、〇三二	二二五	四〇、五一〇	五、〇〇〇	二、七二〇	三九、六九九	一、六三三	四三、六六六

鮎 本郡内鮎の産地及産額左の如し。

村名	産地	漁獲時期	年額 (大正十一年)
阿田和村	阿田和橋附近より尾呂志村境迄	自六月一日 至十月卅日	一、五〇〇

村名	産地	漁獲時期	年額 (大正十一年)
御船村	北檜杖、瀬原、浅里	自十月上旬 至十二月上旬	一、〇〇〇
相野谷村	相野谷川	自六月 至十一月	五〇〇
上川村	和氣、小船	自七月 至十一月	九〇〇
入鹿村	小森	自六月 至十月	四八〇
西山村	北山川の川瀬より大井	同	一六〇
神川村	大又川及北山川	自六月上旬 至九月下旬	五〇〇
五郷村		自六月一日 至十月卅日	一六四
合計			一、五七七

(四) 水産養殖 (増殖)

眞珠養殖 眞珠養殖は本郡北輪内村三木浦、北輪内村曾根浦兩所に設置せるものにして三木浦は鳥羽町御本本幸吉、曾根浦は曾根浦區民の共同經營にかゝるものにして其創始年月左の如し。

三木浦 大正八年十二月 曾根浦 大正十一年六月  
又養殖場面積左の如し。

三木浦 一万八千坪 曾根浦 三百六十坪

三木浦養殖場は底イケ(撒布養殖)を用ひず全部籠イケを用ふ。水温高き故に干潮時六七尋の處へ三尋乃至三尋半の位置に籠を釣るし三四個年間に養殖す。一籠に百五十個入の母貝入百九十籠乃至二百五十籠を一個の枠に釣り目下(大正十一年十月)二千七百五十籠なり。當地は赤潮少なし假令來襲あるも大なる區域をなさず少區域にて且つ沈澱せず、元來赤潮は沈澱すれば養殖に害あるも、浮游する時は害なく寧ろ多少の利益あり是れ赤潮の内には母貝の好餌を含有するを以てなり。大正八年に投入せし二十七籠は本年末に引揚の筈なりと。(以上大正十一年十月同場事務員談)



曾根浦の分は大正十一年五月志摩地方より母介約百貫を投入せり。  
一ヶ年の事業経費は三木浦壹萬貳千圓、曾根浦七百圓(事業資金六千圓)なり。

飼料鰻増殖 輪内村古江浦漁業組合の經營にして賀田灣内の穩潮内底質砂泥の場所を選び米俵に糠を入れ毎年十數個所に投入するものなり。大正五年四月の創始にして事業開始以來飼料鰻増殖し豊富となれり。創業費壹百貳拾圓、累年經常費八百圓(七ヶ年)なり。

鰻善養場 南輪内村曾根浦漁業組合の經營にして曾根浦神社の前面に石を積んで長四十一間高さ二間幅一間一尺の養鰻場を設く、大正二年二月の創始なるが淡水の注入激しきと海水の比重水温不適の爲め事業失敗に歸し一二年の後休止し現在は船圍場となせり、創業費は七百五拾圓なり。

海草人工増殖 本縣水産試験に於ては海藻類の人工増殖を行はんが爲め、大正十年本郡南輪内村梶賀浦字船見へ數千貫の投石事業を施行し、其成績調査の爲同試験場の松本技手は潜水夫を引卒して十一年來郡、實地調査を遂げたるが、石花菜の附着振り甚だ良好にして三年後には充分の發育を遂げて採收し得る見込確實なり。斯の投石は當に海草繁殖に有効なるのみならず、磯魚、伊勢蝦の蕃殖にも便益を與ふる由にて十一年にも約五千貫の投石をなしたり。

養鯉養鰻等 養鯉池は神志山村志原(二四〇坪)市木村(一七、七三七坪)飛鳥村(一五五坪)あり。市木村は池沼なれども其他は稻田養鯉法なり。又養鰻は市木村下市木(三〇〇坪)に在り、養鯉、養鰻共未だ收穫を擧ぐるに至らず。  
養鰻は神志山村(三〇坪)に在り。大正四年五月にして現在の養鰻數は五十九頭なり、是亦收穫を擧ぐるに至らず。

(五) 漁業統計

沿岸漁獲價額町村別

(大正十一年調)

町村名	魚類	其他水産	藻類	合計	町村名	魚類	其他水産	藻類	合計
木本町	二五、六八〇	五、五五二	一〇〇	二五、八八〇	鶴殿村	一、一〇〇			一、一〇〇
北輪内村	三、七三三	二、八〇〇	五、八五五	一五、一〇〇	御船村	三、一〇〇			三、一〇〇
南輪内村	三、一四一	一、一五〇	一、一五〇	一六、一五二	相野谷村	三、九五			三、九五
荒阪村	五、九六六	五、一三〇	三、七〇〇	五、一五六	尾呂志村	三、七〇			三、七〇
新鹿村	二〇、七七一	三、八五二	二、三五〇	二六、九六九	上川村	二、九四			二、九四
泊井村	二八、九四四	二、八七五	三、〇〇〇	三六、七九九	入鹿村	七七一			七七一
有井村	三三、六四〇	二、六〇〇		三五、〇四〇	西山村	九〇〇			九〇〇
神志山村	三三、〇〇〇			三三、〇〇〇	神川村	一、二六四			一、二六四
市木村	二、九五五	三、八三〇		六、七八五	五郷村	一、二六四			一、二六四
阿田和村	五、三三三			五、三三三	飛鳥村	二、三八			二、三八
井田村	九、一五	四、五〇		一三、六五	合計	二五、八八五	二六、八八九	一六、三九九	二九、一五五

貝類は漁獲物皆無なり。

沿岸漁獲物累年表

數量	大正十年	同十年	同九年	同八年	同七年	同六年
價額	二九、一五三	三三、〇〇〇	三三、七五六	三三、〇七〇	二〇、四一三	一〇、九九九
數量	二八、二六三	二七、五二四	二八、二二七	二六、八〇二	二二、四九七	二二、四九七

遠洋漁業漁獲物累年表

數量	大正十年	同十年	同九年	同八年	同七年	同六年
價額	一〇、八三九	三三、九七八	三九、〇七〇	一八、三〇一	六、五五三	二四、七〇二
數量	四七、六四八	三三、九八二	三九、〇七〇	二九、九四一	六、三三九	一九、一三三



水産製造物價額表

大正七年	同十年	同九年	同八年	同七年	同六年
二八、三三	二五、七四	二八、六三	二〇、五四	一九、三七	二八、〇六
水産物總價額			漁獲物價額		水産製造物價額
明治廿六年	同廿七年	同廿八年	同廿九年	同卅四年	同卅五年
一七、三九	二〇、三三	一七、八九	一九、七三	三〇、三五	三三、五八
同卅六年	同卅七年	同卅八年	同卅九年	同卅四年	同卅五年
二八、一〇	三三、四四	一〇、七〇	三〇、三五	三三、五八	八七、七四

海岸線一里當累年漁獲高表

四十年	四十二年	四十三年	四十四年	靜岡	千葉	高知	三重	和歌山
二八、三三	三〇、三〇	三〇、〇六	四、四三	六、七五	三、〇四	一七、一九	七、三九	八、九六
三、三六	五、九六	三、三四	三〇、九〇	三、〇四	二、四六	一九、七三	八、九六	九、三三
三、〇六	五、六九	五、六四	三、七〇	三、〇四	三、〇一	二〇、〇一	九、三三	九、三三
三、〇六	五、六九	五、六四	三、七〇	三、〇四	三、〇一	二〇、〇一	九、三三	九、三三
三、〇六	五、六九	五、六四	三、七〇	三、〇四	三、〇一	二〇、〇一	九、三三	九、三三

第五章 工業

建築石材

土石類の産出は本縣下の特有産物として誇るに足るべく大正四年の調査にては縣下石材の産出高四十萬斤價格拾參萬餘圓、陶磁器原料五萬參千圓、磨砂は三百三十萬貫貳萬六千圓其の他耐火粘土約貳萬圓、石灰石壹萬貳千圓合計貳拾五萬六千參百七拾七圓に達せり。

因に明治四十四年以來の分を擧ぐる時は左の如し。  
 大正三年 二一〇、九三八圓 同二年 二二一、八六六圓 同元年 二〇五、〇七〇圓 明治四十四年 二一四、四五二圓  
 石材は近時建築工業の發達に伴ひ其の需用日を追うて盛んに従つて其の産出額も年を逐うて増加しつゝあり而して其の最も盛んなるは本郡にして同年の産出額四萬六千七百〇九圓(外に陶磁器原料九百〇壹圓あり)にして縣下の第一位を占めたり。原來本郡は石英粗面岩に富み其の産出の豊富と素質の優良なるは彼の有名なる三河産に比して敢て遜色なしと稱せられたり。

本郡産出の建築石材は多くは石英粗面岩にして其産地は北輪内、南輪内、荒阪、新鹿各村を最も盛なりとし有井、五郷、飛鳥各村も亦之を産出す、又有井村にては砂岩を採掘せり。石英粗面岩は俗に鬼御影と稱するものにして、之を花崗岩と混稱するも其の性質の異なるは地質の部に於て述ぶる所の如し。(尙ほ地方産業法の部を参照すべし)  
 大正十一年度の産額左の如し。

建築石材表 (其他の石材合算)

北輪内村	南輪内村	荒阪村	新鹿村	有井村	五郷村	飛鳥村	計
110,000	75,000	17,500	33,000	8,500	3,600	186,100	
25,000	64,800	15,750	21,000	3,800	70	3,600	
砂							
1,150							
岩							
500							

年	度	數量	價格
大正十一年	年	一五、七〇	一三、九八
同七年	年	二四、〇〇	七、二五〇
同五年	年	一四、〇〇	三、三九〇
明治四十四年	年	二七、七〇	五、四三三
同四十三年	年	三三、〇〇	四、一〇七
同四十年	年	一五、五〇	三、八二〇

硯材

神川村神上に産する硯材は其製作の濫觴を詳にせずと雖も古來世に著稱せられ、嘉永年間著述の郡居雜記にも「神上石又神溪石と云ふ黒質、漆の如く、堅實鐵の如し」とあり、硯材史に那智黒石一名溜石、熊野山に出づ、色漆の如く手に視して潤ふとあるも亦此の神上石なりとす、硬質水成岩なり、古來硯材又は試金石に製せられたるも其産出多からず、且つ藩政の頃一時其採取を禁せられたる事あり、廢藩置縣後其の禁の解かるゝや間々製硯に従事するものあり、當時度會縣令(名を逸するも或は參事安岡良亮なるべき







染物職 本郡内の染物職工は本本町二戸南輪内村一戸、有井村一戸、市木村十四戸尾呂志村一戸合計十九戸なりとす、其累年比較左の如し。

年	染物戸數		職工		同染賃	
	戸	人	戸	人	元	圓
大正十一年	一九	四八	二〇	三六	三、八五	四
同十年	一七	四六	二四	三六	二、四五	八
同九年	一八	四七	二二	三五	三、八五	四
同八年	一六	四四	二二	三五	二、四五	八
同七年	一八	四七	二四	三五	三、八五	四
同六年	一七	四六	二四	三五	二、四五	八

製 瓦 本郡の瓦製造戸數は神志山村の六戸を最多とし其他市木村一、阿田和村二、井田村一、鶴殿村二、井田村一、鶴殿村二、御船村二、相野谷村二、尾呂志村二、入鹿村一、合計十九戸従業員三十七名なりとす、其製造數量は六千八百六十五坪、價格參萬參千參百〇六圓(大正十一年調)にして建築用材低落のため家屋建築の増加に伴ひ製瓦の需用激増し昨年より五千圓の増加なりとす。

又製瓦の原料たる粘土は神志山、阿田和、井田、尾呂志各村に産出し大正十一年の産額左の如し。

神志山村 七〇、〇〇〇圓 阿田和村 二七、七二〇 二七七 井田村 五〇、〇〇〇 二五〇  
 尾呂志村 三、五〇〇 一〇 計 一五一、二二〇 一、二三七

及物類 鐵製及物の産額は神川村最も盛んにして總額九千八百圓の内同村は五千貳百圓を占めたり、其産物産額左の如し。

本本町 八〇〇圓 南輪内村 二〇〇圓 新鹿村 五〇〇圓 有井村 九〇〇圓 相野谷村 五〇〇圓  
 入鹿村 一、二〇〇 神川村 五、二〇〇 五郷村 五〇〇 計 九、八〇〇  
 大正十年 一四、〇一六圓

木工品 御船村成川帝國木材工藝品製作所にては大正十年七月十二日より木象嵌製作を開始し、丸盆、

文具、玩具の製作に従事せるが、其輸出先は大坂、津、及び地方にして目下は丸盆製作を主眼とし、従業員は男九名なり。最近一ヶ年間の生産高左の如し。

文具(筆入、本立)千五百打 價額千八百圓 玩具 百二十打 價額九十六圓 丸盆 一万三千枚 價額三千五百圓  
 製鹽遺跡 本郡に於ても往時製鹽せしものと見ゆ、紀伊續風土記、曾根莊の部に  
 梶賀浦にて鹽を焼してて村の南に鹽竈といふ字残り。

とありて、今の南輪内村にて鹽を製せしことを傳へたり。其土地は今釜屋敷といふ。又荒阪村郷土誌に據れば同村にて鹽業の開始は何れの時代にありしか之を詳かにするを得ざるも、少くとも二百年以前に創始せしもの、如く、甫母浦は専ら之を營めり。鹽田は安虞崎宮濱にあり。後之を二木島鹽屋浦(字小向の地)に移せり。而して甫母浦は今より百五十年前より漁業を營みしが故に、製鹽業は漸次衰頽し、何時しか絶滅に歸せる者なり。

と記載せり。同誌に又三郷漁場の争奪と題し

往古甫母浦は製鹽を専業とし漁業を營まざりしを以て本村の海面漁場は二木島、里兩郷の専用するところとなりしが、享保三年始めて甫母浦は漁業をなせり。此に於て兩郷よりは、甫母浦は鹽燒場なるを以て漁場に入會の權利なきを主張し遂に兩浦より若山藩に直訴裁斷を仰ぎ其の結果兩郷の勝訴となりたるも直訴の罪に依り兩郷の關係者は居村追放、庄屋肝煎は御免となれり。其の後二十年を経て延寶五年五月甫母浦は奥網代に於て掛鯉せし時、兩郷より浦役(口錢)を請求せるを以て再び紛争を惹起し甫母浦より郡奉行へ出訴したるが其の結果は分明ならず。

とあり。之に依て見れば甫母浦は古來製鹽を以て生活し漁業を營まざりしを知るべく、而して其の漁業を營



むに至りしは享保三年なりといへば、其の頃より製鹽業漸次衰頽に傾きしを知るべきなり。

○荒阪村漁場の紛争は其の後文化十一年六月に至り三郷の妥協成立し、南は遊木浦境がしや水尻より、東須浦境赤目迄の海面は三郷入會と決定し多年の係争茲に解決し、若山藩の認可書、三郷入會爲取替證を交換したり。其後明治七年地券取調の際多少の紛争ありたるも、凡て文化年度の證文に依り決裁ありたり。

○奥網代漁場は近年不漁なるも、六十年前には鮪の大群來集し漁獲高八千圓に及びたり。  
○網代場の創始は今より凡そ二百年前九州平戸の人暴風の爲め兄弟二人此地に漂着し某家の女をめぐりて永住せり。今の平戸氏即ち是なり。此の兄弟漁業に經驗あり。網代場の漁場を發見し鮪、鯉漁を營みしと云ふ。之れ網代の創始なり。(以上荒阪村郷土誌)

### 第六章 産業組合

明治三十三年九月産業組合法の發布せらるゝや本縣にては同年十二月員辨郡に於て員辨信用購買販賣組合の設立せるを嚆矢とし爾來各郡に其設立を見、四十二年より長足の進歩を成し四十三年には二百〇九組合を算するに至り大正十年末には組合數三百六十八、聯合會七となれり。

本郡にては明治四十一年三月九日神志山信用購買販賣生産組合の設立を嚆矢とし、爾來各村に設立せられ、中には解散したるものもありしが、現今にては二十組合を算するに至り、又相互組合の連絡統一のため、大正十一年五月二十一日南牟婁郡購買販賣聯合會を組織し出資一に金額參百圓となし郡内各組合の聯合事務所を本本町に設置せり。大正十年度末に於ける郡内總計組合員數は三千〇〇六人、出資口數は七千八百八十五口、出資總額拾萬七千九百參拾九圓、拂込濟出資額九萬八千四百五拾八圓、準備金六萬九千七百六拾貳圓、其他積立金壹萬壹千參百〇七圓、年度末貸付金高五拾萬五千百參拾五圓年度末組合員貯金高參拾參萬六千九百拾八圓に達せり各組合の成績及び解散の組合左の如し。

産業組合表 (一)

(大正十年度末現在)

名 稱	事 務 所	組 合 地 區	許 可 年 月 日	存 立 期 間	組 合 員 數	出 資 一 口 金	出 資 口 數
尾呂志信用購買販賣組合	尾呂志村上野	尾呂志村	明治三三、三〇	無期限	五二〇	二〇	二、三六〇
井戸信用購買組合	有井村井戸	大字井戸	同 三三、一〇	無期限	一六	〇	二、三六〇
有馬信用購買組合	有井村有馬	同 有馬	同 四二、一〇	無期限	二八	〇	一、〇〇〇
入鹿信用購買組合	入鹿村小栗須	入鹿村	同 四二、一六	無期限	三〇	〇	一、〇〇〇
賀田高瀬山信用組合	南輪内村賀田	大字賀田	同 四二、一八	同 四二、一八	一〇	〇	二、四〇〇
桃崎信用購買販賣組合	五郷村桃崎	同 桃崎	同 四二、四三	同 四二、四三	四	〇	二、三六〇
和田購買販賣組合	五郷村和田	同 和田	大正二、三、四	同 三、五、八	三	一五	三、三〇
名柄信用組合	北輪内村名柄	同 名柄	同 三、五、八	同 三、五、八	三	〇	三、三〇
飛鳥購買組合	飛鳥村佐渡	同 佐渡、野口	同 三、五、二	同 三、五、二	三	〇	三、三〇
阿田和信用組合	阿田和村阿田和	同 阿田和村	同 四一、一、三	無期限	二七	〇	一、〇〇八
神志山信用組合	神志山村神ノ木	大字神志山原字中山	同 五、二、二	無期限	二〇	三	二〇八
湯ノ谷信用購買組合	五郷村湯ノ谷	同 湯ノ谷	同 六、九、九	同 六、九、九	四	二五	三
相野谷信用購買組合	相野谷村大里	同 相野谷村	同 七、七、一八	同 七、七、一八	二五	〇	三、三〇
賀田購買組合	南輪内村賀田	大字賀田	同 八、七、二	同 八、七、二	一五	〇	三、三〇
神川購買販賣組合	神川村神上	同 神上、長原、花知	同 八、七、二	同 八、七、二	三	〇	三、三〇
寺谷信用購買組合	五郷村寺谷	同 寺谷	同 八、五、九	同 八、五、九	三	〇	三、三〇
市木信用購買販賣組合	市木村下市木	同 市木村	同 九、七、七	同 九、七、七	三	〇	三、三〇
木本信用購買利用組合	木本町	同 木本町	同 九、九、三〇	無期限	二八	〇	三、三〇
神山信用購買販賣組合	飛鳥村神山	大字神山	同 一〇、六、三	同 一〇、六、三	一三	〇	三、三〇
小阪購買販賣組合	飛鳥村小阪	同 小阪	同 一〇、七、八	同 一〇、七、八	一〇	〇	三、三〇
南牟婁郡購買組合	木本町	南牟婁郡	同 一一、五、三	同 一一、五、三	一〇	〇	三、三〇



産業組合表 (二)

(大正十年度末)

組合名稱	拂込済 出資額	準備金 積立金	貸付金 年度末	貯金 年度末	購買品年 度内賣高	組合名稱	拂込済 出資額	準備金 積立金	貸付金 年度末	貯金 年度末	購買品年 度内賣高
井戸信用購買組合	四、四〇〇	三〇九	三、八七	一五、三	三、三〇五	神ノ木信用組合	六、四	八、三〇七	八、三〇四	四、五七	六、六四三
尾呂志信用購買販賣 利用組合	四、七五五	二〇、〇六四	三、八九六	一七、〇九七	四、五二六	湯ノ谷信用購買組合	一、八七六	五、六	四、七三	六、八	六、六四三
有馬信用購買組合	二、四二二	二、六一	三〇、三三七	四、三〇三	五、七五五	相野谷信用購買販賣 組合	三、五六〇	一、二八五	四、八三四	五〇、〇五	一三、〇九三
入鹿信用購買組合	二、三三	二、三四	八、六七六	二、三三七	二、三三九	寺谷信用購買組合	六、四〇	一、〇二	一、八〇	二、四三	二、八、四六
賀田高瀬山信用組合	一、〇五	一、三九	六〇	三六	八、七五	賀田購買組合	二、七二	三〇	三〇	二、四三	五、五六一
桃崎信用購買販賣組合	四、八三〇	二、六四〇	一、四五〇	三、一一	一六、九九	神川購買販賣組合	九、〇〇	一、七	一、七	三、七〇三	六、一六
和名柄信用組合	六〇	一、八二六	一、四五〇	三、一一	一六、九九	市木信用購買販賣組合	三、二四五	一、七	四、七九〇	一〇、〇七	三、六五九
飛鳥購買組合	八、五〇三	三、三七一	二六、五九九	一七、〇七三	七、六三五	市木信用購買利用組合	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇
阿田和信用組合						神山信用購買販賣組合					
						小阪購買組合					

産業組合表 (三)

解散したる組合

名 稱	區 域	設 立 年 月 日	解 散 年 月 日
神志山村信用購買販賣生産組合	神志山村	明治四十一年三月九日	大正五年一月五日
鶉殿信用購買組合	鶉殿村	同 四十二年七月九日	同 元年九月二日
古江購買組合	南輪内村古江	同 四十二年十一月卅日	同 二年五月廿九日
片川信用組合	尾呂志村片川	大正二年十月五日	同 九年四月五日

第七章 地方産業誌

(一) 産業開發事業

本項中には道路改修等交通の部に屬すべきものあり、堤防護岸等治水築港に關するものあり、或は林業、漁業、工業に關するものあれども、何れも地方産業開發に關係あるものなり。今各小學校提出の分より摘録し一括して茲に掲記す。但し各校提出中單に其地方の現状のみを記載せるものは本項に掲載せず。

木 本 町

一、木本町の下水道

古老の言説に依るに木本開拓の祖先はもと切立山王神社の附近に住みて土地を開き山に樵りて生業したるが何れの時代よりか次第に山を下りて裏町通に發展し來り元和五年に至り徳川頼宣侯の封を紀州に受くるや代官所を木本に置き南北二郡を支配せしめ以後當地方の中心地として人家漸く増加し遂に現時の木本町をなすに至れるものなるが人口稀少の往時より用水は遠く谷郷又は瀬瀧より汲むを常とし平常は更なり、早魃の時には給水頗る困難せり。されば木本人は水を尊重するの念深く一滴の水も容易に費さず顔を洗ふにも唯一杓の水にて満足せりといふ。

加田家の記録によれば、天保年間此年雨降らず水一荷二百文云々の記事あり以て當時如何に水の貴重なりしかを知るべし。今を去る百六十餘年寶曆年間に濱地太右衛門なるものあり、濟世の志厚く夙に木本の水の乏しきを憂へ自ら工夫して谷郷より裏町通に至る長距離の間に埋め樋を通じて水を引き大石槽を裏町通り四ヶ所に据之に貯水をなし大に一般の便益を計れり。石槽は長持型の頗る頑丈なる一つ石にて造り遠く會根より



運び來れるものなりといふ今裏町新町井筒町西川町に存するもの之なり。寶曆の昔此偉業を遂行せるは頗る卓見といふべく今猶其餘澤を享くるを得。谷郷入口の小丘に左の碑存せり。

悦山良言居士

郷間水舊以春郊

庄屋 久兵衛

夜盈大器若干所猶拜井泉湧一鄉大

正) 木本郷引谿流記

再 裏)

無其憂也乃與郷父

肝煎 傳兵衛

(はに方左)

獲便利然其事惟在口碑已今之長恐

(面) 建

(面) 識

老議之而以石改造

同 善兵衛

(はに方左)

其續之湮滅因勒之石予日誠視滴亦

濱地 太右衛門

同

焉庶幾永世不朽保

同 善兵衛

(はに方左)

其人之潤澤也記之何辭乎

寶曆十歲庚辰正月立焉

寶曆九年乙卯冬十有二月

瑞虎山主環圭記

同

(はに方左)

夜盈大器若干所猶拜井泉湧一鄉大

其後戸口の増加と共に用水の缺乏を來たし町内各所に井戸を掘るものあり。明治初年迄現存せしもの西川町に一個、小學校に二個、新出町に一個、布袋町に一個、三丁目二個、關船町三個、二丁目一個、西川町に二個ありしも多くは深きに過ぎ不便少からず自然に廢して今は唯二三あるのみ給水状態斯くの如くにして一朝大旱に際すれば水汲みに従ふこと往時と異ならず。

明治二十四年の頃町長神部炊氏區長清水由藏氏區會議員東清七、中西林七、中野平兵衛、竹原萬助諸氏等相謀りて瀨瀧より本町に至る上水道を計劃し木樋を架け土管を埋めて水を引きたり。(經費の都合により下水用土管を用ひたり)次ぎて明治三十一年頃より徐々に改造の議を進め縣當局に托して完全なる設計をなし加田利八氏を委員として工事の監督を屬し明治三十六年五月工を起し同年十二月竣工す現今の水道及貯水槽之なり。

延長 八百間 瀨瀧水源より役場貯水槽に至る 工費 約六千圓  
分水線 親地町より新出町に至る 水槽 二十個(内四個在來) 水源瀧過池(水源地に一ヶ所)

### 二、木本町海岸防波堤

木本町は南太平洋に臨みたるがために海岸に面せる一帯の地は毎年夏秋の交に於て怒濤の襲ふところとなり慘害を蒙らざること殆ど無く祖先幾代不可抗力の災厄として最も脅威を感ずるところなりき。藩政時代には海岸一帯に松杭を打ち固く粗朶にて之を給み治水の策を講じ而して人夫は郡代と稱して常に所領の賦役を徵發して之に當らしめたり。地方自治制の布かれて以來當局有志は頻に縣費支辨の方法を嘆願するところあり明治四十二年町長齋藤敬一氏の時代に至り漸く縣費に仰ぎて延長三百五十間の木柵防波堤を築造することを得たり。然るに年所を経て荒廢に歸し慘害依然たり。殊に大正七年八月に於ける怒濤の如き住家の壞崩、人畜の死傷夥しく前古未曾有の慘狀を呈せり。茲に於て町長南爲太郎氏を初め町當局に於ては憂懼措かず畢生の力を盡して子孫永久の爲めに善後の策を考究し、狀を具して當局に懇ふること再四、終に現在の如き堅牢無比なる防波堤の築造を見るを得たり。

堤の長さ 三百三十間 (二丁目裏より新出町裏に至る)

經費 金五萬圓

起工 大正八年四月

竣工 大正八年十二月

### 南輪内村 (賀田)

### 三、道路開鑿

イ、林産物搬出の便をはかる爲大字賀田字小濱より古川に沿ひて横山、大和谷、弓山、門木、茶ノ又口を経て飛鳥村界に至る車道を開鑿す今車の通ずるは小濱より茶ノ又口に至る四十二町餘にして其より奥は車を通せず。

ロ、前項茶ノ又道より分れて姥山口新道あり。ノセ崩にて茶ノ又道より分岐し姥山口に至る車道なり。長さ凡二十町



茶ノ又道及び姥山口道は明治三十一年竣工す。

## 古 江

## 一、小舟避難所

當浦は天候險惡なる時に小舟を避難する所なかりし爲め年々小舟破損する事多く従つて漁利を失ふ多かりき區の有志者は之が救済策に腐心し種々協議を重ねたる結果明治三十八年八拾五圓の經費を投じ區の西部の遠淺に三方石を以て高さ八尺餘石垣を築きて小舟の避難所を設けたり。此の工事竣工後は小舟の破損流失はなし。

## 梶 賀

## 一、熊野花崗石材事業の元祖及經歷

南輪内村大字梶賀中村龜之助氏は當海岸の丘陵に突起せる岩石の良質堅牢にして建築用其他道路波止塙用等に至て適材なることを認め明治十五年初めて加工製材し試に伊勢地方へ搬出せしに直に當事者の歓迎を受くる所となりしも其當時は事業微々たるものにして製材高も年に僅々三千材以下に過ぎざりしが、年と共に其聲價を弘め販路次第に開け縣内を始め愛知、三河且つは遠きは東京地方よりも續々注文ありたるため隨て事業を擴張するのみならず他に之が營業を開始するもの出で來り益々發展の徑路を進みづゝあり近き年々の産出高は三萬才價格貳萬圓を算するに至れり近來木本以北の海岸地方には各所に石材營業盛大に擴張し莫大の産出價格收得を見るに至れるは中村氏の創業與て恩惠のたまものといつて可なり。

## 二、海老網の創業及び漁獲高

漁夫の青年者は近海に或は遠洋に漁獲を營むを得るも老年且は身體虛弱のものに至ては春夏秋冬の時季從事するの業務なくして徒費するの外なきを憂ひたる舊幕の昔會々紀州和歌山加太の漁業家より蝦網使用の傳授を得

て老漁夫の活路を求めしは附近漁浦の嚆矢と傳へらる。近來斯魚の需要頓に加はり隨つて價格特に騰貴を來すのみなれば従事者益々熱心に益々發展の望みある産業なり。年收得價格約四千圓

## 三、石花菜の採取

沿岸には石花菜生茂し年々採取し來りしが近年に至り適地に投石繁殖方法を試みしに其結果良好にして大に有望なることを認むるに至れり。隨て數年後の採取額は大に增收を見るならんか採取季には志州より蛋婦來りて従事し居れり。

## 荒 阪 村

## 一、飛鳥道開鑿不成功

明治十八年頃より二木島浦獨力の經營にて開鑿に従事す。即當宇逢川に起り、飛鳥村大字小又に至り、此頃開通せる熊野街道に接続し、自然大和街道に連絡を取り、以て交通運搬の便を開き、所謂二木島港の背面地域を擴張せんとする大事業なりき。爾來明治二十二年に至る凡四年の間、參千五六百圓の經費を投じて、苦辛經營し、お姥峠(新鹿と小又の界)迄約二里の間開通小又を瞰下するの點迄達せりと雖も、時運至らず、且自然地理上の不利なる點ありしを以て、遂に事業を中止するの止むを得ざるに至れり。今其經過を述べんに經費の出途に就ては、最も困難を感じたるものにして、先づ天ヶ倉山林、大日山林を伐採して其賣上金を投じ、區民は凡そ十丁平均に、低き勞銀にて勞力を提供したるも、尙及ばざるを以て小又官有林雜木十區を拂下げ、之を輪伐して木炭を製造し、其利潤を之に充つるの策を立てたり。而して第一區第二區は自營にて製造販賣せしが木炭一俵拾貳錢位の時價にして到底收支相償はず、依て三、四、五區は競賣に付して、數百圓を得たるも憲法發布の政變に遇ひて前契約は破棄せられ、拂下官林全部を返還、剩へ此數百圓をも返還せ



ざるべからざるの破目に陥れり。之れ抑々致命傷にして最早微力なる一區のよく支持經營する所にあらず遂に事業半にして之を抛擲するの悲運に會せるものなり。

新鹿村 (新鹿)

新鹿村大字新鹿は農工商共に行はる。舊來は木材の搬出夥しく、尙船舶の出入割合に便利なるを以て木本町よりの木材も當港に瀨取舟を以て積來り帆船に積荷をなし、名古屋、大阪等に積出せり。工業として見るべきものは材木の伐採につれて杉葉は春秋多く集まるを以てこれが線香粉の原料となし、盛に生産せらる。尙石材は海近く産して品質良好運搬に便利なるを以てこれまた、數十年前より所々に切り出され遠く名古屋地方へ積出さる。商業は主として木材、木炭等をなり。水産物としては地曳網によりて鱒、鰯の漁獲多く、荒磯より、フノリの生産あり。近時新鹿漁業組合にては海邊に蛤を養殖せんため數俵を投じてこれが生産を計畫せり。

波田須

開墾工事(明治維新後)

山林を開墾して畑地となし野菜及柑橘類を栽培せるもの約二町七段歩あり。山林及畑地を開墾して水車場を設け線香製造業を爲せるもの約三畝歩あり。

泊村 (大泊)

一、堤防嵩置工事(大泊川筋場防)

長八十六間 起工 明治三十三年三月 竣工 同年五月 工費 金八百五十圓 大泊協議費 工事施行發起人 九鬼城之助氏  
但九鬼城之助氏は總て工事を監督し無報酬にて工事中現場に出張したり。

二、大泊海面堤防新築工事

長 百七間七分 起工 明治三十三年六月 竣工 同年九月 工費 金八百七十圓 大泊協議費  
工事施行發起人 九鬼城之助

但書前に同じ。

古泊

一、古泊區無毛山を個有となし明治二十二年頃より殖林す、現今の山林は即之なり。

二、畑地の開墾 古泊區の東南丘無毛山地を開墾して現今約二十町歩の畑を造り麥、甘藷、豆、野菜等を栽培するに至る。由來本山は險峻にして田地極めて尠く爲めに漁業のみを以て生活すること亦困難なりしかど、畑地の開墾によりて本區民の生活を緩和せられたること夥し。

前記畑地の開墾と出稼労働より得る生活の補助は實に本區民唯一の美德なる労働勤勉によるものなり。

三、護岸 小字上地海岸に僅に護岸の築けるあり往時の防波堤なりといふ。

有井村

瀬戸部の治水

一、灌溉 井戸川上流の水をせきこめて田に水を注ぎ田作す。

二、器械

1、製板機械 井戸川上流の水力を利用して四臺設備して製板しつゝあり。

2、線香粉製造機械 井戸川上流の水力を利用して三臺設備し製粉しつゝあり。

三、産業開發に關係ある事業



- 1、山林より木材伐採して材木として諸方へ賣却す。
- 2、製板材より製板せるものを諸方へ賣却す。
- 3、線香粉を製造して諸方へ賣出す。

## 神志山村

本村内に於て治水事業に關しては別に記す可きものなきも産田川の注口は常に高浪のため土砂を以て閉塞せられ降雨増水又は波濤高き時は潮水浸入し一大湖狀を呈し之が放水の爲土砂の堀鑿に年々多大の費用と日子を費しつゝあれども未だ之れが防備の改善に腐心するものなく産業の蒙る被害甚大にして遺憾の極なり。併し本件は本村全體に關する事業にあらず大字志原、久生屋の二大字と有井村大字有馬とに關する水利上の問題にて近き將來に於ては右注口附近に築堤を爲し開樋の設備を整へ之れが被害を除くの日あるならん。

開墾事業としては大字志原字新造平及大字金山字古屋に約七町餘の田地を開き附近に溜池を築き灌漑用水となし、ふじや新田と稱し尙大字久生屋區事業として同所字丹官に溜池を築き地下に灌漑溝を穿ち用水を引用して田地約五町歩を開きて産業發展に努めたり。

明治二十四年本村内各大字に於て道路の改修に努め車道と爲し物資の運搬に便ならしめ産業發展上に多大の便宜を得せしめたり。

## 市木村

本村治水工事の著名なるものを擧ぐれば緑橋工事を以て其の最たるものとす、抑も緑橋は本村の東方熊野街道の要衝にして該橋の工事成らざる以前に於ては本村下市木區内幾十町歩の田地は海潮襲來の爲め米穀の被害累年莫大にして地方農業家の損失幾何たるや知るべからざりき。村の先覺風に之れが被害を防遏せんとし

村民に謀り地方官廳に訴へ該事業の起工を促ること宿年の問題たりしなり。然るに大正五年時の本郡選出縣會議員たる尾呂志村大字片川の人森本丑太郎は本村民有志の熱望に同情し私財を投じて東奔西走當局に折衝之れが改修の必要を説き遂に其の効を奏し同年通常縣會に於て工費の大部分を地方費を以て支出すべしとの議案可決するに至れり。今工事の概況を述べん。

一、延長道程 工事延長二百六十間、内綠橋長さ百尺綠小橋長さ三十尺、實用幅十二尺、接續道路長さ二百三十七間二尺路幅十八尺、中央道路長さ百四十四間四尺

二、工事費 總工事費豫算五萬九千八百五拾圓七拾貳錢五厘、内金貳萬圓市木村寄附請負金額工事費參萬九千八百七拾六圓六拾錢九厘

三、從事延人員 從業延人員約二萬八千餘人

四、作業日數 工事日數は大正六年六月二十五日着手大正七年十二月三十日竣工まで五百五十四日、内作業日數は四百四十一日間に於て他は暴風出水の爲め作業中止したりし日數なり。

## 下市木

## 市木綿

(大久保万太郎氏事蹟)

市木織物業は明治初年に大久保萬太郎氏同事業を企畫せしも其の當時は所謂「バツタ織」と稱する最も原始的なる織方をなしつゝありしが其後明治十七年大和地方より大和織なる織方を傳習し來り暫時は此の織方を用ひしも未だ充分ならざりしかば次で今尙民間に見る手織機「チンカラ」に變せし後間もなく明治二十八年頃足踏機なるものを使用しつゝありしかば此に習ふ者多く茲に於て萬太郎氏は織物業に付き一層の發達をなさしめんが爲に明治三十八年に初めて市木織物同業の組合を組織するに至れり。



而して足踏機の最も盛に使用せられしは明治四十年頃にして同業者三十六名を算したるも其の製産高年僅か二萬反を超えず。同年同氏は現代の萬太郎氏と共に織物研究の爲播州尾州地方を視察し感ずる所あつて歸郷後直ちに其年十二月動力織を据付け市木織物の發展に多いに資する所ありたり。以來追々動力織機の眞價を認め大正九年には動力織機使用者四名に増加し織機合計六十七臺年製産高八萬反此の價格貳拾餘萬圓に達し其の消費税金の如きも實に八千餘圓を納附するの盛況に至れり。

同氏は大正六年三月二十八日永眠したるが、現萬太次氏父の志を次ぎ斯業の研究に努力し其業益盛大なるに至れり。目今にても毎年一人宛染色法及織方視察員を出しつゝあり。視察地方は染色法にありては愛媛、徳島、静岡等にして織方の方にありては愛知、岡山、静岡、兵庫等の諸縣なりと。(大正十一年三月稿)

## 阿田 和 村

一、居笹池 居笹池は字平山新田十有餘町の養水として舊藩主水野忠幹男爵の藩費を以て直轄築造せられたるものにして文久二年起工明治二年竣成したるものなり、始め本工事を起すに際し藩主より村の鈴木優右衛門に命じて金穀の用達をなさしめられ工費貳萬參千參百有餘兩に達したりしに當時維新變亂中にして工事竣成後間もなく廢藩となりたる爲め用達金は藩主より交付せられずして全部鈴木傳右衛門の損失に皈したりといふ。

一、寺谷池 寺谷池は平見新田二十有餘町歩の養水地として舊藩主水野忠幹男爵の藩費を以て直轄築造せられたるものにして慶應二年起工明治六年竣工したるものなり。

由來大字阿田和の内光明寺附近より北方字片川に至る一帶の低地四十有餘町歩の水用は給排水路不十分に於て常に水害多く三年乃至五年間には必ず作物皆無の害を被むるを例とせしが、本池築造せられたる以來大雨

に際すれば其長き水路を以て沿線諸山の雨水を堰止し之を海濱に排出して大に下流の水量を減殺し以て水害を免れしめ旱天に際すれば其長き水路を通過する平見新田の用水各地に浸潤して七千餘町歩に達する水田の用水となり以て旱害を免るゝに至れり、其効績偉大にして其徳頌すべきなり。

一、捕鯨會社 創立は明治八年にして最初八ヶ年間は鈴木勇八郎氏の計畫にして同氏一人の經營なりしが明治十六年より有志等と協議の結果會社を組織し捕鯨會社と稱し今尙繼續して事業を營めり。

一、鰯敷網 大正六年下川松次郎下川賀久松兩氏發起の下に本村に始めて鰯敷網を設置せしも思はしからずして大正八年に中止せり。

又大正十年三月十五日鈴木逸郎氏の計畫にて更に鰯敷大房網を設置し本村を中止として近村の有志を以て株式を組織し一株拾圓にて五千株則ち五萬圓の資本を投じ組合株式組織にて設置せり。

一、海岸堤防 大正七年十二月竣工

## 井 田 村

一、オムラノ堤 今より凡そ百四十五年以前新宮代官渡邊市之助城主水野様の命を受神内のオムラノ堤を築く爲に現今上野新田開かれたる事十餘町歩なり。

## 鵜 殿 村

一、鵜殿貯木場 明治二十三年鵜殿貯木場を創設す。目下北山、新宮、鵜殿三ヶ町村有志の組合經營に屬す。總坪數一萬二千八百坪にして優に木材三十萬貫以上を繋留することを得。

二、堀 割 音無川末流より鵜殿貯木場に入らんとする川尻に全長百三十間餘幅五間の堀割工事を施し舟路を開けり。而して大正二年八月の竣成なり。



(前記鵜殿貯木場創設に關し三重縣事業史中に左の一節あり茲に併記す)

竹原樸一氏は鵜殿村の人、多年縣政に參與し公益事業に盡瘁せり。而して其成績最も顯はるゝものは貯木場の開鑿なりとす。鵜殿村は本縣の南端に在り音無川を隔て、新宮町と相對し材木の輸出を以て名ありと雖も從來一の貯木場なく河水俄に漲溢するときは木材流失の害を蒙むること頗る多し、氏之を憂へ該川上流の關係者と計り、明治二十二年國有林三反八畝二十二歩と官有川敷八反五畝歩との使用許可を得、更に若干の民有地を加へ巨額の費用を投じて貯木場を開鑿し一萬貫以上の木材を貯藏し得るに至らしめたり。(下略)

神 川 村 (長原、神上、花知)

一、開鑿工事

1、切門キリド北山川七色の大瀧を下る筏夫の往々生命を失ふものあり。熟練の筏夫と雖も無事に此茲を下る者甚だ稀にして木材搬出の一大障害なりしが、本郡にては新谷郡長宰領の頃北山村古井の人中谷豊助氏等の盡力によりて瀧頭を塞ぎ止め別に神上領に川敷を開鑿して水流を引き以て筏の通路となし之によりて爾來完全に前記の難を避くるを得るに至れり。

2、高岩開鑿神上七色間北山川を渡るに渡舟による、然るに該渡場の神上側には危岩聳立屏風の如き險塞を下らざるべからざれば危険此上もなく僅少の荷物と雖も之を携帶して下ることを得ず本郡と北山側との交通輸送の一大障害をなせるを以て地方有志の間に之が開鑿に關し郡當局及び縣當局に對し懇請甚だ力めし先年道路法制定せられて木本より神川を経て北山に至る郡道は神川村役場迄に制限され該渡場は遂に郡道より除外さるゝに至り最早郡より開鑿さるゝの望なきに及び地方民大に失望せしが大正九年に入りて神上前田耕之助倉屋兼助の兩氏地方有志の間に説きて金壹千圓を得て之が開鑿に掛り郡土木技手池田晋氏の設計に

基きて約半歲餘の年月を閲して工成り大正十年二月二十七日盛大なる開通式を擧ぐるに至れり。之によりて前記障害完全に除却され幼老婦女も易々渡舟に乗り得貨物運輸に一大便宜を得るに至り本郡北山關の交通安全となれり。

飛 鳥 村

一、村内の治水開鑿工事等につきては著しき事業の認むべきなきも主として製板工場のあるのみ現在本村には十二工場ありて多くは水力を利用して機械を運轉せり。

二、各町村産業 本項は各小學校に向て

(1) 主要なる産業の沿革及び現狀

(2) 特殊産業の沿革及現狀

の二項に對し調査を求めたる其報告を摘載せるものなり。但し現狀の統計を記載したるのみにして何等其の沿革を記載せざるもの内凡て之を省略せり。

南輪内村役場 (賀田浦)

主 要 な る 産 業

一、木材及薪炭 當賀田區は廣大なる山地を有し山中良材に富むが故に昔より杉、檜、樅、榎、樺等の木材及び薪炭を産すること頗る多く住民殆ど製材と搬出とを以て生計を營みたり主として名古屋、大阪方面に移出せり、其の後林野整理の結果村有に移警し漸次植林しつゝありて未だ伐採の時期に至らざるを以て現今は木材の産出甚だ少く僅かに杉、檜の丸太及び薪炭を産するのみ、而して木炭は年産額壹萬圓内外なり。

二、樟 腦 樟腦も亦産額頗る多く明治四十年頃まで盛に産出したりしも現今製造に従事するものなし



三、農産物 米、田地二十六町二段三畝歩あり收穫高四百十六石餘なり。品種としては昔時は在來種を主に栽培し土質によりて芒あるもの芒なきもの及び小稻、荒稻等を栽培せり、漸次品種の改良を行ひ現今は三ツ又、三木白、目黒、神力、三ツ又ガヘリ、コボレ餅等十餘種を栽培す。麥、昔より主に裸麥を栽培し百四五十石の收穫を得、小麥の栽培は至つて少く自家用味噌、醬油の原料とするに足るのみ。

茶、明治十二年頃より綠茶の製造をなし其の産額三百貫餘ありしも損失多くして餘りに利益の少きが故に製茶の業を營むものなし。現今は自家用番茶を製するのみ。

養蠶、早くより飼育し漸次桑園を拓き蠶室を建築する等近年著しく増加し收購高三百石内外を産す。

特殊産業

一、石 材 二十年前より石材を産出せしも當時は主として雜石を多く切出し名古屋、津方面に移出したり。現今にては種類も増加し板石、雜石、臺石、ノベ石等を産す板石は電車道の敷石となし雜石は石垣等の積石に用ひ、ノベ石は建築用臺石は墓石の臺に用ふ産額次第に増加し一ヶ年參萬圓以上に及ぶ。

曾根浦

産 業 主要産業は農業、林業、養蠶業等なれども之が沿革及現況の詳細は不明なり。然れども田、畑及山林の反別は大略田七七、四〇八反畑九九、九一三反山林五四二六、四一四反あり。特殊産業としては鱈敷網漁業及眞珠養殖業あり。鱈敷網漁業の起原沿革は詳細不明なり。現状としても之を以て生産的の産業といふ程盛なるものにあらず。眞珠養殖業は明治四十年頃始めて母貝を購入し之を沿岸に散布せしことありしが、爾來之を以て生業の一となすに至らず。然れども大正十一年更に母貝を購入し在來の貝に加工して散布

したるを以て近き將來には其の利少からざるべし。

新 鹿 村

特殊産業

杉葉粉 九萬五千貫、貳萬八千五百圓

樟腦及樟腦油 一千七百八十三斤、貳千八百〇五圓

杉葉粉製造に係る水車の設置は安政六年にして當時二ヶ所にて生産せられしが、明治三十年以後三ヶ所の新設置を見るに至り其生産額も年々増加しつゝある傾なり。販路は以前は主として淡路方面なりしも、近く大阪、名古屋等との取引を主なるものとす。大橋定文氏所有に係る杉葉粉より一部線香の製造を研究的に試られつゝあり。石材の伐出の開始せられしは明治三十年頃のことにして其産額も次第に増加し現今に於ても盛にそれが生産を見る。販路は主として名古屋方面とす。

波 田 須

特殊産業

大正十一年度に於ける収入高左の如し。

炭ダツ 二萬五千枚 代金千五百圓 一枚六錢の割

蜜 柑 參百圓

炭ダツは農業の餘暇雨中又は夜間に製造す。材料はカヤにして奥山又は近村の山野にて刈り來る、皆婦女の手に成るものなり。此の業は古來より之を行ひ來り益々盛なるの傾向あり。

蜜柑も古來より植ゑたるものにして以後畑地を開きて柑橘類を植ゑ、作るものもあり。されど盛なりといふ



べからず。

泊 村 (古泊浦)

副 業 女子の副業として製作せらるゝもの次の如し。

- イ、草履 年額三千圓以上にして此附近古泊草履として需用せらる。
- ロ、苫 年額四千圓以上の製作額あり。

市 木 村 (下市木)

一、織物業 本村産業中其産額に於て第一に指を屈すべきは織物業なり。市木織物は其端を明治初年に發し當時は甚だ幼稚なる原始的の手織々機を用ひ産額の如きも見るべきものなかりしが、織機は年と共に改良せられ産額も其數を加へ明治二十八年足踏織機の移入を見たり。明治三十八年初めて市木織物同業組合成るに及び改良發展の基礎定まる。其後世の進歩は織機の改良を要求して止まず。明治四十年頃には早くも動力織機を据付くるもの出で漸次普及を見たり。而して従來動力には石油發動機を用ひしが、大正十一年電動力の供給を得るに至りしより殆ど動力織機を用ふるに至れり。現に同業組合員三十三名、動力織機一百七十六名其他の織機二百十臺、従業員二百〇五名大正十一年中の産額十萬六千反此價格實に貳拾六萬六千餘圓を算するに至れり。抑も市木織物は全部質素なる綿布にして縞綿布、淺色綿布、紺色綿布を主なるものとす。地質堅牢にして耐久性を有し且つ褪色せざるを特徴とす。染料は全く舊來の正藍を用ふ。大正十一年同業者出資して市木正藍染色株式會社を創設して専ら染色法の改良に努めつゝあり。販路は南北東の三郡に普し。

二、染絲業 年染絲高一萬五千一百七十九貫、貨錢七萬五千九百貳拾參圓を産す。(大正十年)

三、製藍業 年製出高一萬七千貫、價格五萬七千貳百八拾五圓に達す。(大正十一年)

井 田 村

産 業 主要産業は米作及森業なり特種の産業なし。米作の沿革について聞及ぶ所によれば従前神ノ内田甫の一帶山田を除きては深き沼田なりしを排水に意を用ひ乾田とし牛の使用の出來ざりしものも現今は大部分牛耕をなし得るに至る。天保十年亥年の免定を見るに米の高八百九十三石二斗三升五合外に新田高六十石九升九合とあり。

作付反別は従前と大差なく、約二割内外の增收ある模様なり。

森林は大部雜木山にて竹林を交へ杉檜の部分は少なし。

鵜 殿 村

一、工 業

- 1、鵜殿挽材株式會社 創立明治二十一年一月
- 2、熊野挽材合資會社 創立大正八月九月

其他紀熊商會製材所中安製材工場等主なるものなり。

製品は主として大阪地方へ輸出す、其種類摺角、垂木、楨、中板、薄板、敷居、盤木、木舞、土打等なり。

鵜殿挽材會社の創始は當地方に於ける動力挽材工業の嚆矢にして長野縣人安田秀嶽氏等の手によりて起されたるものにして創設の當時は地方手挽工業者の迫害威唱甚しく其經營頗る難澁を極めたるものなるもの今や其恩恵により村民の大半は斯業により生活を安定し得るに至れり。(尙當所に於て使用せる縦鋸機械は元諾威人が明治の初年始めて北海道室蘭に渡來し製材業を經營せし時使用せしものにして本邦に於ても最古の機械なりと云ふ)



續て本村長竹原様一氏の劃策により明治二十三年鵜殿貯木場竣工し爾來益々製材業盛となりしものなり。  
貯木場面積一万二千餘坪 貯木量二十万尺貫内外蓄積し得

神 川 村

一、那 智 黒 石

沿 革 往古より神上石、神溪石、烏翠石、那智黒等と稱して或は硯材に或は試金石に製して産出せしこと續風土記書上帳にも見ゆ、されど其産出僅少なりしも明治中年頃山西徳之助氏大に世に之を紹介して産出を多くし時に計數器に製出せんことあり。其後基石として此土地に於て粗作し大阪に輸出するに及びて大に産額を増し今や硯と共に基石粗作作業は婦女子の手工業として重要な位置に上れり。

現 況 硯としては世の需用限りあると技術者の僅少なるこの爲にあまり多額の産出なれども粗作基石に至りては一の主要産業たる觀を呈せり。原石は溪流山峪の間に露出を見せたる硬質水成岩にして光澤潤濕眞に烏翠の名に背かず、芝崎研一氏は最も硯製造に巧なる一人なるが、餘閑電氣絶縁板として試作輸出を試みしことあれども繼續せられざりき。

粗作基石工場及産額表 (大正十一年三月)

工場名	所在地	工場主	職 工	産 額	創立輸出 ノ年地
畑中基石製 造工場	大神上	畑中李之助	六 人	六、〇〇〇圓	大正七年
飯谷粗作基 石製造工場	同	飯谷周一	四 人	九、〇〇〇圓	同
山口基石製 造工場	同	山口幸三郎	六 人	三、〇〇〇圓	同

粗作基石産額表 (大正九、十、十一年分)

年度	製造 戸數	職 工	數 量	價 格	單 價
同七年	三	一四	一七〇,〇〇〇	四	一、〇〇〇圓
同十年	五	一八	三三〇,〇〇〇	四	一、〇〇〇圓
同九年	三	一四	一七〇,〇〇〇	四	一、〇〇〇圓

硯 産 額 表

年度	製造 戸數	職 工	數 量	價 格	單 價
同五年	三	一七	一、〇〇〇圓	一〇〇圓	一圓
同六年	三	一八	一、七〇〇圓	三三〇圓	一圓
同七年	三	一八	一、八〇〇圓	三三〇圓	一圓
同八年	一	一	二〇〇圓	六〇〇圓	二圓
同九年	二	二	七〇〇圓	一四〇〇圓	二圓

備考 大職工五、六、七、八年に於ては、硯材採取

# 第八編 交通誌

## 第一章 驛傳の制

藩政時代には、今日の如く郵便法の制定なかりしが故に、公用書類及び公用荷物等の往復は凡て驛傳の制に依れり。即ち藩内に三十八個所の遞送取扱所を設けて交通遞送の便を圖れり。之を傳馬所といふ。又各地に於ける代官、郡奉行、並に大庄屋等が支配下又は其の他に書狀を發する時は村々より先々へ繼ぎ立て發送す之を村繼といふ。

熊野に於ける傳馬所は

(口熊野) 野中、近露、高原 (奥熊野) 本宮、二郷

の五個所にして此等の各傳馬所には人夫、馬匹を準備し置き、官使の往來、官用荷物書狀の遞送に従事せり。最も右は幹線道路に於ける驛傳の制にして、其の他の支線道にも、亦別々に傳馬所を設けたり。

傳馬所には相當の人夫を要するが故に、其の代償として諸種の附加税を減免せらるゝ所もありたれども、本郡本浦より北郡二郷迄は是等の減免も無く、古よりの習慣にて義務的に傳馬を務め來れり。又各村々の村繼人夫は凡て義務的に務め來れるが、村より村に近き所は大したる苦痛も無けれども、不幸にして村と村との距離遠き地、或は其の間に峻阪などの有る村々は是れが爲め非常の苦痛を感じ、一村衰亡の原因をなせしことあり。本郡北輪内村の名柄の如きは幹道に當り、而かも尾鷲地方に至る間には、有名なる八鬼山越の險ありて、其の往復に非常の時間を要するが爲め、村繼夫役に因る人民生業の壓迫は非常なるものあり。幕末に際し、同地が一時衰滅せんとしたるものも、一は此の村繼の損亡に因るものにして、藩廳に於て特に特別



に販賃の法を講じたるも、亦此の事情を酌量したりしものなり。尙ほ其の詳細は、左記「在方覺書」を見るべし。

- 一、在々に公用にて出帳の諸役人が傳馬を使用せんとせば、若山勘定奉行又は勢州松坂役所に於て證文を受け、之を以て繼々の傳馬所にて荷馬を立てしむ。若し山中にて荷馬不足の場合は山駕に乗ることあり。
- 一、郡奉行其の外の御用にて村々へ出張の役人の傳馬は、往還の道のみ證文を要し、支配の郡村にては證文を要せず。
- 一、大庄屋自分支配の組中を通行の場合には、荷物人足の證文を要せず、村々より人足を出さしむ。
- 一、和歌山より勢州兩熊野筋への荷物も、奉行所にて吟味を遂げ、兩熊野は郡奉行、田邊、新宮は同所役人吟味を遂げて證文を出せり。
- 一、有田、日高、兩熊野へは、毎月四回定日を極め、傳馬所より繼々に出し、兩熊野より若山へも、右同様四回つ、傳馬繼にて發送す。又、有田、日高より若山に發送の公用書狀は熊野よりの傳馬繼にて依託す。
- 一、代官、郡奉代并に大庄屋等の支配下の郡又は組より書狀を出すには村繼さて村々にて繼ぎ立て發送す。代官手代、普請諸役人、山廻り等の下役人、在々へ出張し書狀を出さんとする時は、大庄屋又は村庄屋へ斷り其の添狀を得て村繼にて出せり。又組繼さて、大庄屋より大庄屋居所へ直着せしむることあり。

- 一、傳馬所には、使役せし夫馬の賃銀を受くるあり。或は之を受けざるあり。又郷役米等の賦課を免せらるゝもあり。和歌山より川俣街道并に勢州所々街道、熊野街道の内海士郡加茂谷迄の傳馬所は、郷役米の役高を免せられたる上、尙使役に供したる人足の賃銀を給せられ、名草郡山口并に有田郡宮原より中邊路通、新宮領下市木村迄の傳馬所は二夫米、糠藁米、郷役米の役高を所相應に減免せられ傳馬所は請負の姿にて右以外に別段に賃銀を支給せられず、又與熊野木本より二郷迄及び日熊野大邊路通は、諸役米の引高もなく傳馬人足の賃銀も給せられず、古來の習慣にて義務的に傳馬を移め來れり。其他田邊、新宮領は安藤、水野兩家より傳馬役高を免せられたり。
- 一、傳馬所準備の馬匹に對しては、其の馬數に應じ、一頭に付き金一兩二歩より三兩に至る範圍に於て藩より借入を許さるゝ方法あり。右の借入金は四五年賦にて返済し完納の上は又元の如く借用し來れり。但し借入金をなまざる傳馬所もあり。
- 一、浦々押送さて、若山より熊野、田丸等に向つて公用荷物を運搬するに當り、傳馬繼になし難き者は、奉行所の浦繼押送の證文により船にて浦繼に發送することあり。又これ等の地方より和歌山に向つて發送する時も同様浦々押送となすことあり。浦方役人は勿論何役たりとも、傳馬證文を以て浦々を通行する時は、浦繼の船を使用し、行路不自由の所に傳馬の代りに其の船を使用せしめたり。但し此の浦繼を爲さしむることは稀有に屬せりといふ。

- 一、浦繼の船には別に船賃を支給せず。其の費用は浦々の組合より賦課徴収するもあり、又は其の浦限り負擔するもあり。
- 一、驛路の保護は藩治上頗る重要な政策にして置驛諸村には旅客を輻輳せしめ、其の繁榮股賑を圖るに意を用ひたり。(在方覺書摘要)

藩政時代の御用狀は、其の種類によりて勘定所より一個、二個、三個の役印を封書に押捺す、之を一つ印、二つ印、三つ印と稱す。一つ印は普通の書狀にして、二つ印は至急用、三つ印に至りては非常大事變の際に限り發送するものにして、江戸より和歌山に至る飛脚、一つ印なれば定日七日半、二つ印なれば五日なるに、三つ印となれば三日の定日なりしなり。郷村に在りては村内巡番に一人つゝ庄屋の許に晝夜詰め居りて御用狀の取次を爲せり。之を當番又は詰番といふ。三つ印の御用狀に至りては當番の者に非ずとも、有合せの人足其の儘大駆足にて隣村へ配達し、三つ印の御用狀なり、何か大事變の出來せしものなりとて大騒をなしたるものなり。慶安年中に定めたる御用狀の取扱規定左の如し。

定

- 一、村次之御狀箱之儀不及申、何にても郷次之者は隨分急ぎ次之村へ相渡し可申事。
  - 一、村次之御狀に印判二つ有之候はゞ、成程急ぎの御用と存、無油斷急ぎ可申事。
  - 一、同御狀に印判三つ有之候はゞ、火急の御用に候間、縱當番之者にて無之候共、戸立其儘成程走り、先の村へ早々相渡し可申事。
  - 一、何の村にても札番之者は、晝夜庄屋所に相詰可申事。
- 右之旨常に無油斷様に申觸候へ共、彌萬事念を入れ下々小百姓共にも可申候。若油斷仕滞候はゞ曲事可申付者也。
- 慶安二年

平岩 助 左衛門 印  
岩出 九 左衛門 印

第一章 舊時の交通

熊野の地たる到る處山岳重疊、阪路崎嶇たりしを以て交通の便甚だ開けざりしも、神武天皇御東征の際其の順路たりしを見れば交通の道路相當に開けたりしを知るに足る。孝徳天皇の文化五年に熊野參詣道を造ることあれば其當時より道路改修の事ありしなるべし。熊野御幸道の定まりたるも此時代の事なるべく、又熊野御



幸道中の伊勢街道も當時既に定まれるもの、如し。藩政時代に於ても此の街道は官道として重要視されたるものなり。

伊勢街道 伊勢路よりする熊野街道は一に伊勢街道とも稱したりしが、其後熊野街道と通稱したり。其の兩起點は和歌山市京橋北詰札の辻と、伊勢松坂町なりとす。今松坂町よりの順路を擧ぐる時は同町を發し相可、野後、大内山等を経て荷阪峠を踰れて紀州に入り、北牟婁郡の長島町に下り、海岸に沿ひて三浦、引本等を経て尾鷲町に至り、夫より八鬼山越の嶮阪を経て本郡北輪内村の名柄に出で南輪内村の曾根太郎次郎を越ぬ荒坂村に入り逢神阪を経て新鹿村に至り泊村大吹峠を踰へて木本町に入り有井、市木、阿田和、井田、鶴殿等の諸村を経て新宮町に達するものなり。尾鷲より木本迄の間約十一里餘は阪路頗る嶮峻なるも、木本より新宮に達する約六里半は所謂七里御濱街道にして坦々たる道途なり。松坂町より新宮町迄通計約四十六里十一町なり。此街道は官使の往來又は伊勢參宮の爲めに緊要の道路にして、昔時奥州人が伊勢參宮を了へて熊野三山に詣で讚岐金刀比羅宮に詣づるもの必ず取りし往還道にて所謂お伊勢七度、熊野へ三度と唱へ盛んに熊野に詣でしものにて、享和、文政頃には年々二万餘人の參詣者ありしこと年代記に見たり。故に往還道には旅舎軒を並べ冬より春へかけ中々毀賑を極めたりし者なり。

大和街道 五郷村桃崎より大和國北山莊桑原村に出で姥峯を越ぬ姥谷村を歴て上市村に至る一條の通路は即ち大和街道にして、一に桃崎街道といふ、往古神武天皇八咫鳥の嚮導により大和國菟田郡宇加志村に出ませる道路も此道によらせ給ひしなるべし。

助郷の制 初め津藩に於ては管下各驛に人馬繼立所を設け官費にて之を補助し運輸の役を掌らしめ、且つ近傍の村々に之を補助せしめたり。之を助郷といふ、明治二年藩治改新の際之を廢止したり。然るに東京遷

都の事あり、東海道筋は官使の往來頻繁となり、沿道の各驛は其負擔の苛重なるよりして政府は助郷の制を復活し他府縣をして補助金を出さしめたり。此の制は全國一般に行はれしや、又其補助額は幾許なりしや、之を知るに由なきも和歌山縣下にも明治六年之を徵收せし文書あり。本縣下に於ても助郷を命せられしものと見ゆ飛鳥村文書に別紙の如き文書存在し、明治九年度にも之を實施したりしを知るべし。又明治九年より山田迄道路修築費は郡内各村にも賦課徵收せしものと見ゆ飛鳥文書に左の記事あり共に茲に附載す。

△助郷賦課文書

本年度東海道筋割別紙の通候條來る十一月十日限聊無違當方へ可差出此段申進候也

明治九年十月廿七日

小阪ヨリ大又通長原迄右戸長申

第十九區事務所

一金七十圓五十四錢二毛三糸	内	金三十五圓廿七錢一毛一五	高掛	八十七戸	高九十三石七斗八升八合五勺	湯ノ谷村	三十七軒
		金三十五圓廿七錢一毛一五	戸掛	六十七戸	高三百五十七石五斗九升七合九勺	桃崎村	百十戸
		高二百六十三石八斗三升七合	小阪村	三十五戸	高四十八石八斗五升八合五勺	大井谷村	十戸
		高三百十石九斗五升五合五勺	大又村	五十五戸	高百三十五石〇三升七合八勺	柳谷村	四十戸
		高百廿八石一斗四升七合	小又村	二十八戸	高三百七十五石一斗二升三勺	神上村	百三戸
		高百八十二石六斗二升一合	佐渡村	八十三戸	高二百廿九石七斗一升六合七勺	長原村	六十二戸
		高百六十九石二斗六升八合	野口村	百戸	但高一石二付 二厘四毛九六七		
		高二百八十七石八斗八升三合九勺	神ノ山村	四十七戸	(總高一万四千百廿六石六斗七升七合七勺) 五千八百四十戸		
		高三百五十九石四斗七升五合二勺	寺谷村				
		高百六十七石七斗六升八合	和田村				



△津、山田間道路修築費賦課文書

今般津より山田迄道路修築費金本月十五日限上納可致旨御達相成候付、該費用各村割掛別紙の通りに候何分當時不融通の折柄に付納金暫し猶豫同中に候間若聞届不相成節は直に上納可致義に付豫て其用意致置當方より通知次第迅速差出様取計有之度

明治九年十二月七日

第十九區 扱所

津ヨリ山田迄道路修築費

金二百卅九圓六十六錢八厘 内金百十九圓八十三錢四厘 高掛  
高一萬四千百廿六石六斗七升七合七勺 但高一石ニ付金八厘四毛八二八一  
金百十九圓八十三錢四厘 戸掛リ 戸五千八百四十軒 但一軒ニ付二錢〇五毛一九五 (小阪外十三村割付畧)

人足賃 藩政時代に公用にて人夫を使役する時は左の規定に依り之を支給せり。

道法	人足賃一人ニ付	新鹿ヨリ小阪迄	一里八町	錢卅四文
木本ヨリ有馬迄	十四町半	同所ヨリ二木島迄	一里七町	錢四十三文
同所ヨリ井土迄	七町	遊水ヨリ二木島迄	十五町	錢十一文
同所ヨリ佐渡迄	一里半	二木島ヨリ里迄	海上二里	一文
同所ヨリ大泊迄	十五町	同所ヨリ梶賀迄	海上二里	水主一人四十文
同所ヨリ古泊迄	同十二文	同所ヨリ梶賀迄	十一町	錢八文
大泊ヨリ佐渡迄	海上二十町	同所ヨリ曾根迄	一里十五町	錢五十一文
同所ヨリ古泊迄	一里十四町	同所ヨリ曾根迄	但一里ニ付一步増	七文
同所ヨリ古泊迄	十四町	同所ヨリ曾根迄	九町	七文
同所ヨリ波田須迄	廿二町	同所ヨリ曾根迄	卅町	卅文
古泊ヨリ波田須迄	廿七町	同所ヨリ曾根迄	十九町	十五文
同所ヨリ二木島迄	海上二里半	同所ヨリ曾根迄	卅八町	卅八文
波田須ヨリ新鹿迄	廿八町	同所ヨリ曾根迄	但一里ニ付一步増	二十八文
新鹿ヨリ遊水迄	廿五町	同所ヨリ曾根迄	一里	二十八文
	海上十八町			

梶賀ヨリ曾根迄	十九町	十五文	三木里ヨリ三木浦迄	海上二里	水主賃廿文
同所ヨリ三木里迄	海上二里六町	廿三文	同所ヨリ矢濱迄	二里半	九十文
同所ヨリ三木浦迄	海上卅町	水主賃十六文	名柄ヨリ小脇迄	五町	三文
曾根ヨリ賀田迄	十二町	錢九文	同所ヨリ矢濱迄	二里十二町	八十四文
同所ヨリ古江迄	海上同所	水主賃七文	小脇ヨリ三木浦迄	廿五町	十九文
同所ヨリ三木里迄	海上十三町	水主賃七文	三木浦ヨリ盛松迄	十八町	十四文
賀田ヨリ古江迄	海上二里十二町	水主賃廿七文	同所ヨリ早田迄	一里	廿八文
同所ヨリ三木里迄	陸路同所	水主賃八文	盛松ヨリ早田迄	海上二里九町	水主賃四十五文
同所ヨリ北山組小俣迄	一里半	四十二文	神ノ木ヨリ上市木迄	一里	廿八文
古江ヨリ三木里迄	一里	四十二文	同所ヨリ久志屋迄	海上二里十五町	水主賃廿八文
但シ三木浦、三木里同所	海上同所	八文	同所ヨリ阪本迄	一里十六町	四十文
三木里ヨリ名柄迄	六町	水主賃廿文	同所ヨリ赤倉迄	一里四十八間	廿八文
		六文		卅一町	廿四文
				卅二町	廿五文

第三章 現時の交通

(一) 縣道 縣道津木本線及び縣道木本新宮線は從來熊野街道(一等道路)と稱し御船村より海岸を経て木本町に入り飛鳥村矢ノ川峠を越えて北牟婁郡尾鷲町に入り長島を通過して飯南郡松坂町に達する四十一里十二町の延長にして明治十三年三月一日より縣費支辨道路に編入され大正九年道路法の施行に依り今の名稱に改めたるものにて、此の熊野街道は長島町より以南木本町に至る約二十里の間は人車を通せざりしが、明治二十一年一度改修されて車道となりしも、勾配急にして屈折多く且つ甚だしく迂回せるを以て車道として之を利用するもの殆ど無き有様にて、紀南交通上之を改修するの必要を認め長島、尾鷲間は明治四十三年二月二十



二日縣直營工事として改修に着手し爾來九個年を経、總工費參拾七方餘圓を投じて大正六年四月八日竣工するに至りしも、尾鷲以南木本町に至る街道は今に改修せられざるなり。大正十一年七月此兩地間に自動車開通を見るに至りしも通行上危険の個所多きを以て僅に夏期に於て辛ふじて往復するのみにして全年を通じて運轉すること能はざるものなり。

縣道新鹿、尾鷲線及び縣道新鹿、木本線は舊來の二等道路(縣費補助線)二本島道を改稱したるものにして本縣に於ては夙に其改修を認め其概測に着手したるも未だ其完結を見るに至らず。道幅平均三尺の山道に過ぎざるものなりとす。

縣道木本、上市線は舊來の一等道路吉野街道にして木本町を基點とし飛鳥村、五郷村を経て奈良縣吉野郡上市町に達するものにして其平均幅員一間四尺にして稍平坦なるを以て五郷村より飛鳥村小阪に至る間は十一年より自動車開通するに至りしが十一年七月頃より木本町迄延長するに及びり。

縣道入鹿、木本線は舊來十津川街道(一等道路)と稱せられたるものにして木本町より木本、新宮線を重用し阿田和村より分岐し尾呂志村を経て入鹿村小川口渡船場に達するものにして平均幅員一間三尺なり。近時自動車開通の企てありて大正十一年七月より阿田和、尾呂志兩村間は運轉を開始せるも尾呂志、入鹿間は未だ開通するに至らざるものなり。

縣道木本、新宮線は木本町より御船村に通ずる舊熊野街道の一部にして所謂七里御濱の坦々たる海岸道にして平均幅員二間二尺、現今に於ては郡内道路中幅員最も廣くして平坦なる街道なり。大正四年十一月より自動車開通あり、現今にては日々七回の定期往復及び臨時發車ありて大に便通上の便を得るに至れり。

以上縣道六線は舊來一等道路(縣費支辨)若しくは二等道路(縣費補助)と稱し來りしものなるが、大正八年四月

法律第五十八號を以て道路法を公布され續て同年十一月道路法施行令を制定され共に大正九年四月一日より施行され、道路は國道、府縣道、郡道、市道、町村道の五種に分れたるに依り本縣知事は縣會に諮問の上内務大臣の認可を経て縣道に認定されたるものなり。其路線及び經過地等左の如し。

縣道路線名 (大正九年四月一日認定)

路線名	起点	終点	本郡經過地	道路延長	橋梁	渡船	平均幅員
津、木本線	津市	木本町	飛鳥村	三、七、〇(間)	一八、三(間)	一、〇(間)	二、〇(間)
木本、上市線	木本町	奈良縣吉野郡上市町	飛鳥村、五郷村	六、三、〇(間)	二、三(間)	一、四(間)	一、四(間)
木本、新宮線	同	御船村	(奈良縣界迄)	五、元、三(間)	二、三(間)	一、四(間)	二、二(間)
入鹿、木本港線	入鹿村	木本港	阿田和村、鴨殿村	五、三、五(間)	一、三(間)	一、四(間)	二、二(間)
新鹿、尾鷲線	新鹿村	北牟婁郡尾鷲町	尾呂志村、阿田和村	九、三、〇(間)	四、三(間)	一、一(間)	一、一(間)
新鹿、木本線	同	木本町	荒坂村、南北輪内村	一、元、六(間)	〇、三(間)	〇、三(間)	〇、三(間)

以上は道路法施行に依て縣道に認定されたるものにて同時に本郡に於ても別記の諸線を郡道に指定せるが、今回郡制廢止の結果郡道認定路線は廢止となりて府縣道又は町村道に移管せられざるべからざる事と成りたるに依り從來の路線に多少の變更を加へ、本年四月一日左の通り府縣道に追加認定し同日其供用を開始せる同月十日本縣知事より告知されたり。

追加認定縣道路線名 (大正十二年四月一日認定)

路線名	起点	終点	經過地
五郷木本線	五郷村	木本町	五郷村湯谷、神川村長原、有井村、木本新宮線重用



神川、阿田和線	神川村	阿田和村	神川村長井、西山村長尾、入鹿木本線、木本新宮線重用
尾呂志、新宮線	尾呂志村	御船村	尾呂志村片川、相野谷村大里、御船村鮎田、木本、新宮線重用
佐渡、新鹿線	飛鳥村、佐渡	新鹿村	津、木本線重用(飛鳥村小阪にて分岐)新鹿、木本線重用
尾呂志、木本線	尾呂志村	木本町	尾呂志村上野、神志山村、有井村、木本新宮線重用

右追認縣道中五郷木本線は郡道木本神川線、神川阿田和線は郡道木本西山線、尾呂志新宮線は郡道入鹿新宮線、佐渡新鹿線は郡道五郷新鹿線、尾呂志木本線は郡道木本神志山線の起點終點と經過地に多少の變更を加へたるものにして路線名に異動あるも實質上に於ては以上の郡道五線を縣道に移管したるものなりとす。

前記熊野街道(今の津、木本線)改修工事に關し大正六年十二月開會の通常三重縣會に於て左の建議案を可決して本縣知事に建議せり。

熊野街道々路改修に關する建議

運輸交通の便は殖産興業の前提たること敢て言を須たす。然るに熊野街道は勢紀二州を聯絡する唯一の縣道にして本縣道路の大動脈たるに拘らず、由來兩半郡の地勢たるや高山峻嶺相連り車馬の通行は勿論一般行旅の難實に謂ふべからざるものあり。之を以て本會は爰に繼續事業として長島、尾鷲間道路大改修の議を決し、縣直營の下に數年間に亘り鋭意土工を進め、遂に本年五月を以て竣成を告ぐるに至れる結果、今や該道路は舊來の面目を一新し車馬絡繹として運輸交通上一生面を拓くに至り、往事を回想すれば殆ど隔世の感なき能はざるものあり。而も尙ほ更に尾鷲、木本の間峻險依然として之を隔て恰も異域の觀あり。若し今にして此間道路の改修を遂行するに非ざれば是れ所謂龍點睛を缺くもの未だ以て熊野街道改修の効果を語るべからず、甚深の遺憾に非ずや。聞説縣當局這箇の事情を察し既に幾次幾様の測量調査を遂げ刻下方に考究中に在り、是實に機宜を得たる措置なりと謂ふべし。想ふに熊野の地殊に南半郡の如きは其地山海の險難に隔てられ幾ど絶海の孤島に等しく、隨つて從來の文明の惠澤に浴すること淺く、産業の發達頗る遅々たるを免れず。蓋し斯の如きは當に其不幸不便に於て當該地方民の爲に深き同情に値すべきのみに止らず、更に文明の普及及び富源の開發に於て本縣の爲め、將た國家の爲に一日も閉却すべからざる有形無形の一大損害たるを思はざるべからず。是を以て本會は縣當局が同地方開發の爲めに、速に適當の道路を選定し繼續事業として尾鷲、木本間道路改修の計畫を立て次年度の通常縣會に提案せられんことを要望す。

又縣道新鹿、尾鷲線中の荒坂村は二木島より南輪内村會根に通ずる舊會根街道は古より會根太郎、會根次郎

と稱する急坂にして上下五十三町二十五間、其絶頂は鷹峯と云ふ。明治二十年頃此急坂の改修を企て舊道よりは稍々近距離となれり。改修費用は二木島、會根の分擔にて二木島分は實測二十三町五間六分にして會根分は約十七町なり。

縣道木本、新宮線即ち舊熊野街道中鶴殿村字梶鼻より成川字七反畑に至る二十五町五十六間は明治二十年改修工事に着手し同年三月土切竣成して平坦なる車道となれり。鶴殿村に左の開道碑を建てたり。

開道碑

東自井田村梶鼻西至成川村七反畑改修道路一千五百五十六間明治廿年三月土功竣成其四月建之云

(二) 廢郡道 道路法施行により郡道に認定され居りしも路線名は左の如くにて備考記載の如く夫々移管され郡道は廢止となれり。

線路名	起點	終點	經過地	道延	橋	梁	渡	船	備考
木本、神川線	木本町	神志山村	有井村、井戸	四〇、〇一〇	一	〇	〇	〇	縣道
木本、神志山線	同	同	木本新宮線重用	二一、七一八	〇	〇	〇	〇	同
木本、市木線	同	市木村上市木	同前	三〇、〇一六	一	〇	〇	〇	町村道
木本、相野谷線	同	相野谷村	同前	五、三三六	〇	〇	〇	〇	同
木本、西山線	同	西山村長尾	木本神川線重用	八、三〇三	〇	〇	〇	〇	縣道
五郷、新鹿線	五郷村	新鹿村新鹿	飛鳥村	五、〇一一	一	〇	〇	〇	同
五郷、泊線	同	泊村古泊	同前	四、二九二	〇	〇	〇	〇	町村道
入鹿、新宮線	入鹿村	御船村成川	尾呂志村片川、相野谷村桐原	六、〇一三	一	〇	〇	〇	縣道
木本、上川線	木本町	上川村	(木本新宮線、入鹿新宮線)重用御船村淺里	一三、三三三	二	〇	〇	〇	町村道
土川、五郷線	上川村揚枝	五郷村桃崎	入鹿村、西山村、神川村	八、二一三	一	〇	〇	〇	同



(三) 自動車 本郡に乗合自動車の開始せしは明治四十二年にして静岡縣人山崎大吉、本郡鈴木伊八郎、山口安次郎の諸氏の經營にて二臺の自動車にて木本、成川間を運轉せしが、車體の不完全なりしを以て時々中絶せしが、大正四年十月南紀自動車株式會社創立せられて、完全に往復するに至り、十年頃より尾呂志、阿田和間往復を開始したり。又十年七月頃五郷、飛鳥間に自動車運轉を開始し、間もなく之を木本町に延長するに至れり。

又木本、尾鷲間の自動車は大正十一年七月頃運轉を開始せり。

(四) 航路 我が熊野に汽船航海の初まりしは明治十七年なりとす。即ち同年一月東郡高池町佐藤長右衛門は三菱會社神戸支店長吉川泰次郎と謀り熊野串本に寄港せしめたり。是れ實に熊野に於ける汽船航路の嚆矢なりとす。然れども此の時は串本港に止まり其の以東に及ばず。且つ氏の航海も僅かに三回にして中絶せり。十八年四月静岡縣下遠州鴻益社所有船大安丸の東郡三輪崎港に寄港せしことあり。此の頃よりして熊野交通の不便と其物質輸送の増加とに依り大に熊野航路開發の必要を認むるに至り、二十年十月西牟婁郡串本町に神田汽船會社創立せられ資本金五萬圓を以て神田丸、熊野丸、宇都宮丸の三隻を以て大阪より紀勢沿岸を航し熱田に達する航海を開始せり。本郡木本港及び二木島港に寄港せしは此頃よりの事なり。翌二十一年十月に至り愛知縣下尾州共立汽船會社の共立丸亦熊野航海を開始し漸次船數を増加したり。神田汽船會社にても其輸送力を増加せんがため、二十三年五月株式組織に改め資本金を貳拾萬圓に増加し更に紀洋丸、紀攝丸、勢尾丸を建造使用したり。其後海草郡大崎の柏屋亦所有汽船を以て熊野巡航の業を始めしかば、物質の輸送、旅客の往來順に其面目を改め、熊野地方の交通界は多大の便宜を得るに至れり。柏屋は三年許りにして其營業を廢し、神田汽船會社も亦共立社に併合せるに依り、熊野航路は一時共立汽船會社の獨占到歸せし

が、明治三十二年十二月大阪商船會社も本航路の有利なるを認め航海を開始し、商船、共立の兩社の對立となりしが、間もなく共立社は商船會社に賣收され、同三十三年四月以後は大阪商船會社の獨占到なり以て今日に至れり。現在の寄港地は木本、二木島の兩港にして、毎日下り名古屋行は午後七時五十分、上り大阪行は午後八時五十分木本港發の豫定なり。

(五) 巡航船 石油發動機据付の漁船及び運搬船は明治四十年頃より熊野近海に見るに至りしが、大正二年三月より尾鷲矢濱汽船部は發動機船を以て木本、尾鷲間の航路を開きて沿海各港に寄港し、荷客運輸業を開始せしが、同十年六月北輪内村三木里浦の有志もまた同様の廻航業を開き、兩社相並びて各港に寄港し、陸上の自動車と相待つて紀南交通界に多大の便利を與ふるに至れり。

(六) 河川 熊野川及び北山川は古來舟筏の通航ありて物質貨客の輸送に至大の便を與へたり。目下は從前の如き艀船の外に飛行艇の往來ありて熊野川は十津川迄、北山川は諺迄通航するに由り一層の便益を與へ居れり。

熊野川	最大船載貨量	三十石	船脚	二尺三寸
北山川	北山村大沼より上川村小船迄最大船載貨量	二十石	船脚	一尺
筏航路	北山村七色より小船迄	九里十九町	航路延長	四里廿一町

(七) 渡船 熊野川及び北山川共橋梁の設けなきに依り何れも渡船の便に依れり。渡船中其最も頻繁なるは成川渡にして従前は成川區の請負にて料金を徴收せしが、明治四十年度より本縣の經營として無料制となり、成川區の請負とせしが、大正七年より公入札請負としたりしが、十三年度より又成川區の請負となれり。其下流の池田渡は新宮熊野地より鵜殿に通するものなり。又鮎田渡は新宮相筋より御船村に通するもの、其



他上流には相賀渡、高田渡、和氣渡、小船等あり。北山川にも小川口渡を初めし其の上流に數個所の渡ありて成川を除くの外は何れも有料渡船なり。成川渡は最も緊要の水路たるを以て其治水には藩政時代より甚だ意を用ひたり。對岸新宮方面には乙基波止、江尾波戸、成林寺波戸等の築造あり。元文四年に成川水除石を築きたりしが、文化八年に至り成川より鶴殿に至る一帶に波戸を築造せり。

(八) 郵便 明治政府は不便不利なる驛傳の制を改め歐米の制度に倣ひ明治四年正月郵便の制を設け、同三月朔日初めて東海道に郵便を開きたり。此際三重縣に於ては取扱所を桑名以下六驛に設け、五年四月二日伊勢街道の四驛に設け、尋で伊賀、大和等の諸街道に及ばし明治七年二月稍々管内に普及するに至れり。度會縣に於ける郵便も殆ど三重縣と時を同じくし四年三月山田に郵便局を設け、五年には各要處に配置し同六年には木本町に郵便局を設け同七年には上野(尾呂志村)阿田和に開局し縣内の郵局三十六に及べり。斯の如く本郡にては明治六年六月木本に七年二月阿田和、上野に開局し、爾後明治十二年には新鹿、同十七年には賀田、神上兩所に設置し爾來逐年増設し現今にては集配局十三、無集配局五、合計十八局にして殆ど各町村に普及するに至れり。

電信事務は本縣に於ては明治十年二月より取扱を開始し、小包郵便は同二十六年二月一日より開始、電話事務は同四十年二月より開始したるが、本郡にては木本局にて電信は同二十五年三月一日、小包は同二十九年七月一日、電話は同四十三年二月二十一日より開始したるを初めとし漸次各局に普及するに至れり。又簡易公衆電話取扱局は木本、二木島、鶴殿の三局にして呼出電話取扱局は賀田、新鹿、北輪内の三局なりとす。

集配局 一三 無集配局 五 函數 八三 切手賣捌所 八一 電話交換局加入者 木本八五 二木島二一 鶴殿一三

郵便局表

(取扱種類中、郵便、貯金、爲替は各局同一に付除く)

局名	所在地	取扱種類	集配區域
木本	木本町	電信電話	井田村、鶴殿村、御船村
賀田	南輪内村賀田	電信電話	上川村
新鹿	新鹿村新鹿	電信電話	(無集配)
尾呂志	尾呂志村上野	電信	(無集配)
神川	神川村神ノ上	電信	西山村
阿田和	阿田和村阿田和	電信	飛鳥村
北輪内	北輪内村三木里浦	電信	入鹿村
五郷	五郷村桃崎	電信	(無集配)
二木島	二木島村二木島浦	電信電話	(無集配)
木本町泊村有井村神志山村	北輪内村、南輪内村		
鶴殿	鶴殿村	電信電話	井田村、鶴殿村、御船村
和氣	上川村和氣		上川村
有井	有井村有馬		(無集配)
西山	西山村長尾		西山村
飛鳥	飛鳥村小阪		飛鳥村
入鹿	入鹿村板屋	電信	入鹿村
相野谷	相野谷村大里		(無集配)
神志山	神志山村志原		(無集配)
市木	市木村下市木		(無集配)

各種郵便物取扱數

(大正十年)

局名	通郵便		小包郵便		電信		郵便切手賣捌高
	引受數	配達數	引受數	配達數	發信數	着信數	
木本	一、七五、三六八	一、四〇、三九	八、七三	一九、〇九四	三、四、七五	三、四、七五	三、三、〇〇〇
北輪内	八四〇	一	五元	三六	一、二〇三	一、〇九	一、三、五、三四五
賀田	三六、五六六	四四、六三三	一、八二	三、七六六	五、八三八	七、四〇一	七、七、九、〇〇〇
新鹿	一〇、一、一六	一〇、一、一七	八二	一、八四六	四、五六七	六、〇九	二、八、五、一〇〇
二木島	九、四八	一、五、三三	一、二七	二、一七	二、五七	三、九五	三、七、〇、八四〇
有井	五、五二	七	四四	九二	一	一	六、五、六、五〇
神志山	五、五	八	三七	八八	一	一	三、七、一、〇〇
市木	五〇	三六	六八	三五八	一	一	八〇、四、五〇



阿田和	一五、三〇二	三五五、八〇一	八四六	二、八三五	四、八三三	五、三二、〇〇〇
鶴野殿	一一〇、五七三	二二二、九六六	九三三	二、八五三	二、七六三	二、七五七、一〇〇
相野谷	四四五	—	二五八	—	—	四七、三〇〇
尾志	八、四一九	一五、七六六	一、六五五	二、六六九	三、六四五	二、七四五、二〇〇
和氣	三六、四四〇	六〇、二一九	四四四	七、八七	—	八〇〇、二八〇
入鹿	五五、四七〇	一〇〇、六〇一	八二	一、六九六	二、〇三三	二、一七、〇〇〇
西山	四八、二四一	六、八三〇	七三八	一、七三三	—	一、三六、六〇〇
神川	九八、五五〇	一五九、一九五	一、六三九	二、五二一	三、六二九	四、六二五
五郷	五五、三三三	九五、五六六	一、九九五	二、〇五六	三、一四四	二、三三、七五五
飛鳥	八、七七一	一八、〇〇一	八四四	一、七四五	—	一、八三二、八〇〇
計	二、三三三、四〇八	三、四六九、九六九	二四、〇四四	四、二二三	六、八四二	七、三三六、五〇〇
大正九年	二、九八、二二一	三、三三三、八四二	二、三、九九五	四〇、五五四	六、八、三二六	六、三、二九四、九一〇
同八年	二、三〇四、〇七三	一、九三二、六三七	三、四、四五	三七、五八四	八〇、三三七	五、九、九四一、〇〇〇
同七年	一、八六六、四七七	二、三九六、三三九	三、八、三	三六、八八四	八、五、五四	三、九、九八七、四二二

(九) 車輛表

人力車	七三	七七	八〇	八九	九二	九四	九六	九八
自轉車	一、七九五	一、三三四	九九九	六八	五七	四二	三六	三三
自動車	七	五	一	二	一	—	—	—
馬乘用車	七	六	四	四	三	三	三	二
馬積用車	三六	九二	一六	八〇	六〇	六	八二	九三
牛馬車	二六八	二四七	二五	二六	二九	三三	二五〇	三四
荷積車	一、五五五	一、五五七	一、五二	一、五〇	一、四八〇	一、四七〇	一、四二五	一、三七八
合計	三、七三三	三、三三七	三、〇〇四	二、五〇〇	二、四四三	二、三三七	二、二六六	二、一六六

第四章 各町村交通誌

木本町の交通

木本町は夙に當地方の中心として物質の集散地として通路諸方に開けたり。

木本峠、大吹峠、逢神阪、曾根太郎、八鬼山等の險山を縫ひて其間に介在せる諸村落を過ぎ尾鷲に出づる道路を海岸道路と稱へ往昔野街道の往還なり。大正十年縣道に編入せらる。

西北なる評議阪に出で、小阪、大又を経て尾鷲に出づるを矢の子街道といひ迂回屈折拾餘里稀有の難道と稱せらる。明治十九年土木知事の稱ある石井邦猷氏の時代に開通せられたる縣道なり。大正十一年尾鷲の企業家内山鐵藏氏は此間に自動車の交通を開始し破天荒の計劃として時人の稱賛するところたり。

評議峠より左に分れて神の山、寺谷、桃崎を経て奈良縣に入り、伯母が峯を経て上市町に至る道は所謂吉野街道にして頗る險道なりが最近辛うじて貨物を通じ得るに至れり。就中五郷、木本間に大正十一年自動車定期開設あり沿道民の利便大に加はる。

井戸より一の水峠を経て赤倉越に尾川に行き道あり。いやの山を越え長原を経て神の山に達する道、深田尾を経て柳谷に至る道と共に險路にして物資の需給等の困難言ふべからず。目今木本より神の上を経て奈良縣下北山川口に至る沿道に索道設置中にて早晚開通すべければ地方民の幸福多大ならむ。

有馬より神の木に入り横垣を通りて阪本、尾呂志を経て瀨峽に通ずる道あり。木本、成川間は所謂白砂青松の七里ヶ濱に沿ふ坦々たる三間市の縣道にして熊野自動車會社の日に數回の發車往復に加へて馬車、人力車の之を助くるあり。

木本、尾鷲間の各港に寄港して乗客及貨物の運輸に従ふものに發動機關巡航船あり日に三艘の出入あり。各取扱會社を異にするが爲に運賃の競争ありて比較的低廉なり。

右は何れも地方小局部の交通路に過ぎず。當地方の中央都市に出でんには神戸、熱田間を往復する大阪商船會社の(四百噸級位)小汽船の寄港に俟たざるべからず、併も僅に日に上下各一回の寄港に過ぎざるに天候の都合によりて數日間寄港を見ざるこも稀ならず、不利不便言語の外にあり。當地方人が紀勢鐵道の速成を希ふは當然なりと言ふべし。

一、郵便局



一、局所創設年月日 明治六年六月十五日

南 庄 助 自治治六年六月十五日

至同十五年二月

如中松右衛門 自明治十五年二月

至同廿六年六月十七日

如中松右衛門 自明治廿六年六月十七日

山口 伸一 自大正九年一月十六日

至同九年七月十六日

星山 菊松 自大正九年七月十六日

現 任

業務開始

郵便電信

通常 明治六年六月十五日

小包 同廿九年七月一日

集配 同六年六月十五日

和文 同廿五年三月一日 歐文 同

電話爲替

交換 明治四十四年三月一日

通話 同四十三年二月廿一日 内國 同十四年四月廿一日

外國 同廿五年七月一日

貯金 同十七年一月一日

一、享便地域ノ異動

イ、新設當時 神川、五郷、市木、神志山、有井、泊、各村及飛鳥村の一部 木本町

ロ、明治廿五年 市木、神志山、有井、泊、木本町

ハ、明治卅四年 神志山、有井、泊村、木本町となる(目下)

北輪内村

一、舊來ノ往還道

1、尾鷲に至る道路

2、古江に至る道路

3、三木浦に至る道路

4、三木浦より頼母に越ゆる道路

二、道路改修ノ沿革

1、村民一般義務的に頼母子講の如きものを組織して道路改修の費に充つ(八木山道)

明治廿二年

其他は不明

三、郵便電信

1、北輪内局開始年月日 大正七年三月卅日

2、電信電話事務開始 大正十年七月十一日

3、局長 本山幸之助初めて北輪内局開始ごまに任命せらる。

南輪内村 (古江)

一、舊來ノ往還道

人家を隔たる西北部三町餘山の裾を通ずる道幅狭く今日の山道に等しく旅人の旅情を慰むること能ず却つて困難を感ぜしめたり。斯の如く困難にして淋しかりため旅人の多くは三木浦より會根に渡航する渡舟の便により此所を通行するもの至つて少かりき。

二、道路改修ノ沿革

一般の交通を便ならしめんと計り多額の経費を投じよ、明治廿八年改修をなせり。改修後に於ては舊道の困難を淋しきは一變して人家の東南部を横貫する事となり爲甚だ賑となり従つて旅人の往來絶ゆることなかりき。殊に當浦の生魚賣が三木里及び賀田へ往復する便は改修以前と天壤の差も只ならず、然るに今日は海上の交通機關備りたるにより旅人の通行は極めて少くなれり。

南輪内村 (賀田)

三、郵便電信

1、設置及移轉

一、明治十一年頃會根浦に郵便受取所設置ありと云ふも不詳 一、明治十二年頃賀田浦八十八番地に郵便受取所移轉。

一、明治十七年五月五日賀田郵便局となる。 一、明治廿六年八月十五日賀田三百廿七番地に新築の局舎工事落成に付移轉。 一、明治

卅六年十二月五日官制改正監督局名古屋郵便局となる。 一、明治四十一年一月七日賀田三百廿六番地に新築の局舎工事落成に付移轉。

一、明治四十三年四月一日官制改正名古屋逓信管理局管轄に屬す。 一、大正二年六月十三日官制改正により監督局名古屋郵便局となる

2、局長 一、明治十一年頃會根浦本半十郎郵便受取所取扱人を命ぜられたりと云ふも不詳。 一、同十二年七月廿九日賀田村榎本彌惣

兵衛七等郵便取扱役を命ぜられ御手當一ヶ月二十錢筆紙墨料十錢を給せらる然共退職不詳。 一、同十四年七月頃賀田村大川五兵衛五等

郵便取扱役を命ぜられ續て同十七年五月五日長男大川深一郎賀田郵便局補四等郵便取扱役に任ぜられ賀田三等局長を命ぜらる同卅四年六

月辭職。 一、同卅四年七月十二日賀田三百廿七番地大川佐一郎賀田郵便局長を命ぜられ六級手當を給せらる。同卅八年十二月廿日五級

手當を給せらる。同四十年七月十一日依願退職。 一、同四十年七月一日賀田三百廿六番地西部裏三等郵便局長を命ぜられ大正三年十二

月廿七日五級手當を給せらる。同五年十二月退職。 一、同五年十二月十四日賀田三百廿七番地大川佐一郎西部局長辭職に付局長心得

を命ぜらる。 一、同六年一月卅日賀田二百六番地大川博三等郵便局長に任ぜられ六級手當を給せらる。賀田郵便局長に任ぜらる。

3、郵便電信 一、明治十二年七月廿九日受取所設置の日より通常及小包郵便取扱集配受持局賀田郵便局集配南北輪内村。同十八年十月十

日貯金事務開始。 一、同廿九年五月一日爲替事務取扱開始。 一、同卅八年十二月十八日電報受付并に配達事務開始。 一、同卅九年



三月一日振替貯金事務開始。一、同四十五年三月十六日電話事務并に電話呼出事務取扱開始。

南 輪 内 村 (曾根)

一、舊來ノ往還道

曾根太郎坂曾根次郎坂 登り十八町甚峻にて難所也。峠に榜示の茶屋あり俗に法華茶屋と云。又辻堂に石地藏有是より絶頂までは四十町有と云。峯通元山にて左に入海有、南海の浦々見えて景色よし東南を望めば三木崎からの鳥葉枝、九泉、尾懸、引本、川口迄見ゆ。又は西は三木浦、賀田、古浦、梶賀、長柄、川口、網代湊、二鬼島、合川ノ口、甫母、橋ヶ崎までも見ゆ、此峰通を俗に曾根太郎坂と云下り坂の方めけ道有。(以上紀伊名所圖會)

二、道路改修ノ沿革

村より丑の方にありて曾根浦へ越ゆる往還の山坂なり曾根の方より登りを曾根太郎といひ此方(二木島をいふ)より登るを曾根次郎といふ峠を以て村界とす當村(荒坂村をいふ)より頂まで四十町坂路甚峻也。(以上紀伊續風土記)

1、二木島街道

舊來曾根より二木島に通ずる往還道は曾根太郎坂曾根次郎坂を越えつゝありしが明治廿八年五月道路法の施行せらるゝや其の險を避けて現在の二木島街道に改修せしなり。

2、梶賀道 舊來梶賀に通ずる往還は村の南東なる網代より一山を越し居りしが餘りに急坂なりしを以て明治四十一年三月より現往還の工事に着手し五ヶ月間の日子を要して之を改修せり。

南 輪 内 村 (梶賀)

一、舊來ノ往還道

本村大字曾根に通ずる舊來の往還道は當區寺院地藏寺の北側より直ぐ畑の間道を登り峻阪なる山路を攀ちて山頂を越え下阪するの小徑なれば交通の不便にして甚だ辛苦を極めたる所なりき。

二、道路改修ノ沿革

舊來の曾根に通ずる往還道を廢し之に更ふるに地藏寺より斜北方に山腹を開鑿し勾配の緩なる山頂を越え曾根領の山腹を南西に迂回しつゝ下阪の新道を作れり。現今の道路之なり此工事は明治四十一年春三月起工し五ヶ月の日子と多くの費用とを投じたれども舊道に比し往復に稍々便利になりしに過ぎず。

荒 坂 村

一、舊來ノ往還道

舊來の曾根太郎曾根次郎道は逢神坂を下りて字逢川を通じ、七百三十九番地(玉川陽之助氏屋敷)東横より上り、曾根境榜示の茶屋を過りて曾根に達する峻坂なりき。紀伊續風土記には所謂荒坂は之れならん云へり。

二、道路改修ノ沿革

イ、曾根太郎曾根次郎道筋變更

明治廿二年五月に至りて逢川口を起点とし、同川に沿ひて上り、曾根界に至る延長一千四百五十九間、道巾八尺以上の道路を開鑿して、曾根區經營の同界に至る道路に接続し、以て舊來の曾根太郎曾根次郎道筋を變更せり。其結果坂道の勾配は緩となり道長は短縮せられたり。此の経費金三百七拾圓三厘にして人夫一千八百〇九人一分三厘(一人に付金拾錢)石工千〇五十五人五分、賃金百八十九圓〇九錢(一人に付金拾八錢)を要せり。其後本道路は二等道路に編入せられ二木島道の一部をなせり。

ロ、二木島浦海岸道路

從來二木島浦海岸道路は字逢川、及西の一部を除きて、山腹の迂曲上下して通ざるものなれば、不便尠からざりき。亦海岸濱道(道路にあらざる)を通行せりと雖も、之れより以上の不便ありしが、明治廿八年竹内長太郎氏等主唱して舊曾根次郎坂上り口より、七百五十八番地(竹内音藏氏屋敷)に至る約五十間の新道を開鑿して、道路改修の先鞭を付けたり。同四十年濱田彌之助氏村長時代有志と相謀り萬難を排して海岸道路開鑿を實行せり。此延長九百六十六番地(藏谷爲之助氏屋敷)を起点として、七百五十八番地(勝善隱居)を終点とする、二百二間半にして経費一千五百五十圓を要せり。内百八圓三十錢五厘は道路敷地關係者の寄附にして、他は村費を以て支辨せり。次で明治四十四年には五百五十八番地(田中君松氏屋敷)より向月庵に至る、延長二百間の小向道路開鑿、此経費五百圓を要せり。茲に於て二木島浦の海岸道路は字新田を除きて、全通縦貫し、舊來の面目を一新して交通至便となれり。

ハ、甫母分教場通學道路改修

從來甫母川には梁橋の設備なく、出水毎に行通杜絶して日々通學上不便尠からざりしが、大正四年十一月甫母區は御大典紀念事業として其改修を企てたり、即川岸道長廿二間に對しては、高さ四尺の積上工事を施し、長二間、幅一間の石橋(大正橋と命名)を架設し、以て交通の便を開けり。此経費七十餘圓(内金十五圓村費補助)夫役區民一般二日宛を要し、別に石橋架設費は全部片岡清左衛門氏の寄附する所なり。

三、郵便電信



從來本村は新鹿郵便局区内に屬せしが、明治卅四年三月十一日大字二本島浦に二本島郵便局を設置せらる。漸次通信事務煩繁となり、同卅六年一月十六日より電報を取扱ひ、同四十四年三月卅一日特設電話を架設す。

新 鹿 村 (新鹿)

一、舊來ノ往還道

イ、飛鳥村小又に通ずるもの。小阪に通ずるもの。(明治廿八年改修)  
ロ、泊村を経て木本町に通ずるもの。ハ、字淺谷より南輪内村賀田に通ずるもの。ニ、荒阪村二本島に通ずるもの。(大字遊木を経て二本島へ、同上外洋に面する山道を迂回して二本島に至るもの。)

二、道路改修ノ沿革

飛鳥村に通ずる道は明治廿八年改修せしも其等の沿革なるもの不詳なるは遺憾なり。

三、郵便電信

イ、設置及移轉

明治十二年八月十六日三重縣紀伊國南牟婁郡新鹿村(番地不詳)に設置、七等郵便局と稱す。監督所三重縣驛遞係。  
同十六年十一月より監督局四日市驛遞出張局。同十九年六月より監督局名古屋遞信監理局。同廿二年四月より同津郵便電信局。同廿六年十一月十日官制改正同名古屋郵便電信局、同三十年十一月十九日同村百廿九番屋敷に移轉。同卅六年十二月五月官制改正監督局名古屋郵便局。同四十三年四月一日官制改正名古屋遞信管理局の管轄に屬す。大正二年六月十三日官制改正西部遞信管理局の管轄となる。監督局名古屋郵便局。同五年八月廿六日同所四百九十八番地に新築の局舎工事落成に付移轉。

ロ、局 舎

明治十二年八月十六日開局當時より卅年十一月十九日に至る間に於て五度局長の交迭と共に局舎の移轉をなしたる筈なるも據るべき材料なし。現局舎は局長私宅の一部を以て之に充つ。事務室六坪。卅九年十月廿六日電信開始の爲め更に四坪を割き局舎の擴張を行ふ。同四十四年三月廿一日電話通話事務開始の爲め事務室の一部に電話室を設く、大正五年四月十三日局舎新築認可直に起工同年八月十五日落成

ハ、土地ノ状況

明治十二年新鹿郵便局設置のために最も利便を享けたる地域は新鹿村、荒坂村一圓にして戸數約六百、人口三千、住民は商工二分、農八分なりしが逐年増加し同廿九年十二月末現在によれば戸數八百卅六、人口四千四百五十に達し商工業亦漸次發展し商工農と相半するに至

れり。局所在地新鹿は開局當時戸數僅に、三百個、人口四百餘但し人家連擔市街の体をなせり。住民の職業は商工三分他は農と勞力にして村役場なり。駐在所もなく小學校は寺院の一隅を以て之に充つるのみされど當地交通の關係や近きは重要産物の木材供給地たる飛鳥五郷に接し遠きは其取引先なる東京、名古屋、三河地方に達せるを以て逐年繁榮し來り廿三年六月に至り村役場を大字波田須より移し更に廿九年六月新鹿村巡査駐在所の設置せらる、あり爾來各種の事業著しく發展し尤も高調に達せり、然るに同卅四年後さしも盛況を極めし商工業者の倒産相亞き頗る衰運の姿を呈せしが四十年頃より漸次回復の曙光あり昔日の偉觀亦將に近きにあらんとす。氣候は寒暑人に適す、開局當時道路は極めて不完全なりしが明治廿八年飛鳥、五郷に通ずる道路開通及び市街の道路を修正以來人馬の往來自在にして大に運輸交通の便を増進するに至れり。

新 鹿 村 (波田須)

一、舊來ノ往還道

大字新鹿より泊村大字大泊に通ずる舊熊野街道の東西を貫くもの一筋あり今は縣道となれり。

泊 村

一、舊來ノ往還道

二本島道往昔波田須より大泊觀音山を経て木本町に至りしを明治三年改修して現在の街道に變更せるものなり。當時木本町今の明治座敷地に獄舎あり其の囚人をして開鑿せしめたるものなりといふ。

二、大 泊 道

(大泊より飛鳥村に通ずる道路)  
里程、一里十五町道巾一丈 起工明治廿一年三月 竣工同廿二年三月 工費金二千六百圓大泊協議費 工事施工發起人 九鬼城之助氏 但九鬼城之助氏工事を監督し總て無報酬にて工事現場に出張したり。

古 泊 村

一、舊來ノ往還道

舊來の往還道は古泊區字上地海岸より大字大泊區に至るものなり。併し該道は險峻狹隘なるもの海岸に沿ひて潮の飛沫を避け雜林に入りて細路を辿る等寔に不便なるものなりき。

二、道路改修ノ沿革



舊來の往還道には如上の不便を感じたりしかば茲に道路改修の議起り大正三四年に跨り該工事の達成を圖る。改修費五千六百圓中縣補助二千三百圓、郡補助五百圓其餘古泊區の負擔として全長十七町完成す。之によりて本村交通の便は開かれたるこゝ多大なるは勿論古泊港は七里ヶ濱に於ける唯一の港灣として而かも僅かに汽船の寄港をなす所なれば一般者の便を得せしむるこゝ亦大なり。

有井村 (井戸)

一、舊來ノ往還道

明治卅九年龜齡橋竣工までは舊馬止より中河原までを神上街道として往來せり。

二、道路改修ノ沿革

明治卅九年龜齡橋竣工後松原より瀬戸まで井戸川畔に里道を設けて神上街道となり大正九年郡道に編入せられ改修して今日の道路となれり。其他鍛冶屋敷より大馬神社に到る道路は大正三年改修せり。

有井村 (瀬戸)

一、舊來ノ往還道

瀬戸部よりは神川村、飛鳥村に通ずる山道あり又昔は木ノ本へも山道なりとなり。

二、道路改修ノ沿革

明治の御代となりて木ノ本、瀬戸間は車道となりて目下郡道となり人の往來多し。

有井村 (有馬)

一、舊來ノ往還道

- 1、縣道 熊野街道 明治四十三年十二月擴張せらる。
- 2、郡道 尾呂志に至る線 大正十年三月廿日郡道に編入せらる改修工事等不明。
- 3、村道 山崎線 改修沿革等不明。

二、郵便電信

明治卅六年十二月十日郵便受取所設置有馬郵便受取所と稱す。同卅八年四月一日郵便受取所を三等郵便局と稱す。

同四十二年十月一日有井郵便局と改稱。

神志山村

一、舊來ノ往還道

中繼地街道 有井村大字有馬に起り神志山村大字金山を経て神木を通り尾呂志村を経て西山に至るもの。現今は木ノ本、西山線と稱す。

二、道路改修ノ沿革

- 1、中繼地街道 舊來の往還道にして有井村有馬に起り神志山村金山、神木を経て尾呂志村に入り西山に至るものにして明治廿四年關係町村の協議によりて改修し、郡道に改めて西山線と改稱す道幅九尺あり。
- 2、役場道 神志山村大字神木より發し同村大字志原を経て久生屋を通り縣道に續くものなり。明治廿四年に至り舊來の里道を九尺道路に改修し役場より縣道に通ずるまでの間を郡道とせり。
- 3、市木道 神志山村大字金山字下大長田より出て志原にて郡道と交叉しこれより市木村大字下市木に通ずるもの明治廿四年改修せらる。
- 4、妙見道 市木村上市木より來り神志山村神木に入り市木川西岸を通つて妙見山に至り下つて前川村大字小川に通ずるもの、前記のもの同時期に改修せらる。
- 5、赤倉道 神志山村大字金山普門寺裏手より起り神川村大字赤倉に至る木馬道にして主として木材運搬の道路なり。
- 6、神木木馬道 大字神木より發し妙見山を経て神川村に通ずるものにして前者と同じく木材運搬道路なり。

三、郵便電信

大正五年十月六日神志山村志原に郵便局を置き同年十月六日より開始す。無集配局なり。

一、道路 市木村 (上市木)

- 1、尾呂志道 (中央以東は下市木道以西を高ノ堂と云ふ)三等里道に屬す村の正東字正々芝にして下市木界に受け中央部を西と明神瀧を南にし尾呂志村大字上野の界に入る、長四十五町(其中堤防を兼ねるもの約八町)市三尺五寸を出入す。
- 2、神ノ木道 三等里道に屬す村の東字岡地にして尾呂志道に分岐北の方字清水平にして神志山村大字神ノ木の界に入る。長三拾八町卅二間(其中堤を兼ねるもの二町十間幅三尺五寸を出入す)



- 3、坂本道 三等里道に屬す村の乾の方字海平にして神木道に分岐、海平の西北市木川を渉りて進み稍々北方に轉じ明神瀧峠にして尾呂志村大字坂本に入る。長二十九町二間、幅二尺五寸を出入す。
  - 4、西ノ原道 三等里道に屬す。村の字久西保にして尾呂志道に分岐西方字カン保の南隅に至り尾呂志村大字中立に入る。長十七町廿三間幅三尺を出入す。
  - 5、中立道 三等里道に屬す村の東字岡地にして尾呂志道に分岐、未の方字寺谷の西にて阿田和村の界に入る。行くこ二町廿四間にして村の地に復し一町四十間を進むに再び阿田和村の界に入る、長十三町二十八間。
  - 6、阿田和道 三等里道に屬す村の東字岡地にて尾呂志道に分岐、辰の方字長通の東にして下市木區界に入る、長八町三十間幅四尺乃至五尺。
  - 7、越の谷道 三等里道に屬す、村の寅の方字堀田にして尾呂志道に分岐、辰の方字越ノ谷の東に至り下市木區に入る。長九町五十三間幅三尺を出入す。(近年本道は改修され九尺道路となれり)
  - 8、乙神木道 三等里道に屬す村の亥の方字清水平の南にして乙神木道に分岐、村の正北字砂方の東北に至り神木志原二區の界に入る、長六町五十間、巾三尺五寸を出入す。
  - 9、志原越道 三等里道に屬す。村の正北字砂方越にして乙神木道に分岐、村の丑ノ方字砂方の北隅にして神志山村大字志原區に入る。長九町五十四間巾二尺五寸を出入す。
  - 10、本宮道 三等里道に屬す。亥の方字高峯の北にして神木區界に受け高峯山の山腹を西に阪本區の地内に入る長三町廿五間巾四尺乃至五尺、但本道は神木區と阪本區との往還たり。
  - 11、尾呂志道路開鑿(里道) 第一期線下市木瀧野野街道より分岐、上市木釜谷口に至るまで約五十町餘は明治廿五年三月開通せり。道巾七尺車道とす。第二期線釜谷口より神木に至る約一里引續開鑿車道とす。第三期線釜谷口より分岐して尾呂志村阪本道路に接續すべき豫定を以て先づ明神瀧越山麓まで開鑿せり、延長千四百廿四間巾七尺、本線は明治四十四年十二月十二日工事に着手し竣工期限は同四十五年三月十五日なりしも若干遅せり。
- 第四期線 明神瀧越工事、受負師尾呂志村坂本源右衛門にして祖父以來有名なる土木受負師なり。トンネル開通設計者として本郡前土木技手として永く奉職せられたる大橋調次郎氏其局に當られたり。トンネル長五十六間巾八尺高十尺、受負工費金二千六百九十圓なりき大正六年四月十五日工事に着手し同七年十月十日開通成功せり。從事延人員實に千百三十九人工事費の實際は四千九百四拾八圓、外に雜費金約三百圓なりき。

二、郵便局

市木郵便局

大正八年四月十六日開局にして目下無集配局なれども一般遞信事務を取扱ふ。現局長は元本村長山本光夫なり。

トンネル出口より阪本街道に接續する道路も同氏の受負にして延長二百四十三間なり。是にて車馬の往來自由にして交通上の利便頗る大なり。然れどもトンネル入口より四五町は匂配急なるが故に車馬の交通困難なるは遺憾なり。

一、舊來ノ往還道

阿田和村

- 熊野街道 一等道路にして飯南郡松阪町にて和歌山街道より分岐し多氣郡、度會郡、北牟婁郡を経て本郡に入り市木村より本村を經井村鶴田殿村を過ぎ御船村大字成川和歌山縣界に至る。
- 十津川道 本村大字阿田和にて熊野街道より分岐し尾呂志村を經入鹿村大字小川口渡船場に至る二等道路なり。
- 里道 本村大字阿田和にて十津川道より分岐し山地を經て井田村に至り熊野街道に合するもの本村大字柿原より相野谷村に至るもの本村大字引作より相野谷村に至るもの村内各所に通するもの。
- 巡禮道 稚子の塔の下より星山本莊狀を經て小松一升栗に至る一小里道を今も巡禮道と稱し往古此道を通行したるものなる由。

二、道路改修ノ沿革

- 熊野街道 明治廿一年一月下地を經たる舊來道路を變更して阿渡波橋を架設し現在道路となす。
- 十津川道 新道に改修したるは明治廿三年縣道に編入したるは大正六年。
- 裏町道路改修 明治廿五年當時の村長濱田義夫氏通學道路として萬難を排して改修したるものなり。

三、郵便電信

郵便 明治七年二月廿三日阿田和村二〇八番屋敷郵便取扱所設置監督局度會縣廳。  
 明治九年四月度會縣廳廢止の爲め監督局は三重縣廳となる。  
 管轄 明治十年官制改正の結果驛遞寮四日市出張所の管轄となる。  
 明治年月日(不明)三等郵便局に改定阿田和郵便局と稱す。明治廿二年一月官制改正の結果津郵便電信局の管轄



同廿六年十二月官制改正の結果名古屋郵便局管轄となる。同四十三年四月一日官制改正の結果名古屋逓信管理局管轄。大正二年六月十七日官制改正の結果西部逓信局の管轄に属し名古屋郵便局の分掌監督となる。同八年五月官制改正の結果名古屋逓信局の管轄となり監督を受く。同八年五月地方逓信官署。移轉 大正六年七月十一日同村八十二番地に移轉 同九年十月十二日同村三千二百六十七番地移轉。

### 井田村

#### 一、舊來ノ往還道

一、阿田和村より來り御船村を経て新宮に至るもの。二、之より分れて神内を通り相野谷村に至るもの、神内より更に二つに分れ其一は小畑越に至るもの、一は田代越に至るものなり。三、一より分れて鶴殿村に至るもの。四、一及二の連絡、神内より新宮に至るものなり何れも小徑にして車を通せず上下勾配のはげしき小道なり。三は上下なれども松樹間にあり極めて小さき道なり。

#### 二、道路改修ノ沿革

海岸に沿って新宮に至るものは縣道に編入せられ、位置をも變更し阿田和より來り鶴殿に至りし小徑に連絡し巾も三間にせられて現今の道路となれり。舊道路は今の上野道と稱するものなり。神内より新宮に至る線も明治廿七年頃區の事業として改修し車を通ずるに至る。其他の道路は時に小修理をなすことありとも概ね昔の儘なり。

### 鵜殿村

#### 一、舊來ノ往還道 二、道路改修ノ沿革

舊來熊野街道と稱せし本道は御船村字成川を経て本村北境を通じて井田村字井田に至る本線と熊野川に沿ひ本村の中央を貫通して梶ヶ鼻を經井田村に入りて本線に合する迂回線とありしが明治廿年三月起工同四月竣工東は井田村界より西成川に至る迂回線は車道に改修せられ以來縣道木ノ本成川線に編入せらる。

#### 二、郵便電信

本村はもと阿田和郵便局の集配に属せしも本村製板製材の發達に伴ひ商業取引頻繁となり遂に本村郵便局の設置を見るに至り明治廿四年三月廿一日より郵便事務并に爲替事務を開始せり。同廿六年三月廿一日に至りて電信事務開始せられ同四十三年一月一日以來電話をも加設せらる。創設以來の局長左の如し。

明治廿四年三月廿一日より同廿七年三月七日まで市川傳次郎氏。 同廿七年三月七日より同廿八年一月四日まで市川兼五郎氏局長心得。 同廿八年一月四日より大正八年十一月六日まで市川虎太郎氏。 大正八年十一月六日より同九年十一月十八日まで再び市川兼五郎氏局長心得。 同九年十一月十八日より市川兼彦氏局長となる。

### 御船村 (成川)

#### 一、舊來ノ往還道

隣村井田村より同村上野及御船村大字成川字飯盛を経て成川下地に出で、成川渡船場に至る。

#### 二、道路改修ノ沿革

井田村より鶴殿を経て成川に至る現古の往還縣道は明治廿年三月竣成せり。

#### 三、成川渡場

創始の年月日不明

〔後二條天皇の徳治元年三月飛鳥の渡船成川は爲る往來の人道眞直〕(熊野年代記)

〔正親町天皇の永祿八年乙丑(四月)鳴川へ渡船付替る巡禮番所を移す、雜用五十九匁〕(熊野年代記)

渡船は古くより(時代不明なれども)戦國時代より以前(新宮の庵主家系之を管し成川は本役八十戸といひて渡船を八十戸の廻り役に漕ぎ入り而して東は八鬼上麓迄北は北山郷迄の各戸に付米一升及馬を飼ふ者に尙一升を正米といひて集め渡船料を無料とす。此の米は成川の收入たり道者巡禮輩には番所を設けて渡船料に十五文を徴し庵主の收入とす。明治四十一年四月より三重縣營となる。

#### 四、郵便電信開始ノ年月日及其沿革

一、明治五年二月十六日新宮郵便局郵便事務開始せらる、やその區内なりしも明治七年二月廿三日阿田和局區内に變更次ひて同廿四年三月廿一日鶴殿郵便局郵便事務開始と共にその區内となる。 同廿三年十二月十六日新宮郵便局電信事務開始さる、や其の區内なりしも同廿八年四月一日鶴殿郵便局電信事務開始と共に其區内に變更さる。

### 御船村 (北檜杖瀬原)

#### 一、舊來ノ往還道

本宮街道熊野川に沿うて北檜杖瀬原兩區を東西に走るものにして古來新宮方面より五條及高野方面に通ずる街道なり。



## 二、郵便電信開始年月日及其沿革

イ、一般郵便事務（成川校より村内を取纏め報告すべきも左に参考事項を記す）

明治五年二月十六日新宮郵便局事務開始により其の区内となりしも同年七月以降同七年二月迄の間に木ノ本、阿田和、尾呂志、日足、本宮等の各局開設により其孰れかに隸屬せられ後鶴殿局開設により同局区内に編入せられしものなり。

ロ、電信事務（北檜枝區の電信事務は新宮局管轄なり）

明治二十三年十二月十六日新宮局電信事務開始以來今日迄同局配達区内なり。（同廿八年九月十六日鶴殿局電信事務開始せられたるも變更なし）

### 相野谷村

#### 一、郡道入鹿御船線

本道は入鹿村大字矢ノ川にて縣道入鹿木本港線より分岐し尾呂志村、相野谷村、御船村を経て和歌山縣新宮町に達する路線にして去る明治廿九年縣の補助を受け改修す。道巾九尺乃至十尺。

#### 二、郡道木本相野谷線

本線は木本町を起点とし阿田和村大字阿田和にて縣道入鹿木本港線より分岐木本村大字大里に達す。

#### 三、相野谷川

本川は相野谷村より御船村を経て新宮川に通ずる河川にして毎日舟楫の便あり。本村の産物及び新宮町より輸入する貨物は専ら本川により運搬す。

#### 四、相野谷郵便局

本村郵便事務は舊來隣村阿田和局の管轄にして然かも同局との距離二里餘あり一般に不便を感じ屢々郵便局設置の請願をなしつつ、ありしが漸く明治四十一年二月廿一日前記相野谷郵便局開設せられたるも無集配局なるを以て貯金爲替等の便を得たるも年々通信事務の増加に伴ひ不便少からず更に集配事務の開始を切望し居れり。

### 尾呂志村

#### 一、舊來ノ往還道

舊來の往還道路は最も不便にして東木本町に至るにはハヨコガキを越え西相野谷村に通ずるにはトロノ坂を越え南阿田和村に至るには谷川を徒渉すること十數回、夏日出水するときは交通杜絶數日に亘ることもあつた。北入鹿村に至るには是亦風傳峠を越えねばならないので交通誠に不便であつた。

#### 二、道路改修ノ沿革

明治廿三年十津川道路南阿田和村より村の中央を貫通して北入鹿村に至りたるを以て舊來の不便は昔日の夢と變じ車馬連日本本、新宮方面に往復するやうになり、従つて貨物の運搬に便利になつた。又更に明治廿六年には上野道同廿八年には尾呂志道同廿九年には片川道の各支線を改修し愈利便となつた。

#### 三、郵便電信

明治七年二月廿三日の創立であつて、通常郵便を實施し局舎を大字上野に置く。同十八年十月一日貯金取扱開始。同廿五年二月一月内國爲替取扱。同年三月上野四十七番屋敷に移轉。同廿九年一月十六日小包郵便開始。同卅二年四月一日外國爲替取扱開始。同卅五年十一月廿五日上野四百九十三番地ノ第七に移轉す。同四十二年三月卅一日電信(和文)開始す。

### 上川村

#### 一、舊來ノ往還道

イ、新宮―御船村の檜枝、淺里―上川村和氣、楊枝、小船―東郡の九重村に至るもの。  
ロ、楊枝より楊枝川を經入鹿村に至り尾呂志村に至るもの。  
ハ、和氣より東郡三津ノ村、小口村を徑て那智に至るもの。

#### 二、郵便電信

上川村の郵便局は和氣にあり其の開始は明治卅五年の三月一日とす。現局長は植地貞一郎氏なり。未だ電信の開通を見ず而して郵便物は新宮局と直通にて嶮路肩に荷ひて双方御船村淺里にて荷物の取りかへなす。川奥との郵便物は對岸三津ノ村の郵便局との間に取りかはさる。

### 入鹿村

#### 一、舊來ノ往還道路

十津川道は本郡阿田和村に起り尾呂志村風傳峠を越へて本村に入り矢ノ川、小栗須、板屋、小川口を通り北山川を渡り東牟婁郡玉置口村



吉野郡十津川村に通ず巾員九尺村内延長四千九百三十九間あり。  
大沼道は大字矢ノ川に於て十津川道より分岐して丸山の中央を貫通し西山村を経て東牟婁郡北山村に通ず。巾員九尺村内の延長三千四百四十三間あり。相野谷道は相野谷村より起り矢倉峠を越えて大字矢ノ川に合す。道路險惡なれども新宮地方に通ずる捷路なり。其の他各  
大字間及至他に通ずる里道數多あり。  
此の外郡道に西山より來りタビラコ峠を越えて大栗須に至り十津川道に合し板屋より岐れて字大河内を経て上川村に至る道あり目下郡道  
たり。

二、道路改修ノ沿革

十津川道路改修は明治廿二年頃。 縣道編入は大正六年十一月。 西山道路改修は明治廿五年頃。

三、郵便電信

郵便局は板屋にあり。明治四十年三月十六日の創設。同四十四年三月卅一日電信局開始。同四月廿一日集配事務を始むるに至る。創設以來現今に至るまで岡嘉四郎氏局長たり。

西山 村

一、舊來ノ往還道及道路改修ノ沿革

一、新道(本道) 新道は明治卅五年工事に着手し、同卅七年に成功せしものにして、大正九年四月一日都會の決議に依りて往來の新道が郡道と改稱さる。

起 点 西山村赤木アノ坂 尾呂志村より來れるものに連つて起る。

經過地 西山村赤木、長尾、平谷 終点 西山村平谷迄之より大沼舊道に連る。

一、里道 右道路は往來の里道たりしが、大正九年二月九日西山村長各區議員一同審議の結果、村道路線とするは適當なりと認め村道と改稱さる。

村 道 名

一、小森線 西山村各區より小森區に達する路線 起 点 西山村大字長尾字大瀬戸。 經過地 五郷、上川線郡道重用(西山村大字平谷字前地先にて分岐大字平谷(谷) 終点 西山村大字小森字山口二七一番地

一、十津川線 西山村より吉野郡十津川村に達する線路 起 点 西山村大字長尾字大瀬戸 經過地 五郷、上川線重用(西山村大字平谷字前地先にて分岐大字平谷小森) 終点 西山村大字小森字和田

一、大沼線 西山村より東牟婁郡北山村に達する路線 起 点 西山村大字長尾字大瀬戸 經過地 五郷、上川郡道重用(西山村大字前地先にて分岐大字平谷神川村大井) 終点 西山村大字平谷字ハケ休場

一、小松線 西山村大字長尾東牟婁郡北山村大字 起 点 西山村大字赤木がくの、 經過地 五郷上川郡道重用(西山村大字赤木字栃ノ坪、赤木、平谷、小森 終点 東牟婁郡北山村字小松

一、赤木本道線 起 点 字上ノ作り 經過地 大字赤木 終点 字中畑ヶ

一、長尾 中地道線 起 点 字境日野 經過地 字長尾 終点 字細り

一、川畑線 起 点 字引谷 經過地 大字長尾 終点 大字平谷字川畑

一、元大沼線 起 点 大字平谷前地 終点 大字平谷地藏堂

二、郵便電信

西山郵便局 配達區域 南牟婁郡西山村大字赤木 同長尾 同平谷 同小森 同小字和田 創始年月日 明治卅六年十二月十日

一、西山村大字長尾七番屋敷に郵便受取所を設置長尾郵便受取所と稱す、監督局名古屋郵便電信局。

一、明治卅六年十二月五日官制改正の結果監督局名古屋郵便局となる。 一、同卅七年四月一日三等郵便局に改定長尾郵便局となる。

一、同四十三年四月一日西山郵便局と改稱す。 一、同四十三年四月一日官制改正名古屋通信管理局の管轄に屬す。

一、大正六年四月十三日前局長小林良之助氏退職し橋爪基氏新局長となる。

神 川 村

一、舊來ノ往還道

1、日暮越 本村を南北に區分する日暮山を越ゆるの道は村内長原區より村内赤倉區に至るもの及長原より尾川區粉所區に至るもの及神上區に至るものあり何れも里道にして峻坂なり。此中神上區と尾川區及粉所區間のもの最近年郡道に編入さる即所謂五郷神川西山線の一中部なり。

2、深田和越 神上及長原より木本町に出するの道にして神上よりは字ツクリムネを経て長原よりは長樂寺前より之に連りて飛鳥村との境なる深田和を越ゆるものにして里程も現在の長谷越よりは遠く峻坂亦之に劣らず。

3、石ヶ淵越 本村より飛鳥村に通ずるものにして長原神上礎柳谷の何れよりも上り得。

4、北山道 本本より本村神上を経て北山に至るものにして現今木本町より本町役場までは郡道なり。

5、大峪越 本本より有井村を経て本村長原に至り神上を経て北山に通ずる前記北山道の一部にして委しくは次條に譲る。



6、五郷村本村間、本村柳谷より五郷村大井谷を経て同村桃崎に出づる線と同村和田に直通する線とあり、前者は即現在郡道となるものなり。

### 二、道路改修ノ沿革

1、大嶮越、從來本村より有井村瀬戸井戸を経て木本町に出づる道路は神上長原方面よりは前記深田和越なりしが、里程遠く大嶮峠を迂回するものにして不便なりしかば、明治十五年大宇長原の人栗田順藏、下更屋佐七の二氏は私財を投じて現在の大嶮越を開通したるものにして、此工事中二氏は自己所有の全財産を投資し、盡く多少は他の寄附もありしかども、兩氏の事業に對する熱心は自己の生活に窮するに至りしも、萬難に耐へて立派に開通を見るに至りたれ共、此投資は兩氏をして他郷に流浪せざるべからざるの窮乏に陥らむ栗田氏は本郡市木に下更屋氏は新宮町に何れも郷里を去りて、今や此義人の屋敷跡のみを見るのみ、兩氏共先年死歿せらる。明治廿六年西澤庄次郎氏本村々長たり。前田耕之助氏助役として本道改修を畫策し、縣參事會の諒解を得、深田和廻し車道經費一萬三千圓を見積り第一期工事北山川畔より長原池田間の地方稅補助金九百七拾五圓の交付を受くるまでに至りしを、長原區有志及神上區一部の反對運動勃發し遂に本道の改修も沙汰止み、大正五年時の郡長平賀正文氏郡會議員小林功氏の盡力により郡道に編入せられとも、恰んご舊態依然栗田氏等開鑿の儘に今存す。

### 三、郵便電信

神川郵便局 位置、神川村大字神上 創設、明治十七年七月一日。開設當時は小包郵便は取扱はず。小包扱、同廿二年より開始。預金扱、同十八年十月十六日より開始。爲替扱、同廿九年五月一日より開始。電信扱、大正七年三月六日より開始。沿革、開設當初神上郵便局と稱し、五郷西山神川の三ヶ村を受持ち山口勇三郎局長たりしが、明治廿四年四月五郷村は大又局に屬することとなり、同三十年十月には小林功局長となり、同四十二年十月神川郵便局と改稱し、同四十三年三月には西山村も亦其受持區より分離せり之より先同廿九年五月局舎新築の工を起し、工費二二〇〇圓を投じて、同四十年七月新局舎落成す、木造洋風本舎十八坪附屬舎二坪半、從來民家を轉用せしもの大に面目を改め、越けて大正七年電話五郷郷局より連絡して電報取扱を開始し、以て今日に至る。因に電報取扱區域は神川村一圓及び和歌山縣北山村の一圓とす。

### 神川村 (尾川、長井、大井、粉所、赤倉)

#### 一、舊來ノ往還道

西山道 赤倉區の東南、有井村界なる一ノ水山より赤倉村落に入り、樫ノ戸の險坂を越え、尾川長井を経て西山村平谷に至る、道程凡そ三里。神上道 長井に於て西山道より分岐し、針金橋を渡り、日暮山を越えて神上に至る、里程凡そ一里半。

大沼道 西山道より更に長井を経て大井區なる渡船場に至る、道程凡十八町。

粉所越 當區より木本に至るには西山道によるの外、別に粉所越とて粉所より日暮山を越えて有井村瀬戸に通ずる山道あり、里程凡そ三里、妙見越 尾川より妙見山を越え、神志山村神木に通ずる山道にして、里程凡三里。

金山道 交通及木材、貨物の運輸の便に供せんが爲に、大正十年日本島穗氏等の有志相圖りて新たに開設せしものにして、粉所區より樫ノ戸を横ぎり赤倉に於て西山道より分岐して、札立峠を横にて、神志山村金山に通ずる木馬道にして、道程凡そ三里餘。

#### 二、道路改修ノ沿革

針金橋(名稱) 大字長井の東端小河川に架せる橋にして、神上通路に當る。一に高千穂橋と稱す、時の村長田本高千穂氏の發起に依り架設せしを以てこの名あり。長さ廿五間、巾五尺、兩岸に四本の支柱を以て、線線として編み上げ、これに六、七寸巾大の板敷敷を配して通路とし、兩側には金網を張りて危険を防ぐ。此の橋の設けられざりし以前には、此處より約一町下流の川原に架せる木橋を通行せしを以て、降雨増水時には一般通行人は固より向長井及び粉所よりの通學兒童は甚き危険と不便を感じ、増水甚しきに至れば對岸の交通全く杜絶せしが、明治四十三年十月有志相圖り本橋を架設して、より交通の安全と通學上の便益を得るに至れり。

### 五郷村

#### 一、舊來ノ往還道

主として大又川の沿岸に東西に通じ、東は飛鳥を経て南は木本東は新鹿北は尾鷲に通じ、本村より西は北山に南は神川村に通ぜしが、木本より北山に通ずる吉野街道開通してより、此等の舊道は全部廢道となり、只神川に通ずる字桃崎より大井谷を経て柳谷に和田を経て柳谷に通ずる道のみ舊道の儘なり。

#### 二、道路改修ノ沿革

吉野街道、飛鳥村より西北に本村を経て奈良縣吉野郡に通ずる道は、明治廿一年頃開通す之れにより、本村の發達多大なり、開通に盡力せしは、主として田垣内松之助、徳田秀十郎氏等なり。

#### 三、郵便電信ノ創設及沿革

郵便局の創立は明治廿四年二月一日。電信開始 同廿八年十二月廿一日。沿革、始めは桃崎郵便局と稱し、局長田垣内松之助氏にして、局長住宅の一部を之に充つ、明治廿六年十月十五日、局新築、同四十二年六月一日五郷郵便局と稱す。



飛鳥村

一、舊來ノ往還道

- 1、柳谷道 本村大字佐渡より神川村大字柳谷に通ずる里道
- 2、新鹿道 本村大字小又より新鹿村に通ずる里道と本村大字小坂字相ヶ谷より新鹿村に通ずる郡道とあり。

二、道路改修ノ沿革

- 一、熊野街道(縣道) 本村大字小阪の泊村界より連接し小阪小又又の三大字を経て北牟婁郡尾鷲町界矢川峠に至る縣道。明治十九年八月頃竣工す。
- 二、吉野街道(縣道) 本村大字小阪の泊村界なる熊野街道より分岐し小阪佐渡野口神山の四大字通過して五郷村に至る。明治廿年十月竣成す。
- 三、新鹿道(郡道) 明治卅四年七月起工同卅五年三月竣工す。

三、郵便電信

飛鳥郵便局 明治卅九年三月廿六日本村大字小阪百七十六番地に設置す。當時の局長池田喜一氏。同四十三年八月十一日局舎新築。大正八年十月池田局長辭任し息池田實氏後任就職。同十年十月十五日池田氏辭任。同日中田傳三郎氏就任す。同十一月廿一日同村同所字相ヶ谷十一番ノ二に移轉す。

第九編 衛生誌

第一章 上代の醫療

日本書記に曰く「大己貴命と少彥名命と力を戮はせ心を一にし天下を經營し、復顯見蒼生及び畜産の爲め則ち其療病の方を定め、又鳥獸昆蟲の災異を攘ふ爲に則ち其禁厭の法を定む、是を以て百姓今に至る迄咸く恩賴を蒙む。……其後少彥名命行て熊野の御崎に至て遂に常世之郷に適きぬ」と、即ち二神は我が國醫道の祖神にして共に我が熊野に往來ましくし神々なれば熊野に於ける醫療の法は二神の恩賴に依るものなり。本邦疫病流行の史上に見わたるは崇神天皇の五年にして「國內多疾疫民有亡且大半(日本書記)とあり、紀伊國に於ける疫病流行は文武天皇二年四月「近江紀伊二國疫」(續日本紀)とあるを初めとし、其以後に於ける疫病流行は國史に散見せり、即ち左の如し。

慶雲三年閏正月、紀伊疫、給醫藥療之(類聚國史) 和銅三年六月、紀伊疫、給醫藥療之(續日本紀) 天平十九年四月、紀伊疫(續日本紀) 天平寶字四年、諸國疾疫流行、紀國最も甚し賑給せらる(類聚國史) 同八年八月、南海諸國疫す賑救せらる

疫病發生の際には之を神意に歸し、或は疫神を祭り大祓をなし、道饗の祭祀をなしたり。大化改新以後に至りては疫病治療法も亦進歩し天平七年及び九年に痘瘡の九州地方に流行せし時は典藥寮に命じて其治方を勘へしめ、之を官符となして諸國に頒ちたり。(類聚國史) 然れど一般には尙ほ疫神を祭れり、寶龜二年三月、天下に令し疫神を祭らしむ、同五年二月天下諸國に經を讀ましめ疫氣を禳はしむとあるの類絶わす國史に見ゆ平安朝以後に及び唐との交通の結果、醫書、醫術、醫藥の法盛に輸入せられ、醫學の進歩は前代に比して著しかりき。然れども當時は佛教隆盛の時代なりしを以て朝廷を初めとして諸人の疾病を療するには讀經、祈



禱を主とせり、鎌倉時代に至つては本邦の醫學益進歩し宋の醫方を模倣せし外に、我邦の經驗を加味し解剖生理、病理等に於ても面目を新にせるものあり、足利氏の末年支那との交通少く漢學衰へ、支那の醫書を讀む者稀なるに至つては我邦の醫術は益實際の方面に着服するに至り實驗の術益進歩せるも、尙ほ一般には讀經、祈禱を以て唯一の治療豫防とせしもの多かりき。

○熊野年代記に堀河天皇承徳二年京より熊野へ醫始めて來る。圓理といふとあり。

### 第二章 藩治時代の衛生

藩治時代に至つては醫療の術益進歩せり。然れども流行病に對する豫防の如きは未だ甚だ幼稚なるを免れず紀州藩に於ては流行病禁忌と稱するものあり、禁忌とは不淨を忌むの義より殿中に出仕するを禁ずる規定にして傳染病豫防を主として定めたるものに非ざるも當時の衛生思想を察し得べきに依り左に掲ぐ。

#### 流行病禁忌

- 一、疱瘡、麻疹、水痘看病人并同居者
- 右自今兩御屋敷共御殿中遠慮仕候に不及、尤も御疱瘡、御麻疹、御水痘不及遊候御姫様方御子様の御前へ罷出候ても不苦この御事被仰出候事
- 一、御守殿方并御内證向向右同斷遠慮に不及答(安永四年未二月)
- 一、疱瘡、麻疹、水痘病人、看病人御屋敷并奥向遠慮の答
- 一、疱瘡病人は相見候日より卅五日過候は、肥立次第罷出可相勤
- 一、麻疹、水痘病人は三番湯相掛候は、御番等可相勤 但病家棟へたて看病不致候は、不及遠慮、同棟の者看病不致候共、遠慮仕候答
- 一、江戸御長屋住居の者は同棟にても御長屋住居の者は同棟にても御長屋壁を隔候は、不及遠慮
- 一、御醫師の儀は病家へ見廻り療治仕候は、行水衣服等相改候上は、遠慮に不及
- 右之通り遠慮可仕、表向は不及遠慮(寶曆十年辰五月)
- 一、奥向の面々、疱瘡、麻疹、水痘病人并看病人御殿へ罷出候儀は不相成儀、仰出有之候へ共自今不及遠慮答

但於若山御下屋敷儀は是迄の通相心得候様(天明三年卯三月)

- 一、疱瘡、麻疹、水痘看病人、御嫡子様御座敷何井出御之節御目通へ罷出候儀、三番湯相濟候迄は差控へ候振合に候得共、向後不及其儀、御廣敷向并に御姫様方御目通へ罷出候儀も右同斷
- 一、疱瘡、麻疹、水痘致候當人より差上物等も已來無構差上可申候。御嫡子様御座敷何井に表向にても御目通へ罷出候儀遠慮可仕候。御姫様方御座敷向并に御目通へ罷出候儀も遠慮可仕候(享和三年亥五月)

以上の諸令を通觀する時は當時の衛生思想の甚だ幼稚なりしを知るべく、君公の殿中に於てすら已に然りとすれば民間に於ては殆ど傳染豫防の智識なしといふべく、傳染病者あるも平然として見舞に行き、死する時にも村民其家に集まりて飲食するの風は他病と異なることなし。但し疱瘡のみは頗る之を恐れたり。紀伊續風土記に曰く

土地一方に僻在して通都大邑に遠かる故を以て牟婁郡中の諸村の中に人民疱瘡をせざるを常とする所總て廿二莊に及べり(本郡にては淺里郷疱瘡せず、入鹿莊、北山郷の中にもせざる所ありと擧げたり) 偶々他より傳染するものあれば、之を外に移して村中に居らしめず、山中に常に小屋を置き疱瘡人あれば其小屋に移し他村の常に疱瘡する所より人を雇ひて介抱をなさしむ。貧しきものさいへども皆然り、其費夥だしき故一人疱瘡する者あれば、其家生産の大半を失ふ、村醫元より疱瘡の治療を習はず、因て疱瘡を病むもの半は死に至る。こゝを以て村民益疱瘡を恐る、疱瘡ある村より來るものは村中に入る事を許さず。別に道を開きて往來を爲さしむ。

蓋し疱瘡の我が邦に入りしは聖武天皇天平七年の春筑紫の人新羅國に漂流し痘毒に染みて歸る、これより日本に流布せりと。(古事談) 其我が熊野に入りしは何れの時代に在りしやを知らずと雖傳來已に久しきに瀾れるを疑はず、即ち或る村落にては人の一生には必ず一度疱瘡を病むべきものと感念し、輕き疱瘡を病み置かんともの、故らに輕症患者に接近して感染を希ふ習慣ある村落あり。又或村落にては之を恐るゝこと虎狼より甚だしきものありて續風土記記載の如き處置を執りたる村落もありたるなり。「郡居雜記」に熊野にて一人痘を病めば一家産を破るも其費を償ふに足らずとあるは蓋し事實を記せるものなり。文化年中に常に疱瘡を病まざる東郡太田組にては其村内に疱瘡患者ある時は、之を餘りに恐れざる佐野組木ノ川に輸送し一ヶ年七



貫文の收容料を出して同地にて療養せしめたる事あり。以て如何に疱瘡を恐れしかを知らるに足るべし。醫術益々進歩し醫師の數漸く多くなりたるも、熊野僻遠の地にては容易に醫を得る能はず、窮僻の民一生醫治を請はすして死亡するあり。弘化年中の或る書に曰く

熊野山間の一庄屋嘗て病み、勺飲口に入らざるもの月餘、病稍々癒えて木本代官廳に來る瘦衰甚だし。代官問うて曰く何人の醫治を受けしやと、庄屋曰く否醫を乞はずと、代官曰く然らば如何なる實藥を服せしやと、庄屋曰く否な藥を買はずと。曰く果して然らば如何にして病を過せしやと、答へて曰く醫を請はず、藥を求めず、只だ辛抱せしのみと。

又曰く

熊野の山民痲病を病むものあり。藥を隣邑に買ひ之を服して治す。爾後村民痲病を病む者皆其の藥を服用して全治す。皆奇効神方なりとて其だ之を重んず。其時の庄屋之を聞き如何なる藥なりやと効驗書を取りて見るに標書は假名を以て「リンビヨウ藥」とあり、即痲病藥なり民假名を讀み誤りて「リビヨウ藥」と早合點して痲藥となしたるなり。

と、一笑話に過ぎざるも當時は斯る奇談も尠からざりしなるべし。醫師、醫藥に對する觀念の甚だ幼稚なりしこと推して知るべし。

### 第三章 明治以後の衛生

(1) 種痘 種痘の我邦に傳はりしは嘉永二年にして同年八月、和蘭の醫師モンニツク始めて痘苗を載せて長崎に傳ふ。桑田衡平長崎に行き之を傳習して始めて此術を擴む。此時代より我が熊野に種痘の法傳はりしと見へ仁井田長群の郡居雜記(嘉永年中の著)に

自分の四兒種痘せしに成績何れも良好なり。故に論ずるに十歳以下の者凡て種痘すべきを以てす。然れども種痘の利、天下未だ普く知らず、僻地の愚民曉すべからざる者有り(意譯)

と慨嘆の意を漏らせり。

尾呂志村にては、嘉永三年の夏新宮醫師大石元稻來り種痘を行へり尾呂志校栗林校長の調査報告に見ゆ。是れ本郡に於ける種痘記録の嚆矢なりとす。同地の豪家たりし東家は大石家と累代姻親の關係あり。大石氏の説に依りて種痘を行ひしものなるべし。尙ほ下文參照

又安政三年十月の新宮醫師肝煎大石元稻より部内組々醫師取締へ宛てたる廻文に

御領分の者昔より痘瘡を恐れ候。村々右の痘瘡を相煩候者過半死亡を免れず。右に付西洋傳來の牛痘最寄村々醫師へ傳授致し一統へ施行致させ候様湯川寛仲へ被仰付候間、其旨相心得新宮初め御領分中へ不洩様可申遣事(安政三年辰十月廿七日付)

とありて種痘を奨励したるも、當時人智未だ進まず、畜牛の痘を貴重なる人體に注射するを不可なりとし、或は牛痘は人を牛化するものなりなどの迷信を唱へて容易に民間には普及するに至らざりしが、政府は明治三年四月二十四日各府藩縣に令して普く種痘を行はしめ、爾後之を強行することとなりて種痘術は普く民間に行はるゝに至れり。

(2) 虎列刺病 虎列刺病の我が國に入りしは文政五年にして、同三年爪哇バダビヤの地に發し翌年殊に甚しかりしが、五年我が九州に入り八月山陰、山陽二道に流行し、九月に至り益盛にして遂に畿内に入りて最も猖獗を極め、京都より伊勢路に達せしが、此の時は關東には及ばざりき、爾後三十五年を経て安政五年に至り支那より長崎に傳染し六月下旬東海道に傳はり、七月上旬江戸に達し、八月に至り全國に蔓延し、九月頃紀州一般に流行したり。江戸にては九月末に寺々より書上げたる死亡數十一萬六千餘人に達し、兩國回向院のみにても二萬八千餘人に達したりと云ふ。當時の見聞記に

安政五年三月、ろりき云ふもの大に流行し病起り候へば忽ち夢中の如くに相成、手足須臾の間に冷たく相成、或は大腹痛にて吐瀉し、二時或は三時半にて死候。中々三日も持つ人なく、長きは一日半、又は二日位にて皆ころゝと暮なく相成候。子供老人挿は稀にして二十歳位より四十歳位の人のみ多く御座候。先づ是を防ぐには手足を蒸し冷ざる様にいたし、燒酎杯多く用ゐ、或は惣身へ燒酎を吹き、芥子泥を心下へはり、葱を燒酎にて焚き是にて腹をむし色々致候へども助かる人稀にして大抵は死に申候。宮寺にては御札、或は御守り、七五三繩杯を出し色々呪仕候。元來移り病にて一家三人も一時に死候家も有之、夫婦同時に野邊送り致候家も有之候。



とあり、以て其恐慌の状を察すべきなり。翌安政六年六月復又流行ありて病勢前年よりも猖獗なりしと云ふ。其以後久しく發生を見ざりしが、明治十年西南戦争中清國厦門地方より病毒傳播して全國に瀰漫し本郡地方も其餘波を受けたり。同年以後十六年頃迄年々多少の患を出し、明治二十三年にも亦流行せり。

(3) 麻 疹 麻疹は元和二年全國に流行し其後元祿三年、寶永五年、享保十五年、寶曆三年、安永五年享和三年、文政七年諸國に流行せしこと舊記に見わたるも、其の何れが紀伊國に流行せしや詳かならず。文久二年全國に大流行し紀伊國も大慘狀を呈せり。年代記に文久二年七、八月の際麻疹大に流行し、往々死するものあり」と記せり。明治以後にも時々流行せり。見聞雜記に

文久二年六月頃より麻疹病大流行にて廿歳未満の者過る、者なく、廿歳以上は煩ふもの少なしといへども、或は四十又は五十位の人致し候。廿八年以前に流行致候由、其後十ヶ年をへて致候。其時一度致候者は此度は遅れ候。大槪初病は頭痛又は風引の如く二三日経て熱氣發し麻疹出る前には熱度數事疑ぐが如く或は人事忘却に至り戲言云ふ節も有之、又は發狂致し候も有之、出揃ひ候時は一兩日の内跡なく治候得共精氣衰候事甚敷、十日や十五日にては本快不致候。

(4) 傳染病發生 我邦に於て傳染として最も多くの慘禍を與へたるものは明治十年の虎列刺病襲來とす。此の年實に一萬餘の患者を出し七千餘の死者を出せり。同十二年同十五年にも再び流行し猛威を振へり。同十九年又々全國に虎疫流行し頗る猖獗を極めたり。本縣にては六月十四日度會郡櫻木町に類似患者一名發生し十五日死亡したるを初とし奄藝郡豊野村に男一名、桑田郡賀田村に男一名死亡し八月に至り桑名に二名、南北牟婁兩郡に六名發生して、更に漸次各郡に傳播し六月初發以來年内は一千八百八名の死者を生ずるに至り明治十二年の死者一千百十五名に次での慘事なり。日清戦役中の明治二十八年には三百五十二名の死者ありて虎疫は同年を以て打切りとし、本縣にて四十三名の死者五名を以て終熄とす。赤痢病は年々流行し殊に其の最も激烈を極めたるは二十九年の死者五百七十七名、二十七年の三百四十八名

二十八年の二百十名にして此の三箇年間を通じて赤痢病の最流行時とす。天然痘は明治十七年以降年々流行の兆あり。二十年には新潟、巖手、青森等の東北地方を侵し、本縣に在りては桑名郡に數名の患者あり。嚴に各都市に令して種痘を勵行せしめたり。又三十年には本縣下に流行して死者三百十六名を出せり。是れ最も其の甚だしきものなりとす。實布埜利亞、及腸窒扶斯も年々發生して其の慘害を逞うせり。今左に明治十一年以降大正四年に至る三十八年間の本縣下傳染病死者累年比較表を示すべし。

傳染病死者累年比較表

(猩紅熱、發疹、瘰癧は僅少に付除く)

年次	虎列刺	赤痢	腸窒扶斯	痘	實布埜利亞	年次	明正	虎列刺	赤痢	腸窒扶斯	痘	實布埜利亞
明治十一年	一、二五	一	三	三	三	同	同	一	一	一	一	二
同十二年	三	三	三	三	三	同	同	一	一	一	一	一
同十三年	三	三	三	三	三	同	同	一	一	一	一	一
同十四年	三	三	三	三	三	同	同	一	一	一	一	一
同十五年	五七	一〇	一〇	一〇	一〇	同	同	一	一	一	一	一
同十六年	七	七	七	七	七	同	同	一	一	一	一	一
同十七年	三	三	三	三	三	同	同	一	一	一	一	一
同十八年	一〇八	三	三	三	三	同	同	一	一	一	一	一
同十九年	一、〇八	三	三	三	三	同	同	一	一	一	一	一
同二十年	三	三	三	三	三	同	同	一	一	一	一	一
同二十一年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一
同二十二年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一
同二十三年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一
同二十四年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一
同二十五年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一
同二十六年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一
同二十七年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一
同二十八年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一
同二十九年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一
同三十年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一
同三十一年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一
同三十二年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一
同三十三年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一
同三十四年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一
同三十五年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一
同三十六年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一
同三十七年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一
同三十八年	一	一	一	一	一	同	同	一	一	一	一	一



又本郡に於ける最近の傳染病者は左の如し。

年	赤痢 腸チブス					赤痢 腸チブス				
	六	七	八	九	十	元	二	三	四	五
年	四	一〇	二	四	一	四	一	一	四	一
年	三	三	三	一〇	四	一	一	一	一	一
年	一	一	一	二	二	三	一	一	一	一
年	二	三	八	八	三	三	六	四	一五	一
年	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一
合計	一九	一七	一七	二五	九	一〇	七	二〇	四九	一

(虎列刺病は明治四十三年に三人あり以来發生なし)

(5) 防疫制度 明治維新前は人力を以て傳染病を豫防し得る事を知らず、従つて防疫制度の如きは全く見ざるを得ざりき。然るに醫學衛生の進歩と共に傳染病の豫防し得べきを知り防疫制度の制定を見るに至れり。明治十年虎列刺病流行に際し、政府は豫防心得書を地方廳に示して豫防方法を講せしめたり。爾後各種傳染病の逐次發生するに鑑み、同二十八年四月内務省訓令第四號を以て市町村に設置すべき避病院設置準則を發布したり、蓋し傳染病傳播の最大原因の一は患者の隱蔽にあるを以て傳染病院及び隔離病舎を設置せしめ、以て此等の弊を防止せんとするの主旨なり。越て三十年三月法律第三十六號を以て傳染病豫防法を公布し、虎列刺、赤痢、腸室扶斯、痘瘡、發疹室扶斯、猖紅熱、實布埤利亞及びベストの八種を傳染病とし、此等傳染病の豫防消毒方法より平時其他流行の際に地方長官の執るべき方法權限を示し、市町村に傳染病豫防委員を置かしめ、傳染病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所を設置せしめ、又檢疫委員を置き、衛生組合を設けしむる等の方法を規定せり。此の法律の施行に依り本郡各町村に隔離病舎、傳染病豫防委員、衛生組合等を設

くるに至れり。

(6) 出生と死亡 本郡に於ける年々出生及死亡數は第二編自然誌第七章戸口概説の狀に詳記せるが、之を道府縣及び本縣下と對比するに出生率に於ては本縣は順位二四、死亡率二八、死産率一七に位せり、即ち左の如し。(大正八年調)

道府縣	出生		死亡		死産	
	平均	順位	平均	順位	平均	順位
道府縣	三一、六二	二二、七九	二、三六	二、一六	一七	
三重縣	三〇、六〇	二三、三二	二、一六	二、一五	一	
三重縣	二四	二八	一七			

  

三重縣	出生		死亡		死産	
	平均	順位	平均	順位	平均	順位
平均	三六、二〇	二五、八九	二、二三			
最多(員辨)	四四、九八	(員辨)三一、一五	(南郡)三、一五			
最少(山田)	二九、七八	(南郡)二〇、八四	(山田)〇、八〇			
本郡	四一、六五	二〇、八四	三、一五			
本郡	三	一六	一			

尚ほ出生、死亡、死産の比率累年比較表左の如し。

大正十年	死亡百に對する出生率		出生百に對する死亡率		出生百に對する死産率	
	同九年	同八年	同七年	同六年	同五年	同四年
同九年	一九、八五	一四、七四	一六、九六	一七、一八	一七、七三	一七、八八
同八年	五、〇四	七、一五	九、四九	六、九四	五、三三	五、七九
同七年	七、五五	八、七四	七、九三	八、四五	七、五四	八、五四
同六年						
同五年						
同四年						
同三年						
同二年						
同元年						
平均						

(7) 幼兒と死亡率 本郡は比較的死産率の多き事は前項に述ぶる所の如し。然るに一個年未滿の乳兒死亡



